佐賀市歴史的風致維持向上計画

令和３年３月

佐　賀　市

目　次

頁

名称、主体及び計画期間　・・・・・・・・・・・・・・　1

はじめに
1　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　計画策定の目的と役割　・・・・・・・・・・・・・　2
3　計画策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・　5
4　計画策定及び推進体制　・・・・・・・・・・・・・　8
5　文化財部局とまちづくり部局の連携体制　・・・・・・・・・・・・・　11

第1章　佐賀市の歴史的風致形成の背景
1　自然及び社会的環境　・・・・・・・・・・・・・・　12
2　歴史的背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
3　佐賀市の文化財等の分布状況　・・・・・・・・・・・・・・　37

第2章　佐賀市の維持及び向上すべき歴史的風致
1　城下町の形成とその維持から見える歴史的風致　・・・・・・・・・・　57
2　長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致　・・・・・・・・・　76
3　佐賀藩の近代化産業と伝統産業の継承から見える歴史的風致　・・・　86
4　城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致　・・・・・・・・・・　91
5　堀文化の継承から見える歴史的風致　・・・・・・・・・・　98
6　祭事の継承から見える歴史的風致　・・・・・・・・・・　105

第3章　歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針
1　歴史的風致の維持及び向上に関する課題　・・・・・・・・・・　125
2　上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け・　129
3　歴史的風致の維持及び向上に関する方針　・・・・・・・・・・　134

第4章　重点区域の位置及び区域
1　重点区域の位置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　137
2　重点区域の区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　139
3　重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果　・・・・・・　141
4　重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携　・・・・　142

第 5 章　文化財の保存又は活用に関する事項
1　佐賀市全体に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
2　重点区域に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159

第 6 章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
1　歴史的建造物等の保存に関する事項　・・・・ 170
2　周遊ルートの整備及び道路・水路の整備に関する事項　・・・・ 188
3　その他、歴史的風致の維持向上に寄与する事項　・・・・ 199

第 7 章　歴史的風致形成建造物に関する事項
1　歴史的風致形成建造物の指定の方針等　・・・・ 203
2　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項　・・・・ 217

資料
国指定文化財　一覧表　・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
佐賀県指定文化財　一覧表　・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2
佐賀市指定文化財　一覧表　・・・・・・・・・・・・・・ 資料 5
国の登録有形文化財　一覧表　・・・・・・・・・・・・・・ 資料 9
22 世紀に残す佐賀県遺産　指定一覧表　・・・・・・・・・・・・・・ 資料 9
佐賀市都市景観重要建築物等及び佐賀市景観重要建造物 指定一覧表
・・・・・・・・・・・・・・ 資料 10
参考資料　・・・・・・・・・・・・・・ 資料 11

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第5条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名　　称　佐賀市歴史的風致維持向上計画
主　　体　佐賀市
計画期間　平成24年度から令和3年度までの10年間とする

はじめに

1　計画策定の背景

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「法」という。）は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義（法第1条）しており、地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取り組みを国が積極的に支援することにより、「個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的」として、平成20年5月に公布され、同年11月に施行された。

平成17年10月1日、1市3町1村が合併、さらに平成19年10月1日に南部3町が合併し新しい佐賀市が誕生した。合併した1市6町1村には、それぞれの地域に根ざした歴史・文化が継承され、また人々の生活の中で育まれてきており、それが特色ある地域づくりにつながっている。

2度にわたる合併後に改訂した「第一次佐賀市総合計画」の政策展開の基本方向の一つである「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」では、「佐賀藩の時代を中心に築かれたまちなみや歴史的建造物を生かし、歴史や文化に根ざしたまちなみや景観の形成を図るとともに、水網都市といわれる所以である水路やクリークを生かして、都市施設とみどりや水が共存する景観づくりに取り組みます。」としており、これは法の趣旨に強く結びつくものである。

さらに、西洋以外の地域において初めて急速な近代化を果たし飛躍的な発展を遂げた過程を示す「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（平成27年7月に世界文化遺産登録）の構成資産の一つである「三重津海軍所跡」をはじめ、幕末佐賀藩の近代化産業遺産である「築地反射炉跡」「多布施反射炉跡」「精煉方跡」について、当市では発掘及び文献の両面から精力的に調査を行っている。この調査によって、新たな発見が得られるにつれ市民の関心が高まっており、身近な歴史・文化資産に対する再認識や保護及び周辺環境の保全・整備が強く求められるようになってきている。

このような背景のもと、佐賀市固有の歴史的風致を維持し、さらなる向上を図るため「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定するものである。

2　計画策定の目的と役割

前述した背景のもと佐賀市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、法第 4 条の歴史的風致維持向上基本方針に基づき、法第 5 条の規定による歴史的風致維持向上計画として「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

本計画は、第一次佐賀市総合計画の基本構想に掲げる将来像“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち　さが」”の実現に向けての計画の一つと位置付け、その策定にあたっては、相互に関連性がある「佐賀市景観計画（平成 23 年度変更）」及び「佐賀市都市計画マスタープラン（平成 21 年度改定）」との整合を図る。

第一次佐賀市総合計画(H19～H26)
基 本 構 想【都市像】

合併により誕生した新しい佐賀市は、北部の山や森林、南部の有明海、そして、南北を貫く嘉瀬川水系に広がる田園地帯という肥沃で豊かな自然に恵まれています。人々は、自然に包まれ、身近に感じながら、やさしく穏やかな環境の中で暮らしています。

しかし、現代社会は、急激な変貌を遂げようとしており、本市もそれらの変化の荒波から逃れることはできません。特に、これからの日本の行方を左右する大きな変化は、人口減少、少子高齢化と言えるでしょう。また、社会や心のひずみが生み出すさまざまな問題も現れています。

このような時代背景や基本理念を踏まえ、私たちは、2014 年度（平成 26 年度）に実現を目指す佐賀市の将来像を次のように定めます。

“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち　さが」”

第二次佐賀市総合計画（H27～R6）
基 本 構 想【将来像】
“「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち　さが」”

「恵まれた自然環境に恵まれ、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまち」であることは本市の貴重な財産です。この貴重な財産を更に磨き上げ、市民が幸せを実感できる成熟した地域社会をめざします。豊かな暮らしを支え、その魅力一層高めるには、基礎となる安定した経済的成長と安心・安全な都市環境が必要です。本市では、雇用機会の確保や経済産業の活力の向上が引き続き重要な課題となっており、少子・高齢化や市民ニーズの多様化・高度化等の社会環境は、経済産業を拡大する機会でもあります。また、グローバルな視点で本市の持つ魅力や資源を最大限に活かし、安定した成長と賑わいを生み出すことで、市民の幸せにつなげていかねばなりません。このような将来の姿の実現に向けて、市民や行政が相互に絆を深め、知恵と工夫を結集するとともに、次世代の育成を進めることで、新たな未来を築きあげます。

関連計画の相関関係図

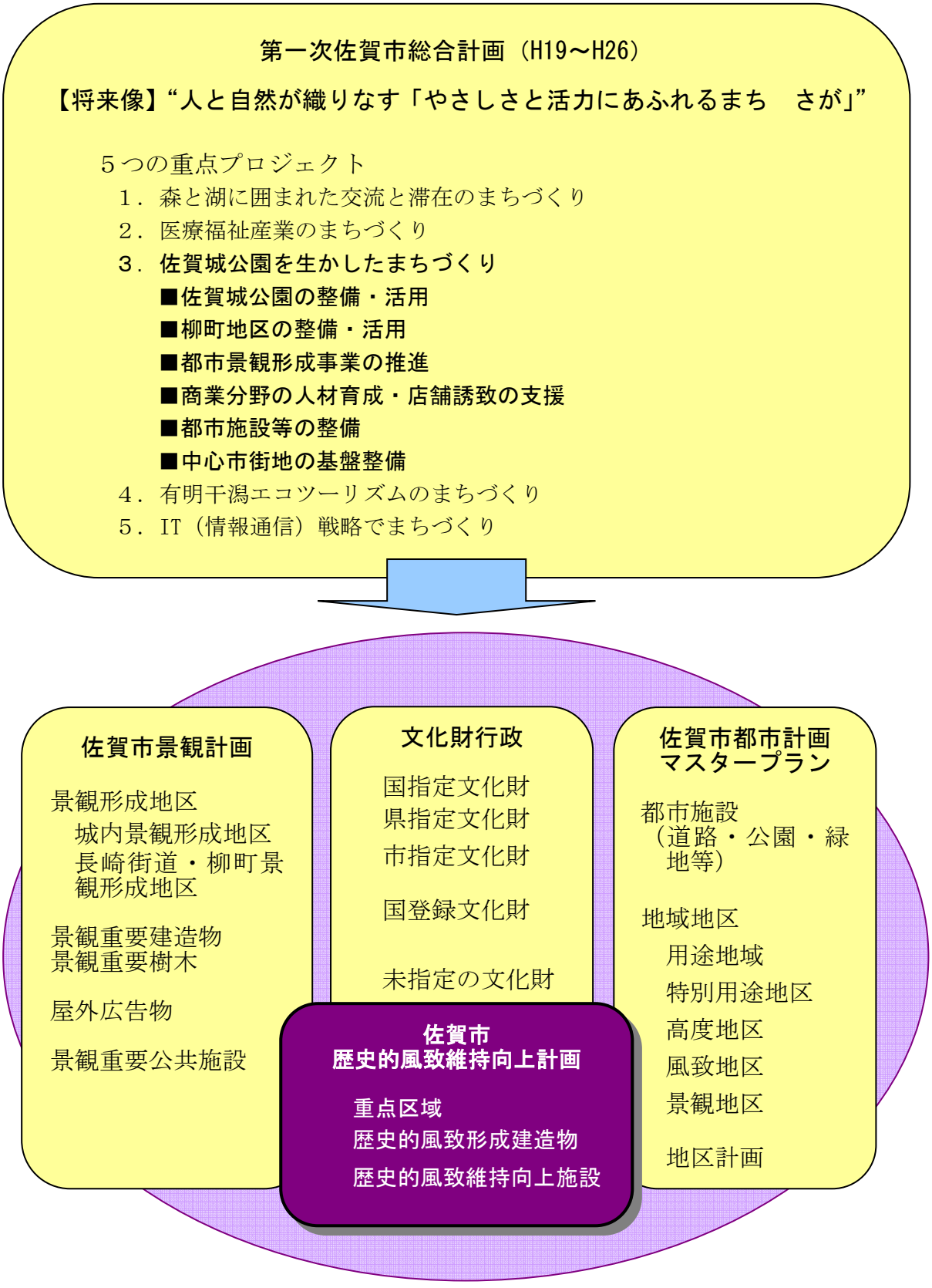
第一次佐賀市総合計画（H19～H26）
【将来像】“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち　さが」”
５つの重点プロジェクト
１．森と湖に囲まれた交流と滞在のまちづくり
２．医療福祉産業のまちづくり
３．佐賀城公園を生かしたまちづくり
■佐賀城公園の整備・活用
■柳町地区の整備・活用
■都市景観形成事業の推進
■商業分野の人材育成・店舗誘致の支援
■都市施設等の整備
■中心市街地の基盤整備
４．有明干潟エコツーリズムのまちづくり
５．IT（情報通信）戦略でまちづくり
佐賀市景観計画
景観形成地区
城内景観形成地区
長崎街道・柳町景観形成地区
景観重要建造物
景観重要樹木
屋外広告物
景観重要公共施設
文化財行政
国指定文化財
県指定文化財
市指定文化財
国登録文化財
未指定の文化財
佐賀市都市計画マスタープラン
都市施設（道路・公園・緑地等）
地域地区
用途地域
特別用途地区
高度地区
風致地区
景観地区
地区計画
佐賀市
歴史的風致維持向上計画
重点区域
歴史的風致形成建造物
歴史的風致維持向上施設

関連計画の相関関係図

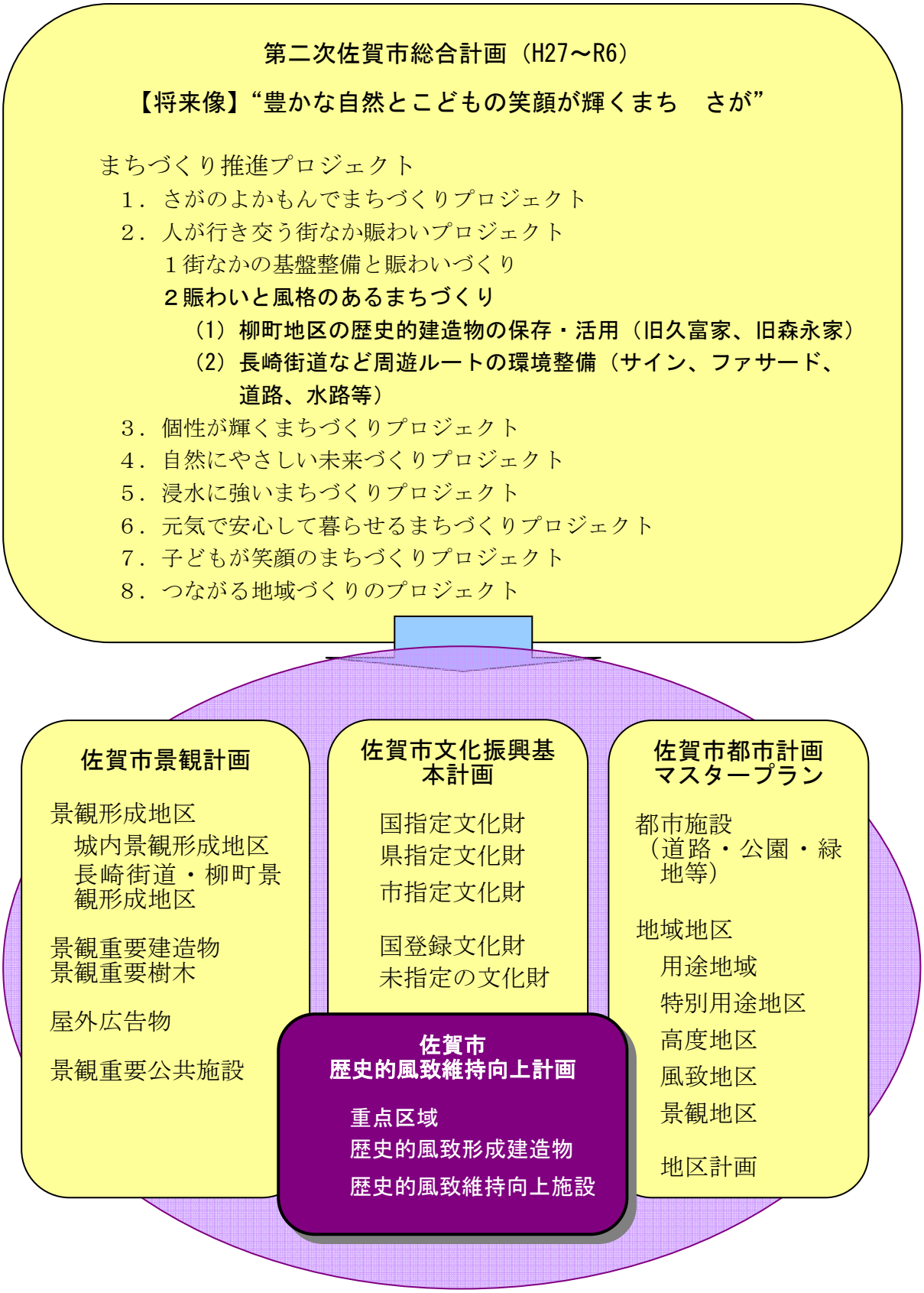
第二次佐賀市総合計画（H27～R6）
【将来像】“豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち　さが”
まちづくり推進プロジェクト
１．さがのよかもんでまちづくりプロジェクト
２．人が行き交う街なか賑わいプロジェクト
１街なかの基盤整備と賑わいづくり
２賑わいと風格のあるまちづくり
（1）柳町地区の歴史的建造物の保存・活用（旧久富家、旧森永家）
（2）長崎街道など周遊ルートの環境整備（サイン、ファサード、道路、水路等）
３．個性が輝くまちづくりプロジェクト
４．自然にやさしい未来づくりプロジェクト
５．浸水に強いまちづくりプロジェクト
６．元気で安心して暮らせるまちづくりプロジェクト
７．子どもが笑顔のまちづくりプロジェクト
８．つながる地域づくりのプロジェクト
佐賀市景観計画
景観形成地区
城内景観形成地区
長崎街道・柳町景観形成地区
景観重要建造物
景観重要樹木
屋外広告物
景観重要公共施設
佐賀市文化振興基本計画
国指定文化財
県指定文化財
市指定文化財
国登録文化財
未指定の文化財
佐賀市都市計画マスタープラン
都市施設（道路・公園・緑地等）
地域地区
用途地域
特別用途地区
高度地区
風致地区
景観地区
地区計画
佐賀市
歴史的風致維持向上計画
重点区域
歴史的風致形成建造物
歴史的風致維持向上施設

3　計画策定の経緯

本計画の策定の経緯を以下に示す。

平成 22 年 4 月 26 日　庁内検討会準備会
計画策定スケジュールの確認

平成 22 年 8 月 26 日　第 1 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
会長・副会長選任、計画全体の骨子の確認

平成 22 年 9 月 21 日　第 1 回 佐賀市歴史まちづくり庁内検討会
重点区域と事業の検討・各課ヒアリング（～1 月）

平成 22 年 11 月 2 日　第 2 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
重点区域の確認、歴史的風致の確認

平成 23 年 1 月 19 日　第 2 回 佐賀市歴史まちづくり庁内検討会
重点区域の確認、事業内容の確認

平成 23 年 1 月 26 日　第 3 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
「佐賀市歴史的風致維持向上計画」骨子の確認

平成 23 年 3 月 25 日　第 3 回 佐賀市歴史まちづくり庁内検討会
「佐賀市歴史的風致維持向上計画」（原案）の確認

平成 23 年 3 月 28 日　第 4 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
「佐賀市歴史的風致維持向上計画」（案）の確認

平成 23 年 4 月 11 日～ 5 月 10 日　パブリックコメント
意見の提出なし

平成 23 年 11 月 18 日　第 4 回 佐賀市歴史まちづくり庁内検討会
「佐賀市歴史的風致維持向上計画」（最終案）の確認

平成 23 年 12 月 22 日　第 5 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
「佐賀市歴史的風致維持向上計画」（最終案）の確認

平成 24 年 2 月 10 日　「佐賀市歴史的風致維持向上計画」　認定申請

平成 24 年 3 月 5 日　「佐賀市歴史的風致維持向上計画」　国認定

平成 24 年 3 月 28 日　第 6 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
国の認定報告

平成 24 年 8 月 23 日　第 1 回 佐賀市歴史まちづくり事業調整会議
事業進捗の調整

平成 25 年 5 月 21 日　第 7 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
平成 24 年度事業評価及び今後のスケジュール

平成 26 年 1 月 31 日　第 2 回 佐賀市歴史まちづくり事業調整会議
事業進捗の調整

平成 26 年 2 月 18 日　第 8 回 佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）
計画変更案の協議、平成 25 年度事業進捗報告

平成 26 年 3 月 28 日　「佐賀市歴史的風致維持向上計画」軽微な変更の提出

平成 26 年 5 月 14 日　**第 3 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議**
事業進捗の調整
平成 26 年 5 月 26 日　**第 9 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
平成 25 年度事業評価及び今後のスケジュール
「佐賀市歴史的風致維持向上計画」軽微な変更の報告
平成 27 年 2 月 12 日　**第 4 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議**
事業進捗の調整
平成 27 年 2 月 21 日　**第 10 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
計画変更案の協議、平成 26 年度事業進捗報告
平成 27 年 3 月 10 日　**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」変更認定申請**
平成 27 年 3 月 27 日　**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」変更国認定**
平成 27 年 4 月 30 日　**第 5 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議**
事業進捗の調整
平成 27 年 5 月 27 日　**第 11 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
平成 26 年度事業評価及び今後のスケジュール
平成 28 年 1 月 19 日　**第 6 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議**
事業進捗の調整
平成 28 年 4 月 22 日　**第 7 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議**
事業進捗の調整
平成 28 年 5 月 27 日　**第 12 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
平成 27 年度事業評価及び今後のスケジュール
平成 29 年 2 月 6 日　**第 13 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
計画変更案の協議
平成 29 年 3 月 23 日　**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」変更認定申請**
平成 29 年 3 月 31 日　**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」変更国認定**
平成 29 年 5 月 25 日　**第 8 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議**
事業進捗の調整
平成 29 年 5 月 31 日　**第 14 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
平成 28 年度事業評価及び今後のスケジュール
平成 30 年 2 月 14 日　**第 15 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
計画変更案の協議、平成 29 年度事業進捗報告
平成 30 年 3 月 30 日　**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」軽微な変更の提出**
平成 30 年 4 月 25 日　**平成 30 年度佐賀市歴史まちづくり事業関係課会議**
平成 30 年度事業計画の確認
平成 30 年 5 月 17 日　**第 16 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）**
平成 29 年度事業評価及び今後のスケジュール

令和元年 5 月 17 日	**令和元年度第 1 回佐賀市歴史まちづくり事業調整会議** 令和元年度予定事業の確認・調整
令和元年 5 月 23 日	**第 17 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）** 平成 30 年度事業評価及び今後のスケジュール
令和２年 2 月 13 日	**第 18 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）** 計画変更案の協議
令和２年 3 月 3 日	**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」変更認定申請**
令和２年 3 月 24 日	**「佐賀市歴史的風致維持向上計画」変更国認定**
令和２年 6 月 23 日	**第 19 回佐賀市歴史まちづくり協議会（法定協議会）** 令和元年度事業評価及び今後のスケジュール（書面開催）

4　計画の策定及び推進体制

本計画の策定体制を下図に示す。

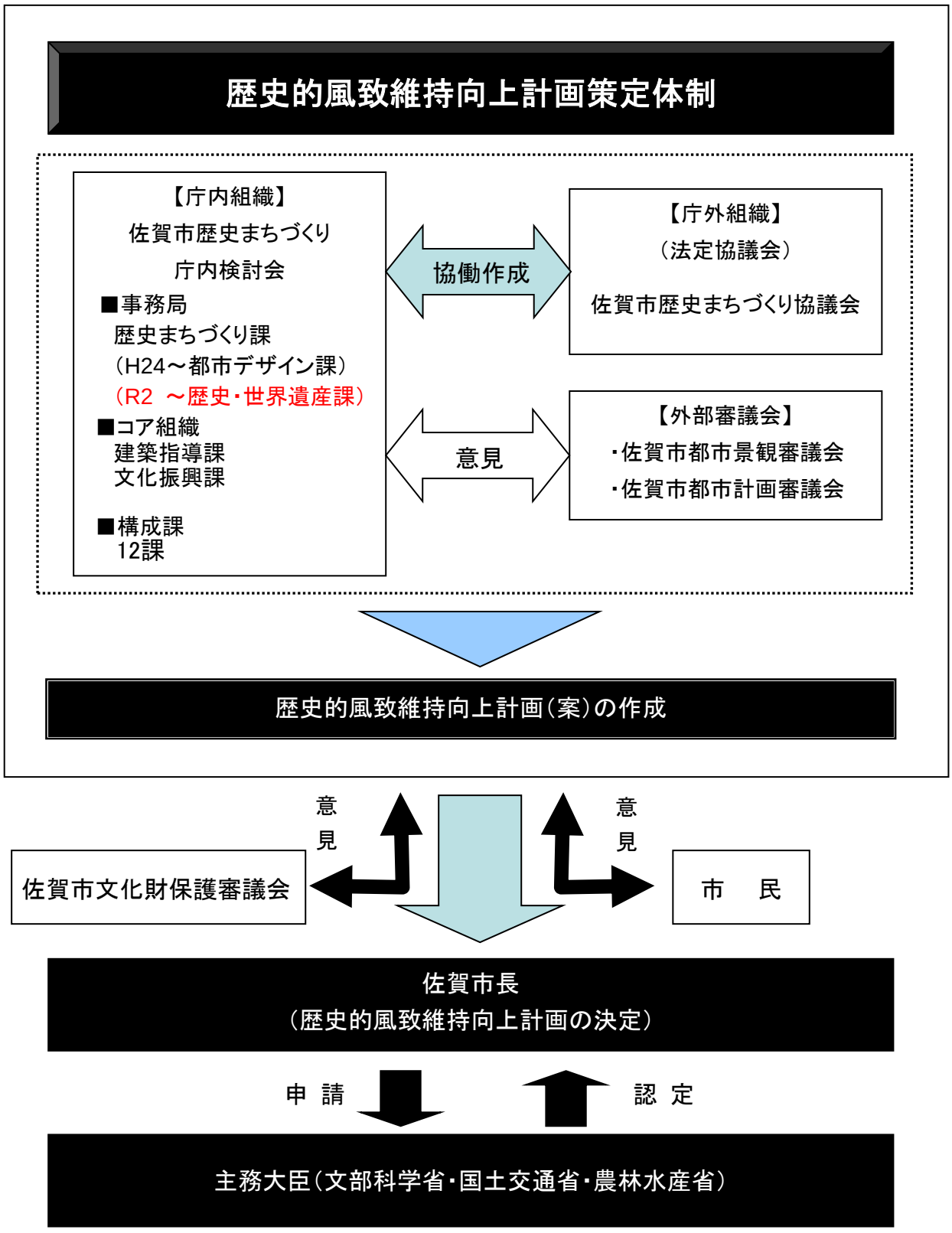

佐賀市歴史まちづくり協議会

素案の作成段階から学識経験者、有識者や県（まちづくり部局と文化財部局)、関係者の意見を十分に反映し、「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定した。

また、本計画の推進にあたっては、「佐賀市歴史まちづくり協議会」を中心に、事業実施に関する事項や計画変更に関する協議を行う。

佐賀市歴史まちづくり協議会委員　10 名　順不同　　令和 2 年 1 月 30 日現在

役職	名　前	備　考
佐賀市都市計画審議会　会長 佐賀大学名誉教授	荒牧　軍治	会長
佐賀市文化財保護審議会　会長 公益財団法人鍋島鍋島報效会　徴古館副館長	藤口　悦子	副会長
佐賀市景観審議会　会長 九州大学大学院芸術工学研究院　環境・遺産デザイン部門　教授　博士（農学)	包清　博之	
佐賀市文化財保護審議会　委員	金子　信二	
一般社団法人文化芸術の泉アール･フォンテヌ 代表理事	古川　久美子	
佐賀県建築士会　理事	三原　ユキ江	
郷土史家	北原　学	
公募	髙橋　朋子	
佐賀県県土整備部　都市計画課 景観担当係長	小野　定利	
佐賀県文化・スポーツ交流局　文化課 文化財保護室副室長	古川　直樹	

佐賀市歴史まちづくり事業調整会議

重点区域を対象とした歴史的風致の維持及び向上を図るための各種事業や取り組みを実施するにあたり、庁内の関係課で組織する「佐賀市歴史まちづくり事業調整会議」を設置し、円滑かつ効果的な事業推進を行うものとする。

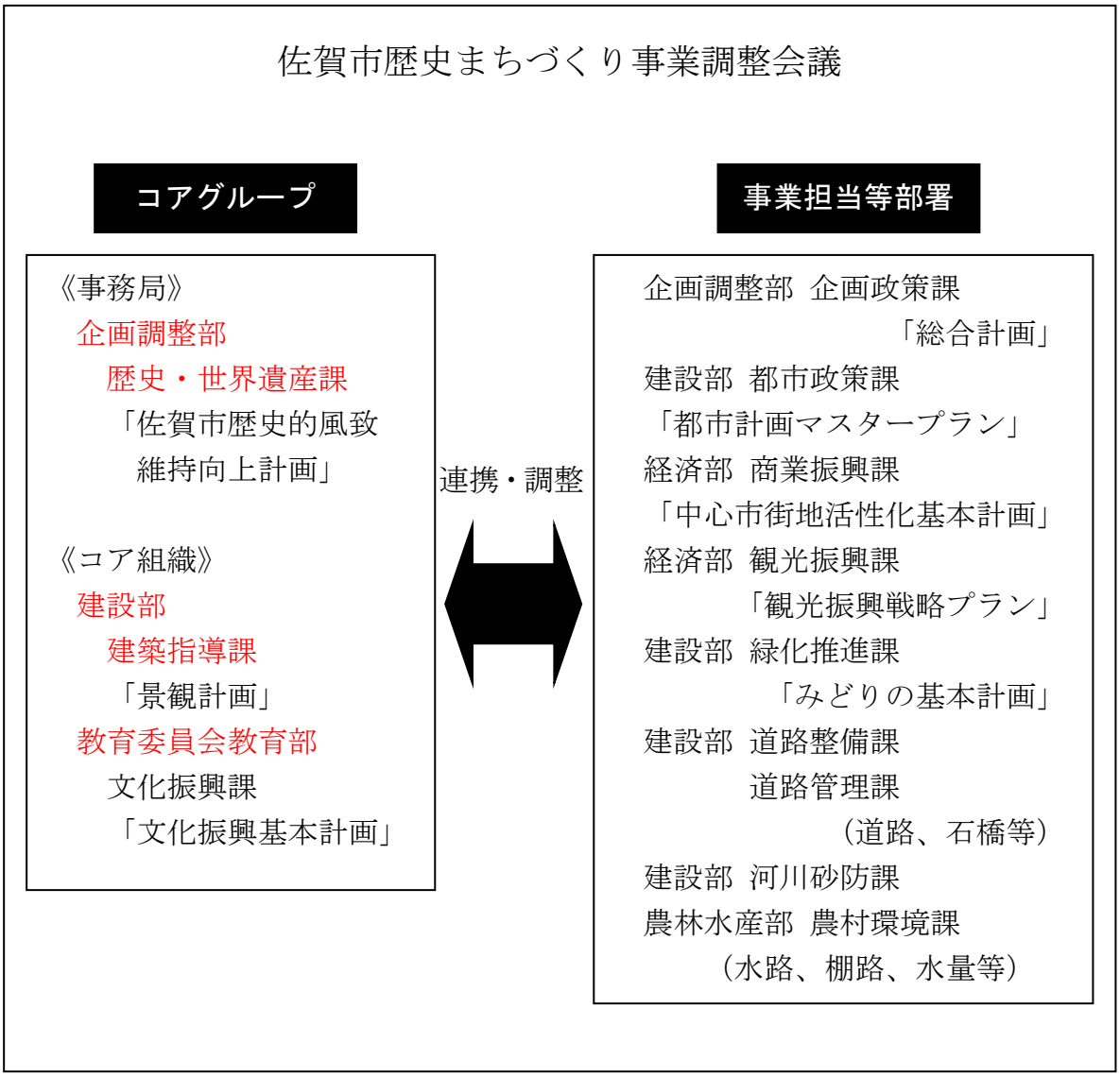

５　文化財部局とまちづくり部局の連携体制

当市では、歴史資産を活用したまちづくりの推進及び「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の世界遺産登録推進のために、平成 24 年 4 月、市長部局に新たに都市デザイン課を設置し、課員にまちづくり担当技術職員と文化財専門職員を配置した。

また、歴史的風致維持向上計画を推進する際、関係各課との連携を図ることが重要となるため、都市デザイン課を企画調整部に置き、以下の課と密接な連携体制を整えた。平成 26 年度からは、景観行政との連携を図るため、都市デザイン課を建設部に配置した。令和２年度からは都市デザイン課を廃して企画調整部に歴史・世界遺産課を設置し、世界遺産の保全・活用と歴史まちづくり推進の体制を整えた。

当市の組織では、企画調整部に政策審議監を置き、政策審議監の下に各部副部長が兼務する政策調整監を置くことにより、部をまたがる施策について各部・各課との連携を図る体制をとっている。

庁内連携体制（佐賀市歴史まちづくり事業調整会議）

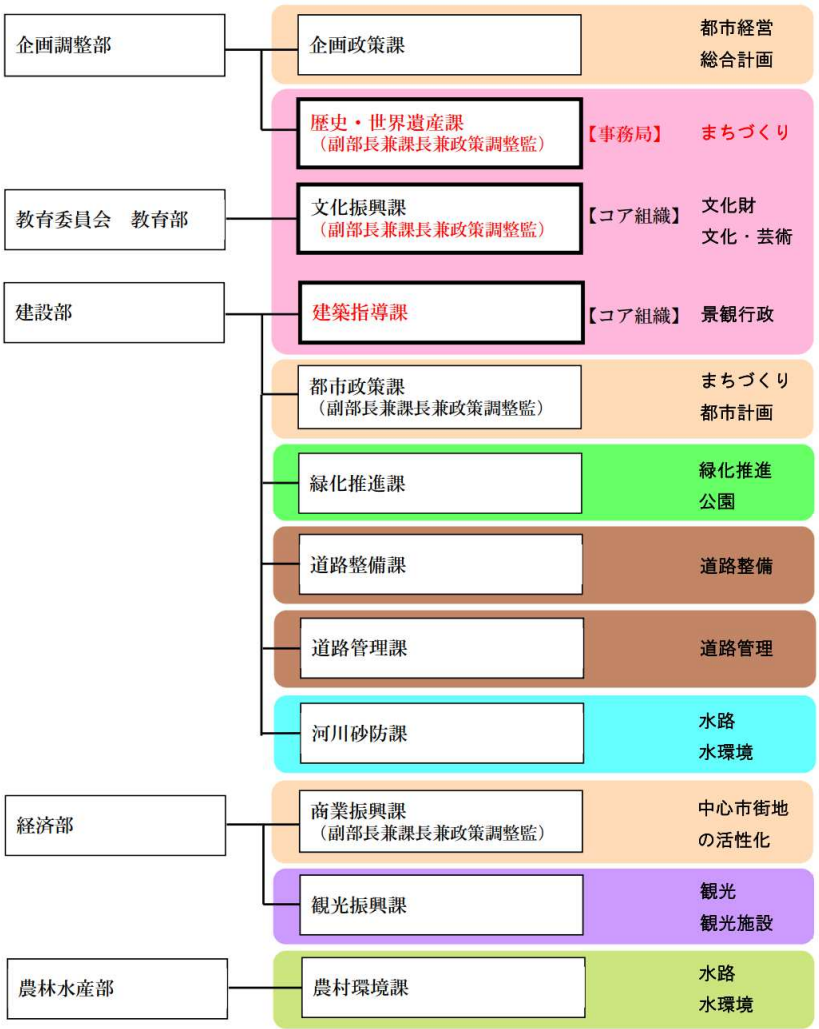

第１章　佐賀市の歴史的風致形成の背景

1　自然及び社会的環境

（１）自然・風土

佐賀市は、佐賀県のほぼ中央部に位置する県庁所在地であり、東は神埼市、西は小城市、北西部では唐津市と接する。佐賀市中心部と隣県の福岡市の中心部との直線距離は約 50km、長崎市中心部との直線距離は約 65km である。平成 17 年及び平成 19 年における 2 度の市町村合併を経て、東西約 22 km、南北約 38 km、面積 431.84 平方キロメートルの南北に長い市域となった。

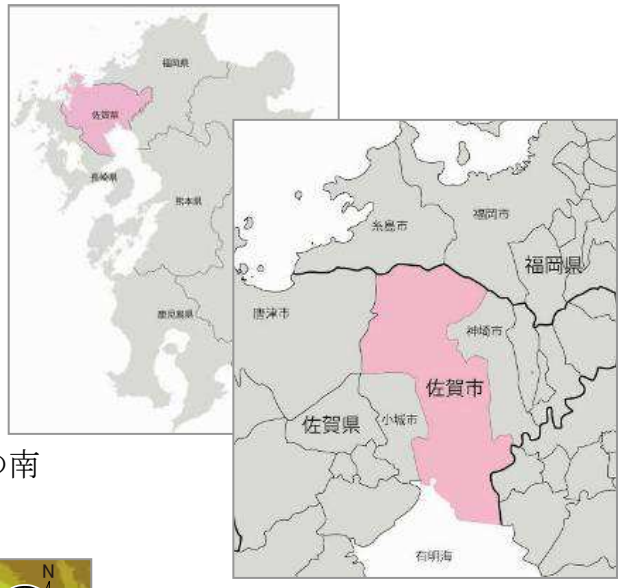

佐賀市の位置

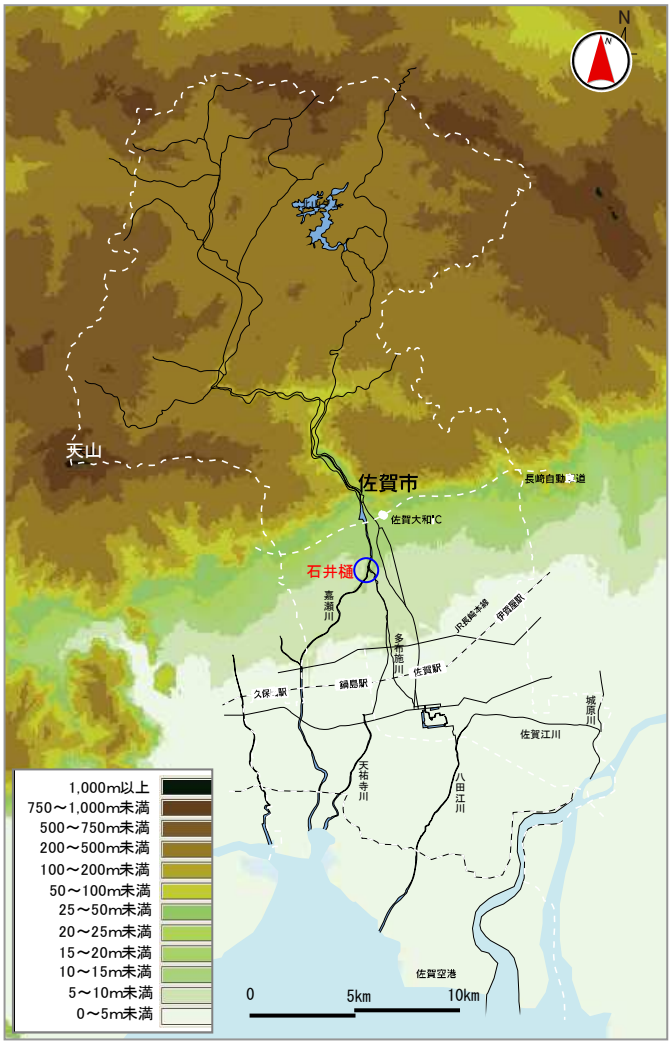

佐賀市の地勢図

市域は、北は脊振山地に及び、南は緩やかに広がる沖積平野を挟んで有明海に達しており、文字通り「山から海まで」を包括した豊穣な自然を擁している。市域北部では福岡市と接しており、県庁所在地が隣接する数少ない事例の一つでもある。

市北域に連なる脊振山地は筑紫山地の西延長部にあたり、西端付近に位置する天山（1,046m）が市内最高点である。山地は殆どが花崗岩からなる断層山地で、無数の断層に沿って深い谷が走り、高原状のなだらかな山頂が各地に見られる。山地南麓の標高 40～15m 付近には小規模な台地が発達し、舌状あるいは樹枝状をなし南へ延びている。標高 10～6m では台地そのものが水田面に潜り込み、複雑な微地形を形成する。

市域中部以南の大部分を占める低地はきわめて平坦で、北から南へ緩やかに傾斜する。この低地の大部分は縄文海進のピーク期（縄文時代前期、約 6,000 年前）以後に堆積しており、標高 3m付近は弥生時代初め頃には安定した状態になったと考えられる。市域の最南端には干拓地及び埋立地が広く分布する。

佐賀平野は、九州最大の筑紫平野の西半を占め、北を脊振山地に、東を筑後川に、西を牛津川に、そして南を有明海最北岸に囲まれた区域を指し、筑後川や嘉瀬川などの山地浸食による大量の土砂運搬や有明海の潮汐作用によって沿岸に形成された肥沃な沖積平野である。見渡す限りの広大で平坦な平野の風景は、佐賀市の独特な景観として、訪れる人々に強く印象付けるものとなっている。

平野の更なる拡大のため、自然陸化地の開墾に加え、最大 6m にも達する有明海の干満の差を利用した干拓事業が古くから盛んに行われた。

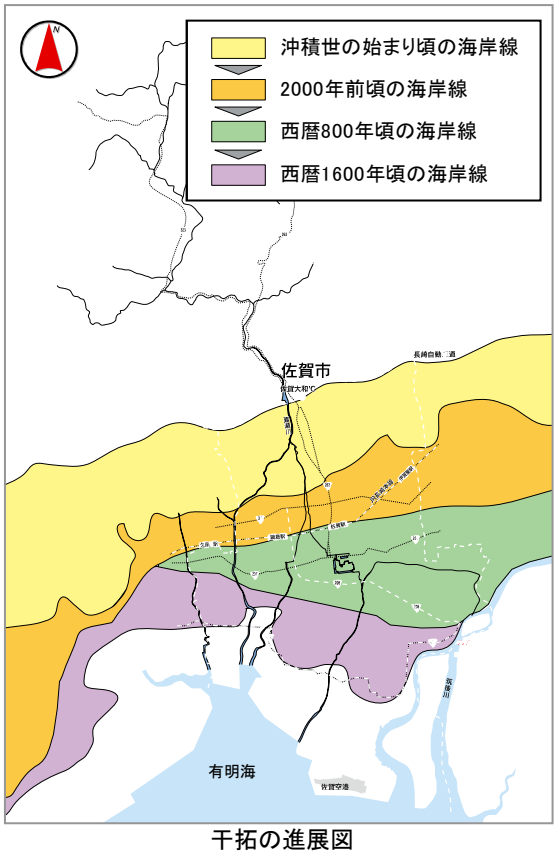

干拓の進展図
※干拓の進展は着色した下部の線の位置

この干拓は、食糧増産と土地不足の解消を目的として、鎌倉時代の元寇以後、本格的に行われるようになり、江戸時代には藩の殖産興業政策の一環としてさらに積極的に取り組まれた。概ね寛永年間初頭(1625 頃)から遅くとも寛文 5 年(1665)以前には、有明海沿岸の干拓地を海潮の侵入から守る「松土居（松土井)」と呼ばれる延長 30km にわたる潮受け堤防が造られ、その前面に干拓地が拡大されていった。この松土居を境として、内側（陸側）は「揚」または「揚地」と呼ばれ、“籠（こもり）名”の干拓地が多い。一方、土居の外側（海側）には“搦（からみ）名”の干拓地が多く、干拓地の名称によってその築造時期の前後を知ることができる。

自然豊かな干潟と澪（有明海）

松土居の外側には、「潮土居」と呼ばれる第一線の潮受け堤防があり、その前面には九州最大の湾である有明海が広がっている。有明海の干潟は、

干拓地に広がる広大な農地
（久保田町）

大小の澪筋が天然の縞模様を描く特徴的な景観を見せ、そこには干潟の生物を代表する「むつごろう」をはじめとした珍しい海棲生物が生息する。

明治元年（1868）から明治４年（1871）にかけては大搦堤防などが築造され、昭和期においても干拓事業は続けられ、農地の拡大は更に続いた。土地の拡大に伴って水利施設の整備も行われたが、佐賀の治水や利水を語る上で、江戸時代初期における成富兵庫茂安の功績は欠かせない。

成富兵庫茂安は、「治水の神様」と称される佐賀藩の武将で、河川改修や溜池築造、井樋工事など、多くの水利治水事業を手がけた。その偉業を示す施設の多くを現在でも見ることができ、現役の施設として今なお利用され続けているものも少なくない。偉業を示す施設の一つとして「石井樋」がある。

石井樋は、脊振山系を源流とし佐賀平野の中央部を南流する嘉瀬川に設けられた分水施設で、嘉瀬川の洪水防止、佐賀平野への安定した農業用水の確保、そして多布施川への分水による佐賀城下町への上水の供給を目的として建設され、江戸時代において欠かすことのできない重要な水利施設であった。嘉瀬川の水流を堰き止め、流れを弱めながら土砂を沈殿させるなど、実に巧みな技術を駆使して造られ、佐賀城下や多布施川下流の農耕地における水事情を大幅に改善させた功績は大きい。

この利水システムは、昭和 35 年（1960）にその役割を終えるまで佐賀平野を潤し続けた。特に昭和８年（1933）から昭和 10 年（1935）には、電気かんがいと品種改良によって米の反収が全国一となった「佐賀段階」と呼ばれる飛躍的な農業発展にも寄与した。

しかし、その後の水田の拡張や有明海の干拓による農地造成によって農業用水の不足量が

大搦堤防（東与賀町）
堤防延長 1,425m　高さ 3m

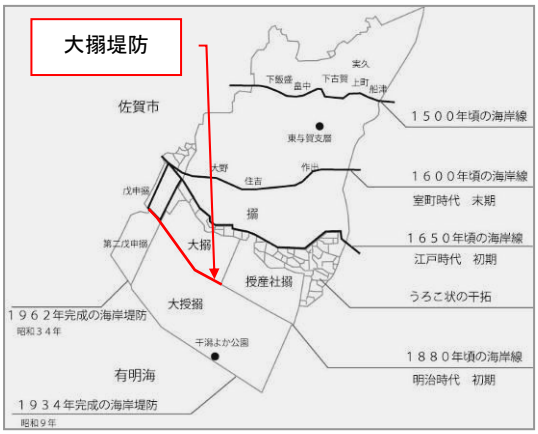

東与賀町の干拓に進展
干潟よか公園の案内板をもとに作成

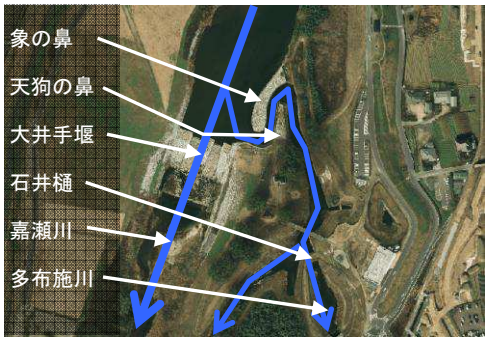

石井樋全景

象の鼻（左）と天狗の鼻（右）
石井樋

年々増大していったため、戦後の食料増産政策の推進を背景に、昭和 24 年（1949）から昭和 48 年（1973）にかけて国営嘉瀬川土地改良事業が行われ、農業用水の改善が図られた。この事業では、嘉瀬川上流に北山ダム（昭和 32 年完成）を建設して水源とし、あわせて、嘉瀬川から農業用水を送水する川上頭首工（昭和 35 年完成）の建設や国・県による約 90 ㎞に及ぶ幹線用水路網も整備が進められた。このほか、農業生産者による稲作の技術改善の取り組みも進められた結果、昭和 40 年（1965）から翌 41 年にかけて再び米の反収が全国一となり、佐賀農業は「新佐賀段階」と呼ばれる再度の飛躍的な発展を遂げた。

この川上頭首工の完成に伴い、300 年以上の永きにわたって多布施川流域や城下町に水を供給し続けてきた石井樋は、その大きな役割を終えることとなった。それ以後は土砂に埋没したままとなっていたが、修復工事により平成 17 年に再び本来の機能を取り戻し、以前のように多布施川に水を供給し続けている。

平野部の気候は比較的温暖で降水量も多く、近年の年平均気温は約 17℃、年間降水量は 1,800mm 程度である。一方、富士町や三瀬村などの標高の高い山間部は、年平均気温が低く、年間平均降水量が多い。そして夏は涼しく毎年冬には積雪があるため、この環境を生かして九州では珍しいりんご栽培が行われている。

佐賀平野域の風水害の頻度は高い。その多くは初秋に襲来する台風、それに伴う豪雨や高潮災害、そして梅雨の終末期の豪雨であり、嘉瀬川水系や筑後川の氾濫による洪水が多い。特に、昭和 28 年（1953）6 月の水害では甚大な被害が生じた。梅雨の豪雨に伴い嘉瀬川左岸の鍋島町岸川の堤防が決壊し、佐賀市西部が大きく冠水したもので、この水害のことを「二十八水」と呼び、いまだ記憶に留めている市民も多い。また風水害とともに干ばつも多い。江戸時代では享保年間（1716～1735）・天明年間（1781～1788）には多くの死者を出した大干ばつや虫害が発生しており、昭和期の統計でも大雨に次ぐ発生件数となっている。

県内で発生した気象災害（昭和１～50年）

原因		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12月	年
主に暖候期	大雨	1	—	3	16	13	39	48	17	16	1	2	1	157
	干ばつ	3	2	2	4	5	8	14	18	8	3	3	3	73
	暴風雨	—	—	1	—	—	3	6	18	21	2	—	—	51
	高潮	—	—	—	—	—	1	4	7	8	3	2	—	25
寒候期	大雪	13	6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	8	28
	寒波	6	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13
	暖冬	6	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11
計		29	15	9	20	18	51	72	60	53	9	7	15	358
主に局地災害として	突風（強風）	11	9	5	6	3	1	2	2	5	2	4	6	56
	降霜	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5
	落雷	4	1	2	3	—	1	19	24	9	2	2	1	68
	ひょう、たつまき	—	—	3	2	1	1	3	3	—	1	2	—	16
	濃霧	—	2	—	3	1	1	1	—	—	—	1	3	12
計		15	12	10	19	5	4	25	29	14	5	9	10	157

（佐賀県災異誌、新聞報道による）

「佐賀の天気」（山崎道夫編）より転載

（２）社会的環境

佐賀市の人口は、平成 22 年の国勢調査では 237,506 人で、平成 19 年度の市町村合併時点からは減少傾向にあり、特に 15 歳から 34 歳までの年齢階層における人口流出が人口減少の大きな要因となっている。また、平成 17 年の国勢調査と比べると、年少人口の割合は 14.3%、生産年齢人口は 62.6%と低下する一方、老年人口の割合

は 23.1%に上昇している。全国値との比較では、少子化の進行はやや緩やかであるものの、高齢化は全国並みに進んでいる。2015 年には老年人口の割合が 25.6%に増加すると見込まれ、超高齢社会の到来が予想されている。

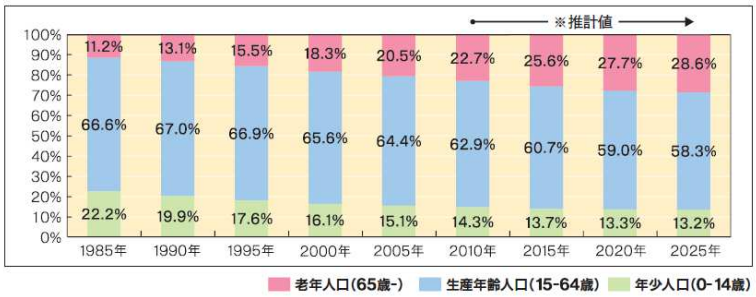

年齢階層別人口の構成の推移

産業構造については、県庁所在地として商業施設が多く集まるため、就業者数は卸売・小売業やサービス業などの第 3 次産業が高い割合を占めるのが特徴で、平成 17 年の国勢調査の時点では 72.4%となっている。しかし、市街地の拡大や自動車の日常的な利用普及、消費者の行動エリアの拡大、大型商業施設の郊外進出などの要因により中心市街地の空洞化が進行しており、中心市街地に公共施設を誘致するなどの活性化対策に取り組んでいる。製造業を中心とした第 2 次産業の就業者数は、19.2%と平成 7 年段階の 23%と比較すれば減少しているが、近年の工業団地への企業進出によって、減少幅には歯止めがかかると想定されている。

県庁所在地としては農地、山林や漁場が多いのも市の特徴の一つであり、第 1 次産業は盛んである。しかし、後継者不足などの理由により産業別就業者数の割合は 7.6%と最も少なく、年々減少を続けているが、米や麦など穀類の生産量は多く、また、佐賀牛やみつせ鶏、佐賀のりなどの地域ブランド価値の高い商品の生産も盛んである。

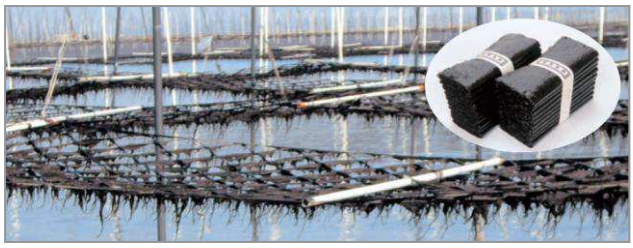

佐賀の特産品「佐賀のり」

北部九州は古来より諸外国との対外関係の上で重要なエリアとされ、中央と北部九州を結ぶ交通網の整備は重要な課題であった。古代における西海道の官道のうち、大宰府と肥前国府を結ぶ官道は、佐賀市北部を通過する東西方向の直線道路として整備された。そして、200 年近くに及んだ江戸時代のいわゆる“鎖国”下においては、長崎に置かれた出島が、中国・オランダとの貿易拠点や世界の情勢を知る窓口として重要な役割を果たした。そして海外からの人・モノ・情報の流通経路となったのが、長崎と小倉を結ぶ「長崎街道」である。

この長崎街道が佐賀を通過していたことや、長崎警備の任務を佐賀藩が福岡藩とともに担った関係もあって、佐賀は西洋の文物との接触には極めて有利な立場にあった。幕末の佐賀藩が西洋文化や技術をいち早く導入して、日本の近代化に大きな足跡を残すことにつながった背景の一つには、長崎街道の存在がある。このほか、有明海における海路も発達し、有明海の潮汐作用を利用した海運も盛んであった。

明治 24 年（1891）に九州鉄道（現ＪＲ九州）が開業すると、佐賀城から北側約 1 ㎞の地に佐賀駅が建設された。昭和に入り高度経済成長期になると、自動車利用の常態化で交通量が増えたことに加え、城下町特有の狭い街路環境も相まって、市内の交通混雑が深刻化した。このため、市街地の周囲に 4 車線の環状道路が計画され、市街地内の道路整備より優先的に工事を着手したことにより、現在はほぼ完成している。この環状道路の整備に伴い人口集中地区（DID）が環状道路周辺まで広がっていった。

昭和 60 年（1985）には九州横断自動車道佐賀大和インターチェンジが市北部の大和町に開通し、平成 10 年には市南部に所在する川副町の干拓地に有明佐賀空港が開港した。これらに JR 佐賀駅を加えた 3 つの交通結節点を中心とした広域的な総合交通体系として、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路といった地方高規格道路の整備促進に現在取り組んでいる。

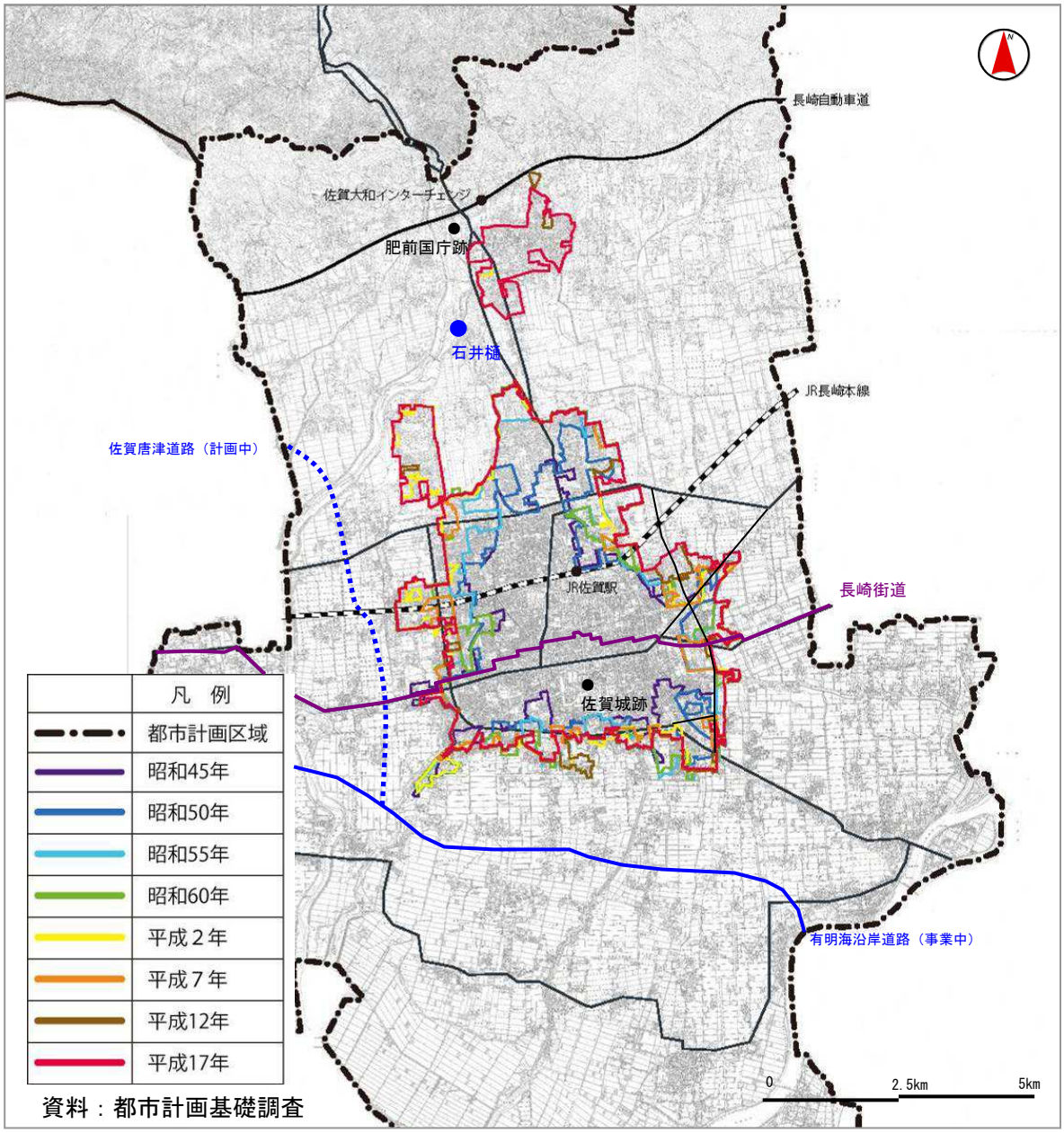

人口集中地区（ＤＩＤ）の変遷と道路網

2　歴史的背景

（１）古代以前

佐賀市北部域を含む脊振山系南麓一帯は、数多くの埋蔵文化財包蔵地が周知化され、いわば「遺跡の宝庫」として知られている。

佐賀市において、人々の活動の痕跡を確認できるのは旧石器時代からである。富士町、三瀬村、大和町、久保泉町、金立町の佐賀市北部域で、尖頭器・ナイフ形石器・細石器などが出土しているが、平野部では当該期の遺跡の存在をうかがわせる資料は現在のところ得られていない。

縄文時代の遺跡も佐賀市北部域に集中し、早期から晩期にわたる各期の考古資料は比較的多く得られている。近年、これまでの佐賀市域における縄文遺跡の立地や内容に対する認識を一変させる遺跡の調査が行われた。東名遺跡（金立町）である。

東名遺跡で確認された貝塚

東名遺跡は標高4m前後の沖積低地に立地する縄文早期の遺跡で、集石炉や埋葬跡を主体とする集落跡と貯蔵穴をともなう湿地性貝塚から構成されている。貝塚は規模・内容ともに西日本最大級で、発掘調査により塞ノ神B 式土器や轟式土器と呼ばれる土器や多様な石器・骨角製品・貝製品とともに、国内最古の編みかごや木製容器などの大量の植物性遺物が発見された。これらの遺構や遺物の内容は、これまでの理解を超える高度な縄文文化が存在していたことを具体的に明らかにした。また、貝塚が現地表面下 5～7m（標高－1m）という相当深い地点に埋没していたことは、これまでほとんど注意が払われていなかった低地縄文遺跡の存在への関心を高め、遺跡の確認方法などを見直すきっかけとなった。

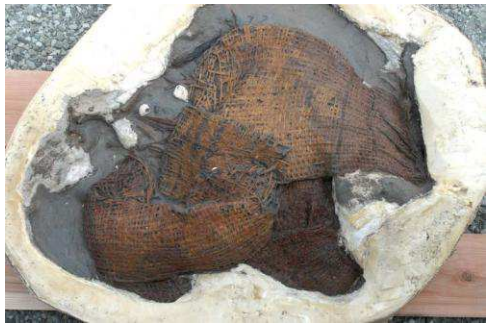

大型の編みかご（東名遺跡）

弥生時代に入ると、平野部における遺跡の数は飛躍的に増加し、遺跡の分布範囲も急速に拡大する。特に水田耕作という生業活動の大きな変化に伴い、低地への進出が顕著となる。

嘉瀬川流域の大和町や鍋島町では、弥生中期の集落と墓域が広範囲にわたって確認されるとともに、朝鮮半島と関係の深い土器や青銅器生産に関連する遺物が数多く出土しており、この一帯に拠点集落の存在が確実視されている。

鍋島本村南遺跡出土の銅戈鋳型
［県重要文化財］

弥生時代後期になると集落の大規模化が顕著となり、集落の範囲も広域に及ぶことが明らかとなっているが、現段階では明確な環濠の検出例がなく、近隣の吉野ヶ里遺跡（吉野ヶ里町・神埼市）に見られるような「大型環濠集落」の存在は確認できていないものの、調査により得られた遺物の豊富さや遺構の内容の充実ぶりから、拠点集落として位置付けられる遺跡群は多い。

縄文時代や弥生時代にかけて行われた大陸との活発な人や文物の交流を象徴的に示すのが「徐福渡来伝説」である。これは、不老不死を求める秦の始皇帝が方士（道士）たちにその霊薬を探すよう命じた際、「東方の蓬莱島に不老不死の霊薬がある」と進言した徐福が、始皇帝の命を受けて、三千人の若い男女と多くの技術者を従え、五穀の種を持って東方に船出したというものである。

絹本淡彩金立神社縁起図
［市重要文化財］

国内には数多くの渡来伝説地があるが、佐賀の伝説によれば、一行は佐賀市諸富町に上陸し、佐賀平野の北方にある金立山を目指したとされ、道行きのあちこちには、徐福にちなんだ地名起源（浮盃、寺井、千布など）や伝承が残されている。金立神社（上宮は市史跡、金立町）は、その祭神を保食神、罔象女神、天忍穂耳命に加え、徐福神が合祀されている。

江戸時代には豊作を祈る神として佐賀藩主鍋島家の尊崇を受けて雨乞い祈願が行われた。徐福一行が歩んだとされる道程を辿る「お下り」という神幸祭が 50 年に一度行われており、近年では昭和 55 年（1980）に執り行われた。金立神社には、四艘の船に乗って海を渡る徐福一行の姿を描いた「絹本淡彩金立神社縁起図」（市重要文化財）があり、縁の深さがうかがえる。

古墳時代になると、集落が平野部に拡大する一方で、古墳の造営は主に脊振山地南麓一帯に集中する。代表的な古墳として、4 世紀には佐賀平野では最古式の地域首長墓と考えられる銚子塚（史跡、金立町）、5 世紀代では横口式装飾家形石棺を持つ西隈古墳（史跡、金立町）や竪穴式石室・舟形石棺・初期横穴式石室などの埋葬主体を持つ久保泉丸山遺跡（石室・遺物は県史跡）、6 世紀代では初期横穴式石室を持つ前方後円墳の関行丸古墳（県史跡、久保泉町）などがある。6 世紀後半以降は群集墳が造営されていく。

銚子塚
［史跡］

天智２年（663)、朝鮮半島における「白村江の戦」で大敗を喫した日本は、唐・新羅の報復と侵攻を恐れて、北部九州に水城や大野城・基肄城を築き、また西日本各地に山城などの防衛施設の建設を行った。その一つとされるものに「帯隈山神籠石」（史跡、久保泉町）がある。朝鮮式山城と考えられるこの神籠石は４次にわたって行われた発掘調査の結果、外郭は総延長 2,400m に及び、花崗岩の切石列石とその外側の木柵、内側の土塁によって構成されていたことが明らかとなっている。

帯隈山神籠石
［史跡］

（２）肥前国風土記の時代

肥前国は、五畿七道の一つである西海道の上国の一つである。8 世紀に編纂された『肥前国風土記』によれば、「肥前国」と「肥後国」は、元来は「火の国」という一つの国であったとされる。火の国が「火前国」と「火後国」に分かれたのは 7 世紀末といわれ、和銅 6 年（713）の風土記撰進の勅命により、郡郷の名には好字を用いることとされたことから「火」を「肥」に改め、今の表記になったとされる。

『肥前国風土記』によれば、肥前国は 11 郡・70 郷・187 里からなり、駅 18 所、烽 20 所、城 1 所、僧寺 2 所があった。11 郡のうち佐嘉郡については、「佐嘉郡　郷陸所里一十九　駅壱所、寺壱所」とあり、6 郷・19 里からなり、『和名類聚抄』に挙げられている城埼（木佐岐）・巨勢・深溝（布加乎曽・布加無曽）・防所・小津（乎ツ・乎都）・山田（也万多）の 6 郷がこれに当たると推定されている。この 6 郷の内、巨勢郷・山田郷については、それぞれ現在の巨勢町・大和町東山田及び西山田に比定され、城埼郷は現在の大和町春日東部及び金立町・久保泉町一帯と考えられている。なお、大宰府から肥前国庁を経由した古代官道は、北域の郷である城埼郷・山田郷を東西に通過している。

佐嘉の地名の起源については、『肥前国風土記』に二つの伝承が記されている。一つは、ヤマトタケルノミコトが巡幸の際に郡内に植生する楠の大木の茂る様を見て「此の国は栄の国と謂うべし」といったことから「栄郡」と呼ばれ、後に佐嘉郡となったとするもの、もう一つは、佐嘉川の川上にいた荒ぶる神が道行く者を殺生するため、それに困った県主の先祖である大荒田が、土蜘蛛の大山田女と狭山田女の進言によって荒ぶる神の祟りを鎮め、「此の婦はかく実に賢しき女なり。故れ賢女を以て国の名と為むと欲（おも）う」といったことから賢女郡と呼ばれ、それが訛って佐嘉郡と呼ばれるようになった、とするものである。

肥前国を統括する役所である肥前国庁は大和町久池井付近に造営された。周辺には、国印や正倉の鍵などを保管していた印鑰社（「いんにゃくしゃ」ともいう）、総社の跡と考え

られる惣座、国分寺跡、国分尼寺跡、與止日女神社（河上神社）、甘南備神社などがあり、この地が古代の政治・交通の中心地であったことを示す証跡は数多い。国庁には国司という中央官人が派遣されたが、肥前国国司の初見は、天平勝宝 2 年（750）に肥前守となった吉備真備で、天平宝字 8 年（764）には、造東大寺司の長官であった佐伯今毛人が着任している。

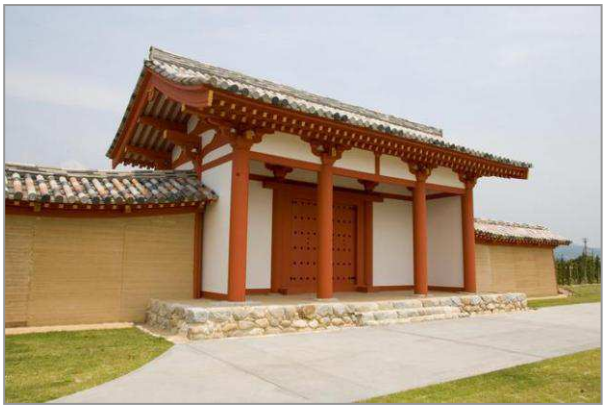

史跡「肥前国庁跡」南門（復原）

肥前国庁跡（南門復原整備前）
［史跡］

肥前国庁は、8 世紀前半には建設が開始され、9 世紀前半の最盛期には南北約 104 m・東西約 82mの築地塀に囲まれた礎石建ちの大規模建物で構成されていたと考えられている。その後、律令国家体制の弱体化に伴い国庁機能は衰退し、古代末には廃絶したとされる。なお、国庁は『和名抄』に「小城（郡）、乎岐国府」とあることから小城郡に一時期移ったとする説や、後世には久池井から 1.5km 南にある鍋島町蛎久に移ったとする説などがあるが、いずれも断定するには至っていない。肥前国庁跡は、現在歴史公園として整備され、南門と築地塀の一部が復原されている。

（3）荘園と武士の世界

古代条里制施行以後、北川副町・本庄町・嘉瀬町一帯には水田耕作地が拡張され、中世以降は人工的な干拓事業により陸地化が急速に進んだ。そして平安時代の後半の律令制度の崩壊と相俟って、多くの荘園が成立していくこととなる。

この時期の佐賀郡内の主要な荘園には、佐嘉荘・蛎久荘・牛島荘・河副荘・巨勢荘・鹿瀬荘などがある。このうち、鳥羽天皇の勅願になる最勝寺領である河副荘は、有明海沿岸の一帯に比定され、鎌倉期には1,000町を越える大規模な荘園の一つであった。佐嘉荘・蛎久荘・牛島荘は太宰府天満宮安楽寺領、巨勢荘は長講堂領として寄進されており、佐賀郡内においても中央や大宰府と直接関係する荘園が数多く発生していた。

このような背景や地方の治安の乱れから、荘園の地頭として勢力を持つ武士団が形成されていった。その代表的な勢力の一つが高木氏である。佐賀郡高木邑から起った

高木氏は、平安時代末期に大宰府府官や肥前国衙の在庁官人として、また高木宗家は文治２年（1186）に肥前国深溝北郷内甘南備峰の地頭職に補任されるなど、源頼朝の武家勢力を背景として次第に勢力を伸ばし、やがて佐賀郡北部一帯を掌握した。このほか、窪田氏（久保田町）、長瀬氏（高木瀬町長瀬）、岸河氏（伊勢町）、大財氏（大財町）、蛎久氏（鍋島町蛎久）、嘉瀬氏（嘉瀬町）などが武士団を形成していた。

また、後白河院下文（河上神社文書）に見える南二郎季家は、小津東郷の龍造寺村内の末吉名（現在の佐賀市城内付近）の名主的規模の小地頭であり、後に戦国大名として名を馳せる龍造寺隆信の祖である。龍造寺氏の成長発展に伴って龍造寺村の土豪や名主の周辺集落は次第に成長し、中世末には戦国大名龍造寺氏の城下町へと発展することになり、ここに近世の佐賀の原形が出来上がったと考えられており、佐賀市城内一帯は龍造寺氏とともに成長しながら形成された。

元弘３年（1333）に鎌倉幕府が倒れ、少弐氏、大友氏、島津氏が鎮西探題討伐の兵を挙げた時、肥前の御家人である神代・江上・小田・高木・国分・龍造寺・千葉・綾部などの諸氏が少弐貞経に従い参戦しており（『歴代鎮西要略』）、建武中興と呼ばれる後醍醐天皇の政府は肥前地方にも勢力を及ぼしていた。延元元年（1336）、龍造寺家房は、足利尊氏の九州入りに際してその指揮下に入り菊池氏と戦うなどしたが、その後には足利直冬の配下として活躍し、直冬の勢力が衰退すると龍造寺氏や高木氏は少弐氏を支えるようになった。『藤龍家譜』によれば、文明 14 年（1482）に少弐教頼の子政資が大内氏に追われ肥前に落ちた際、小津東郷に与賀城（与賀館）と称する居館を置き、与賀神社を鬼門の鎮守としたとされる。与賀神社は、少弐・高木・龍造寺の諸氏に与賀郷の宗廟として崇敬され、鍋島氏の時代においては、藩祖直茂をはじめ歴代藩主が佐賀城鎮守として深く敬い、社殿の造営など数多くの寄進をした。当社の室町後期造営の楼門、慶長期の製作である三の鳥居と石橋はいずれも重要文化財に指定されている。

与賀神社楼門
［重要文化財］

（４）龍造寺氏の活躍

延徳年間（1489～1491）に龍造寺康家は水ヶ江に居館を構え、その子胤家は大財（大財二丁目）の大財端城を居城とし、城の鬼門に清心院を建てた。康家の子家兼は水ヶ江の地に築城し、水ヶ江城と称して、城内にある本家の城を村中城と呼んだ。この水ヶ江城は、村中城の南堀の外側に近接して築かれ、面積は 30 町に及び、東館・中館・西館から成っていた。永正５年（1508）に龍造寺胤家が与賀城に移ったことから、龍造寺氏は村中城・水ヶ江城・与賀城の３つの城で備えを固めることとなり、これらを中心に城下町の原型が形成されていった。

享禄３年（1530）以後、周防の大内義隆が少弐資元を討つため肥前地方に進出すると、少弐方であった龍造寺家兼（剛忠）らはこれに対抗し、鍋島清久（なべしまきよひさ）らの田手畷における善戦により撃退した。天文 15 年（1546）に龍造寺剛忠が没すると龍造寺周家の次男である胤信が還俗して家督を相続、後に村中龍造寺家も相続し、龍造寺宗家の当主となった。この胤信が後の龍造寺隆信である。このころ龍造寺氏は曹洞宗に帰依し、隆信は少弐氏が住んだ与賀館跡に龍泰寺を開いた。龍造寺氏による曹洞宗への帰依は郡内に影響を与え、八戸（やえ）氏は龍雲寺（八戸一丁目）、鍋島清房は高伝寺（本庄町）、鍋島直茂は宗龍寺（水ヶ江一丁目）を開いた。現在でも佐賀市に曹洞宗の寺院数が多いのはこのような理由に拠るという。

龍造寺隆信肖像
宗龍寺蔵・佐賀県立博物館寄託

隆信は、元亀元年（1570）に大軍を擁して佐賀を包囲した大友勢を、鍋島直茂の夜襲攻撃で名高い今山（大和町）の戦いで破り、勢力を盛り返して肥前地方を掌握し、天正６年（1578）には島原の有馬氏をも帰属させた。その後、筑後や肥後にも進入し、「五州二島の太守」と称されるまでになったが、天正 12 年（1584）に島原での島津・有馬の連合軍との戦い（沖田畷の戦い）に破れ戦死した。享年 56 歳であった。

（５）鍋島氏の台頭

鍋島氏は、佐々木源氏を祖とし山城国北野に居住していた長岡伊勢守経秀（崇元）とその子経直（道寿）父子が肥前に下向し佐嘉郡鍋島村に住んだといわれるが、その系譜については、少弐系藤原氏や龍造寺氏の本姓藤原の系統とする説がある。鍋島町には、経秀が居を構えたとされる場所が「鍋島家発祥の地　御館（おたち）の森」（市史跡）として現在にまで伝えられている。

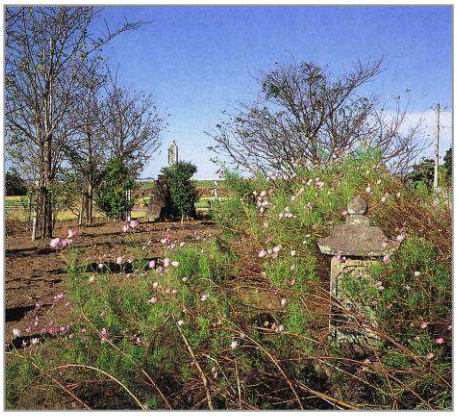

鍋島家発祥の地　御館の森（鍋島町）
［市史跡］

この鍋島氏が戦国の表舞台に登場した契機となったのは、享禄３年（1530）の田手畷の戦いである。この戦いで、鍋島清久・清房父子らが一族の武者数十人に赤熊（しゃぐま）をまとわせ、村田楽の祭りと見せかけて敵陣に突入して戦功を挙げたという話はつとに有名で、佐賀の面浮立の始まりとも伝えられるものである。この戦いの勝利を喜んだ龍造寺家兼は、孫娘を清房に嫁がせて姻戚関係を結んだ。この二人の間に誕生したのが鍋島信昌、後の鍋島直茂である。この直茂も、元

亀元年（1570）の今山の戦いで大友軍を敗走させて龍造寺氏の窮地を救う大きな戦功を上げ、龍造寺隆信からの厚い信任を得ることになった。なお、隆信と直茂は従兄弟であったが、弘治２年（1556）に隆信の母である慶闇（けいぎん）が清房に嫁いだことにより義兄弟ともなった。

龍造寺隆信の死後、隆信の子の政家や孫の高房に代って国政をみることになったのが鍋島直茂（佐賀藩藩祖）である。豊臣秀吉の朝鮮出兵に際しては、直茂が佐賀勢を率いて軍役を負担するなどし、龍造寺一族や肥前の諸将に対して絶対的な支配力を持つようになり、佐賀の支配体制は鍋島氏が掌握することになった。

直茂の嫡子勝茂は慶長５年（1600）関が原の戦いで龍造寺高房とともに西軍に味方したが、東軍の勝利に終わったため、鍋島・龍造寺氏にとって最大の危機を迎えることとなる。しかし、その後、直茂・勝茂は柳川の立花氏討伐の命を果たし、佐賀に縁が深く徳川家康の侍講を勤めた閑室元佶（かんしつげんきつ）の取り成しもあって、領国削減を免れた。鍋島勝茂は、慶長 18 年（1613）に肥前国 35 万 7036 石 5 斗 9 升 9 合を安堵され、佐賀藩初代藩主となり、名実ともに鍋島氏による佐賀藩体制が成立する。

（６）佐賀城と城下町

■天正期にはじまる佐賀城下町の建設

佐賀城下町の始まりについて、『鍋島勝茂公譜考補』の「佐賀城御普請」には「天正十九年（1591）、蠣久ヨリ佐嘉へ町御引移シノ時、六座町・伊勢屋町・中町・白山町ヲ始メニ御引キナサレ、其後段々諸町立、…（中略）…、又岸川町・長瀬町モ蠣久の在名ナリ［蛎久満性院由緒］」とある。このほかに天正年間に蛎久（佐賀市鍋島町）にあった伊勢神社、北面天満宮、天徳寺、真覚寺なども移された。これらの町名や寺社が佐賀城の北西部から西部にかけて今に引き継がれていることから、慶長 13 年（1608）に始まった佐賀城総普請よりも以前に、佐賀城の西半部において城下町の形成が開始されていることがわかる。

最初に引き移された六座町は、蛎久から金座・銀座・朱座・漆座・釜座・穀物座の六つの座を移したことに由来する。また、同町に所在する北面天満宮は蛎久天満宮の下宮を移したものである。宮正面が北面しているのは、この祭神がことのほか荒神であるので南面に安置して後ろから拝んだためとか、その地より北域に存在する蛎久天満宮に向かって造営されたからなどといわれる。祭神は文教の守護神あるいは火災除けの神であるが、拝殿の梁に置かれている河童像や青竜像の存在は水と因縁の深い社であったこともうかがわせる。伊勢神社は、『肥前古跡縁起』によれば、伊勢の皇大神宮の分霊を祀ったもので、元は蛎久にあったが、佐賀藩藩祖鍋島直茂が安産の祈願を行って世継の伊勢松（勝茂・佐賀藩初代藩主）を授かったことから、天正 19 年（1591）に現在地に社殿を建立したと伝えられる。信仰圏が広く、藩領以外の大村・平戸・五島・壱岐・対馬などからも季節毎の参詣が続けられた。伊勢屋町も伊勢屋本町もこの伊勢神社に由来した町名である。

このように、有力神社である蛎久天満宮を中心とした中世以来の諸町や寺社を、佐賀城下町の西半部に移転し近世城下町として再編している点は、佐賀城下町の形成の大きな特徴の一つである。

■佐賀城築城と慶長期の城下町建設

佐賀城は、龍造寺氏に替わり支配権を継承し 35 万 7 千石の知行高を安堵された鍋島氏の居城であり、その建設は龍造寺氏の「村中城」を拡充整備する形で行われた。城内においては、鍋島家の龍造寺家に対する配慮により、村中城旧地である西の丸の北側一体は龍造寺系の後藤家や諫早家の居住地に、その東側には同じく龍造寺系の多久家の居住地となった。

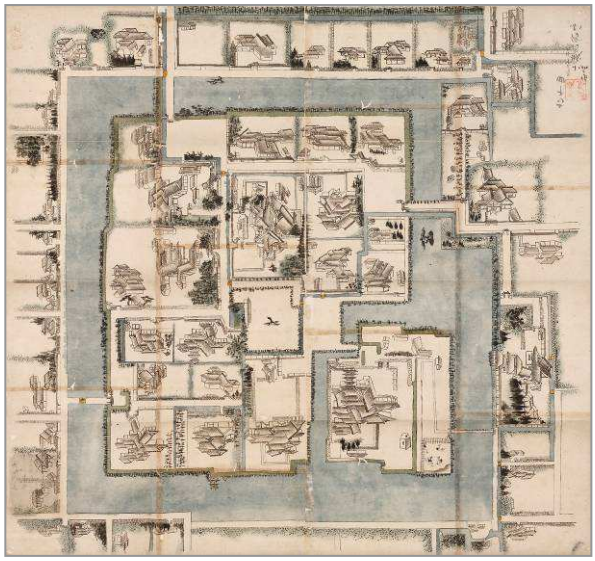

佐嘉小城内絵図
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

佐賀城の建設は、『鍋島勝茂公譜考補』によれば、慶長 7 年（1602）に佐賀城本丸台所の建築が開始され、同 12 年（1607）には西の丸の角櫓の建築が行われ、天守の瓦が焼き始められている。翌 13 年（1608）からは佐賀城総普請が開始され、同年 6 月 16 日からは四方の城堀が国中に動員をかけて掘られた。城北堀の東部分は筑前黒田藩の加勢を得て掘られたため「筑前堀」と称される。天守は慶長 14 年（1609）に竣工、そして同 16 年（1611）に佐賀城総普請は一応の完成をみた。

佐賀城本丸御殿（明治時代の終わり頃撮影）
佐賀県立佐賀城本丸歴史館 蔵

創建当時の佐賀城の様子は、正保 4 年（1647）の『佐賀城覚書』によれば、本丸は東西 70 間、南北 68 間の規模で、北西部に高さ 5 間の石垣に五層の天守閣があり、本丸の北側には「鯱の門」と呼ばれる正門があった。本丸北東部に二の丸、本丸西方に三の丸、三の丸の西方には西の丸があり、三の丸の南西部には三層の櫓があり、本丸の北西の内曲輪には侍屋敷があった。これらが現在の城

復元された佐賀城本丸御殿
（佐賀城本丸歴史館）

内に当たる部分で、四方を囲む城堀の規模は、北堀が東西 350 間・幅 40 間、南堀が東西 435 間・幅 39～51 間、東堀が南北 389 間・幅 32～36 間、西堀が南北 398 間・幅 39～40 間で、堀の深さは 7 尺～9 尺であった。石垣は天守と本丸の北と西にのみ設けられ、他には土手を巡らした。城郭から内堀や侍屋敷・町家敷を挟んだ北側には、東西方向に 2170 間、東側に南北 590 間、西側に南北 250 間の土手をつくって三方を囲む外曲輪（そとくるわ）とし、土手の内側には堀を掘削し外堀とした。これが「十間堀」と呼ばれるもので、現在も佐賀市民には馴染みの深い河川として残されている。十間堀の東西 2 箇所には突出した寺域（東：清心院、西：天祐寺）を設け、有事に備えた出城の機能も兼ねさせた。

佐賀城の建設に伴って城下町の全体整備も行われた。『鍋島勝茂公譜考補』によれば、慶長 12 年（1607）に「佐嘉西ノ丸角櫓立、牛島口・多布施・神野・八戸其外曲輪普請有之、…」、慶長 13 年（1608）には「此時、惣御家中屋敷・町小路立、…」とあり、その開始年がわかる。特に、「牛島口・多布施・神野・八戸其外曲輪」とは前述した十間堀と土手を指しており、この段階で、寛永 3 年（1626）の絵図に見える佐賀城下の本格的町割の全体像がおおむね完成したと思われる。

このように、佐賀城下町は、近世初頭にすべてを新たに建設した城下町ではなく、中世の都市構造を一部継承しながら、城郭を中心とした近世城下町へ再編することにより成立した。そして、その建設は、「天正年間」と「慶長年間」の二つの時期にまたがり、断続的に行われながら完成していったのである。

なお、佐賀城は江戸期に二度の火災に見舞われている。一度目は享保 11 年（1726）で、このときは本丸、天守閣、二の丸、三の丸などが灰燼に帰した。その後、二の丸と三の丸は再建されたが、本丸と天守閣は再建されなかった。天保 6 年（1835）に発生した二度目の火災では、二の丸が再び焼失した。その後、天保 9 年（1838）には本丸が、嘉永 6 年（1853）には二の丸が再建された。しかし、明治 7 年（1874）の佐賀の役で、大書院・御座之間・鯱の門と続櫓を残して、本丸内の建物は焼失した。残った大書院も大正 6 年に解体され、御座之間は小学校の施設として使われた後に移築され、地区公民館（南水会館）として利用されていた。佐賀城本丸御殿の復元に際し、南水会館の建物は平成 13 年 9 月に解体され、現在、佐賀城本丸歴史資料館の一部として、本来の位置に「御座間・堪忍所」（市重要文化財）として移築・復元された。なお、現在、当時のまま現存する建物遺構は重要文化財「佐賀城鯱の門及び続櫓」のみである。

■佐賀城下の町割

佐賀城下の武家地は、およそ 40 間の幅で四方を囲んだ佐賀城を中心として、その外周に形成された。その配置は「小路（こうじ）」と呼ばれる単位を基本とし、城内及び城内付近には上級武士、その外側に中級武士、さらにその外側には下級武士の屋敷地が配され、近世城下町には通例の構造となっている。

承応 3 年（1654）の「佐賀城廻之絵図」で、小路と武士階級の関係を具体的に見て

みる。鍋島本家とともに藩の中核をなす小城・蓮池・鹿島の鍋島三家、そして白石・川久保・久保田・村田の親類四家、龍造寺系の諫早・多久・武雄・須古の親類同格四家、鍋島本家の家老六家（横岳・神代・深堀・姉川・倉町・太田）の一部は城内に居住した。それ以外の上級武士は、城堀沿いの北御堀端小路・西御堀端小路・南御堀端小路、片田江竪小路、城内北側にある中ノ小路・八幡小路に住み、中級武士は、城堀よりさらに西にある妙安寺小路・川原小路・正丹小路・本行寺小路・精町小路、城堀よりさらに東の八つの片田江横小路・鷹匠小路・今宿裏小路・高木町裏小路、そして東田代の諸小路などの城内外縁部の狭い屋敷地に居住している。

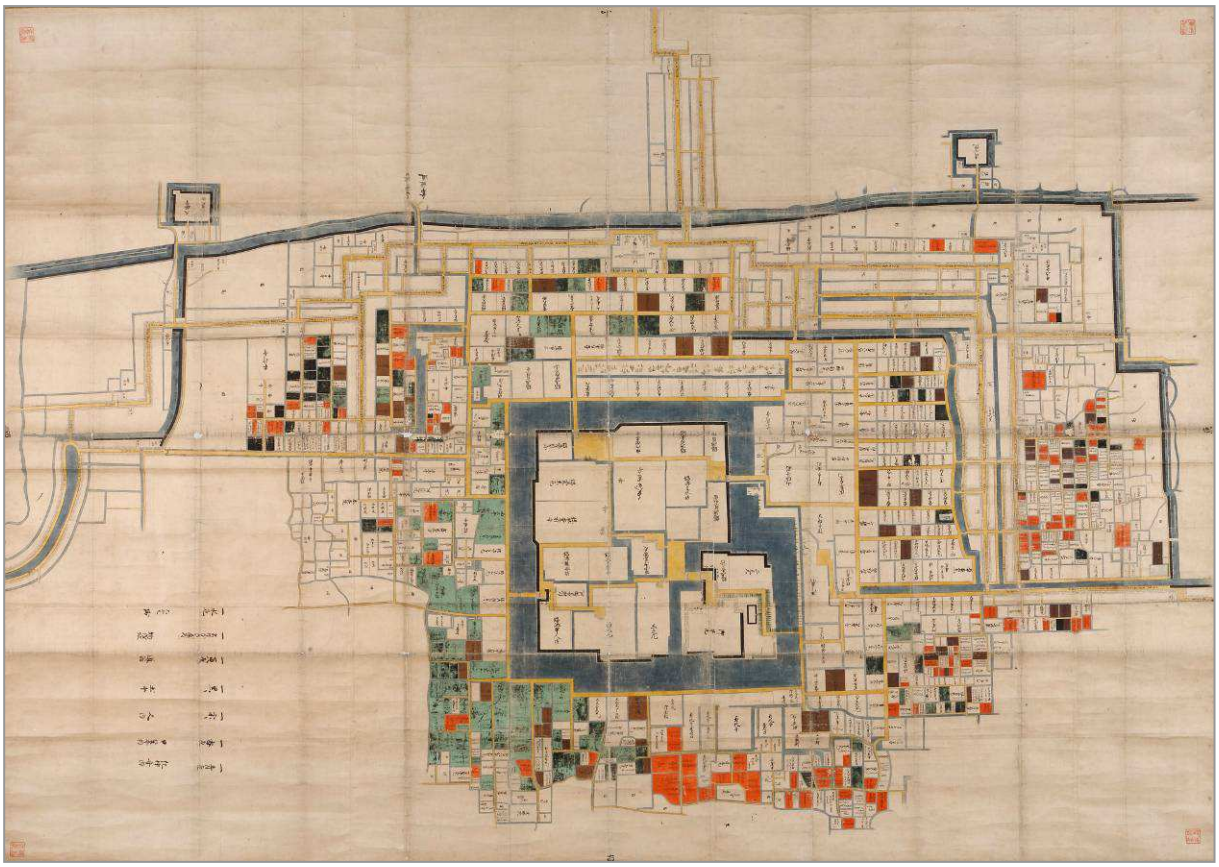

承応佐賀城廻之絵図
承応３年（1654）　公益財団法人 鍋島報效会 蔵

下級武士の中には、町地に居住する者もおり、嘉永７年（1854）の『佐嘉城下町竈帳』では、町地の中に手明鑓（てあきやり）・徒士（かち）・足軽・被官などの下級武士が町人とともに居を構えていた様子がわかる。また、町人と同じように商工業に従事したり、耕作をしたりする者もいた。このことは佐賀城下町における武士層の居住形態の大きな特徴であり、藩政初期から行われていた。弘化年間の紀州藩士が記した『佐賀紀聞』にもこのような住まいに関しての記事があり、佐賀藩の手明鑓や足軽は表札の大小や苗字の有無で身分を区別していた様子を知ることができる。

寺院は、町地の裏にエリアを形成したり、町地の中に置かれたり、あるいは武家地

の中に独立して配されたりしている。特に武家地の中に置かれた寺院としては、城の西域の小路名にもなっている泰長院・龍泰寺・本行寺、南域では寶琳院・乾亨院、外曲輪である十間堀の外にある天祐寺・清心院などがある。天祐寺が江戸初期に創建されている以外は、いずれも中世後期の創建か再興されたもの、または中世城館の流れを汲むものである。

神社は、町地に置かれるもの、境内や参道が城下町の基軸と関係するもの、町地から離れて置かれるものなどがある。町地の中に置かれるものとしては、六座町の北面天満宮、柳町の八坂神社などがある。城下町の基軸と関係するものとしては、伊勢神社と龍造寺八幡宮がその代表である。伊勢神社の参道は伊勢屋町の町通りや街道筋にもなっており、龍造寺八幡宮は東西に広がる町地のちょうど中央に位置し、南へ延びるその参道は城下の中央南北軸とほぼ重なっている。町地から離れている神社には、牛島天満宮と与賀神社がある。牛島天満宮は城下町の鬼門の位置に置かれて城下を守る役割を担った。また与賀神社の社殿や中世後期の楼門（重要文化財）は城に背を向けて西向きに建てられ、参道は西に向かって武家地を抜けるように延び、その参道沿いには八丁馬場や道祖元町の町地も形成された。このように神社の参道は城下町の町割りや屋敷割りの基礎となり、城下町の形成と深い関わりを持っている。

佐賀（龍造寺）八幡宮肥前鳥居
［市重要文化財］

町地は、武家地を取り囲むように、長崎街道や分岐する街道に沿って両側町が形成された。長崎街道は城下町の北部を東西方向に長く延びており、龍造寺八幡宮はその中央部に配置されて町地を東西に分ける格好になっている。佐賀城下の町地数は、寛政元年（1789）の幕府巡見使への報告によれば、33 町が存在していたことがわかる。

■長崎街道

長崎街道は、西海道の中心をなす街道のひとつで、小倉から長崎を結んだ江戸時代における九州の主要幹線道路であった。

このうち佐賀市域を通過するルートは、構口－牛島町（東佐賀町の南部）－思案橋－柳町・蓮池町（柳町の西部）・呉服町－元町（呉服町と元町は合併して呉服元町となる）－白山町（白山二丁目）－米屋町・中町（白山一丁目）－多布施町（多布施一丁目南部）－伊勢屋町－伊勢屋本町－点屋町－六座町－長瀬町－八戸町（八戸一丁目・二丁目）－高橋と続いている。白山町からは川上を経て福岡に至る「川上往還」が北に分岐し、その沿線に唐人町が形成され、牛島町からは佐賀支藩である蓮池藩に至る「蓮池往還」が南側に分岐し、その沿線には材木町･紺屋町・下今宿町が広がっている。

佐賀藩は他国人の城内への出入りを厳しく取り締まっていたが、天明期（18 世紀

後半）になると街道を通行しない不届き者がでたり、久留米や柳川の商人が本庄町、八丁馬場、南堀端の近道を利用するようになるなどしたため、藩の大きな悩みになっていた。（『泰国院様御年譜地取』天明 7 年（1787）5 月 23 日の条、享和元年（1801）12 月 9 日の条）この状況を改善するため、牛島口構口、枝吉口、多布施口、八戸口、天祐寺町口、唐人町口の木戸・番所に加え、白山土橋口、六座町西口、八丁馬場口には番所を、宝琳院前東の小道口、精町口、安住口、古賀口、大崎口、鬼丸南口、十五道口、本行寺前口、清心院前御土手口、中館南口、水ヶ江光円寺前口、今泉東口など 15 箇所に新しく木戸や番所を新設し警備強化を図った（『泰国院様御年譜地取』天明 5 年（1785）12 月 27 日の条、享和元年（1801）12 月 9 日の条）。

このうち、佐賀城下東の入口である構口では、平成 28 年度の文化財発掘調査の結果、当時架かっていた橋の土台の石垣を発見し、石垣の規模や構造が明らかになった。今回の発見で、橋の具体的な位置が明らかになるとともに、絵図に描かれている番所の位置も初めて明確になった。

【構口の橋の土台の石垣全景】

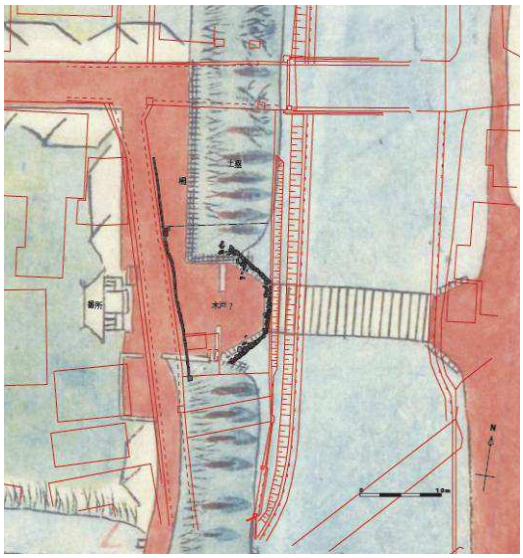

【巨勢郷牛嶋村絵図（1785）公益財団法人鍋島報效会蔵と石垣略図の合成図】

（７）葉隠の世界

葉隠は『葉隠聞書』ともいう全 11 巻からなる武士道書である。これは、3 代佐賀藩主鍋島綱茂や 4 代藩主吉茂に仕えて祐筆役を務めた田代又左衛門陣基（つらもと）が、2 代藩主鍋島光茂の御側役や御書物役を務め、光茂の死後、剃髪して金立山麓の黒土原（金立町）に閑居していた山本神右衛門常朝（じょうちょう）を訪ねて、その談話を宝永 7 年（1710）から享保元年（1716）にかけて筆録したものである。

この書が「葉隠」と呼ばれたのは、常朝が人目に立たぬ忠義である「陰の奉公」や「陰の徳」を重んじたことに由

常朝先生垂訓碑（葉隠発祥の地）［市史跡］

来するといわれ、その根本精神は、葉隠の序文ともいうべき「夜陰の閑談」にある四誓願に現れている。

この四誓願とは

一　武士道においておくれ取り申すまじき事

一　主君の御用に立つべき事

一　親に孝行仕るべき事

一　大慈悲を起こし、人の為になるべき事

である。

葉隠の成立には、それまでの佐賀藩政の動きが大きく影響しているといわれる。慶長 12 年（1607）の龍造寺高房の死去により龍造寺本家は廃絶に至ったが、依然として龍造寺系一族の存在は堅固なものであったため、鍋島家体制と財政の一層の強化が図られた。例えば、慶長 16 年（1611）の佐賀藩領内の検地完了を機に、蔵入（直轄）地の増加を目的として家臣の知行地の 30%を上納する「三部上地」を行い、その十年後の元和 7 年(1621)にも再び実施したため､家臣たちの知行は大幅に削減された。また、元和から寛永年間にかけては、勝茂の長男元茂、三男直澄、五男直朝をそれぞれ小城・蓮池・鹿島に分封し､「鍋島御三家」と呼ばれる三支藩を創設することにより鍋島家体制の強化とした。勝茂の時代においては、この三支藩と本藩の関係は、親子関係であったこともあって、大きな問題を生ずることはなかった。

しかし、2 代光茂の時代になると、本藩と支藩の家臣に対する処遇上の格差が対立の原因となったり、本藩支配から独立する動きが生まれたりしたため、光茂は天和 3 年（1683）に、佐賀藩の武家諸法度ともいうべき「三家格式」を制定し、本藩の支配を強化した。さらに 3 代綱茂の時代である元禄 12 年（1699）には多久・武雄・諫早・須古の龍造寺四家は親類から親類同格に格下げされ、配分地統制は一層強化されることになった。また、2 代光茂は世禄制の実施や殉死の禁止なども行った。

2 代光茂や 3 代綱茂が行ったこのような本藩の支藩統制強化策や文治主義的政策に対して、常朝は大いに反感を持ったとされ、これが葉隠成立の背景になったといわれている。

この書は忌憚のない政治批判や人物批判を含んだ内容ゆえに、佐賀藩においては禁書的な扱いを受けることもあった。そして、藩政を担当する政治家の養成を目的に設置された藩校弘道館においては幕末に至るまで教科書として用いられなかったが、佐賀藩士に愛読されており、幕末には弘道館教諭である枝吉神陽が中心となって編纂した『葉隠聞書校補』という注釈書もできたほどであった。

（８）海外の脅威と幕末・明治の佐賀

8 代藩主治茂は、逼迫した藩財政の建て直しを図るため、天明 3 年（1783）に六府方を設置し、有明海や伊万里湾を干拓して新田の造成を行うなどの殖産興業を行った。また、治安維持と社会更正のため罪人の追放刑を廃止して徒罪制を実施し、藩の人材

育成のために天明元年（1781）に藩校「弘道館」を創設するなど、数多くの藩政改革を行ったため藩財政も好転した。

江戸幕府は、中国とオランダの日本寄港と貿易活動を長崎だけに制限し、日本人の海外渡航を禁じ、寛永 16 年（1639）にはいわゆる鎖国体制を完成させた。そして長崎警備については、福岡藩と佐賀藩が 1 年交代で行うよう命じ、その警備体制は幕末まで続いた。

文化 5 年（1808）8 月に、イギリス軍艦フェートン号がオランダ国旗を掲げて長崎港に侵入し、オランダ商館員 2 名を拉致した上で、薪・食料・水を要求するという事件が起こった。当番年であった佐賀藩は警備体制が手薄であったため対抗することができず、薪水を補給したフェートン号は翌日の朝に長崎港外に去った。いわゆるフェートン号事件である。この責任をとって長崎奉行松平康英は切腹自害、幕府は 9 代藩主鍋島斉直（なりなお）に 100 日間の江戸屋敷謹慎を命じ、警備にあたっていた佐賀藩士にも厳しい処分を下し、佐賀藩は大きな打撃を受けた。しかし、佐賀藩はこの屈辱的な事件を教訓として受け止め、西欧の最新情報の獲得に努め、国防や軍事の研究を進めていく契機とし、長崎警備は台場増設などによる防衛体制の強化を進めていった。しかし、佐賀藩の費用負担も増大したため、8 代治茂の改革により一旦好転した藩財政は再び逼迫し、9 代藩主斉直の華美な生活もそれに拍車をかけた。

10 代藩主鍋島直正（なおまさ）は、このような極端に苦しかった藩財政を立て直すため、天保 8 年（1837）から人事刷新や行政機構の改変など本格的な藩政改革を行い、長崎警備の重要性の見地から、この改革と並行して軍事力の強化も進めた。天保 3 年（1832）頃からは洋式砲術の研究が始められ、弘化元年（1844）には火術方を設置して洋式大砲の製造に着手、嘉永 5 年（1852）には長崎の神島・伊王島の砲台整備を行うため、幕府に 10 万両の拝借金を願い出て 5 万両の資金を得るなどし、これを推し進めた。このように、砲台の構築と大砲の製造は、天保期から計画され、弘化・嘉永・安政期に本格的に行われていった。

大砲製造、とりわけ鉄製大砲の鋳造には、大量の鉄を溶解するための反射炉の築造が急務とされ、そのためには蘭書の訳出が必要であった。直正は、嘉永 3 年（1850）に家臣の本島藤太夫（もとじまとうだゆう）を派遣し、伊豆韮山の江川太郎左衛門英龍（ひでたつ）に技術協力を求めたり、伊東玄朴を通じ幕府の蔵書を借用したりするなどして、「築地土井筋東川端より西へ百間之処」一帯（現佐賀市立日新小学校敷地）を大銃製造方として定め、反射炉や錐台の建設を行った。

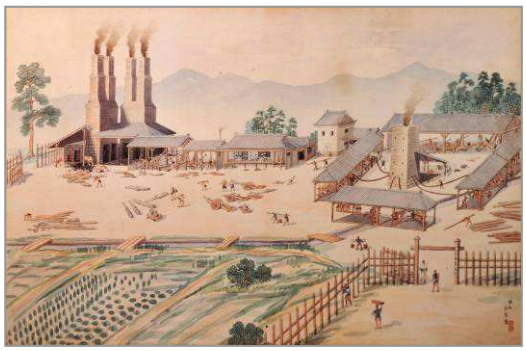

築地反射炉絵図
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

三重津海軍所跡　全景

三重津海軍所のドック護岸遺構

その中途で発生する数々の困難に対し、「御鋳立方七賢人」と称される本島藤太夫・杉谷雍助・田代孫三郎・田中虎六郎・馬場栄作・谷口弥右衛門・橋本新左衛門などの学者・技術者が総力をあげて努力を続けた結果、嘉永 5 年（1852）に 36 ポンド鉄製大砲の鋳造に成功した。また、嘉永 6 年（1853）には幕府注文の大砲を鋳造するため多布施（多布施町）にも反射炉を築き、これに応えた。

佐賀藩の海防強化策のもう一つの柱は、蒸気船を主力とする洋式艦隊の編成であった。ペリー来航後の嘉永 6 年（1853）に幕府が大船製造禁令を解くと、佐賀藩はオランダに軍艦を注文し、蒸気船建造を計画した。安政 2 年（1855）に幕府が長崎海軍伝習所を設置すると、佐賀藩は佐野常民ら藩士 48 名を派遣し、操船・造船・機械工学などを学ばせた。安政 6 年（1859）に長崎海軍伝習所が撤収されると、佐賀藩が御船手稽古所を置いていた三重津（諸富町）で伝習を続けるようになり、さらに調練場や製罐所・船渠などを整備していった。そのため、三重津は単なる伝習所としてではなく佐賀藩海軍の本拠地となり、佐賀藩がオランダから購入した蒸気船「電流丸」などの輸入艦船の整備や修理を行い、慶応元年（1865）には日本初の実用蒸気船「凌風丸」を建造するまでに至った。この三重津海軍所跡は、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとなっており、発掘調査や文献調査によって次第にその全体像が明らかにされつつある。

直正による藩政改革の結果、佐賀藩は「薩長土肥」と呼ばれる、幕末から明治にかけての雄藩の一つとして注目される存在となった。軍事や科学技術の先進的な取組みだけでなく、高度な教育政策も合わせて行っていたため、佐賀藩は多くの有能な人材を輩出し、明治新政府においても大きな指導力を持つことになった。

鍋島直正（1814～1871）
佐賀藩 10 代藩主

（９）明治新政府で活躍した人々

10 代藩主直正の行った改革事業は、①「行政・財政」改革、

②「教育」改革、③「軍事」改革、の３つの柱からなっていた。家柄や門閥ではなく能力による人材登用で行政改革に臨み、殖産興業政策の推進により財政を立て直し、国の基本となる「人」を育成するために教育を見直し、蓄積した富により国内有数の軍備増強を実現したのである。とりわけ教育改革による成果は目覚しいものがあり、幕末のみならず明治時代においても様々な分野で活躍する人材を世に送り出した。このうち、明治新政府において活躍し事績をなした人物も多いが、次に紹介する人たちが佐賀市民にとってはつとに著名である。

■大隈重信（1838～1922）

佐賀城下東側の会所小路に、鉄砲組頭大隈信保の長男として生まれる。幼名は八太郎である。藩校弘道館に入学し、17 歳のときに朱子学を中心とする藩校制度に反発し、枝吉神陽が首唱する尊攘派の「義祭同盟」に加わる。19 歳で蘭学寮に入り長崎に遊学、オランダ系アメリカ人宣教師のフルベッキから英学を学び、藩に英語学校創設を進言し、慶応 3 年（1867）に「蕃学稽古所」（後の「致遠館」を設立させた。明治新政府においては、外交事務局判事などを経て、明治 3 年（1870）に参事となる。明治 6 年（1873）には大蔵省事務総裁、ついで大蔵卿に就任。征韓論争後、財務の責任者として大久保利通を補佐した。明治 14 年（1881）に国会即時開設論を主張し、開拓使官有物払い下げに反対し薩長勢力と衝突して免官、多数の大隈派官吏が辞職した（明治 14 年の政変）。翌年、小野梓、矢野文雄らと立憲改進党を結成して総理となり、東京専門学校（後の早稲田大学）を創立した。明治 31 年（1898）に板垣退助と憲政党を結成して日本初の政党内閣（通称隈板内閣）を組織する。明治 40 年（1907）に憲政本党総理を辞し、早稲田大学総長に就任。多数の著書を著し、各地で講演会を開いて文化の向上に努めた。大正 3 年（1914）には立憲同志会を与党として第二次大隈内閣を組織し、第一次世界大戦への参加や対華 21 ヵ条要求を行うなど、日本の政党政治の歴史に大きな足跡を残した。彼の生家は史跡「大隈重信旧宅」として今も残されており、往時の武家屋敷の姿を今に伝えている。

大隈重信旧宅
［史跡］

■島義勇（1822～1874）

佐賀城下精小路に、佐賀藩士島市郎右衛門有師の第一子として生まれる。枝吉神陽と副島種臣とは従兄にあたる。9

歳で藩校弘道館に入学。卒業後、諸国を遊学し、水戸の藤田東湖と親交した。安政 3 年（1856）に鍋島直茂の命により北海道・樺太の探検を行った。明治 2 年（1869）7 月、蝦夷開拓使主席判官となり、札幌の開拓を決定。朝廷から従四位を贈られ、大学少監、明治 5 年（1872）には、秋田県権令などを歴任した。明治 7 年（1874）に三条実美の命を受けて帰県したが、いわゆる「佐賀の役」により憂国党を率いて政府軍と戦うに至り、敗走の末、江藤新平とともに除族の上処刑された。大正 5 年（1916）に正四位復位追贈される。北海道開拓の恩人として札幌市に銅像が建設されている。

■佐野常民（さのつねたみ）（1822～1902）

文政 5 年（1822）に佐賀市川副町早津江で、佐賀藩士下村光贇（みつよし）の五男として生まれ、11 歳で藩医佐野常徴（つねよし）の養子となる。13 歳で藩校弘道館に入学し、後に上京して緒方洪庵、伊東玄朴の塾において、蘭学や医学を学んだ。その後、嘉永 5 年（1852）に佐賀藩が設けた理化学研究所「精煉方」の主任として、中村奇輔・石黒寛次・田中久重などの有能な科学者や技術者を集め、大砲鋳造や蒸気機関、電信機などの研究を行った。安政 2 年（1855）には、幕府が開設した長崎海軍伝習所へ第一期生として参加し、その後『佐野栄壽左衛門海防ニ関スル意見書』を進言するなど、佐賀藩海防にも力を注いだ。明治 3 年（1870）には、明治政府の兵部少丞となり海軍を英式に決めるなど、その基礎づくりにも尽力した。明治 10 年（1877）に西南戦争が起こると、大給恒（おぎゅうゆずる）らと博愛者を創立し、負傷者の救護活動に当たった。明治 20 年（1887）には博愛社を日本赤十字社と改め、初代社長となった。明治 27 年（1894）の日清戦争、明治 33 年（1900）の北清事変では救護活動を行った。わが国における赤十字事業の創始者であり、その発展に尽くした功績は大きい。

■副島種臣（そえじまたねおみ）（1828～1905）

佐賀藩校弘道館教授枝吉忠左衛門種彰（南濠）の二男として佐賀市鬼丸に生まれる。勤皇家として有名な枝吉神陽を兄に持ち、彼が首唱する「義祭同盟」に参加する。致遠館の教授を勤めたあと、フルベッキに師事、英学を修める。慶応 3 年（1867）に大隈重信らと脱藩、上京して尊王倒幕運動に参加した。新政府においては、明治 4 年（1871）には渡欧の岩倉具視に代わり外務卿となる。明治 5 年（1872）には横浜港に寄港したペルー商船マリア・ルース号から、人身売買の対象となっていた清国人苦力（クーリー）の 229 人を解放し清国に引き渡した。これにより「正義人道の人」としてその名は海外にも知れ渡り、国際的

な外交の舞台で注目を浴びる手腕を発揮した。明治 6 年（1873）、西郷隆盛、板垣退助、江藤新平らと征韓論を唱えて辞職。翌年愛国公党の設立に加わり、板垣退助、後藤象二郎らと民撰議院設立建白書を政府に提出。のち宮中に出仕し、宮中顧問官、枢密顧問官、枢密院副議長を歴任。第 1 次松方内閣の内相もつとめた。政治家としてだけではなく、蒼海（そうかい）や一々学人（いちいちがくじん）などの号をもち、書家としても当時から高い評価を受けている。

■江藤新平（えとうしんぺい）（1834～1874）

佐賀城下八戸町に佐賀藩士江藤助右衛門の第一子として生まれる。16 歳で藩校弘道館に入学、19 歳で枝吉神陽に学び、尊王攘夷運動に加わり、開国論を唱えた。藩吏となるも、文久 2 年（1862）脱藩して皇権回復の密奏を図り失敗し、藩から永蟄居を命ぜられる。明治元年（1868）に官軍の軍監となり彰義隊を討ち、大木喬任と連名で東京遷都を建議した。明治 5 年（1872）に初代司法卿となり、司法制度整備や民法制定などに尽力した。現在の最高裁判所にあたる「大審院」を設置して司法権を確立し、警察制度の統一も行った。明治 6 年（1873）に参議となったが、征韓論に破れ辞任した。明治 7 年（1874）1 月に愛国公党を結成し佐賀に帰り、同年 2 月に征韓党を率いて「佐賀の役」を起こしたが敗走した。3 月に高知にて捕縛され、4 月 13 日に島義勇とともに処刑された。大正 5 年（1916）に正四位復位追贈される。

■大木喬任（おおきたかとう）（1832～1899）

佐賀城下片田江枳小路に佐賀藩士大木知喬（ともたか）の長子として生まれる。15 歳で弘道館に入学、32 歳で学館指南役となる。明治元年（1868）4 月に江藤新平と連名で東京遷都を岩倉具視に建白し、同 12 月に東京府知事、翌年に東京府大参事となる。明治 4 年（1871）に民部卿となり、初代文部卿を兼ねる。明治 5 年（1872）にはフランスの教育制度を手本とする「学制頒布」を実施し、「国民皆学」を目指した。また、「民法草案」を政府に提出し、民法編纂局総裁として日本の「民法」の基礎を築いた。生涯をとおして誠実、廉潔な性格の持ち主であり、また篤学の人であった。

（10）明治以降の佐賀市の動き

古くから使われていた「佐嘉」の表記は、明治 3 年（1870）に「佐賀」に統一された。明治 4 年（1871）に行われた廃藩置県により、佐賀本藩は佐賀県、蓮池支藩は蓮

池県、小城支藩は小城県、鹿島支藩は鹿島県、唐津藩は唐津県、厳原藩は厳原県となったが、同年 9 月に厳原県と佐賀県が合併して伊万里県となり、同年 11 月には現在の県域全てが伊万里県となった。翌年 5 月に佐賀県と改称されたものの、明治 9 年（1876）には三瀦県に合併、また同年に長崎県に編入され、佐賀県の名称は一旦消滅した。その後、現行の佐賀県が成立したのは明治 16 年（1883）のことであった。

明治 21 年（1888）の市制町村制の公布により市制施行が検討される中で、小路（武家地）と町（町人地）の人情習慣の意識の違いや市制移行による経費の負担増などが議論の的となったが、曲折の末、明治 22 年（1889）に佐賀市が誕生した。佐賀市は、水ヶ江町・東田代町・松原町・与賀町・赤松町・西田代町・柳町・紺屋町・材木町・蓮池町・下今宿町・牛島町・高木町・上芦町・中町・呉服町・東魚町・白山町・元町・寺町・唐人町・米屋町・多布施町・伊勢屋町・岸川町・長瀬町・六座町・点合町・伊勢屋本町・西魚町・道祖元町・八戸町・本庄町・厘外津の、江戸時代に由来する旧町村名を継承した 34 町で編成された。

大正期の産業や経済の状況は、工業では佐賀藩の御用鋳物師に由来する谷口鉄工所、製麺機製造を行った真崎鉄工所に由来する日本電機鉄工株式会社、佐賀紡績株式会社などの企業の活動が活発であった。

旧古賀銀行　柳町
［市重要文化財］

金融業では、柳町に本店を構えた古賀銀行が特に有名である。古賀銀行の設立は明治 18 年（1885）で、明治 20 年代末の経営状態は必ずしもよくなかったが、他に経営していた北方炭鉱の石炭量増産に伴い、銀行経営も飛躍的に発展した。明治 40 年代には各地に支店を増設して経営領域を広げ、大正 8 年末には資本金額において九州の五大銀行の一つに数えられるまでに成長した。しかし、大正 9 年（1929）以降の慢性的な不況の影響を受けて経営が急速に悪化し、大正 15 年（1926）には休業に追い込まれ、昭和 8 年（1933）には遂に解散するに至った。

昭和 20 年（1945）3 月の東京大空襲の後、目立った軍事施設や軍需工場の少ない佐賀県にも爆撃機や戦闘機が来襲し、同年 8 月 5 日の夜についに「佐賀空襲」に見舞われた。水ヶ江一帯や諸富町、川副町、久保田町方面が小型爆弾と油脂焼夷弾の攻撃を受け、死者は 50 名に達し、数百戸に及ぶ家屋延焼の被害を出した。城下町の一つである水ヶ江では約 150 戸の建物が焼失するなどの被害を受けたが、幸いにもそれまでの町割は失われることなく引き継がれたため、城下町全体の町割のほとんどが今に伝えられている。

3　佐賀市の文化財等の分布状況

佐賀市には、指定文化財として国宝を含め国指定が 33 件、県指定が 71 件、市指定が 120 件、国の登録有形文化財が 5 件、総計 229 件（令和 3 年 2 月 28 日現在）の文化財が所在する。

その他、美しい景観を呈する地区または地域を象徴する建造物として認定された「22 世紀に残す佐賀県遺産」12 件（令和 3 年 2 月 28 日現在）や各地域に継承される民俗文化財がある。

佐賀市の指定文化財　（令和 3 年 2 月 28 日現在）

種　　別		国指定	県指定	市指定	合　計
国宝					
	書跡・典籍	1	―	―	1
重要文化財					
	建造物	6	6	２１	３３
	絵画	―	7	5	１２
	彫刻	2	4	１４	２０
	工芸品	5	１１	１５	３１
	書跡・典籍	1	4	3	8
	古文書	3	4	4	１１
	考古資料	2	１８	5	２５
	歴史資料	―	4	6	１０
重要無形文化財					
	工芸技術	―	1	1	2
重要有形民俗文化財					
	有形の民俗文化財	1	2	１０	１３
重要無形民俗文化財					
	無形の民俗文化財	2	2	8	１２
史跡、名勝、天然記念物					
	史跡	7	5	１７	２９
	天然記念物	3	3	１１	１７
合　　計		３３	７１	１２０	２２４

佐賀市の国登録文化財（令和 3 年 2 月 28 日現在）

種　　別	国登録
国の登録有形文化財	5

（１）国指定文化財及び国の登録有形文化財

佐賀市には、国宝をはじめ重要文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡と天然記念物の国による指定文化財が 33 件所在する。

そのうち建造物は、与賀神社楼門、佐賀城鯱の門及び続櫓、与賀神社三の鳥居及び石橋、山口家住宅、吉村家住宅、旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）の 6 件である。

与賀神社楼門は、室町時代前後のものと推定され、県下では現存する最古級の木造建築物である。佐賀城鯱の門及び続櫓は、焼失した佐賀城本丸再建に際し、本丸門として天保 9 年（1838）に完成したものである。与賀神社の三の鳥居は、慶長 8 年（1603）の造立銘を有し、この地域特有の肥前鳥居としては古いものの一つとして、また、最も典型的なものの一例として価値が高いものである。与賀神社の石橋は、慶長 11 年（1606）に藩祖鍋島直茂が寄進したもので、県下最古の銘を有する石橋である。

山口家住宅は、19 世紀初頭の建築と推定される民家建築で、佐賀県東南部から福岡県西南部にかけて見られる「じょうご谷」あるいは「四方谷」と呼ばれる葦葺屋根の形状に大きな特徴がある。屋根の平面は正方形をなし、谷状の中央部に雨水を集め、屋根裏にある瓦製の樋から軒下へ導き排水するという特異な構造を有している。

吉村家住宅は、佐賀県北部の山村地域に多くみられる棟を一直線につくる直屋形式の代表例で、建物に残された天明 9 年（1789）年の墨書銘から、建築年代がわかるものでは県下最古の民家である。

旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）は、昭和 10 年（1935）の国鉄佐賀線の敷設とともに福岡県大川市と佐賀市の間に流れる筑後川に架設された可動鉄橋である。昭和 62 年廃線後は歩行者専用橋として活用されており、毎日定期的に橋梁の中央部が吊り上げられている。

与賀神社　楼門・石橋
［重要文化財］

与賀神社　三の鳥居
［重要文化財］

佐賀城鯱の門及び続櫓
［重要文化財］

修復後の山口家住宅
［重要文化財］

旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）
［重要文化財］

吉村家住宅
［重要文化財］

彫刻は 2 件である。1 件は、大和町の高城寺が有する木造圓鑑禅師坐像で、正安 2 年（1300）に円鑑が京都東福寺住職として上京する際に弟子たちが別れを惜しんで造立したものである。

もう 1 件は、久保泉町の龍田寺の木造普賢延命菩薩騎象像である。4 頭の白象上の蓮華座に坐する二十臂の普賢延命菩薩像で、奈良の仏師康俊による正中 3 年（1326）の作という銘文を持つ。

木造普賢延命菩薩騎象像
［重要文化財］

木造圓鑑禅師坐像
［重要文化財］

工芸品は 5 件である。大和町の健福寺に継承される銅鐘は、建久 7 年（1196）の銘を有する鎌倉時代初期様式の和鐘で、県下に現存する最古の銅鐘である。

与賀神社が有する太刀は応永 22 年（1415）頃の備前国（岡山県東部）長船の康光の作とされている。

大和町の実相院が有する金銅宝塔は南北朝時代の作風をよく表した精緻な造りで、高さ 62.7cm を測り、保存状態は良好である。

公益財団法人鍋島報效会が所有する色絵山水竹鳥文輪花大皿は、鍋島藩窯を運営した佐賀藩主の鍋島家に伝来した遺例であり、手本となった中国景徳鎮産色絵磁器とともに伝来している貴重な資料である。徳川将軍家への磁器献上を目的とした鍋島家による藩窯の体制が、伊万里の大川内山に成立する以前の

金銅宝塔
［重要文化財］

銅鐘
［重要文化財］

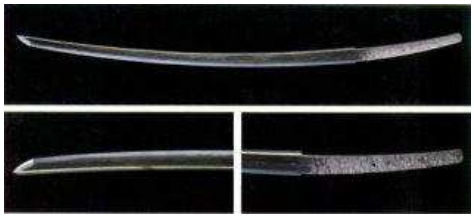

太刀
［重要文化財］

時代に、有田地区で生産されたものと推測される。

また、同財団が所有する色絵椿文大皿鍋島２枚は大川内山鍋島焼の前身的な窯である有田岩谷川内の御道具山で制作されたと推測され、肥前の色絵磁器の変遷を知る上でも貴重な資料である。

色絵 山水竹鳥文輪花大皿 鍋島
［重要文化財］

色絵 山水竹鳥文輪花大皿 景徳鎮
［附］

色絵 椿文大皿鍋島　二枚
［重要文化財］

書跡・古文書は５件である。公益財団法人鍋島報效会が所有する催馬楽譜は県下唯一の国宝である。催馬楽とは、宮廷歌謡のひとつで、日本古来の歌謡を唐楽の拍子・旋律に合わせて編曲したものである。
飛雲文様のある料紙に押界を施した上で、律詩 24 首・呂歌 36（内３欠）首を収め、万葉仮名を用いて温雅な楷書で記されている。鎌倉時代の宗尊親王筆と伝わるが、11 世紀中頃の名筆の手になり、現存する催馬楽古写本のうち最古のものである。

催馬楽譜
［国宝］

重要文化財である紙本墨書東遊歌神楽歌は、公益財団法人鍋島報效会が所有する。この鍋島家本は関東から東海道の一部を含めた地方の風俗歌である東遊歌と神楽歌を採録してあり、ともに平安時代後期の写本であるが、他本との歌詞の異同・各詩の唱法及びその作法などの記載が多く、奉納の順序が整然と記してある点で、他本よりも優れた史料的価値を有する。

紙本墨書東遊歌神楽歌
［重要文化財］

河上神社文書は、肥前国庁跡に程近い河上神社に伝わる文書で、平安期 10 通、鎌倉期 92 通、南北朝期 85 通、室町期 60 通の計 247 通からなる。この

河上神社文書
［重要文化財］

うち、院庁・大宰府・国衙（こくが）などの関係文書は肥前国がおかれた立場を明らかにし、南北朝関係文書は、14 世紀の九州の動向を示す資料として貴重である。

深堀家文書は公益財団法人鍋島報效会が所有する。深堀家は上総国（かずさのくに）（千葉県中部）の御家人であり、建長 7 年（1255）に一族の能仲が肥前国彼杵郡戸八浦に地頭職を与えられ、蒙古襲来後、異国警固番役に備えるためこの地に土着し、以来一族はこの地に繁栄して近世初期に至った。豊臣秀吉が九州入りすると、一時これに従ったが、のち鍋島氏に属してその宿老となった。文書は大部分が鎌倉・南北朝期のもので、東国御家人の西国下向の実態、定住後の軍事行動、恩賞配分などを詳細に知ることができる。

深堀家文書
［重要文化財］

松浦山代家文書
［重要文化財］

松浦山代家文書は公益財団法人鍋島報效会が所有する。山代家は西松浦郡山代（伊万里市北西部）を本拠とした松浦党の一族であって、松浦山代氏系図によれば、松浦党の祖、源久の孫囲に始まる家である。文書は鎌倉初期から南北朝末期に至るもので、山代氏が松浦地方における有力な御家人であったことを裏付ける史料である。総数 66 通が 2 巻の巻子本（かんすぼん）に仕立てられている。

考古資料は 2 件である。1 件は昭和 36 年（1961）、久保泉町熊本山（標高 55.5m）から出土した舟形石棺で、福岡県八女地方産の阿蘇熔結凝灰岩を 3 室にくりぬいた身と蓋からなる大型石棺である。身の長さは、4.3m で内面は赤く塗られている。中央部の刳り抜きには 2 体の人骨があり、鉄剣 2 口、鉄刀 1 口が出土した。北室からは革綴式の短甲 1 具、四獣鏡 1 面、鉄剣 1 口、鉇（やりがんな） 1 個、水色のガラス製小玉 162 個、碧玉製紡錘車 2 個など多くの副葬品が納められ、5 世紀前半頃のものと推定される。

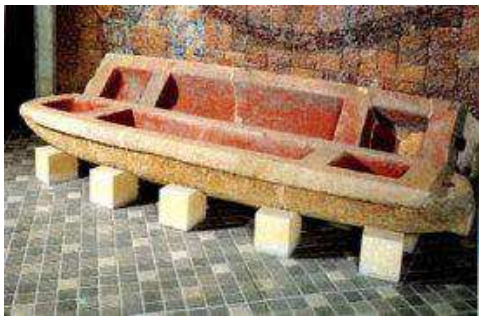
舟形石棺
［重要文化財］

もう 1 件は、大和町に所在する築山経塚から一括して出土した瓦経である。周辺には、肥前国庁跡、国分寺跡、国分尼寺跡があり、この経塚は奈良時代から平安時代における肥前国の中心地に造営されたことがわかる。経塚は、妙法蓮華経 167 枚、無量義経 19 枚、観普賢経 18 枚、阿弥陀経 6 枚、般若心経 2 枚、法華懺法 10 枚、無地瓦経 2 枚、刻仏瓦経 5 枚で構成される。鉄刀子 3 口が共伴した。この経塚は、妙法蓮華経第一の奥書に相当する瓦経及び法華懺法奥書から、天養元年（1144）十月に

佐賀県築山経塚出土瓦経
［重要文化財］

勧進僧定照并清原氏の発願により、草部貞行を大檀主とし、僧蓮勝ら３名以上の手によって書写事業が行われ、埋納されたことがわかる。

重要有形民俗文化財は、干満の差が著しい広大な干潟に生息する魚介類の生態に対応し発達した漁撈用具である。干潟漁法は近年の土砂の堆積や干拓の進捗により急激に変貌し、古い用具類は消滅寸前であった。網羅的に収集・保存された漁撈用具は 175 種 293 点で、これらの漁撈具の中には使用が禁止された漁撈具もあり、有明海の漁撈を理解する上で貴重な資料である。

有明海漁撈用具
［重要有形民俗文化財］

重要無形民俗文化財は 2 件である。1 件は久保泉町にある白鬚神社の田楽である。田楽とは中世に流行した芸能の一つであるが、白鬚神社の田楽は、稚児田楽の一つで、その装束や演技には古風の様を偲ばせるとともに、地域に定着する中で独自の展開をみせており、芸能の変遷の過程を知る上で特に重要であり、地域的特色も顕著である。

もう 1 件は見島のカセドリで、蓮池町見島地区に伝わる小正月の来訪神の行事である。笠をかぶり、藁蓑をつけたカセドリと呼ばれる青年 2 名を中心とする一行が地区内の家々を順番に訪れて悪霊祓いや家内安全、五穀豊穣をもたらす行事であり、日本人の神観念や民間信仰を理解する上で貴重である。また、カセドリが悪霊を祓う所作は、他に類例がほとんどみられず、地域的特色が豊かな伝統行事である。

白鬚神社の田楽
［重要無形民俗文化財］

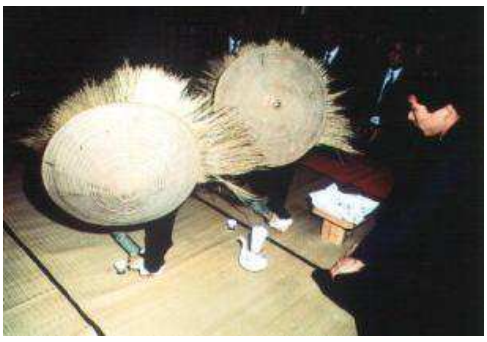

見島のカセドリ
［重要無形民俗文化財］

史跡は７件である。1 件は古代山城と考えられる帯隈山神籠石（おぶくまやまこうごいし）がある。帯隈山を中心に切石を並べた列石線が約 2.4km の長さで一周し、途中、北面に門跡 1 箇所、南面に水門推定地 3 箇所がある。列石の用材は花崗岩で、高さ 60cm 前後の直方体に切り揃えられている。列石背後には高さ 2m前後の土塁が築かれ、列石前面に木柵が立てられていたことが発掘調査により判明した。このような

帯隈山神籠石
［史跡］

神籠石は、九州北部から瀬戸内の一部に 12 箇所確認されており、いずれも 7 世紀頃の築城とされているが、正確な年代、目的、性格などには未だ諸説ある。

銚子塚は、佐賀平野における最古期の大型前方後円墳である。脊振山系の南麓部に近い、標高約 15mの微高地上に築かれ、首長墓としての風格に満ちた堂々たる姿を見せている。墳形は柄鏡型をなし、前方部を西に向け、全長 98mと佐賀平野 2 番目の規模を誇る。4 世紀後半の築造と推定され、佐賀平野における古墳文化の伝播と成立に重要な関わりを持つ古墳である。

銚子塚古墳
［史跡］

大隈重信旧宅は、佐賀城下の東部、佐賀藩の中級武士が居住した会所小路（かいしょこうじ）の南側に位置する。明治の元勲の一人、早稲田大学の創始者としても知られる大隈重信は、天保 9 年（1838）にこの家に生まれ、慶応 4 年（1868）3 月に新政府より徴士として登用されるまで生活の拠点とした。一部 2 階建、草葺（一部瓦葺）の建物で、当時の一般的な武家住宅の様式をよく残している。

大隈重信旧宅
［史跡］

西隈古墳は、脊振山から派生する金立山南麓の丘陵、標高 30mの地点に立地する。墳丘は裾部を後世の開発により削平されているが、比較的遺存状態はよい。推定径 40m、高さ 4mの 2 段築造の円墳である。内部主体は初期横穴式石室で、玄室には赤色顔料を塗る。内部に納められた横口式の家形石棺 1 基は、阿蘇熔結凝灰岩製で、コンパス痕を残す円文や連続三角文の装飾がみられる。5 世紀末の築造と推定され、石棺系装飾古墳の代表として重要である。

西隈古墳
［史跡］

肥前国庁跡は、奈良時代から平安時代前期にかけての肥前国（佐賀・長崎）の中心となった役所跡である。発掘調査によって、政庁跡区域とその内外の主要な建物跡が見つかり、南北約 105m、東西約 77mの政庁跡の全容が明らかになった。国庁の内部が明らかになった遺構は全国的にも珍しく、南門と築地塀（両翼 10m）が復原されている。

史跡「肥前国庁跡」南門（復原）

三重津海軍所跡は、有明海の北東岸に位置し、九州一の大河である筑後川の支流の早津江川の標高約３mの西岸河川敷に立地する。三重津海軍所跡は、

幕末佐賀藩の洋式海軍拠点となった施設であり、洋式船による海軍教育が行われたほか、藩所有艦船の根拠地及び造船の機能を有し、幕末の佐賀藩が目指した近代化の様相を具体的に知ることができる例である。

なかでも、発掘調査で確認された「御修覆場」（ドライドック）は、幕末期に使用されたものとしては、現存が確認されている唯一のものであり、既存施設の転用ではなく、最初からドライドックとして構築されたものとしては、国内最古の例である。

史跡「三重津海軍所跡」ドライドック護岸遺構

東名遺跡は、縄文時代早期（約 8,000 年前）の日本最古級の湿地性貝塚である。地表面下５ｍで発見され、厚い粘土層でパックされていたこと、水辺のそばにあって水に漬かった状態であったこと、貝塚があったことなどから通常の遺跡では残らない編みカゴ等の木製品、骨角器等が良好な状態で出土した。多くの遺物が日本最古級のもので、日本文化の起源を考える上で極めて重要な遺跡である。

史跡「東名遺跡」

天然記念物は 3 件ある。１件は、佐賀平野を中心に生息するカササギ（カチガラス）である。佐賀県の県鳥であり、生息の起源については、自然飛来したとも、豊臣秀吉の朝鮮出兵に際し、藩祖鍋島直茂が「肥前勝々（ひぜんかちかち）」と鳴いた鳥を持ち帰ったともいわれる。

カササギ生息地
［天然記念物］

史跡帯隈山神籠石の列石線内にあるエヒメアヤメの自生地が南限地帯として指定されている。エヒメアヤメは、アヤメ科の多年生草木で、4 月の中旬頃紫色の花をつける。寒冷・乾燥の地を好み、ヨーロッパアルプス地方から中国東北地方・朝鮮半島付近まで自生しており、日本は分布上の南限地で、本市の他、愛媛県・山口県・宮崎県の一部の自生に限られる。

下合瀬の大カツラは、山神の社地内にあり、木自体が御神体として崇敬されていた。水平根周り 13.8m、樹高 34m、枝張り周囲 37mを誇り、推定樹齢 1000 年、全国 2 位といわれる雄株で、周囲の樹木の中で際だった大きさを呈し、見る者を圧倒する。

エヒメアヤメ自生南限地帯
［天然記念物］

下合瀬の大カツラ［天然記念物］

また、国の登録有形文化財は 5 件である。

1 件は、徴古館である。昭和 2 年（1927）に鍋島家所蔵資料を展示するための博物館施設として建てられたもので、正面玄関は、二本一組の列柱を持つ半円形の車寄せと 2 階の列柱からなり、背面は簡素な意匠である。

佐賀県内の鉄筋コンクリート建造物としては早期のものであり、また、本格的な洋風意匠をもつ点にも特徴がある。

徴古館
［国の登録有形文化財］

2 件目は、野中烏犀圓である。野中家は「野中烏犀圓」の製造販売を家業とする老舗であり、初代源兵衛が寛永 3 年（1626）に創業したものである。現存する建築物は、寛政 8 年（1796）に生薬「烏犀圓」の製造販売を藩から許された際に建てられたとされ、「冷善楼（れいぜんろう）」と呼ばれる座敷では、藩の役人が薬の検査を行ったと伝えられている。

街路に面する漆喰壁と屋根の大破風（はふ）及び看板を吊す屋形が江戸期の商家の風情を今に伝えている。野中烏犀圓は、22 世紀に残す佐賀県遺産にも認定されている。

野中烏犀圓
［国の登録有形文化財］

与賀神社は、欽明天皇 25 年（564）に勅願造立され、建暦 2 年（1212）北条義時が社殿を復興したと伝えられている。本殿・弊殿・拝殿を一直線に接続した複合社殿であり、残存する本殿と拝殿の棟札によると、鍋島藩 6 代藩主鍋島宗教（むねのり）を大願主とし、酒井新五左衛門孝耀を総大工として建設された。その後、屋根を銅板葺に改造している。本殿は石積基壇上に立つ大型の五間社流造で、内外を瑞獣や雲龍などを主題とした精巧な彫刻で華

与賀神社本殿・弊殿・拝殿
［国の登録有形文化財］

やかに飾る。弊殿は切妻造、銅板葺で、石積基壇上の切石礎石上に立ち本殿及び拝殿と一体に造られる。室内の本殿側には、装飾豊かな本蟇股を置き、華やかな室内となっている。拝殿は入母屋造、軒唐破風付、銅板葺で、元の切石積をコンクリート洗出しで固めた基壇上に建つ。

室内は出三斗で支える格天井や、正面と背面中央間に虹梁を浮彫付きとするなど装飾豊かである。

百﨑家住宅主屋は、南堀端から東西に延びる虎次西横小路に北面して建つ。屋敷の北側に前庭と主屋を置き、ほぼ中央に昭和初期増築の建物と泉水式の庭園が並んでいる。主屋は武家屋敷の形式を継承しつつ明治初期に建設されたものと伝えられ、木造平屋建（一部二階）の茅葺寄棟造で全体的に建ちの低い造りである。上質の武家住宅の様式を伝える貴重な建造物である。

旧百﨑家住宅主屋

［国の登録有形文化財］

「大隈重信記念館」は、史跡「大隈重信旧宅」東隣に建つ。昭和 41 年（1966）に完成し、翌年大隈侯にまつわる歴史資料を展示する「大隈記念館（平成 29 年 10 月 25 日に大隈重信記念館と改称)」として開館した。

設計者は建築家で早稲田大学建築学科教授であった今井兼次氏である。氏は、建築家のアントニ・ガウディの紹介者としての草分けであり、合理的・機能的なモダニズム建築からは距離を置き、彫塑的、絵画的な独特の作品を生み出した。

大隈重信記念館

［国の登録有形文化財］

この建物のどっしりとした独特の意匠は、大隈侯の動かざる姿をイメージしているともいわれ、氏の代表作のひとつである。

（２）県指定文化財

佐賀市に所在する県指定文化財 71 件の内訳は、37 ページの表のとおりである。

建造物として、本庄神社の石造肥前鳥居がある。本庄神社は欽明天皇の頃に創始されたとされる古社である。この神社には、慶長 8 年（1603)、慶長 11 年（1606）の銘のある 2 基の鳥居があるが、指定された慶長 8 年銘の鳥居は、この神社の二の鳥居とされている。笠木、島木、柱及び貫は、いずれも 3 本継であり、肥前鳥居の特徴を有する。両柱には、慶長 8 年に佐賀藩藩祖鍋島直茂の奉納で

石造肥前鳥居（本庄神社）

［県重要文化財］

あることを示す陰刻がある。

歴史資料として、公益財団法人鍋島報效会が所有する蒸気車雛形がある。嘉永５年（1852）に設置された佐賀藩精煉方では理化学を中心に科学技術の研究・開発にあたったが、蒸気機関の開発・試作にも尽力し、安政２年（1855）には蒸気車及び蒸気船の雛形に着手したとされる。同雛形は、精煉方主任の佐野常民を中心に、中村奇輔、石黒寛次、福谷啓吉やからくり儀右衛門の名で知られる田中近江親子などによって作られたとされる蒸気機関車の縮小模型である。アルコール燃料により可動するように製作され、高い技術水準を示している。その他に精煉方の製作とされる蒸気船雛形（スクリュー船）、蒸気船雛形（外輪船）も公益財団法人鍋島報效会が所有し、これらの雛形も佐賀県重要文化財に指定されている。

蒸気車雛形
［県重要文化財］

蒸気船雛形（スクリュー船）
［県重要文化財］

蒸気船雛形（外輪船）
［県重要文化財］

県天然記念物として、佐嘉城阯の楠（群）がある。県史跡「佐賀城跡」の一帯には、総数 120 株あまりの楠がある。特に、城堀端には樹齢 300 年を超えると思われる大楠が並び立っている。これら楠群は、かつて龍造寺氏の居城であった村中城を、佐賀藩藩祖鍋島直茂が慶長年間に拡張・強化して近代の佐賀城に構築した頃に、松とともに植えられたものと推定される。

佐嘉城阯の楠（群）
［県天然記念物］

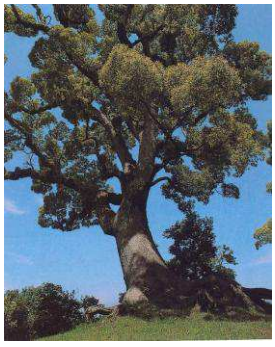

（３）市指定文化財

佐賀市に所在する市指定文化財 120 件の内訳は、37 ページの表のとおりである。

建造物として、八幡小路にある武家屋敷の門がある。この門は、潜戸（くぐりど）付長屋門で正面向かって左側に 2 階建の番所、右側には駕籠を納める倉庫があり、屋根は本瓦葺入母屋造、外壁は漆喰塗、腰は格子下見板（ささらこしたみいた）張、番所の 2 階正面には出格子窓が設けられている。江戸時代の様式をとどめた武家屋敷の長屋門として、当時を物語る貴重な遺構である。

武家屋敷の門
［市重要文化財］

史跡として、築地反射炉跡がある。現在、日新小学校や民家などの敷地になっており、反射炉が築成されたころの面影は全くなく記念碑が建てられている。

佐賀藩は、長崎防備の強化を図るため、長崎港外（外目）に砲台（台場）の増築を行った。そして、この台場に据え付ける大砲を鋳造するため、嘉永 3 年（1850）10 月にここ築地に西洋式反射炉を築いた。

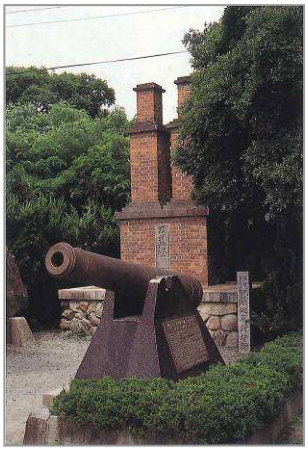

築地反射炉跡
［市史跡］

同じく史跡として、鍋島直茂誕生地がある。佐賀藩藩祖鍋島直茂（天文 7 年（1538）～元和 4 年（1618））は、清房の二男としてこの地、本庄館で生まれた。母は龍造寺家純（隆信の祖父）の娘である。現在、胞衣塚（えなつか）だけが残っている。直茂は、戦国武将 龍造寺隆信のもとで武功を重ねた。元亀元年(1570)、豊後の大友義鎮（宗麟）の佐賀攻略に際し、今山（大和町）に陣した大友勢を直茂の果敢な働きで退散させた。天正 12 年（1584)、龍造寺隆信が島原の戦いで戦死すると、龍造寺氏の領国の取締りに当った。慶長 12 年（1607)、龍造寺政家・高房の死後、多布施に隠居し、家督を嫡子勝茂（佐賀藩初代藩主）に譲った。81 歳で没した。

鍋島直茂誕生地
［市史跡］

天然記念物として、高伝寺の梅（1 株）がある。高伝寺は、鍋島清房が創建し、その後、鍋島家の菩提寺となる。

この梅は、高伝寺境内の墓所のほぼ中央にあり樹齢 300 有余年といわれ、老梅としての風格を保つ。鍋島直茂が隠棲した際、佐賀郡春日村（現在の大和町南東部）玉林寺の金峰和尚が贈った梅で、明治初年に高伝寺に移されたと伝えられている。

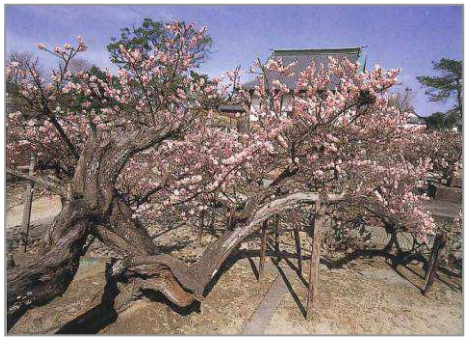

高伝寺の梅（1 株）
［市天然記念物］

（４）指定文化財以外の文化財

ア　地域に継承される民俗文化財

市域全体にわたって行われている祭事は浮立である。浮立が多くの地域で伝承されているのは、佐賀藩が五穀豊穣を祈願する神事芸能として認めたからである。しかし、浮立も地域によって規模や内容に違いがあり、大きな三日月状の前立を額に当て舞い踊る天衝舞、天衝舞がいない鉦浮立や面浮立がある。

杉山の天衝舞浮立

その他、広大な佐賀平野を潤す水を蓄えるために縦横に走る堀（クリーク）から、子どもの水難を防ぐ「ひゃーらんさん」まつり、軒先や辻々に多く見られる恵比須像を祀る恵比須信仰も各地に継承されている。

須田の鉦浮立

イ　22 世紀に残す佐賀県遺産

佐賀県では、「美しい景観を呈する地区」または「地域を象徴する建造物」で貴重な資産であるものを、22 世紀までも残していくべきものとして、「佐賀県遺産」に認定し、その保存、活用を支援している。

佐賀市内には、地区として１地区、建造物として 11 件認定されている。

地区としては、「東与賀の干潟を望むシチメンソウ群生地」がある。シチメンソウは、有明海に自生する塩性植物で稀少種である。「シチメンソウを育てる会」が保存育成を行っており、この地は、地域の景観だけでなく、周辺の景観を楽しむ眺望拠点でもある。

東与賀の干潟を望むシチメンソウ群生地
［22 世紀に残す佐賀県遺産］

柳町に所在する旧馬場家住宅は、佐賀藩の藩医を努めた漢方医の高宗弘堂が居住し、この家で開業したと伝えられる。また嘉永７年（1854）の『佐嘉城下町竈帳』によると、岡部杢之助組侍の古賀元恭が居住していたとある。

表構えは土蔵造で、他の町家とさして変わらないが、間取りは武家屋敷に近いものになっている。表の腕木門も同時期のものであると考えられる。

旧馬場家住宅
［22 世紀に残す佐賀県遺産］

佐賀市の国指定の重要文化財（建造物）・史跡及び国登録文化財の分布状況

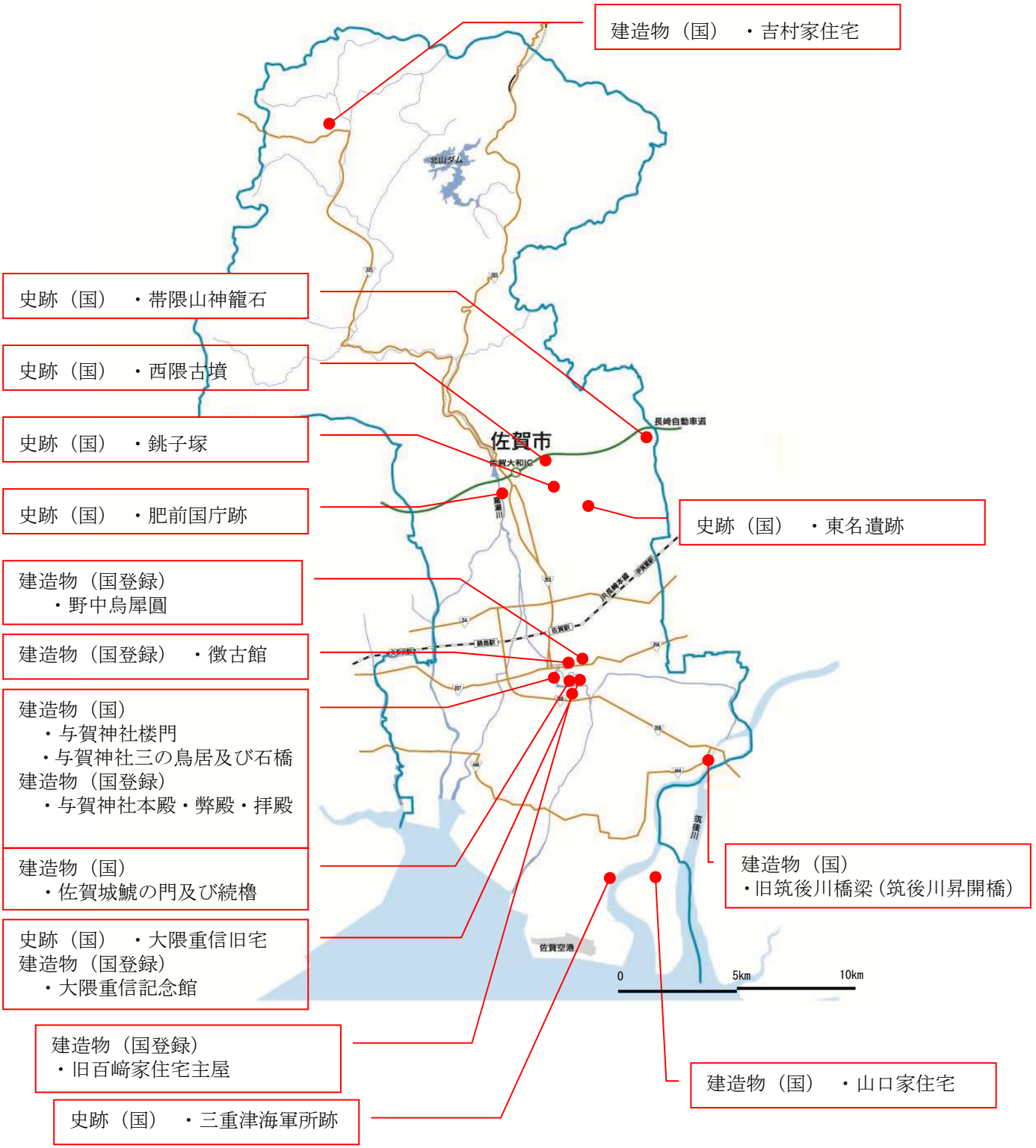

佐賀市の県重要文化財（建造物）・県史跡の分布状況

佐賀市の市重要文化財（建造物）の分布状況

佐賀市の市史跡の分布状況

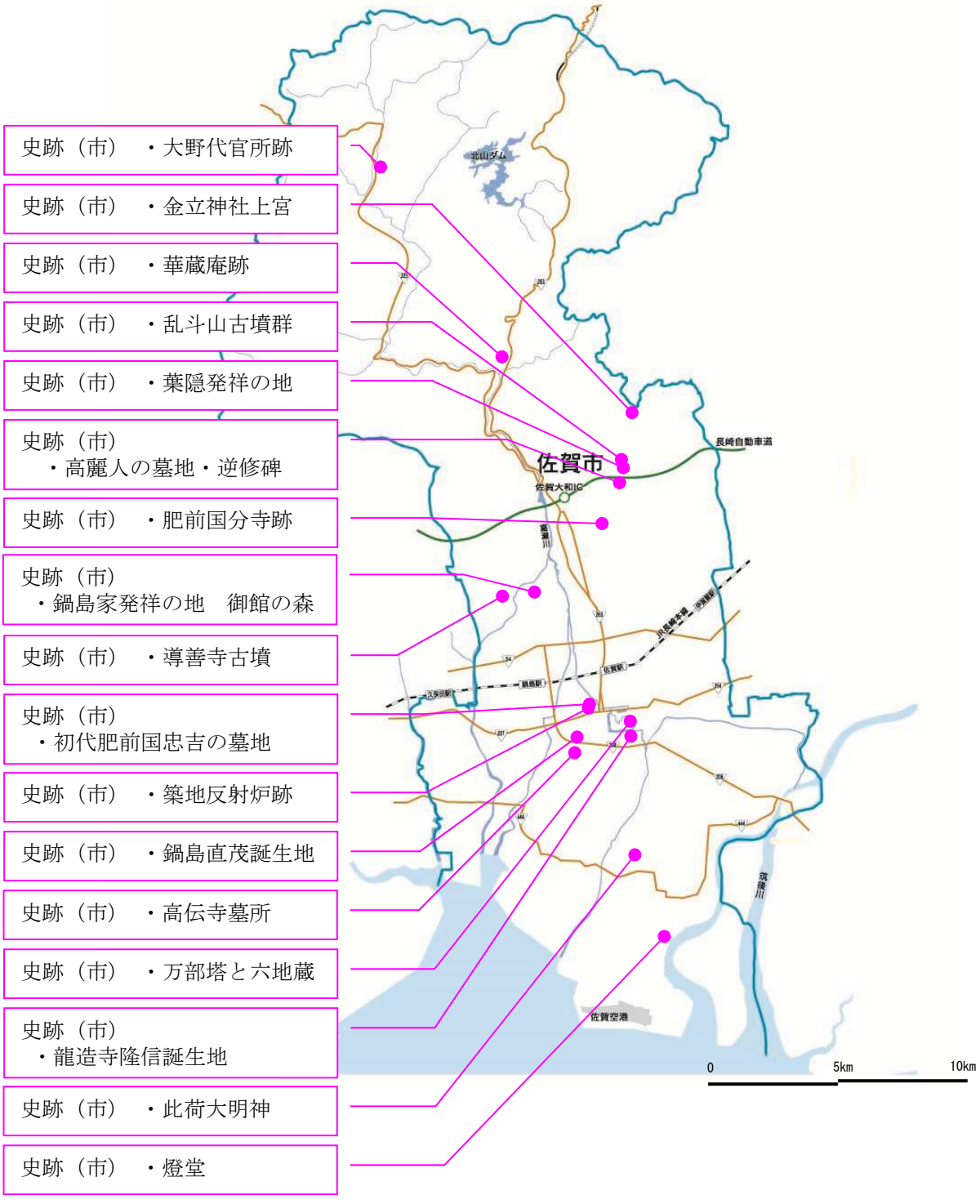

佐賀市の国・県・市指定文化財（重要無形文化財・重要無形民俗文化財）等の分布状況

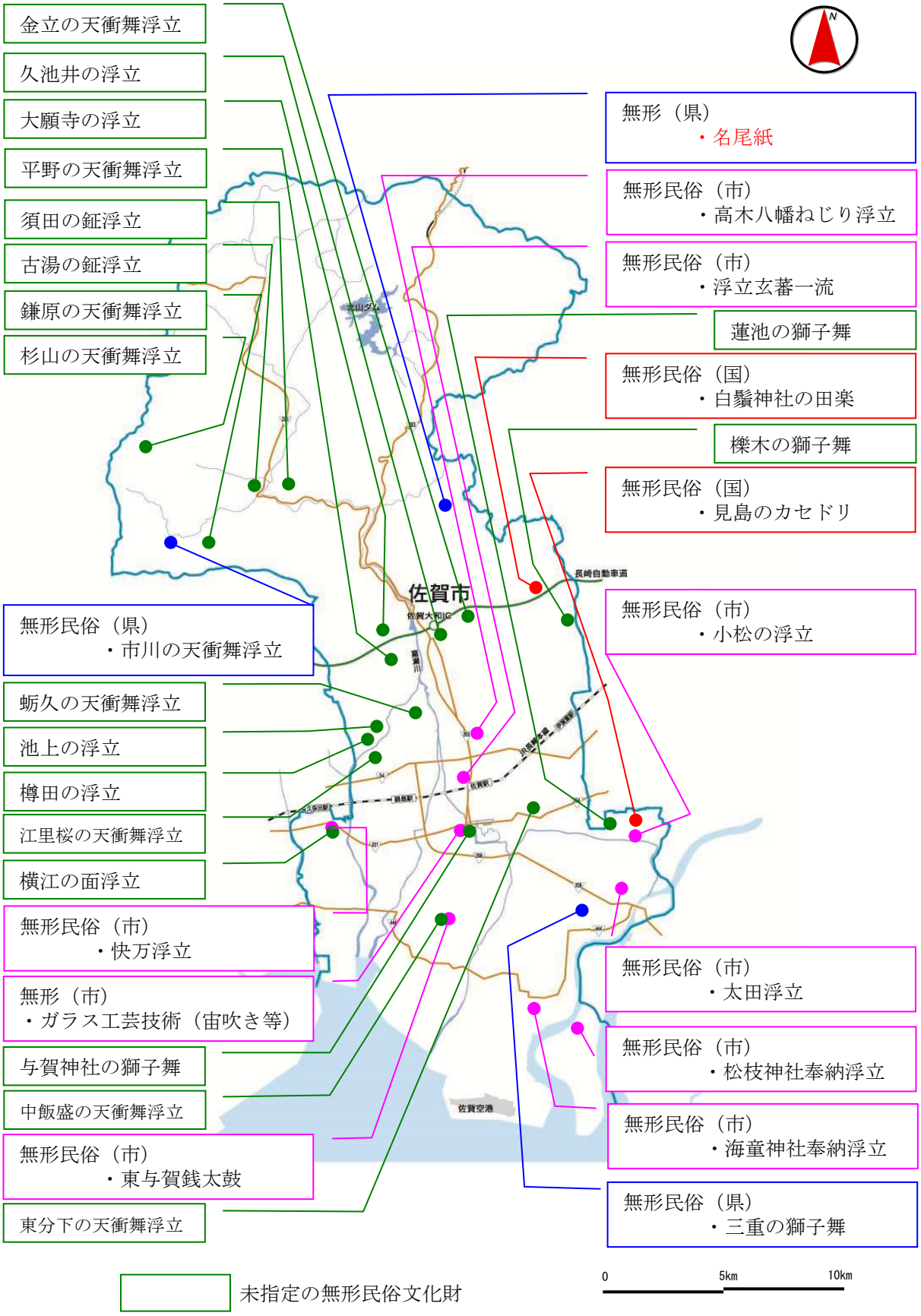

22 世紀に残す佐賀県遺産の分布状況

第２章　佐賀市の維持及び向上すべき歴史的風致

当市における平野部の成り立ちは有明海に大きく起因し、自然の陸化や鎌倉時代から行われてきた干拓により現在の佐賀平野が形成されてきた。佐賀平野南部の標高は 1m 程度、市域の中心部である佐賀城跡の辺りまで北上しても 4m 以下と実に低平な土地であり、干満の差が平均 6m にも達する有明海の影響を大きく受ける江湖（えご）や堀が残っている。

古来、北部九州には、中国や朝鮮半島から先進的な文物や技術、そして、人々が渡来し、佐賀においてもその影響を強く受けた文化圏が形成された。古代において律令制度に基づく中央集権国家が成立すると、それに伴って肥前国庁が当市の佐賀平野北域に置かれ、大宰府と京とを結ぶ官道が整備されたことにより、多くの文物や文化の交流が盛んとなっていく。

江戸時代には、鍋島氏の居城である佐賀城を中心とした西国の雄藩に相応しい城下町が建設された。そして、海外に門戸を開いていた長崎と小倉を結んだ長崎街道はこの城下町を貫き、長崎にもたらされた海外の珍しい文物・文化は佐賀の地にも大きな影響を与え続けたのである。

このような変遷を歩んできた当市には、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物とが一体となった歴史的風致が形成され、今日まで継承されている。

佐賀城及び佐賀城下町の遠望（南から）

1　城下町の形成とその維持から見える歴史的風致

佐賀城は 35 万 7 千石の知行高を安堵された鍋島氏の居城として築城された。慶長 7 年（1602）に佐賀城本丸台所の建築が開始され、慶長 13 年（1608）から始まった佐賀城総普請は慶長 16 年（1611）に一応の完成をみた。(『鍋島勝茂公譜考補』)

この佐賀城は幅約 40 間の城堀で四方を囲んだ平城である。西国の近世城郭においては、石垣普請による城郭構築が一般的であるが、佐賀城は四方を石垣で囲まずに石垣と土塁を併用した。そして、天守を中心として本丸の北側と西側に石垣を配した以外は土手を巡らし、土手の上には楠や松などの高木を植栽して、城中を遮蔽していた。寛永 10 年（1633）の頃に記された『隣国様子聞合帳』の「肥前ノ覚」(『中川家文書』)によれば、「…、又竹木しげり申候故、ちかくニより申候ほとてんし（天守）なと見へ不申候、…」とあり、佐賀城の近くに寄ると天守などが見えないほど見通しが効かない状態であったことがわかる。高層建築物である櫓にしても天守以外では一つの多層櫓があるだけで、総じて他の城郭と比べられると特異な構築形態を呈していた。

しかし、これは構想段階当初から予定していた築城のあり方ではなかった。慶長年間における佐賀城下建設構想図とでもいうべき「慶長御積絵図」を読み解くと、本丸・二の丸は四方すべてを、三の丸・西の丸は一部に石垣を築く予定であり、多層櫓については 5 箇所、門の枡形も 4 箇所に建設するつもりであったことがわかる。しかし、寛永 3 年（1626）の「寛永御城并小路町図」と比較すれば、この計画は成就しなかったことが明らかで、これは長年の公儀普請による財政難や慶長 20 年（1615）の武家諸法度における城郭の新規造営禁止などの影響を受けたためと考えられる。

ただ、「四十間堀」と通称される広大な城堀の掘削は、慶長 13 年（1608）に着手し、当初の構想どおりに竣工され、佐賀城の景観を大きく特徴付けるものとなった。その規模や形状は、明治初期までは改変されることなく引き継がれていたが、明治 19 年（1886）に行われた県庁前の北堀縦断南北道路建設を契機に埋め立てが始まり、特に埋め立ての規模が大きかった東堀は、今ではその大部分を失っている。

それでも、北・西・南の城堀については、概ねその規模や形状を保っており、城下町の中心である佐賀城域の存在を知らしめるランドマークとなっている。そして、常に水を湛えた堀は、佐賀市民からは「お堀」と親しみを込めて呼ばれ、佐賀市を代表するまちの風景である。このお堀に囲まれたエリアは、多くの市民が散策やジョギングなどで訪れる「佐賀城公園」であり、緑溢れる憩いの広場として親しまれている。

佐賀城跡の南堀
［県史跡］

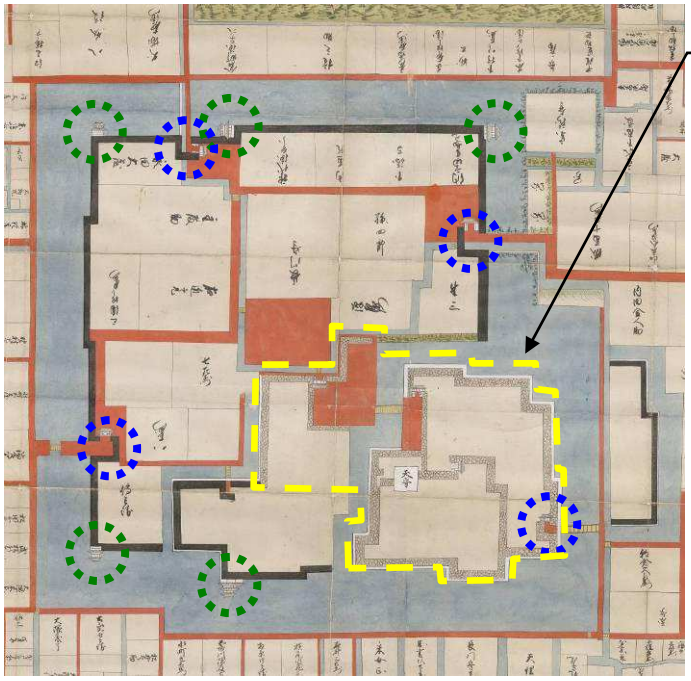

慶長御積絵図の部分（1609～1610頃）
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

佐賀城跡［県史跡］の天守台石垣
（北側から撮影）

復元された本丸御殿と土手
（南側から撮影）

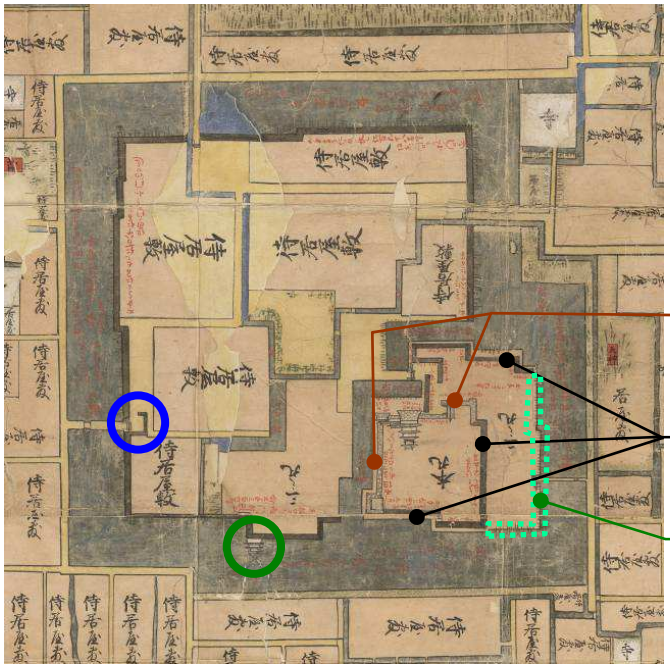

寛永御城并小路町図の部分　寛永3年（1626）
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

佐賀城鯱の門及び続櫓
［重要文化財］

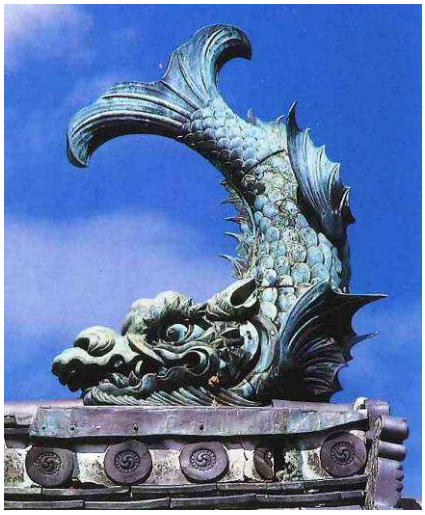

屋根を飾る青銅製の鯱

「お堀」とともに佐賀市民に馴染みの深い佐賀城の遺構には、重要文化財「佐賀城鯱の門及び続櫓」がある。佐賀城の代名詞的存在として、市民からは「鯱の門」と親しみを込めて呼ばれている本丸門で、天保６年（1835）から始まる本丸再建とともに建築され、天保９年（1838）に完成した。建築年代が江戸時代後期ということもあり、城門として本来的に重点が置かれる防備の機能よりも、装飾的要素が前面に出された形状となっている。建物自体は二重二層の櫓門に一重二階の続櫓が配され、礎石から棟瓦まではおよそ 12.5m の高さである。棟の両端に置かれ門を特徴付けている一対の銅製の鯱には「冶工谷口清左衛門」の銘があり、佐賀藩御用鋳物師の谷口家が制作したことがわかっている。この谷口家は、我が国初の実用反射炉「築地反射炉」の建設及び大砲鋳造にも大きな貢献を果たしたことでも知られている。

この鯱の門をくぐり、中に入ると、佐賀城の中心部であった本丸に至る。本丸内にあった天保期の建物は、「佐賀の役」時の焼失やその後の外部への移築や転用などによって失われた。しかし、平成５年（1993）から平成 13 年（2001）にかけて行われた発掘調査により、天保期の本丸平面設計図である「佐賀城御本丸差図」に描かれていた建物とほぼ一致する状態で礎石が確認され、天保期の地下

礎石遺構が残る佐賀城本丸の発掘調査の状況
手前右は佐賀城鯱の門及び続櫓

遺構は良好に保存されていることが明らかとなった。さらにその下部からは、享保期の火災時の灰をかぶった建物礎石も確認されており、これらは慶長期由来のものである可能性が高いと考えられている。このように、本丸内部の建物遺構は、築城期から廃城期までの変遷を追うことが可能であり、さらに鍋島直正によって天保期に再建され、藩政の拠点としての役割を果たした本丸御殿の様相が明らかにされたことで、城郭史や建築史の観点から非常に貴重な資料となっている。その後、遺構面を十分に保護した上で、調査成果をもとに本丸御殿の一部が復元され、佐賀の近世から近代にかけての歴史を学ぶことのできる「佐賀県立佐賀城本丸歴史館」として活用されている。

佐賀城建設当時の城外の様子を見ると、佐賀城下の中心にある佐賀城から、内堀や武家地・町地を挟んで、北側には東西 2170 間、東側に 590 間、西側に南北 250 間の土手を造って外曲輪が形成され、土手の外側には堀を掘削して佐賀城下の外堀が作られた。この堀が「十間堀」と呼ばれるもので、佐賀城下の北限を示し、現在もその位置を変えることなく、佐賀市民に馴染みの深い「十間堀川」としてその流路を保っている。

復元された本丸御殿（左）及び
佐賀城鯱の門及び続櫓（右）［重要文化財］

復元された本丸櫓台と石垣

城下町の大部分を占める武家地は、佐賀城を中心に、上級武士が居住する敷地規模の大きい屋敷が城内及び城内付近に配置され、その外側に中級武士の屋敷地、さらにその外側に下級武士の住む狭い屋敷地が町地近くに配され、近世城下町に通常見られる配置構成となっている。これら武家地は「小路（こうじ）」と呼ばれる街区を基本としており、今も数多く残されている小路は往時を偲ぶことのできる佐賀城下町の特徴である。

この小路の名称は、現在でも町名や自治会名として残されているものがあり、次ページの表に示した 8 つの自治会の名称は、元文 5 年（1740）に作成された『城下大曲輪内屋敷帳』に挙げられている小路名に由来している。また、城下町南西部に位置する東水自治会では、江戸時代の小路名である「鷹匠（たかしょう）小路」、「独行（どっこう）小路」、「裏小路」の小路名が自治会を構成する「班名」として引き継がれており、班の下には組が置かれ、各組の組長が自治会の運営を担っている。

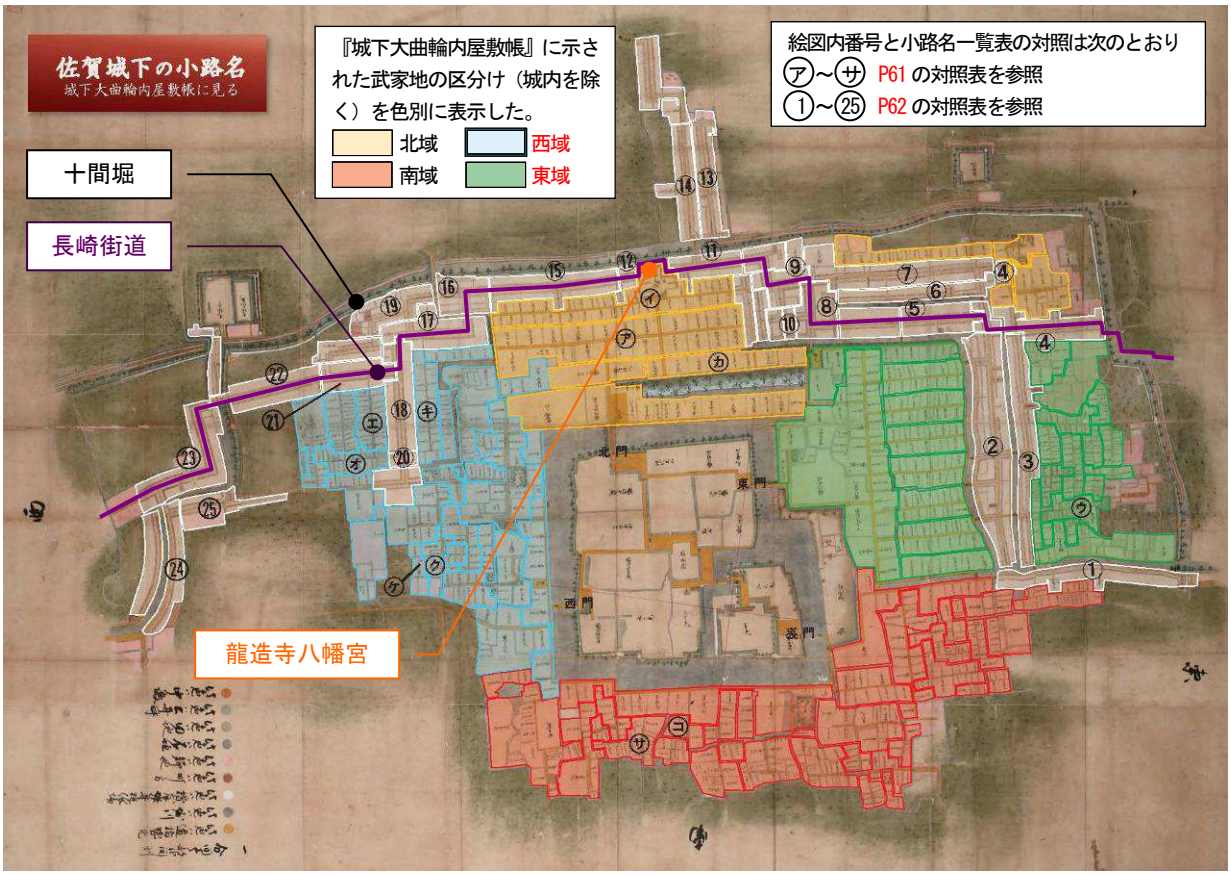

城下大曲輪内屋敷帳（元文 5 年（1740））に見る佐賀城下の小路名（絵図を着色加工）
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

元文 5 年の小路名	現在の自治会名	元文 5 年の小路名	現在の自治会名
㋐ 中之小路	中の小路	㋕ 松原小路	西松原・東松原
㋑ 八幡小路	八幡小路	㋖ 川原竪小路	川原小路
㋒ 東田代 天神通横小路	東田代南	㋗ 精町小路 ㋘ 精町西横小路	精町
㋓ 西田代竪小路 ㋔ 西田代横小路	西田代	㋙ 鬼丸東竪小路 ㋚ 鬼丸南横小路	鬼丸町

城下大曲輪内屋敷帳（元文 5 年（1740））作成記載小路名と現在の自治会名の対照表

一方、町地は長崎街道やそこから分岐する街道や道筋に沿って形成され、大部分は城下町北域に東西方向に長く広がっている。龍造寺八幡宮はその中央に配され、町地を東西に分ける格好となっている。

町地の開発は、早くは天正 19 年（1591）に行われ、蛎久（鍋島町蛎久）から六座町・伊勢屋町・中町・白山町などが城下町西部域に引き移して開始された。その後、慶長 13 年（1608）から行われた佐賀城総普請の段階で、本格的な町割はほぼ完成したと考えられる。

当時の町名については、寛政元年（1789）の幕府巡見使への報告記録によれば、「城下町数三拾三町これあり候」（『泰国院様御年譜地取』）とあり、列挙した 33 の町名は下表のとおりである。後の『肥前国郷村仮名附帳』（享和 3 年（1803））に記載された町名も同数であることから、これが城下町の町名の完成形と考えられる。この 33 の町名はその多くが今に引き継がれ、下表に示したとおり、現在 25 の町名が当時とほぼ同じ区域で自治会名として引き継がれている。

寛政元年（1789）の町名	現在の自治会名	寛政元年（1789）の町名	現在の自治会名
① 下今宿町	下今宿町	⑫ 米屋町	米屋町
② 材木町	材木町	⑬ 寺町	寺町
③ 紺屋町	紺屋町	⑭ 唐人町	唐人町
④ 牛島町	牛島町	唐人新町	駅前区
上今宿町	柳町	⑮ 中町	中町
⑤ 柳町	柳町	⑯ 多布施町	多布施町
蓮池町	千代町	⑰ 伊勢屋町	伊勢屋町
⑥ 上芦町	上芦町	⑱ 伊勢屋本町	伊勢屋本町
⑦ 高木町	高木町	⑲ 岸川町	岸川町
⑧ 呉服町	呉服町	⑳ 西魚町	西魚町
⑨ 元町	元町	㉑ 点屋（合）町	点合町
⑩ 東魚町	東魚町	駄賃町	西田代
八百屋町	東魚町	㉒ 六座町	六座町
中島町	東魚町	㉓ 長瀬町	長瀬町
夕日町	東魚町	㉔ 本庄町	本庄元町
勢屯町	白山町	㉕ 道祖元町	道祖元町
⑪ 白山町	白山町		

寛政元年（1789）報告の 33 町と現在の自治会名の対照表

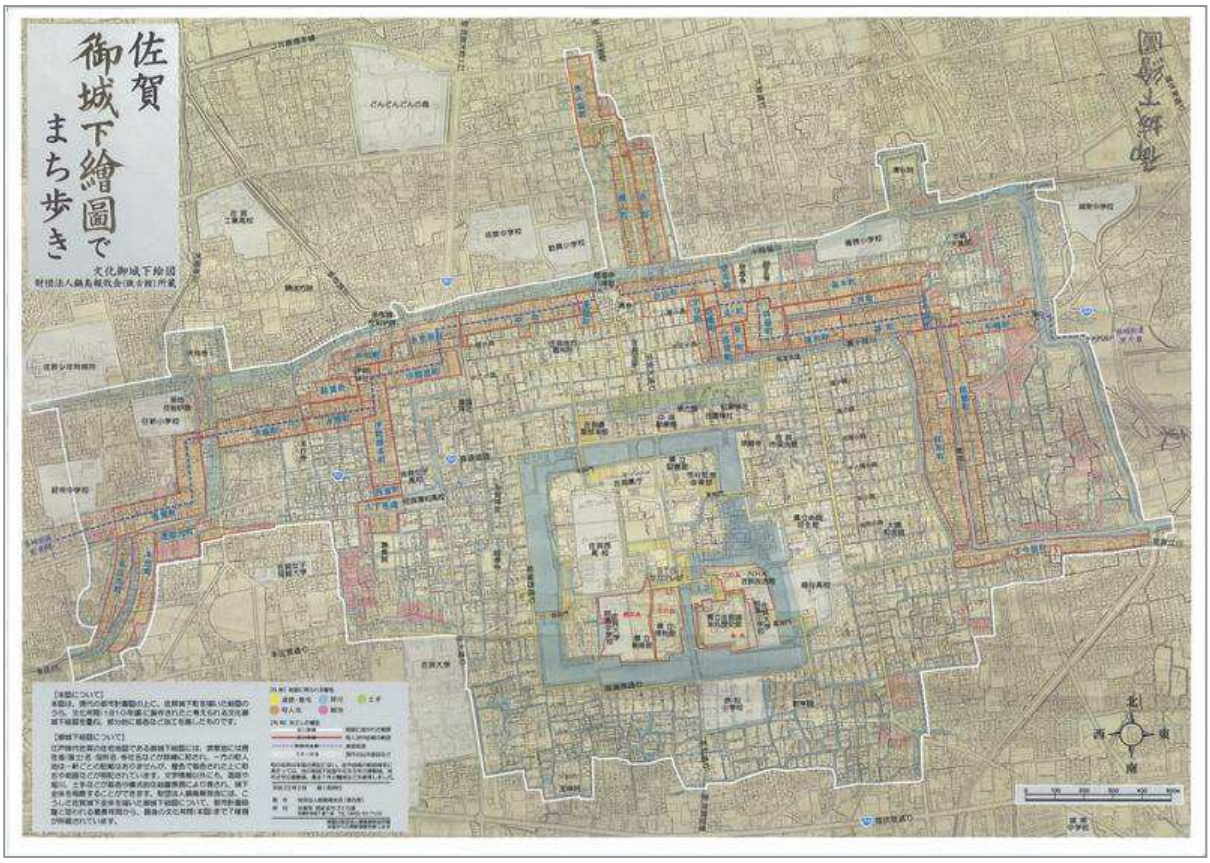

「佐賀御城下繪図でまち歩き」（文化御城下絵図と現代地図を重ね合わせたまち歩きマップ）

このような町名や小路名の継承だけでなく、城下町の大部分を構成する武家地や町地、そしてその骨格をなす街路と水路もまた、その多くが原位置のまま現代に引き継がれている。このことは、上図のように城下絵図と現代地図を重ね合わせてみると、ほぼぴったりと重なり合うことからもよくわかる。そして、このような空間や景観が、現在の佐賀城下町の大きな特色となっているのである。なお、城下町の一部（水ヶ江町一体）は、昭和 20 年 8 月の佐賀空襲により火災延焼の被害を受けたものの、改変はされておらず、城下町の武家地や町地の趣は損なわれていない。

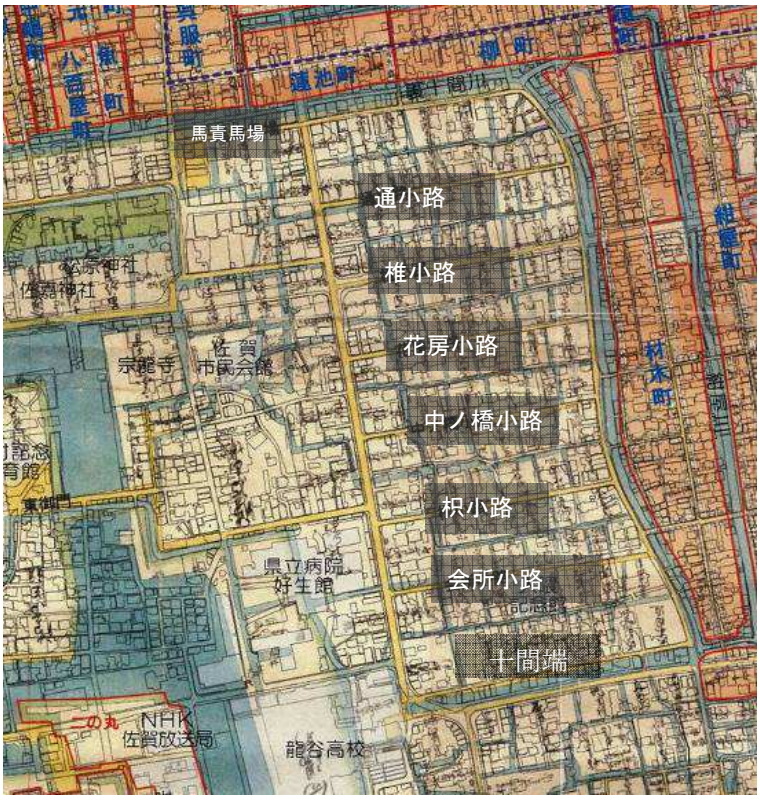

佐賀城東域の武家地の様子（片田江小路）

旧福田家住宅（大正７年建築）
〔市重要文化財〕

八戸町を通る長崎街道

武家屋敷の門（松原二丁目）

城下町のうち、佐賀城に近い城堀周囲の四方と北堀の北側に位置する松原小路、中之小路は、武家地のなかでも格段に広い敷地が並んでいる。これらの小路には、「手明鑓（てあきやり）以下の身分の武士は住居しないようにと、先頃仰せ出された」（『衣食住御触達之類集』元文５年（1740）７月４日）とある。手明鑓とは佐賀藩の武士身分の一つで、戦時のみ鑓（槍）１本もって奉公する下級の武士をいい、ここは佐賀藩でいわゆる侍といわれる一定以上の身分を有するものの屋敷地であった。

この松原小路、中之小路、その北側の八幡小路にそれぞれ１門ずつ武家屋敷の門が残されている。そのうち松原小路にある門は、嬉野家の門であり『明和８年佐賀城下屋鋪御帳扣』によれば、天保３年（1832）に嬉野与右衛門が中嶋杢兵衛居屋敷を取得したとある。

この門は、三間一戸の薬医門であり広い武家屋敷にふさわしく重厚な構えの門である。

大隈重信旧宅
［史跡］

大隈重信記念館
〔国の登録有形文化財〕

また、佐賀城の北東部一帯は、整然と区画された武家地として知られている。佐賀城東堀に隣接する片田江小路は、竪小路が南北に貫き、この竪小路東側の水路から東には、分岐した八つの通りと水路が延び、武家地らしい大きな区画の屋敷地が連綿と続いて横小路を形成している。この小路群は北から「馬責馬場（うませんばば）」、「通（とおり）小路」、「椎（しい）小路」、「花房（はなぶさ）小路」、「中ノ橋（なかのはし）

小路」、「枳小路」、「会所小路」と並ぶ。このうち、通小路には大正・昭和の実業家、福田慶四郎の居宅で、大正期の近代和風建築である「旧福田家住宅（市重要文化財）」が、中ノ橋小路には葉隠の口述者である山本常朝の生誕地が、会所小路には大隈重信の生家である史跡「大隈重信旧宅」が所在し、このほか江戸期から伝わる武家屋敷の門も点在するなど、江戸時代以降の歴史的資産が色濃く残る場所である。

「大隈重信旧宅」は、重信の父信保が天保 3 年（1832）に取得したもので、重信は、天保 9 年（1838）の誕生から慶応 4 年（1868）まで、ここを住居として国事に奔走した。片田江の武家地は佐賀藩中流階級の武士が居住したところであり、この大隈重信旧宅は、佐賀城下の一般的な武家屋敷の有り様を知る数少ない事例として大変貴重なものである。また、この旧宅の東側には、早稲田大学建築学科教授であった今井兼次氏の設計による「大隈記念館」が昭和 42 年（1967）に開館し、館内では大隈重信侯にまつわる歴史資料などが展示されている。

また、佐賀城下町のメインストリートである長崎街道も往時の姿を今に伝えている。街道は、城下町北部の町地を貫き、城下東口の構口から城下西口の高橋まで幾重にも折れながら延びており、龍造寺八幡宮周辺や白山町、伊勢町周辺において若干の分断や改変を受けてはいるが、そのルートや道幅などはほぼ当時の姿を保っている。

城下東口の構口からは、当時架かっていた橋の土台の石垣の遺構が発見された。石垣の最終建築年代は、佐賀城の堀で使われている赤石も使われていることから、1800 年代前後と考えられる。ただ、石に残る矢穴から、時代が古いと考えられる石も使われており、土台として機能していた長い年月の間で、石垣の修復が繰り返し行われ、使える石材は再利用されていたと考えられる。石垣は全体的に丁寧なつくりで、石の表面を整えるなど、見せることを意識したつくりとなっているのが特徴である。

佐賀城下東入口に架かっていた
橋の土台の石垣（南面）

橋桁を支える枕土台の石積

旧馬場家（18 世紀末～19 世紀初頭の建築）

旧牛島家（18 世紀前期の建築）
［市重要文化財］

長崎街道沿いの中でも、東域にある柳町界隈は江戸期の趣を残す歴史的な建造物が多い場所である。例えば、「旧馬場家住宅」は、18 世紀末から 19 世紀初頭の武家建築と推定され、幕末に佐賀藩の藩医を務めた漢方医の高宗弘道が開業した建物と伝えられる。表構えは土蔵造で他の町家とさして変わらないが、間取りは武家屋敷に近い建物である。また、旧下今宿町から移築した「旧牛島家」は、主屋の建築年代が 18 世紀前期に遡ると推定される当市で最も古い町家建築で、明治後期に今のような姿に整えられた。外観は、土壁と漆喰で仕上げられた土蔵造であり、一部 2 階建、通りに面した下屋庇を大きな持ち送りで支えている。これらの歴史的な建造物が、今に引き継がれた水路や街道を軸とした街区と一体となって、往時の町地の姿を彷彿とさせる景観を生み出している。

赤石と梯子胴木を使った佐賀城石垣の基礎

石井樋（通水前の写真）

一方、城下町に縦横無尽に張り巡らされた石積護岸の水路網も、佐賀城下を構成する重要な要素である。この水路の建設には、佐賀城石垣としても一部で使用された石材（安山岩質凝灰角礫岩で、通称「赤石」と呼ぶ。）や「梯子胴木」を使った地盤沈下防止工法が使われているものがあり、また御城下絵図に描かれた基幹水路の位置にそれほど変化がないことを考慮すれば、その多くが佐賀城築造とほぼ同時期に建設されたものと考えられる。

そして、佐賀城下に水を供給する水利システムの構築を指揮したのが、水利の神様といわれた成富兵庫茂安である。彼が指揮した嘉瀬川上流での「石井樋」の築造工事は、水の性質を巧みに活かした傑作といわれ、嘉瀬の洪水防止はもちろんのこと、嘉瀬川から分流する旧河道を改修した多布施川の整備により、城下への飲料水確保・流域のかんがい用水確保・舟運確保などに大きな効果と恩恵をもたらした。

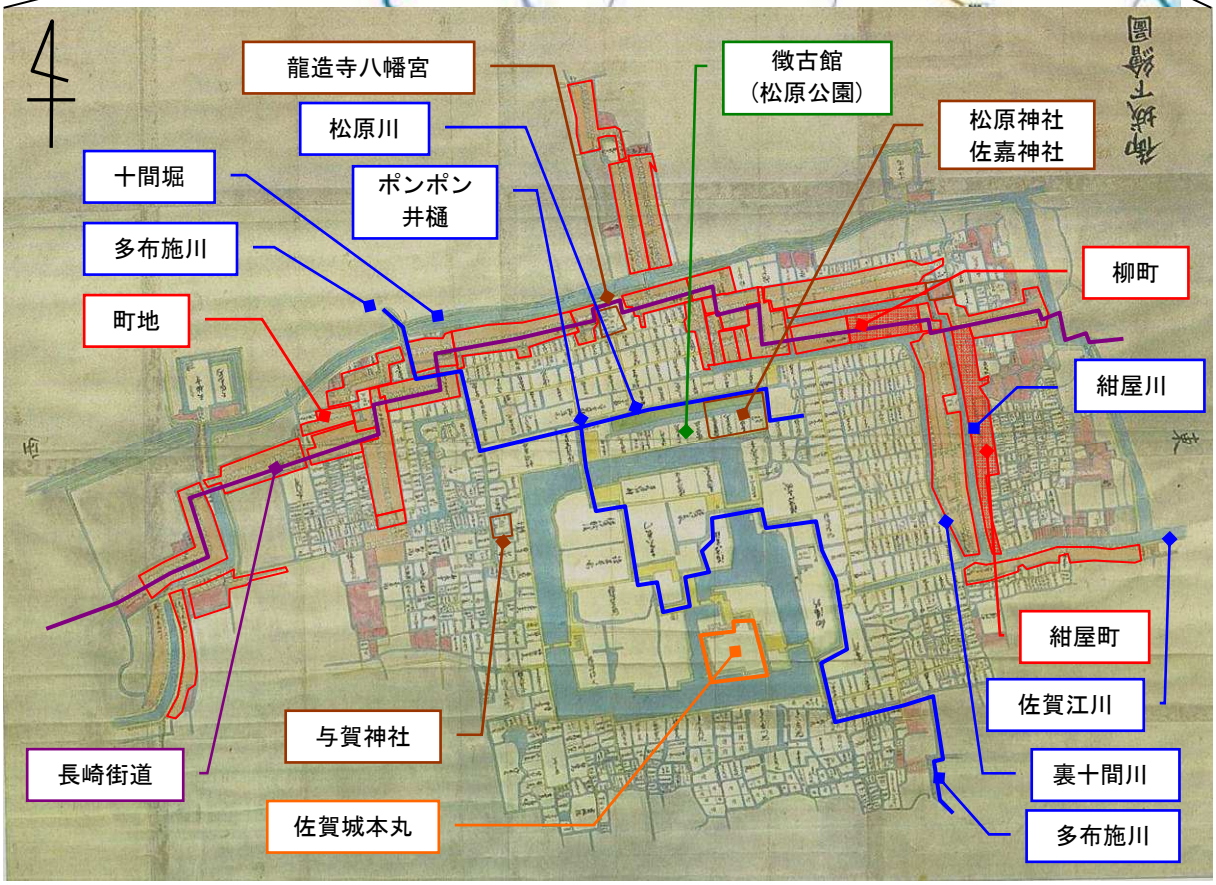

文化御城下絵図　（1810頃）　　公益財団法人 鍋島報效会 蔵

この石井樋の築造については、従来、元和年間（1615～1623）の着手とされてきたが、近年行われた石井樋整備事業に伴う発掘調査では、佐賀城築城期の石垣の石材や構築技術とほとんど差異の認められない造りの石積みが出土していることから、慶長年間（1596~1615）に積まれた石積みである可能性が指摘されており、石井樋築造の着手時期は、佐賀城下の建設と時期をほぼ同じくするのではないかとの説も浮上してきている。

この石井樋から多布施川へと供給された水は佐賀城を目指して南下し、分岐あるいは屈曲しながら、その本流は佐賀城外曲輪である十間堀を越え、佐賀城北の御門橋あたりで佐賀城堀と交差し城内へと入っていく。この際、水は本流から城堀に直接流れ込まず、堀を飛び越える形で立体交差しており、飲料水を供給する上水道としての機能を果たすように工夫されている。また、佐賀平野の地形の傾斜により、佐賀市の河川は北から南へ流路をとるのが通例だが、ここ城内では多布施川による取水利用を広範囲に及ばせるため、流路を何度も折り曲げ、巧みに川底の傾斜をコントロールして、一部は北流する箇所も設けながら屋敷地を通過させている。ここでも成富兵庫茂安の土木技術のレベルの高さが見てとれる。

城下町への飲料水を引く多布施川

北流する多布施川
城内二丁目

なお、護国神社を経て東折した多布施川は、佐賀城北堀と交差する手前で、通称「ポンポン井樋」と呼ばれる樋門から東へ分流し、「松原川」となる。

この松原川は、城下町建設の際に飲料水源として掘られた人工河川である。この松原川の川筋には、佐賀城や城堀の遠見や見通しを妨げる目的で細長く続く松並木が設けられた。これが現在でもこの地を松原と呼ぶ所以である。

多布施川から分かれる松原川

松原川の南一帯には佐賀藩藩校として名高い弘道館があった。現在、その一部は松原公園となっており、園内には国の登録有形文化財の「徴古館」が所在する。

徴古館は、正面玄関に二本一組の列柱を持つ半円形の車寄せと 2 階の列柱からなる本格的な洋風意匠の建造物で、鍋島家所蔵資料を中心に展示公開する博物館として昭和 2 年（1927）に完成した。

弘道館跡に建つ「弘道館記念碑」
（松原公園）

佐賀における最初の博物館施設として先駆的な役割を担った建物である。その後様々な用途を経て、現在は公益財団法人鍋島報效会が運営する登録博物館として鍋島家所蔵資料を展示・公開するとともに、まちづくりを行う市民団体などの連携の拠点としても活用されている。

徴古館（松原公園）

このほか、松原川沿いには鍋島家に縁の深い場所が多い。その代表は、龍造寺隆信・政家・高房、佐賀藩藩祖鍋島直茂・初代藩主鍋島勝茂を祭る「松原神社」である。これは、安永元年（1772）に 8 代藩主鍋島治茂が藩祖鍋島直茂を祭神として造営した日峯社が後に松原神社と改称されたものである。当神社は佐賀市民には「日峯さん」として親しみを込めて呼ばれるが、これは直茂の法名「高伝寺殿日峯宗智大居士」にちなんだもので、春と秋に開催される「日峯さん祭り」は季節の基準となるほど佐賀市民には馴染みの深い祭りとなっている。

松原神社

この松原神社東側から東の片田江小路北端に至る一帯は「新馬場」と呼ばれる武家地であり、この一角には、10 代藩主鍋島直正が幕府要人らと面会した欄干御茶屋と呼ばれる、いわば藩の迎賓館的施設があった。また、慶応 3 年（1867）に挙行された鍋島直茂二百五十年祭礼の際には、松原神社の参道となっていた新馬場の通りが桟敷や接待茶屋の敷地となった。この祭りの当日には、当時の藩主鍋島直正が自分の子どもたちを引き連れ、重詰めの弁当持参で町民とともに芝居や軽業を楽しんだという。

佐嘉神社

このほか、佐賀藩第 10 代藩主鍋島直正・第 11 代藩主鍋島直大を祭神として、昭和 8 年（1933）に創建された「佐嘉神社」がある。

そして、松原神社の北側を通過した松原川は、南下東流し、城下町東の内曲輪である「裏十間堀」（現在の「裏十間川」）へとつながり、最終的には佐賀江川に達する。

松原神社

松原神社　鳥居

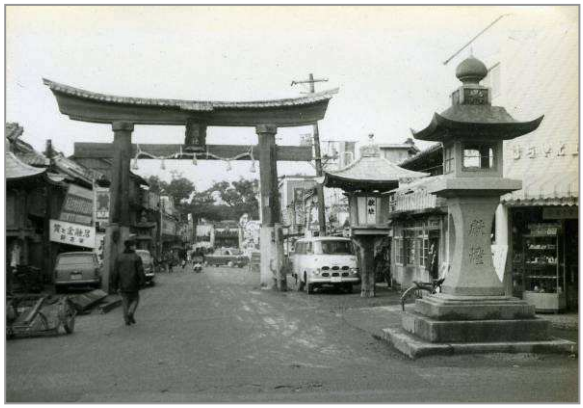

松原神社参道（新馬場通り）
昭和 38 年撮影

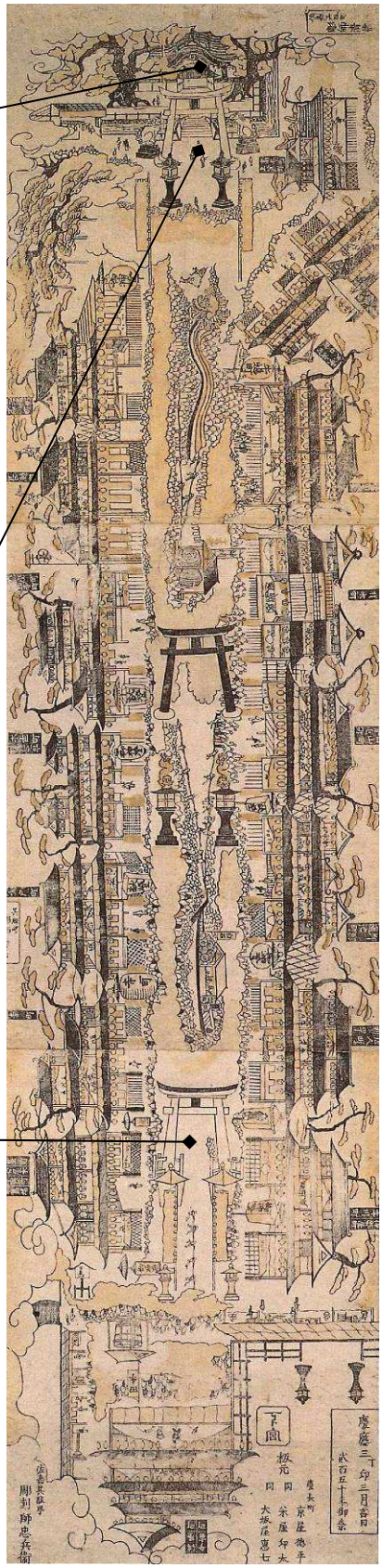

藩祖直茂公二百五十年祭礼之図(郷 0185)
慶応 3 年（1867）
佐賀県立博物館蔵

成富兵庫茂安が建設した多布施川水系から得られる清らかな水は、城下町に住む人たちの生活用水として極めて大切にされた。そして、その上質な水を利用するために、水路護岸から水際に下りていくための階段や石造りあるいは板造りの足場の施設を設けた。この施設を「棚路（たなじ）」あるいは「川路（かわじ）」と呼ぶ。

この呼び名の区別については、川に打ち込んだ杭に板を渡した小さな足場を「棚路」に、現在も残る階段付きの足場を「川路」とする説もあるが、現在、住民のほとんどは区別せず、このような施設を「棚路」と呼ぶことが多いため、ここでは「棚路」として表記する。

柳町に残る棚路

現在では、本来の役目を終えて使われなくなった棚路だが、今でも城内だけでなく、市内を流れる水路流域のあちこちで見ることができる。

多布施川沿いにある佐賀県護国神社の東北東角にも棚路が見える。神社に架かる太鼓橋が明治3年の招魂社創建時に造られたものとされており、太鼓橋の脇にある棚路も同時期のものと考えられる。大正 15 年（1926）に発刊された『佐賀縣神社誌要』にもこの棚路の写真が掲載されている。梅雨明けの多布施川では、川舟遊びが昭和の始め頃まで行われており、石井樋までを往復する川舟の発着所がここ護国神社に置かれた。そして、その川舟に乗り降りする場所として、この棚路が使われた。

太鼓橋と棚路（多布施川）
佐賀県護国神社

また、城下における水路網の発達に伴い、水路を跨ぐ橋も多く造られた。そのほとんどが石橋で、あり、道々にあるこれらの橋もまた佐賀城下町の景観を特徴付ける石造物である。現在は橋の表面にアスファルト舗装が施され、その存在が見過ごされがちだが、残された親柱や水際近くから視認できる石製橋脚と棹石は往時の姿を今に伝えている。

柳町に残る石橋「成就院橋」
明治 33 年 12 月竣工

そして、この水路から常に清潔な飲料水を確保するためには、その保全維持活動が欠かせなかった。なぜなら、水面は常にオープンな状態であったため、路地や敷地から流入する塵芥を防ぐ必要があったことや、石井樋築造から時が経つにつれ、川砂の沈殿により多布施川底が次第に高くなり、出水のたびに佐賀城内外に水が溢れるなどの深刻な水害も少なくなかったからである。

その対策として、毎年、「川干（かわひ）」という作業が行われていた。これは、石井樋から多布施川へ分水する堰に土俵を積んで堰き止め、多布施川を干し上げた上で、川底の溜まった砂利などを浚渫する作業である。当時の達書によれば、「2 月から 3 月にかけ 3 回に分けてそれぞれ数日間にわたって石井樋を堰き止めるので条筋々に伝達するように」とある。しかし、毎年恒例の「川干」だけではその効果が行き届かなかったらしく、佐賀藩は徒罪者を使って、嘉瀬川・川上川・多布施川、また城下町の水路の浚渫も行っていた。（『泰国院様御年譜地取』天明 7 年（1787）10 月 2 日、天明 8 年（1788）11 月 6 日、『治茂公御代』「庁書日用聚分韻略」享和 2 年（1802）酉 2 月 7 日）

このほか、城下町の城堀や水路に関する規制が藩によって多く設けられ、「城周りの大堀の鯉や鮒を勝手にとってはいけない、藻をとる以外は船を堀に入れてはいけない。」、「城堀ならびに惣構えの堀は段々浅くならないように節々菱などをとらせる。道橋掃除の塵埃そのほかむさき（汚い）ものを掃きいれないように申し付ける…」、「流筋水道（多布施川から城下に引いた水路）を埋めて狭くしてはいけない。またそれより新しく脇水をとることも一切できない。どうしてもとらなくてはならないときは小路中のものに相談した上で屋敷奉行に届け障なければゆるす。」などと厳しく制限された。（『宗茂公御代御印帳写』享保 18 年（1733）、『勝茂公御代仰出』）

明治時代になってからも、多布施川から城下町へともたらされた水は飲料水としての役割を維持し続けた。明治の文豪である森鴎外は、明治 32 年 7 月に軍医部長として佐賀を訪れ、今も現存する新馬場通りの松川屋に宿泊した折に、当時の城下町の住民が川の水を飲料水としていることを、『小倉日記』に記している。

しかし、当時、水路流水の水質悪化が大きな問題となっていたため、江戸時代と同様に石井樋を堰き止め、市内一斉の川干が官民一体となって行われ、その改善が図られた。さらに、明治 19 年には「佐賀市街飲料水線取締規則」を定めて、多布施川を中心とした城下町の水路流水の汚濁行為を厳しく取り締まった。塵芥投棄の禁止はもちろんのこと、

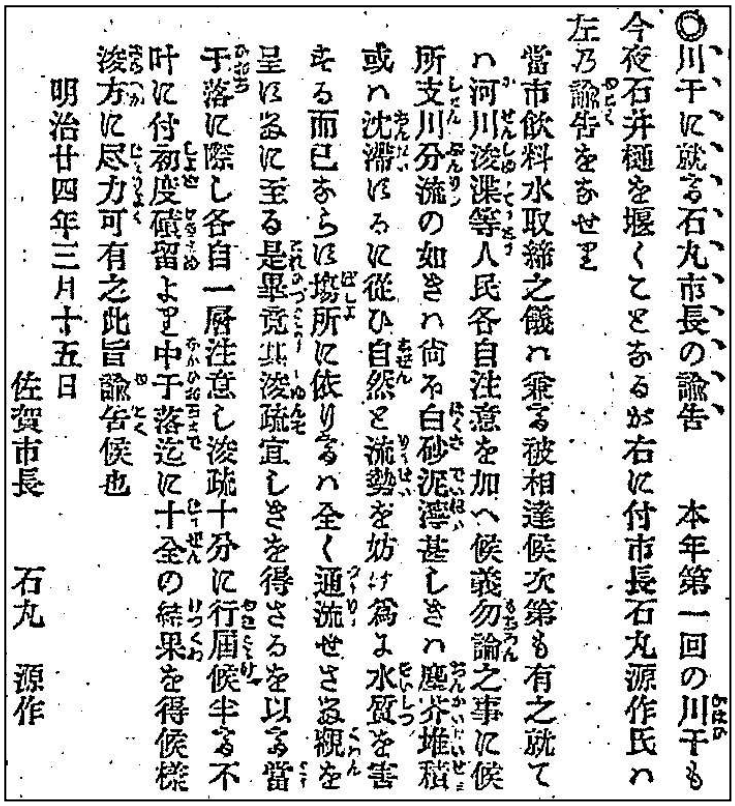

◎川干に就る石丸市長の諭告　本年第一回の川干も今夜石井樋を堰くことなるが右に付市長石丸源作氏より左の諭告をなせり

當市飲料水取締之儀ニ乗る被相達候次第も有之就ては河川浚渫等人民各自注意を加へ候義勿論之事に候所支川分流の如きハ尚ほ白砂泥濘甚しきハ塵芥堆積或ハ沈滞ハるに從ひ自然と流勢を妨け爲よ水質を害する而已ならず場所に依りてハ全く通流せさる觀を呈はるに至る是畢竟其浚疏宜しきを得さるを以て當に干落に際し各自一層注意し浚疏十分に行屆候半ては不叶に付初度積留より中干落迄に十全の結果を得候樣浚方に尽力可有之此旨諭告候也

明治廿四年三月十五日　佐賀市長　石丸　源作

川干について佐賀市長の諭告
明治 24 年 3 月 21 日付佐賀新聞

遊泳や立ち入りの禁止、毎日午前 10 時までの洗浄なども禁止し、違反者については、科料により処罰した。だが、このような制限を設けたにも拘らず、水路流水の水質悪化はなかなか改善されなかったとみえ、当時の市長が川干について諭告を新聞紙上に掲載し、市民への注意を強く喚起したこともあったほどであった。

大正 5 年に、ようやく地下水源を使った上水道が敷設されたため、江戸時代から多布施川が担い続けてきた城下町への飲料水供給という大きな役割は次第に薄れていくことになった。しかし、その後も川の環境を保全する活動は続けられ、昭和の時代になっても、市は市報で一斉清掃を呼びかけ、各町の川干の指導を行い、また、川干後の検査を実施するなど、継続的な活動が取り組まれていった。

そして現在は、市民自らの手による「佐賀市水対策市民会議」が一斉河川清掃を呼びかけている。「佐賀市水対策市民会議」は昭和 55 年に結成され、自治会の代表、市民団体、行政など 41 名が役員となり、全てボランティアとして活動している組織で、毎年春と秋の一斉清掃の時には、延べ 9 万人もの市民が河川や堀に入り川干を行っており、佐賀の風物詩ともなっている。

鍋島青年団による多布施川の「川干」
昭和 8 年～10 年頃

現在も行われている「川干」（裏十間川）

また、生活用水の確保と並んで、城下町保全の大きな課題とされたのが「防火」の備えであった。農村部とは比較にならないほどの木造家屋が密集していた城下町において、火災への対応は藩のみならず武家地や町地の住人にとっても避けることのできない懸案事項であった。

そのため、藩では城下を東・西・南・北の 4 つの区域に分けて消防組織を設置していた（P61 の絵図参照）。『勝茂公御代仰出』（明暦元年（1655））には、それぞれの区域に「小路町火消役」として 3 名の武士の名前が挙げられており、武士による消防隊は藩政開始期から組織されていたことが推察できる。

一方、町人に対する防火の備えとして、元禄 3 年（1690）の『町方定』には、各城下町の別当・晻（おとな）の町役人に対し、火災に対応する勤番の責任を持たせるとともに、すべての町人にも火の用心に努めさせるよう定められていた。そして、ひとたび出火すれば、町奉行・町代官が火事場に駆けつけ、火元や隣家の住人はもとより、その町中の住人を総動員して火元の消火に努めるよう、また武家地である小路での火事の際

も同様に総動員で行うよう命じている。

実際の消防活動についての記録として、天明８年(1788)の材木町での火災の際に、本庄町火消小頭である和兵衛が消火活動中の大怪我で亡くなったため、藩が弔料を家内の者に配したこと、同じ火災で大怪我をした元町源右衛門、高木町甚左衛門、高木町松左衛門、芦町利平次、長瀬町清右衛門、六座町安兵衛の町火消とその家族に藩が扶助金を交付した（『泰国院様御年譜地取』天明８年（1788）11月23日の条）ことなどがあり、このことから、城下の各町には「火消小頭」という町火消隊長や多くの町火消が所在し、大火の際には城下全域の町火消が組織的に消火活動を展開していたことが推察できる。また、他の記録からは、この町火消は城下町だけではなく、城下に隣接した大崎宿（本庄町大崎）や高尾宿（巨勢町高尾）辺りの宿場町での火災にも消火活動のために出動していたことがわかる。

また、佐賀城下町の町地における防災のあり方を知る手がかりとして参考になるのが、「佐賀城下紺屋町絵図」（天保 15 年（1844））である。この絵図は、佐賀城下町の東域を流れる紺屋川を挟んで形成された「紺屋町（P67 の絵図参照)」の密集したまちなみの様相とその構成について具体的に描いたものである。これによると、紺屋町の規模は竈数 239 軒、寺２ヶ寺で、町の南北の入口に木戸を設け、「火番」や「火ノ視」櫓を配置し、町をあげての厳重な防火・防犯体制が敷かれていたことがよくわかる。絵図の表現からは住居した建物の形状まではうかがい知ることはできないが、一般的に既に大火を経験した町家には火災に強い蔵造の建物が多く建築されたことや、佐賀市内に現存する江戸から明治期にかけての町家建築のあり方などから考えると、当時の紺屋町にも蔵造の建物群が立ち並んでいたと考えられる。

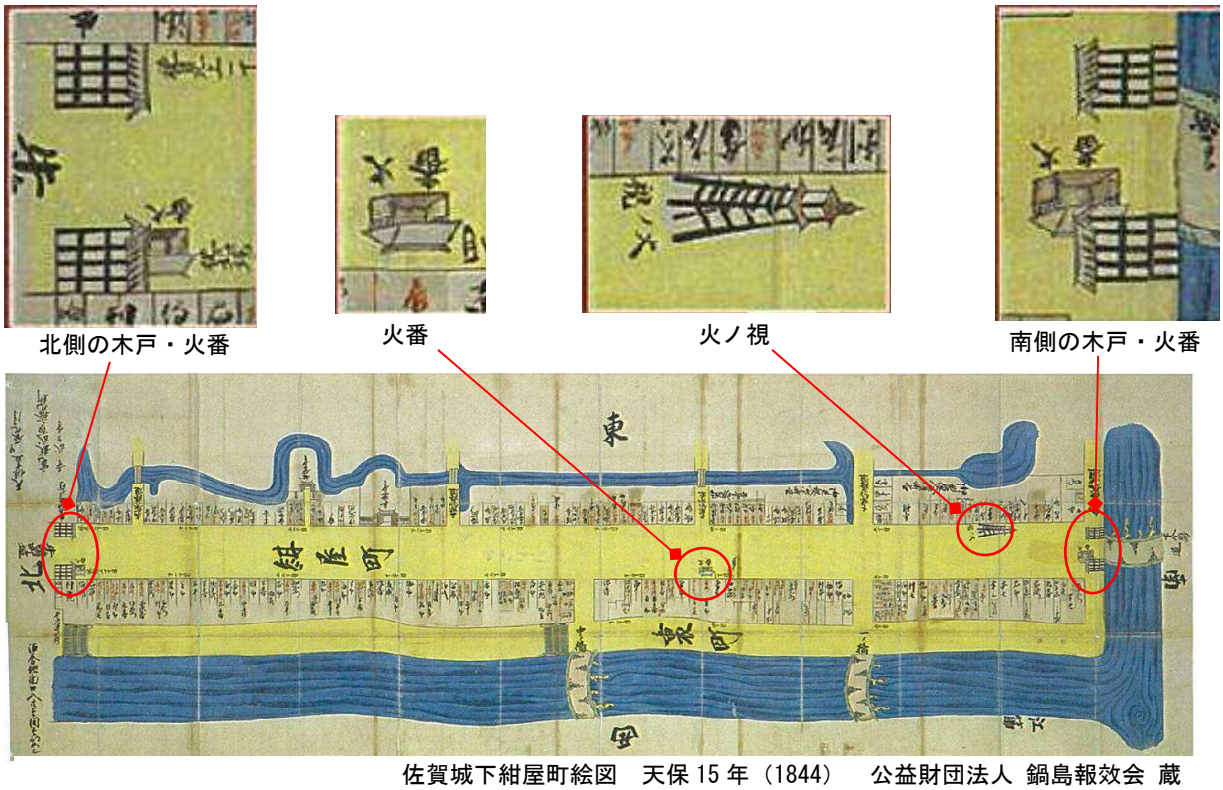

佐賀城下紺屋町絵図　天保 15 年（1844）　公益財団法人 鍋島報效会 蔵

このような江戸時代から続く火消の組織はその後も引き継がれ、明治 23 年（1890）には公設消防として 10 部に分割組織され、各部には小頭 2 名が置かれ、消防夫 50 名と組頭をもって消防組が編成された。

その後、昭和 22 年（1947）に消防団が結成され、佐賀城下町を中心とする地区は、現在、中部方面隊中央分団に引き継がれ、火災や風水害など災害発生時などには消防団員が駆けつけて活動している。そして、いずれの消防団も地域に住む一般市民によって構成されている。

引き継がれた活動の象徴「消防法被」

中央分団のうち、第 6 部は江戸時代からの町名を引き継ぐ「柳町」に置かれている。ここには消防ポンプ積載車などを常設し、住民の火災・水害時の避難場所を兼ねる消防格納庫が設置され、火災などの災害時にはここから出動する体制をとっている。そして今でも、消火活動の水源として、江戸時代から継承されてきた水路網の流水を活用することも多い。

昭和 9 年頃の消防訓練（佐賀城西堀端）
「目で見る佐賀百年史　明治・大正・昭和の秘蔵写真集」

この消防団は、出初め式や地区ごとに行われている夏季消防訓練などにより技術・体力の向上や連帯感の維持を図ると同時に、地域活動に貢献する「町火消」として地域からの大きな期待と信頼を得ている。

このように、江戸初期に完成した佐賀城下を構成する武家地・町地・街道や街路・水路などは、その多くが原位置と形状を保ちながら現代に継承されており、このことが佐賀市の歴史的なまちなみの大きな特色となっている。

そして、このまちなみを維持するために行われてきた「川干」や「消防」という活動もまた、江戸時代以来の歴史と伝統を反映した取組みとして、地域住民によって、今も継承されている。このような地域住民のまとまりが、地域の単位を示す町名や小路名を今に数多く引き継いできた大きな要因となっており、それが当市の城下町の歴史的風致の特徴である。

2　長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致

武家政権と朝廷が京都に置かれた室町時代には、京都を軸とする一元的交通が成立し、諸街道も京都を中心に放射状に地方に伸びていたが、戦国の世を経て江戸時代になると、慶長６年（1601）に徳川家康が江戸と地方を結ぶ五街道の整備を開始し、慶長９年（1604）には、江戸日本橋がその基点として定められた。

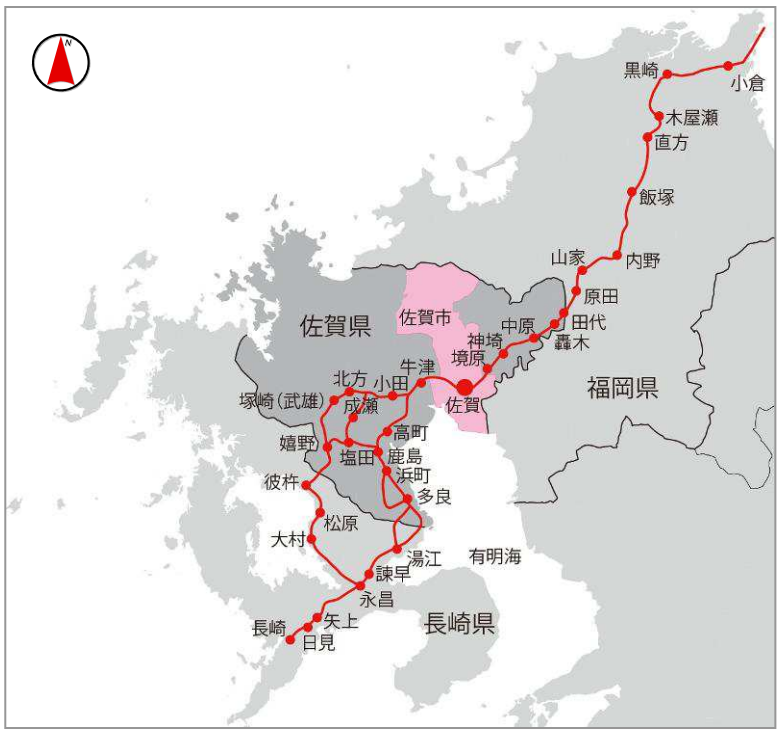

長崎街道における代表的な宿場図

また、この五街道などの本街道に対し、脇街道や脇往還と呼ばれる脇道の整備も行われた。長崎街道はこの脇街道にあたり、当時、中国やオランダとの貿易拠点として海外に門戸を開いていた長崎と小倉を結び、政治・外交・経済・文化の進展を支える九州第一の幹線道路として整備されたのである。時期によって変動はあるものの、街道の総延長は概ね 57 里（約 228 キロメートル）で、およそ 25 の宿場が置かれた。

この長崎街道のうち、佐賀藩領での街道と宿駅の整備は、中世末期の戦国大名である龍造寺氏による整備を継承・発展する形で行われた。慶長９年（1604）頃には長崎街道を中心に伝馬制を実施し、幕府も重要な主幹線道路として位置付けるようになり、寛永年間には宿駅制度がほぼ確立されていたとされる。

その距離については、『御国中所々道法帖』（鍋島文庫）に、「一肥前筑後境ヨリ長崎迄陸地／三拾三里九町三拾三間」と記述されており、換算するとおよそ 134 km となり、その間の徒歩による移動には３～４日ほどを要していた。

この長崎街道は佐賀城下町を通過する。城下町北部を東西方向に延び、東は構口（かまえぐち）を、西は八戸町の高橋を城下町への入り口として、それぞれに番所が設けられていた。街道は、幾重にも直角に折れながら延び、佐賀城に近づくにつれて城から遠ざかるような道筋をとっていた。そして、佐賀城の北堀と長崎街道との間には、松を植えた土塁が東西に広がり、さらに佐賀城堀の内側にも松や楠を植えた土塁が設けられていたため、長崎街道や城外から佐賀城が容易には見通せない構造となっていた。菱屋平七の『筑紫紀行』（文化３年（1806）刊行）に書かれた「…町いと長し。所々草葺の家交りて見ゆ。なかにも白山町というあたり、家居よろし。御城は通り筋よりは見えず。

…」という件（くだり）からもそのことがわかる。

また、佐賀城下を通る旅行者には宿泊制限がかけられていた。他国の旅人が宿泊を許されたのは、城下中心部を離れた柳町、伊勢屋町、本庄町の３町であり、柳町は上りの者、伊勢屋町は下りの者、本庄町は船の利用者の宿場と概ね決められていた。

旧城下町の道標　（長瀬町）
［市重要有形民俗文化財］

長崎街道の道筋は、一部を除いてほぼ残されており、今でも、当時の道筋を容易に辿ることができる。その街道筋には「道標」が残されており、街道における往時の人たちの往来を偲ぶことができる。この道標は、指をのばした手を浮彫りに刻んで進行方向を表示し、その下に行先の地名をひらがな文字で示したものである。長崎街道沿いの長瀬町に残されている道標は、「ながさき道、こくらみち」、「いさはやとかい場へ」（諫早渡海場へ）と三方への行き先を刻んだもので珍しい。江戸時代中期以降の制作で、現在、少し西側にずれて建っているが、概ね原位置を保っており、市重要有形民俗文化財に指定されている。

当時、佐賀城下の長崎街道には、外国人、学者、武士、商人など多くの人が往来しており、街道あるいは佐賀城下について、多様な視点で書き留めた記録が数多く残されている。

長崎街道（上記道標周辺）　（長瀬町）
昭和 39 年撮影

元禄４年（1691）に長崎オランダ商館長の江戸参府に随行したドイツ人医師ケンペルの記録である『江戸参府紀行』には、当時の佐賀城下の様子について、「…町そのものは非常に大きく、また人口も多く、長い地域にわたっている。塁壁や城壁も取るに足らず、城門には大勢の番兵がいるが、いずれも防備のためのというよりは、むしろ飾りのためである。幅広く、規則正しく東や南に向かってまっすぐに通る町筋を横切って、運河や川が流れ、それを利用して人々は有馬湾まで行くことができる。民家は小さく粗末で、大通りには物を作る仕事場や小売店が立並び、垂れ下がっている黒い暖簾が外見を美しく飾っている。住民は均整がとれていて小柄である。ことに婦人に関しては、アジアのどんな地方でも、この土地の女性ほどよく発育し美しい人に出会うことはない。…」などと記されている。

このほか、天明３年（1782）に訪れた地理学者で蘭医の古川古松軒の『西遊雑記』、享和２年（1802）に訪れた名古屋の商人である吉田重房の『筑紫紀行』、文政９年（1826）に訪れたドイツ人医師シーボルトの『江戸参府紀行』、文政 12 年（1829）に訪れた大阪商人である高木善助の『薩陽往返紀事』、嘉永３年（1850）に訪れた吉田松陰の

『西遊日記』、嘉永 6 年（1853）に訪れた幕府勘定奉行である川路聖謨の『長崎日記』、安政 6 年（1859）に訪れた長岡藩士である河井継之助の『塵壷』などからも、当時の佐賀城下の様子がうかがえる。

また、享保 14 年（1729）に八代将軍吉宗に献上された象も長崎街道を通過しており、享保 14 年（1729）に刊行された『象志』に象についての情報が詳しく紹介されている。

長崎街道と柳町の家並み

このように長崎街道を行き交う人や街道を通じてもたらされた文物は、街道沿いやその周辺の町地の住人たちが営む生業にも少なからず影響を及ぼしたことは想像に難くない。このことは江戸時代のみならず、明治以降においても同様であった。

例えば、江戸時代の街道に面した柳町周辺には、小売商より格式の高い豪商が密集し、問屋取引を中心に繁栄した。これは、柳町が、大量な必需物資の集散拠点であった今宿江と河川で結ばれ、水上運搬が盛んに行われていたことが大きい。このような問屋街としての趣は、現在の柳町界隈に残る建物や水路にも色濃く残されている。

長崎街道と紺屋川が交差する思案橋の北西側で発見された石垣護岸及び雁木（船着き場・荷揚げ場に築かれる石段）は、問屋街へ通じる紺屋川を介して舟で物資の運搬が行われていた往時の希少な名残である。

現在の柳町は、江戸時代の柳町と蓮池（はすのいけ）町の東半部を占めている。嘉永 7 年（1854）年の竈帳によれば、柳町には 49 世帯、人口 222 人が住んでおり、職業別でみると、古道具屋が 3 軒あり、仕立屋・桶屋・提灯屋などの職人も多かった。また、蓮池町は、同じく嘉永 7 年（1854）年の竈帳によれば、48 世帯（明家が 3 軒）、人口 237 人が居住し、職業別では、仕立屋、太物屋、荒物屋、丸散屋などを兼業する唐物座札が 4 軒、ほかにはそろばん屋が 2 軒あった。この唐物座札とは、輸入品の呉服類や雑貨の専売権を与えられている商人のことと考えられる。この蓮池町には、寛政元年の幕府巡検使の下向や文化 9 年（1812）の伊能忠敬の佐賀測量に際して本陣が設けられており、このことも、当町に富裕商人が居を構えていたことがその背景にあると思われる。

旧森永家住宅（明治前期・中期建築）

旧久富家住宅（大正 10 年建築）

当地は、明治や大正期になっても商業が盛んに営まれ、煙草製造販売商や呉服商を営んだ「旧森永家住宅」は、明治前期から中期の町家建築で、平入りの切妻造平屋建の主屋、妻入りの入母屋造桟瓦葺の離屋と土蔵 2 棟で構成されている。県下でも有数の

履物問屋を営んだ「旧久富家住宅」は、外観は大棟の妻壁を大きく見せ、大正期の大型町家として力感あふれる表構えを造っている。これらの店舗や住宅は現在も継承されている。

また、商業店舗だけでなく、金融業も盛んに営まれ銀行が置かれた。「旧古賀銀行」は、大正期の九州における五大銀行の一つであり、本市に残された数少ない本格的洋風建築で、木造ながら二つの塔屋を備えたタイル張りの外観と堂々とした吹き抜けを備えている。「旧三省銀行」は、ふくらみを持つ屋根や大胆な形状の窓など人目を引く特異な表情を持ち、他に類例のない個性的豊かな建築物である。また、古賀銀行の頭取である古賀善平は、銀行の東隣に近代和風建築を建築し居を構えた。この「旧古賀家」は、周りに門と塀を巡らした白漆喰仕上げであり、黒漆喰仕上げの玄関は、大正期に改築された。その向かいにあるのが「旧中村家住宅」で、古賀銀行が明治 18 年（1906）に開業した際、社屋として利用したと伝えられる。表構えは本 2 階建で、屋根は寄棟造りの本瓦き平入りの直屋である。事業拡大に伴い移転するまで古賀銀行本店として使われた。これらの建築物も今日に引き継がれている。

このように、この柳町界隈は、商業や金融業の盛んな土地柄として栄え、当時の佐賀におけるメインストリートの一つであった。

旧古賀銀行（明治 39 年建築）
〔市重要文化財〕

旧三省銀行（明治 15 年建築）
〔市重要文化財〕

旧古賀家（明治 17 年建築）
〔市重要文化財〕

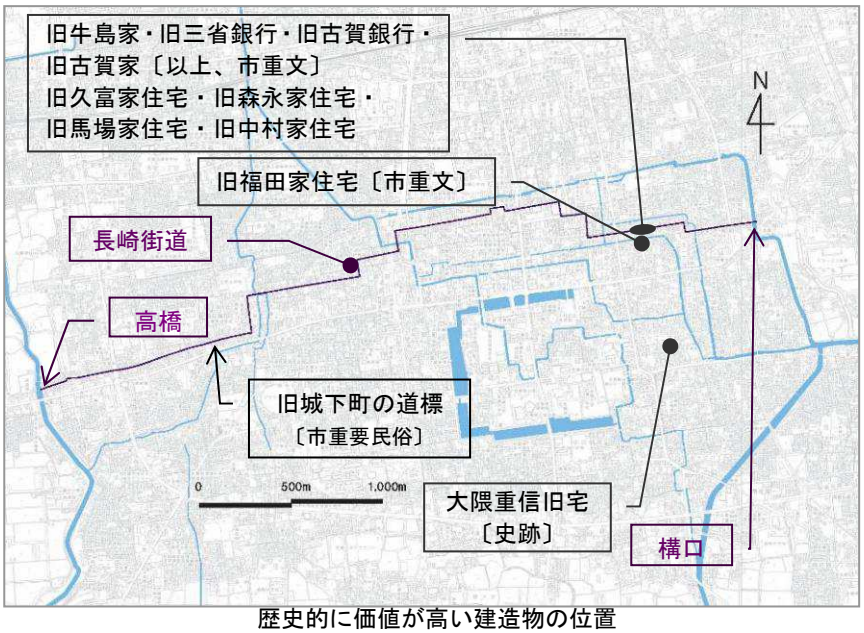

歴史的に価値が高い建造物の位置

旧中村家住宅
（明治 18 年建築）

また、街道を通じて佐賀にもたらされたものの中で、決して忘れてはならないのは、砂糖と製菓製法技術である。これらが佐賀の菓子作りに与えた影響は実に大きい。

当時貴重品であった砂糖を佐賀藩では大切な贈り物に用いることが多く、元禄８年(1695)から参勤の着国御礼としてその都度将軍家へ氷砂糖を送っていた。宝暦 12 年（1762）刊行の『宝暦武鑑』によれば、福岡・佐賀・小城・蓮池などの各藩から氷砂糖が、島原藩からは白砂糖が献上されたとある。砂糖の献上が長崎街道沿いの藩に集中していることは、他地域に比べて入手が容易であったことに他ならない。この背景としては、砂糖の輸入地である長崎に近いという地理的優位性や、佐賀藩・福岡藩が１年交代で長崎御番を命じられていたことがあると考えられる。南蛮菓子の製造技術が伝播した背景についても同様の事情であろう。

鶴屋菓子舗の丸房露

北島の丸芳露

佐賀の菓子文化において、名菓とされるのは丸ぼうろである。丸ぼうろは、ポルトガル語の「ボーロ（bolo)」（焼菓子）に由来する南蛮菓子である。

日本に伝来後、江戸期までの“ぼうろ”は、上下鍋で焼いた硬い乾菓子で、卵は使われていなかった。西暦 1600 年代後期頃書かれたという『南蛮料理書』には、「ほうろ　小麦のこ壱升に白砂糖五十目、しを水にてこねうすくのへ、あつさは五分はかりにしてくるまにて切、なへにかみをしき、うへしたにひをおきやき申也」と記載されており、材料に卵の文字は見えない。

このように、元々は硬い乾菓子であった“ぼうろ”は、改良が重ねられ、腰のある独特のやわらかさが特徴の名菓「丸ぼうろ」として、ここ佐賀に受け継がれている。

佐賀で代表的な丸ぼうろ製造者としては、鶴屋菓子舗と北島が知られ、鶴屋菓子舗は「丸房露」、北島は「丸芳露」と表記する。

鶴屋菓子舗は、寛永 16 年（1639）創業で、代々佐賀藩御用菓子司を勤めた。天和年間（1681～1684）に 2 代目太兵衛が長崎でオランダ人から丸ぼうろの製法を取得し、丸房露をつくりはじめたとされている。

鶴屋菓子舗は、安政 4 年（1857）に現在の場所に移し、正式に鶴屋を名乗ったという。この地は、当時、八丁馬場と呼ばれる町地であり、諫早

鶴屋菓子舗
明治後期以前の建築

に向かう津に近い場所に位置していた。陸の長崎街道を通って長崎に行くよりも船を使って有明海を渡れば長崎に早く着くことができた。また、与賀神社参道でもあったことから、にぎわいがある場所だったと推察される。

鶴屋菓子舗（与賀神社参道）

鶴屋菓子舗には 4 冊の文書が伝えられている。享和 3 年（1803）の年号がある『御菓子覚書』をはじめとする菓子製造法を記した 3 冊の文書、そして、元治 2 年（1865）の佐賀藩に納めた菓子関連の記載から明治 19 年（1886）の菓子の種類や材料などまでを記載した『諸願書御菓子日記帳』である。

このうち、鶴屋菓子舗の堤善作による『諸願書御菓子日記帳』の明治 19 年（1889）の「丸房る」の部分には、「玉子」の文字が見えており、この頃から、卵の使用量が増え、今のようにやわらかくなったといわれている。

鶴屋文書　　鶴屋菓子舗 蔵

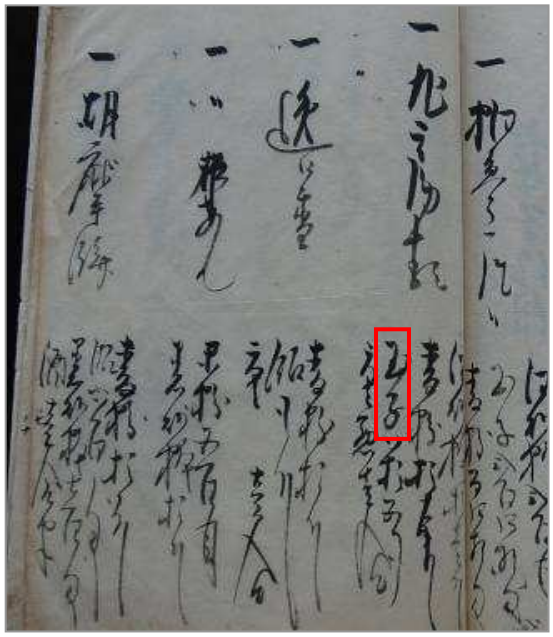

『諸願書御菓子日記帳』明治 19 年（1886）の部分
菓子の種類の「丸房る」の材料に「玉子」の記載がある。

鶴屋菓子舗の丸房露づくり

打ち粉を軽く打ち、生地をこねる。
手で軽く整えると生地は均等に広がる。
主材料は小麦粉・砂糖・卵。水は一切使わず、季節や湿度等で卵の量を変えて硬さを調整する。

生地に胡麻油を刷毛で塗る。

やわらかい生地を見るもあざやかな速さで打ち抜く。
抜き型を打ち付ける“トン・トン”というリズミカルな音が響く。
抜きとった生地を鉄板に乗せる。
生地は鉄板の上で自重により広がる。

右側：型を抜く真鍮製の抜き型（直径 約 3.6ｃｍ）
左側：抜き型から生地を外すために打ち付ける丸太板
現在も丸ぼうろをつくる際、型抜きを行うのは、もとは乾菓子だったからである。

約 250 度のオーブンで、約 4 分 30 秒で焼き上げる。
網上であら熱をとって、検品後、個別包装される。

北島は、元禄 9 年（1696）に数珠屋（じゅずや）を創業、諸式屋として佐賀藩御用商人を務めた。北島の丸芳露は、佐賀藩の御用菓子司横尾市郎右衛門が寛文年間（1661～1673）に長崎でオランダ人から習った製法を、幕末期に北島の第 8 代当主香月八郎が横尾家より伝授を受け、家業に取り組んだことが始まりとされる。当時の丸ぼうろは硬い乾菓子で形状も小さく、今のようにやわらかくなったのは卵が使われはじめた明治期以降、

第８代八郎と第９代安次郎の研究の成果によるものであるという。

第８代八郎による明治 19 年（1886）の『菓子製造法帳』に記された丸芳露の材料分量には「鶏卵」の文字が見え、砂糖と粉はほぼ同量で、粉の約半分に当たる卵の量を配合することにより、やわらかい菓子ができるとされる。

その後、さらに改良、工夫が重ねられ佐賀独自の菓子として完成し、現在に継承されている。

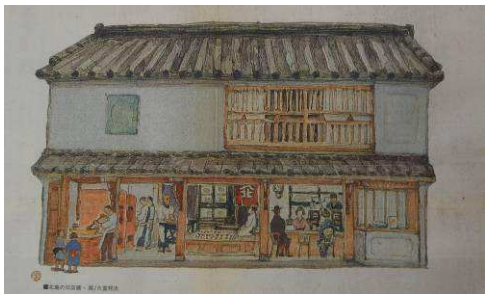

明治から昭和にかけての土蔵づくりの旧北島の店舗の大正時代の様子を書いた絵
店先が長崎街道に面し、左側の店先で丸ぼうろを焼き、その右側では焼きあがった丸ぼうろの荒熱をとっている。丸ぼうろが焼きあがると甘い香りが周囲に広がったという。　　北島 蔵　　画／久富邦夫

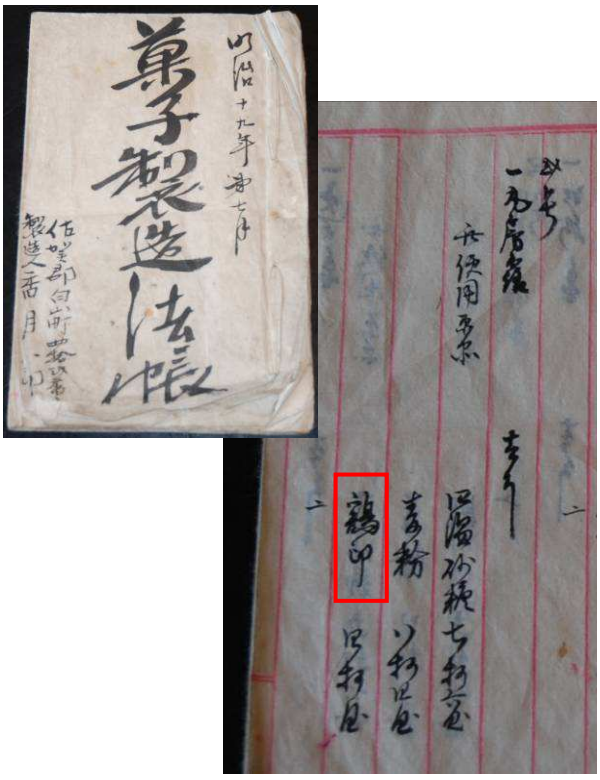

『菓子製造法帳』明治 19 年（1886）　北島 蔵
菓子の種類の「丸房露」の材料に鶏卵の記載がある。
卵の量が粉の量の約半分であり、やわらかい丸房露ができた。

丸ぼうろが佐賀の名菓として認められるようになったのは、明治 30 年代の博覧会・品評会での受賞や海軍からの注文などが背景にあると考えられる。

北島には、第 2 回全国菓子品評会受賞（明治 35 年）と記載された、当時の菓子箱のレッテルが残されている。

北島「丸芳露」
箱のレッテル
（推定明治後期）　　北島 蔵

また、明治 44 年（1911）に福岡県久留米を中心として行われた特別大演習では、佐賀市上菓子商組合製の「佐賀丸ボーロ」が明治天皇の御買上となったことが同年 11 月 17 日の佐賀新聞で報じられているとともに、同組合について、明治 18 年（1885）に創立、以後研究会を開き、販路拡大と改良に努め、明治 33 年（1900）第 5 回全国製菓勧業博覧会で二等賞をはじめとする受賞を重ね、丸ぼうろの生産額を伸ばしたことも掲載されている。このことからも、明治 40 年代には丸ぼうろが佐賀の名菓として知られていったことがわかる。

このほか、明治の末頃から大正初年頃にかけて、志賀廼家淡海（しがのやたんかい）という喜劇俳優が佐賀で開演し、その後民謡の一つとなった歌の中に、「佐賀で名物、「マルボロ」にオコシ、またも名物、今宿「ノンキー」、菱やンよう、ヨイショコ、ショウ、「めかじや」に、蟹漬け」と出てきたり、当市の東隣の神埼市千代田町の出身である下村湖人の代表作で、昭和 16 年（1941）から昭和 29 年（1954）に出版された小説『次郎物語』の中にも、丸芳露の名を見ることができる。

こうして、「丸ぼうろ」は、名実とともに佐賀の名菓となった。

現在も鶴屋菓子舗、北島をはじめとして市内の多くの菓子屋が丸ぼうろを製造、販売を行っている。

千代結び

佐賀では丸ぼうろは、慶弔事やお見舞い、手土産などにも幅広く利用され、砂糖でつくられた紅白の千代結びと一緒にすることにより、結婚式の引き出物でも使われていた。

丸ぼうろの贈答用の箱は、10 個入りから何段階ものサイズがあって、大きいものでは 150 個入りの箱も用意されており、丸ぼうろが、日常的に贈答用として使われているのかがよくわかる。丸ぼうろは「もらうものであって買うものではない」ともいわれる所以である。

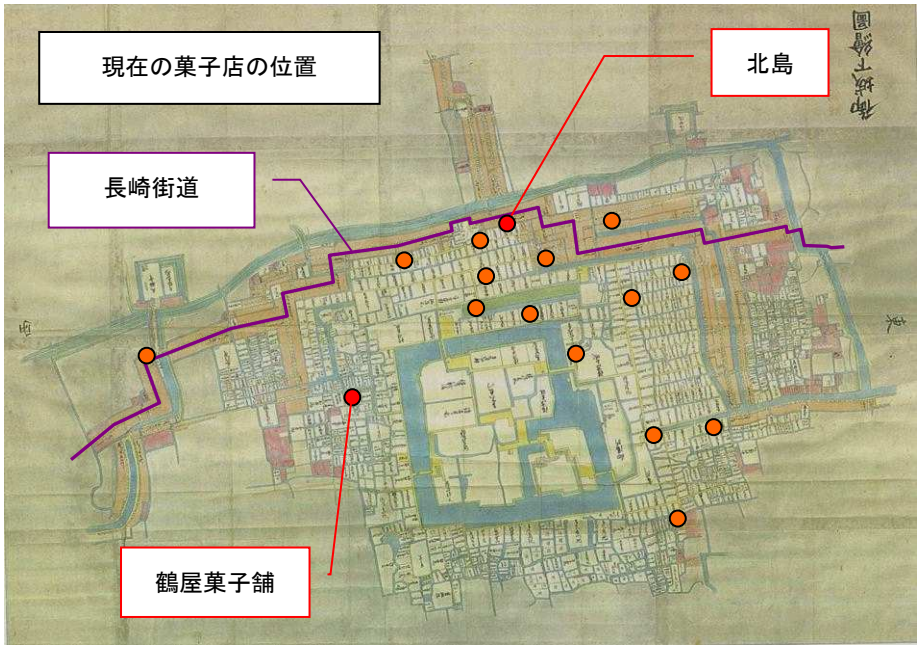

文化御城下絵図　（1810頃）
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

長崎に近い佐賀藩は、幕府から長崎警備の担当を命じられた反面、南蛮文化とともに当時貴重な砂糖も手に入れることができた。そして、この砂糖を使った南蛮菓子文化が長崎街道沿いを中心に花開いた。

当市の南蛮菓子である丸ぼうろは、焼き菓子でありながら、やさしい柔らかさを持ち、小麦粉・卵・砂糖というシンプルな材料で作られているが、分量や焼き方などにより店によって味わいは実にさまざまである。

300 年以上も原型をとどめ親しまれてきた丸ぼうろは、派手さはないが味わい深い菓子として実直な佐賀の菓子職人が改良を重ね育ててきた。現在も多くの店で毎日焼かれている丸ぼうろは、市民の日常の中に息づいており、焼きあがると甘い香りが周囲に広がる。

3　佐賀藩の近代化産業と伝統産業の継承から見える歴史的風致

天保元年（1830）、鍋島直正が 17 歳で第 10 代藩主になると、藩政改革の実施とともに、長崎警備の強化を図るため長崎港外（外目）に砲台（台場）の増築を行った。

そして、この台場に据え付ける大砲を鋳造するため、嘉永 3 年（1850）に「大銃製造方」を設け、佐賀城下築地に反射炉（築地反射炉）を築造し、鉄製大砲の鋳造に取り組んだ。一冊のオランダ語の書物を基にしたこの取り組みは難航し、幾度も失敗を重ねたが、西洋からの技術情報に日本在来の技術を組み合わせることで難題を解決し、嘉永 4 年（1851）に自力による日本で初めての鉄製大砲の鋳造に成功した。

嘉永 6 年（1853）にペリーが浦賀に来航し、日本に開港を要求した。慌てた幕府は品川台場に鉄製大砲を配備するため、その製造を佐賀藩に依頼した。佐賀藩は、これを受け「公儀石火矢鋳立所（こうぎいしびやいたてしょ）」を設け、多布施に新たに反射炉（多布施反射炉）を建設し鉄製大砲の鋳造を行った。

佐賀精煉社当時の写真　　個人蔵

佐賀藩が誇るこれら反射炉は、現在いずれも地上の構造物としては残されていない。しかし、「築地反射炉跡」は市史跡に指定され、「多布施反射炉跡」は史跡などの指定は受けてはいないものの、平成 21 年度に実施した発掘調査では、民有地から反射炉本体の基礎が確認されている。

佐賀精煉社硝子工場改築落成式
明治 39 年 4 月 22 日　　個人蔵

一方、大砲鋳造と同時に、佐賀藩は西洋技術の導入をバックアップするため、嘉永 5 年（1852）に「精煉方（せいれんかた）」と呼ばれる理化学研究所を設置した。精煉方では、大砲鋳造ための鉄の溶解法や火薬の研究・試験、蘭書の翻訳などをはじめ、蒸気機関や電信機なども行われた。さらに薬品の実験、開発が他諸藩に先駆けて行われた。また、これらの研究に必要なビーカーやフラスコをつくるため、当時としては珍しいガラス窯が築かれていた。西洋の器物を見様見真似でつくっていた他の産地とは違い、オランダやポルトガルの文献から独自に学び取った技術でガラス製品をつくっていた。

佐賀精煉社で製作されたガラス器
個人蔵

明治になり精煉方のガラス事業は、鍋島家の管理となり、次第にランプなどをつくるようになり、明治 16 年（1883）には精煉社として民間経営に移行した。その後、品川硝子製造所に派遣されていた青木熊吉が鍋島家から業務と工場を譲り受け、同 27 年（1894）に佐賀精煉合資

会社を創設し、ガラスの本格的な生産に取り組み、ランプ、ホヤ、コップ、水差し、蝿取り瓶などを製造した。

その後、明治後期にこの佐賀精煉合資会社に従事し技術を保持する副島源一郎が分離独立し、本庄町（現末広）にガラス製造工場を開設した。明治 36 年（1903）に道祖元町に工場を移転し、現在もガラス器を生産している。この地に工場を移転した理由として、当時近くには海運の拠点の本庄津、厘外津があり、人通りも多かったためといわれている。

精煉方跡（現在）

佐賀藩が設置した「精煉方」を引き継いだ「佐賀精煉合資会社」は、昭和 17 年（1942）頃には同地でのガラス器の製造を終了した。その後、この「精煉方跡」の周辺一帯は住宅地として開発されたが、「精煉方跡」は、日本をリードしてきた近代化産業遺産の遺跡として、往時の雰囲気を色濃く残す場所として今も受け継がれている。

ガラス窯（副島硝子工業株式会社）
石炭の時代から使われている

佐賀で行われていたガラス器の製造方法は、型を用いずに息の吹きこみで整形する宙吹き技法である。これは日本独特の「ジャパン吹き」（「ジャッパン吹き」ともいう。）と呼ばれる技法であり、その技法の貴重さが評価され、佐賀市重要無形文化財に指定されている。

現在、この技法をもとに製造されるガラス製品は「肥前びーどろ」と呼ばれている。ちなみに、びーどろとは、ポルトガル語の「vidro」からきた言葉であり、ガラス製の器具を意味する。

ガラス竿の 2 本使い
“二刀流”と呼ばれている

宙吹きは、型を使わず、成形には遠心力と重力を利用する。また、「肥前びーどろ」の宙吹きに使う吹き竿は、金属竿ではなくガラス竿を使用する。そのため焼き戻すとガラス竿まで溶けてしまい、ガラスの温度が下がっても焼き戻しができない。窯から竿で巻き取った時点の温度は 1,300 度あり、これが、ガラスが固化する 700 度に下がるまでの時間は 2 分半から長くて 5 分、その間に一気に仕上げる必要がある。このため「肥前びーど

ガラス竿
宙吹きでつくられる

ろ」は、ガラスの温度を奪うコテやハシを使わない。

「肥前びーどろ」がガラス竿を使う理由は、燗瓶などの口がふたつある器は２本のガラス竿を同時に操ってつくる必要があり、金属の竿では重過ぎるからである。また、金属の竿の場合、先端に残ったガラスをそぎ落とす必要があるが、ガラス竿の場合にはその必要はなく、短くなったガラス竿は新しい竿に替えればよいので、効率性でもガラス竿が有利であるという。

佐賀精煉合資会社を経営した青木家には、同社が製作したガラス器とともにガラス竿も残されており、ガラス竿を使ったジャパン吹きによるガラス器の製造方法は、少なくとも同社が経営を終了した昭和 17 年（1942）までは遡ることができる。

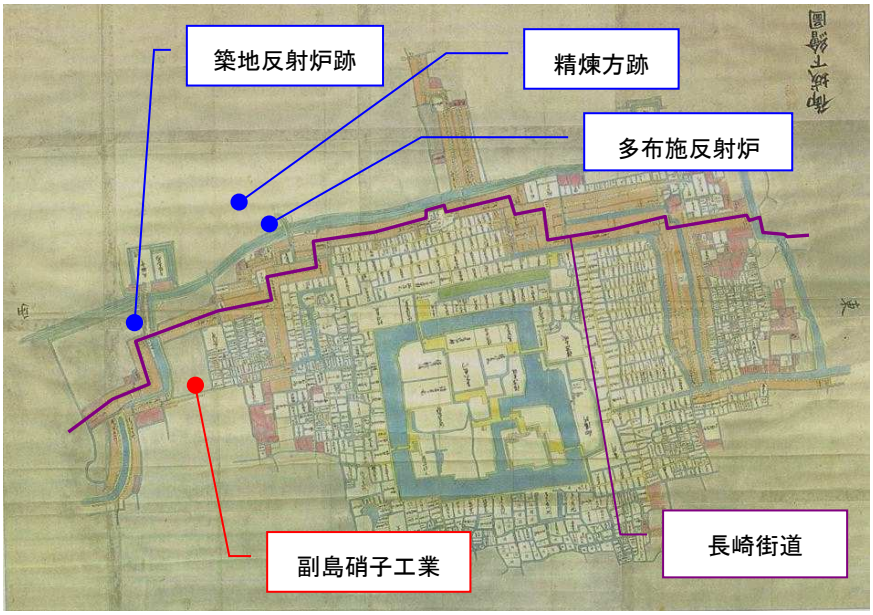

文化御城下絵図　（1810頃）
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

藩をあげて科学技術の習得に力を入れていた精煉方の事業のうち、ガラス事業は、佐賀藩から鍋島家、精煉社、副島硝子工業株式会社と経営体制を変えながら、現在はジャパン吹きによる伝統工芸品「肥前びーどろ」の製造・販売として引き継がれている。

社屋奥にある工房では、ガラス窯内の高温に熱せられたガラスを吹き竿に巻き取り、そこに力強く繊細な職人の息が吹き込まれる作業が繰り返される。職人によって一つ一つ丁寧に生命が吹き込まれたガラスの器は、溶解時の真っ赤なガラスからは想像できないほどの涼しさと爽快感を醸し出しており、その製造過程には、「精煉方」由来の近代化産業の息吹が感じられる。

副島硝子工業株式会社

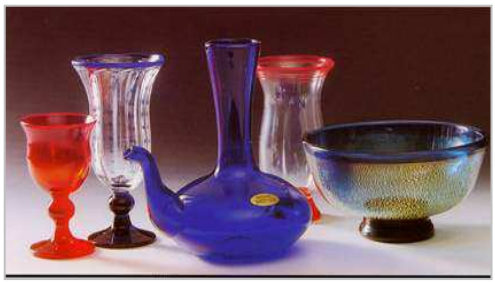

肥前びーどろ

佐賀錦

佐賀錦は、金銀箔紙を裁断して経糸とし、絹糸を緯糸とした錦織りで、江戸時代後期に、鹿島鍋島家第 7 代藩主直彜（なおのり）公夫人篤子様が病の床から天井の網代組（あじろぐみ）の美を見て発案したものといわれている。

当初は「鹿島錦」と呼ばれていたが、大隈重信の薦めにより「佐賀錦」の名で明治 43 年（1910）にロンドンで開催された日英大博覧会へ出品し、日本手芸の極致との称賛を受け、一気にその名声を遠く海外にまで広めることとなった。そして、その技術は今に守り受け継がれている。

現在、佐賀錦振興協議会などがその技術継承に尽力している。佐賀錦の制作は、一日にわずかしか織ることができない非常に根気がいる手仕事であるため、城下東の「通小路」にある旧福田家住宅では製作、販売を行うとともに、伝統文化の継承のため、後継者育成も行っている。

旧福田家住宅は、明治末期から大正期・昭和初期にかけて、佐賀を代表する実業家として活躍した福田慶四郎の居宅である。大正 7 年（1918）に落成したこの建造物は、近代和風建築として重要であるとして、佐賀市重要文化財に指定されている。

佐賀錦の制作状況

佐賀錦の作品

■伝統的図案■（一部）

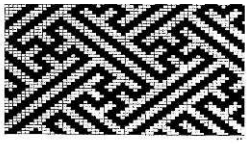

紗綾（さあや）

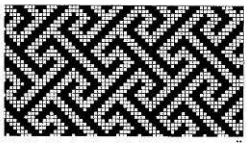

工字繋ぎ（こうじつなぎ）

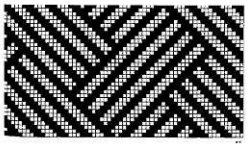

網代（あじろ）

鍋島緞通

鍋島緞通は、元禄年間（1688～1703）に長崎の中国人を通じて技法が伝えられたとされ、日本でもっとも古い絨毯といわれている。

色染めした木綿糸を経糸にからみつけ、一定の長さに切り落とし、一段終わるごとに緯糸を通して織り締めてつくられる。

佐賀藩は生産を奨励し、当時「花毛氈（はなもうせん）」と呼ばれていた鍋島緞通は佐賀藩御用品となり、将軍家などへの献上品に指定されていた。

廃藩置県後の明治４年（1871）からは一般への販売が許可され、また、明治６年（1873）に開催されたウィーン万国博覧会に出品し、受賞したことなどから、盛んに織られるようになった。

戦時中、鍋島緞通は技術保存に指定され、戦時下においても国から綿糸の供給を受けることができたため、技術が今に守り受け継がれている。

鍋島緞通は、昔ながらの竪型機織を使い、現在は吉島家がその技術を受け継いでいる。高温多湿な日本の気候にふさわしい敷物で、一目一目を手堅く織りこんでいるため、使い込むほど味わいを増す手作りの工芸品である。

鍋島緞通の制作状況

鍋島緞通の制作状況（拡大）

鍋島緞通の作品

4　城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致

佐賀の恵比須信仰は、北川副町角町（つのまち）にある西宮社に摂津の国（兵庫県）の西宮社の分霊を迎え、承安 2 年（1172）に社殿を造営し西宮大明神として祀ったのが始まりといわれている。

西宮社には、市内で最も古い寛文 9 年（1669）の造立銘を持ち「西宮大明神下宮」と刻まれた駒形の切石塔が祀られている。また、享保 16 年（1731）の銘を持つ石造恵比須像も同社に祀られており、破損部分などが少なく古い作例のひとつとされ、恵比須信仰を知る民俗的な遺例としても価値が高いことから、市重要有形民俗文化財に指定されている。

肥前鳥居と西宮社

西宮社（北川副町角町）

18 世紀後半になると造立される恵比須像の数がかなり増加しており、この頃から恵比須信仰が急速に広まっていったものと思われる。また明治になると、その数は一旦減少するが、明治後半から昭和前半にかけて、再び造立件数が増加している。

享和 2 年（1802）に佐賀を訪れた菱屋平七の『筑紫紀行』には「此国の町屋にも、村々にも道の辻ごとに石のゑびすをおけり」という記述があり、この頃には相当数の恵比須像が、辻々に造立されていたことがわかる。

西宮大明神塔　西宮社
寛文 9 年（1669）
市内最古の文字恵比須
「西宮大明神下宮」と刻まれている

恵比須像　西宮社　享保 16 年（1731）
［市重要有形民俗文化財］

当市に恵比須像が多い理由としては諸説あるが、長崎街道沿いを中心として商売を営む人が多かったことから、商売繁盛を祈願し造立したというのが主な理由だと考えられる。その他、鍋島藩主が西宮社への崇敬が厚かったことから、それが住民に広がったという説、佐賀城下町は海運業が盛んだったので、海の神様として恵比須を祀ったという説、長崎街道沿いで、旅の安全を祈願する神様として恵比須像を祀ったとい

う説などがある。

古い恵比須像は、長崎街道の道筋と本庄川、裏十間川を利用して、かつて津の役割を果たしていた地域に多く見られる。これらの地域から、恵比須信仰の高まりとともに、他の地域へ広まっていったものと考えられる。

平成 21 年 3 月現在で、確認できた旧佐賀市の恵比須像は 471 体、新市全体の調査（平成 23 年 3 月末現在）では 803 体を確認しており、このような地域は他に例をみないといわれている。その後も恵比須像の発見は続いているとともに、新たに造立されている。

恵比須像の位置　　平成 21 年 3 月現在

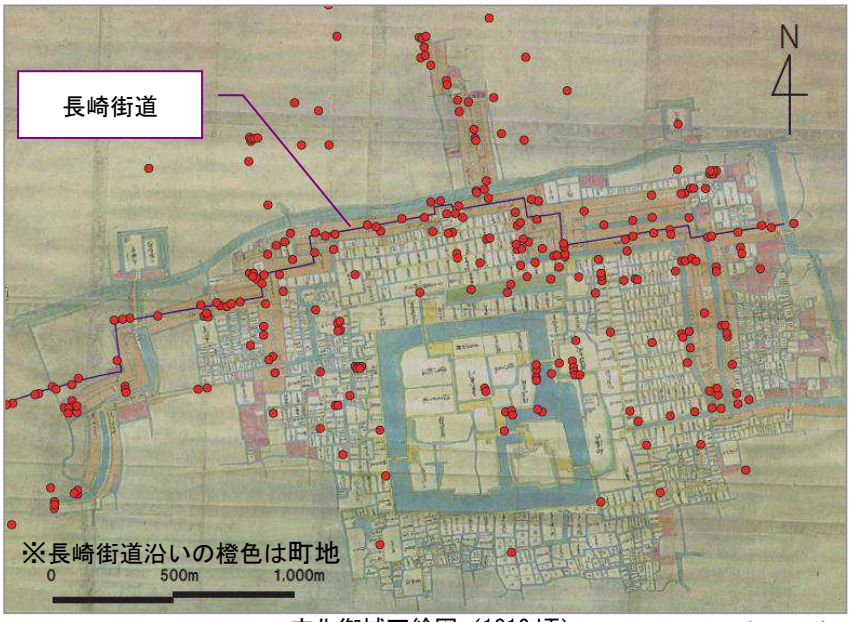

文化御城下絵図（1810 頃）
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

●恵比須像

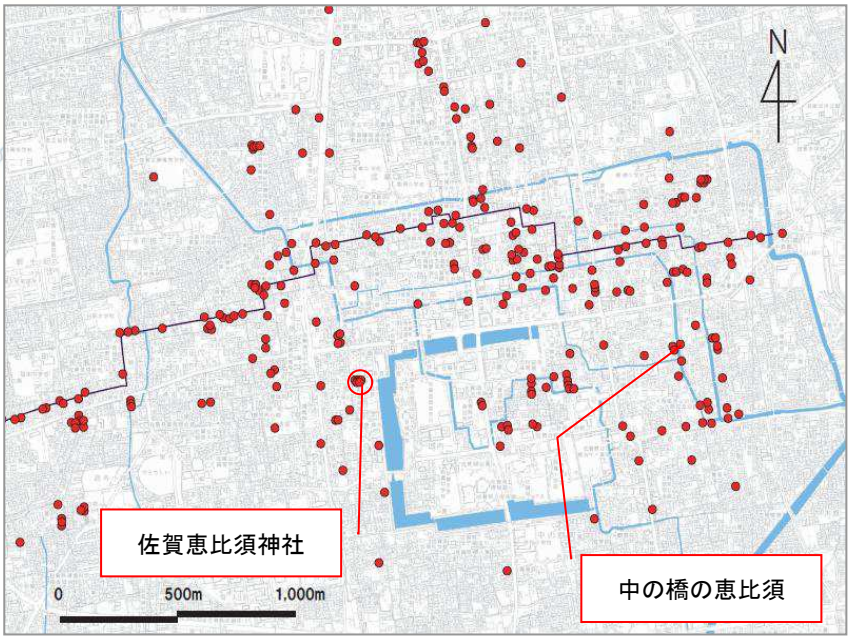

現在の地形図

●恵比須像

そのため、佐賀城下では、いたるところに恵比須像を見ることができる。他地域の恵比須像は神社の境内にあるのが普通だが、佐賀では家の軒先や辻々に多く祀られている。

辻々の恵比須像
八幡小路

一般的な恵比須像は、右足を下ろし左足を曲げ、右手に釣竿、左脇に鯛を抱えている。しかし、当市の恵比須像は、ユニークなものも多く、大福帳や算盤を持った姿のもの、鯛を釣り上げた瞬間の喜びを表現したもの、一方が鯛を釣り上げ他方がその鯛を持つ双体恵比須像、鯛を背負ったものや鯛を抱きかかえたもの、また、立って踊っているものなども造立されている。

双体 恵比須像
寛政３年（1791）

大福帳 恵比須像

鯛負 恵比須像

釣上げ 恵比須像

踊り 恵比須像

石造恵比須半跏像　西与賀町
享保 9 年（1724）
［市重要有形民俗文化財］

昭和 53 年（1978）に調査した 370 体の恵比須像は、鬼門と呼ばれる北東の隅に配置されるものが全体の 52.1%と最も多く、次いで裏鬼門と呼ばれる南西の隅に置かれるものが 13.5%を占めており、このことは、恵比須の設置場所の制約や設置後の移動を考慮しても、恵比須信仰に鬼門などの思想が入ってきたことを示すものと考えられる。例えば西与賀町相応にある文字恵比須は、その台座に「鬼門神」と陰刻して屋敷内の北東の隅に祀られており、この事例からもそのことが裏付けられる。

平成 23 年 9 月 30 日現在

恵比須像の造立年代　　佐賀市の恵比須台帳より（紀年銘が刻まれているもののみ掲載）

年　　代	恵比須像	文字塔	双体像	計
1651 年　～　1700 年 （慶安 4 年）　（元禄 13 年）	2	1	1	4
1701 年　～　1750 年 （元禄 14 年）　（寛延 3 年）	7			7
1751 年　～　1800 年 （宝暦 元年）　（寛政 12 年）	１５	3	1	１９
1801 年　～　1850 年 （寛政 13 年）　（嘉永 3 年）	２８	5	1	３４
1851 年　～　1900 年 （嘉永 4 年）　（明治 33 年）	１４	4		１８
1901 年　～　1950 年 （明治 36 年）　（昭和 25 年）	２３	2		２５
1951 年　～　2000 年 （昭和 25 年）　（平成 12 年）	１１	1		１２
2001 年　～　2009 年 （平成 13 年）　（平成 21 年）	6			6
2010 年　～ （平成 22 年）	3			3
計	１０９	１６	3	１２８

（注）2010 年以降の 3 体に関しては、紀年銘は刻まれていないが、造立年が判明しているため掲載

当市の恵比須像は個人宅の軒先や辻々に多く見られる特徴があり、このため恵比須像はその敷地の家人や地域の人々から手厚く祀られている。また、雨風から守るために木殿に収められている恵比須像も多く、毎朝水で清められ、水や花が手向けられている恵比須像も多い。

さらに、恵比須像祭りを行う地域もある。材木町の 16 班（10 世帯）では、現在も 7 月 10 日を「祇園」と称した恵比須祭りが続いている。明治 34 年に竣工した石橋（中の橋）の横にある恵比須像の社に〆縄と幕を張り、花・みかん・お菓子・御神酒をお供えし、神主を招き祝詞をあげ、参加者がサカキをささげる祭りである。この恵比須像は寛政 3 年（1791）の造立銘を持ち、市内でも古い恵比須像の一つである。この祭事は、造立された時から始まったとその班には伝えられている。祭事後、恵比須像に供えられた御神酒は、当年の祭りの担当により班内の全ての世帯に振舞われる。

この材木町 16 班の恵比須祭りは、次の順序で行われる。

●1 月 10 日　「つうわたし」

本通（ほんつう）1 名、寄通（よりつう）2 名の計 3 名を 1 年間の恵比須祭りの担当として決める。

●5 月 10 日と 9 月 10 日　「おこもり」

〆縄と幕が張られる。以前は恵比須像の前に、ご馳走を持ち寄って会食していたという話であった。

●7 月 10 日　上記「祇園」が行われる。

このほか、中の橋の南の横目橋（じろりばし）の傍に造立された恵比須像や城下町外の西与賀町今津上の路傍が祀られている恵比須像でも、地元の人々の手で同じような「祇園」が 7 月に行われている。

花を飾られている恵比須像

中の橋（材木町）　明治 34 年 3 月竣工

中の橋の恵比須像　寛政 3 年（1791）

中の橋　恵比須祭り（材木町 16 班）

また、与賀神社境内にある佐賀恵比須神社では、「佐賀恵比須会」による「十日恵比須大祭」が行われている。

与賀神社　楼門・石橋
［重要文化財］

与賀神社は、欽明天皇 25 年（564）に勅願造立された神社と伝えられる。室町後期の文明 14 年（1482）に太宰少弐小弐政資（しょうにまさすけ）が与賀城を築き、その城の鬼門の鎮守として与賀神社を崇拝した。現存する楼門（重要文化財）は、その頃に造立されたと考えられる。その後、鍋島家は佐賀城の鎮守、各代の産土神として与賀神社を深く尊崇してきた。

与賀神社　三の鳥居
［重要文化財］

重要文化財に指定されている楼門は、大部分を丹塗りとし、全体の様式は和様の手法によっているが、細部には唐風の手法も使われており、県下では現存する最古級の木造建築物である。

同じく、重要文化財に指定されている三の鳥居は、慶長 8 年（1603）の造立の銘がある肥前鳥居であり、この肥前鳥居は造立の古いものの一つとして、また最も典型的なものの一例として価値が高いものである。また、同時に重要文化財に指定されている石橋は、慶長 11 年（1606）藩祖鍋島直茂の寄進によるものであることが勾欄唐金製擬宝珠（こうらんからかねせいぎぼうしゅ）に陰刻されており、桃山時代の特徴を表した県内最古の銘を有する石橋である。

佐賀恵比須神社（与賀神社境内）

ここで行われる十日恵比須大祭は、『佐賀恵比須神社御由緒』によれば、「明治 37 年に地元有志 7 名が兵庫県の西宮神社に詣で、恵比須・大黒の御神像をいただいて帰り、その後、毎月 10 日に会員持ち回りで例会を開いたのが起源とされる。その後、大正 13 年、創立 20 周年を記念して、与賀神社境内に恵比須大明神の石祠を建立し、毎年 1 月 10 日の初えびす大祭と 7 月 10 日の夏祭を開くようになった。」とある。

昭和 46 年（1971）に現社殿（佐賀恵比須神社）が竣工し、昭和 47 年（1972）1 月に、当時親睦会といった感じのものであった「恵比須会」を大恵比須 1 名・小恵比須 5 名で「佐賀恵比須会」を発足させ、今に至るような盛大な十日恵比須大祭が行われるようになった。なお、佐賀恵比須会は、佐賀の商工界による有志の会である。

十日恵比須大祭は、1 月 9 日の「宵えびす大祭」と 1 月 10 日の「本えびす大祭」が毎年執り行われ、開運の「えびす打込」は両日とも行われる。

えびす打込とは、幸運を授かる年頭の行事である。特別祈願を受けた祈願者が特別しつらえの壇上に登り、これを取り囲んだ恵比須姿の「佐賀恵比須会」が、勇ましい掛け声の「エイ」にあわせ拍手と太鼓を打ち、「オー」で力強く両手を挙げる所作を行うもので、9 日と 10 日の両日は「エイ　エイ　オー」の威勢のよい大きな掛け声が境内に響き渡る。

えびす打込み（十日恵比須大祭）

また、「福餅投げ」が行われるころには、その賑わいは最高潮に達し、境内を埋めた参拝客は、投げられる餅を目指して手を空に向け高々と上げ、そして“福”をつかんだ人からは歓声が沸き、笑顔がこぼれる。

十日恵比須大祭は、早朝から百福開運・商売繁盛・家内安全を願う参拝者や福笹や縁起物を求める人々で大いに賑わう。

“福”を求めて手をあげる境内を埋めた人々
「福餅投げ」（十日恵比須大祭）

主に軒先や辻々に祀られている当市の恵比須像は、「恵比須さん」と親しみを込めて市民が呼ぶほど、とても身近な存在であり、昔から大事に祀られてきた。また、今でも恵比須像が新たに造立されていることから、恵比須信仰が地域に深く根付いたものであることがよくわかる。

いずれの恵比須さんも、ふくよかな笑みを浮べており、佐賀城下は「恵比須さんが微笑むまち」でもある。

新しい恵比須像（平成 23 年 8 月 9 日造立）
鵜の湯（富士町）

微笑む恵比須像

5　堀文化の継承から見える歴史的風致

堀は、クリークとも呼ばれており、普段は流れがほとんどない貯水池で、かんがいと治水などの機能を併せ持っている。佐賀平野を縦横に走る堀の総延長は 2,000km 以上といわれている。

堀の中で、特に大きなものを江湖（えご）という。それは有明海の干潟の中でも低い場所にできる澪（みお）が、自然陸化や干拓の中で残ったものといわれており、佐賀江、本庄江、八田江などは江湖の名残と考えられる。江湖は感潮河川であり、山地に源流をもつ嘉瀬川や筑後川などとは区別されている。

背後に高い山地を有しない佐賀平野の農業用水の不足は、佐賀平野が抱える深刻な問題であり、この農業用水不足を補うため、用水・排水・貯留機能を併せ持つ堀を佐賀平野に網の目のように配置し、上流で使った用水は、海に流れ込む前までに下流で幾度となく利用した。普段は水不足に備え貯留している堀と大雨が絡み合い、佐賀平野は水害の常襲地帯でもあった。

このため、佐賀平野は「降れば洪水、晴れれば干害」といわれるほど、水の確保と排水には苦労した土地である。

特に水不足であった佐賀平野南部地区では、有明海の干満の差を利用した淡水（アオ）取水が行われ、満潮時に潮に乗って遡上してきた淡水を飲料水として汲み上げたり、農業用水として堀に引き入れたりしていた。

淡水取水のためには、淡水と潮を厳密に区別する必要があり、水の色、流れの音、水の味を見極める経験と勘が要求された。

田植え前に水を溜めている堀　　巨勢町
平成 23 年 6 月上旬撮影

網目上に張り巡らされた堀の状況

張り巡らされた堀　　高木瀬町
航空写真（平成 21 年撮影）

堀の成立は、諸説ある。主な説として、自然陸化や干拓の際に残された旧河道などという説、条里制の境界遺構という説、中世豪族による環濠という説がある。

干拓の記録の初見としては、正応元年（1288）の『高城寺文書』の中に「干潟荒野を開墾して田畑とした」という記述を見ることができる。

堀のかんがい機能と排水機能の両方の機能を維持していくためには、堀の泥土を揚げて堀底を深く保つ必要があった。また同時に、堀の泥土は豊富な有機質を含んでいて、乾燥させると肥料となったため、農家総出で「ごみくい」などと呼ばれる堀の泥上げが行われた。農村部では、川浚いのことを「ごみくい」または「ごみほい」、「ごみくり」などと呼ばれているが、ここでは「ごみくい」と表記する。

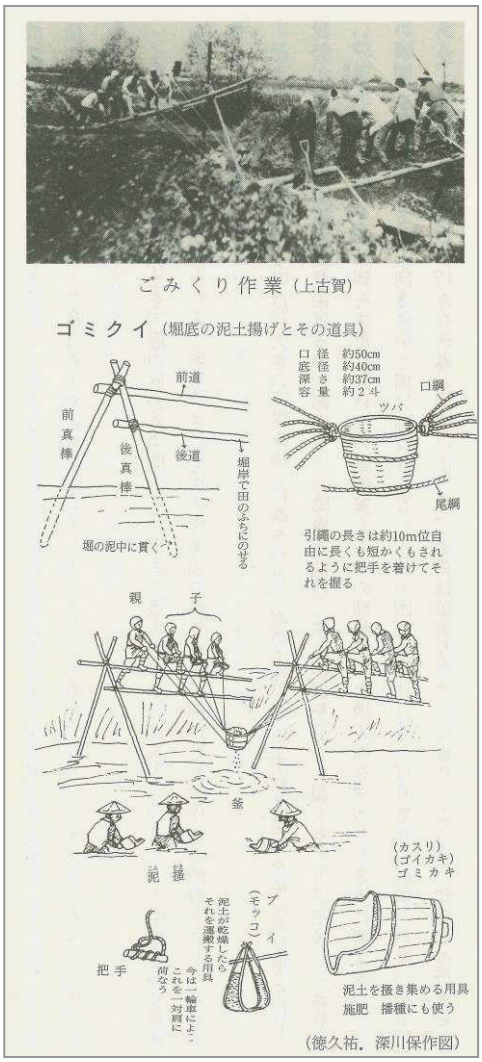

東与賀町史より

この泥土の有機質の効果は３年間も認められていたといい「ごみくい３年」といわれ、揚げられた泥土は金肥がない時代は非常に重要な肥料として用いられた。

明治 13 年（1880）の『肥前国巡回聞見概誌』によれば、当市東部の蓮池町見島・小松地区の肥料について、「人糞、埃（泥土）、油粕、干鰯等を用いる」と記載され、また他地区のクリーク地帯でも同様な肥料を用いていることが記述されており、ごみくいで揚げられた泥土が肥料として使われていたことがわかる。

大人たちが、水位が下った堀の泥上げを揚げるている最中、子どもたちはフナ、ハヤなどを獲って楽しみ、ごみくいの作業後、大人たちは獲れた魚を酒の肴にして、お互いの労をねぎらった。これは地域の親睦を深め、さらに子どもと大人を結びつけるコミュニティの場の提供という効果もあり、ごみくいは、当市の堀の文化であり佐賀の知恵でもあった。

ごみくい（平成 22 年 12 月 23 日）
兵庫町

堀の維持は必要であり、佐賀市の市報では毎年春の河川一斉清掃の日程を知らせ、地区ごとに河川清掃実施指導も行っていた。

その後、昭和 55 年（1980）に佐賀市水対策市民会議が発足すると、同会議が中心となって市民に呼びかけ河川清掃を実施するようになった。川干やごみくいは現在も

続けられており、春と秋の市民一斉河川清掃には毎年 9 万人以上の市民が参加している。

北山ダム（昭和 32 年完成）、川上頭首工（昭和 35 年完成）や幹線水路網が整備されると農業用水としての取水の心配はなくなったものの、排水・用水機能の維持はまだ必要であるため、川干やごみくいの河川清掃は現在も毎年続けられている。

当市はこのように堀や水路が多い水網都市であり、子どもたちの水難事故も多かった。水難事故は河童の仕業という話も伝わっており、このため水難防止のために河童の像を祀るなど河童にまつわる話も多く伝わっている。

■松原神社の河童

多布施川から分流して城下の飲料水を供給した松原川の傍に立つ松原神社には、河童像が祀られている。

松原神社の創建は安永元年（1772）であり、この河童像も同時期に造られたと伝えられている。像は、眉毛がつり上がり、口をへの字に結び、眼を大きく開き正面を見据えている。手足には 3 本指で大きな爪を刻み、頭には鉢巻をしめている。

松原神社の河童像

■北面天満宮の河童

城下町北西部の六座町に所在する北面天満宮の楼門の上に、河童の木像が祀られている。川に落ちて溺れている子どもをこの河童が飛び込み助け、それ以来、河童は楼門の上から下の流れを見下ろして番をするようになり、その後、川に落ち込む子どもがいなくなったという言い伝えが残されている。

北面天満宮の河童像

この河童像は、毛髪は巻毛を刻んでいる。両手を膝頭におき、顔面を突き出し、背中を伸ばし真下を凝視している。手足には 3 本指で大きな爪を刻み、褌をしめている。

北面天満宮は、天正 19 年（1591）に蛎久から遷座したといわれており、門の前の入口に立つ肥前鳥居には明暦 4 年（1658）の刻銘がある。

■宗眼寺の河童

宗眼寺は佐賀支藩蓮池鍋島家の菩提寺であり、初代蓮池藩主の鍋島直澄（なべしまなおずみ）の霊屋（たまや）

がある。

この河童像はこの霊屋の向拝の虹梁（こうりょう）の上におかれ棟木を支えている。この河童像は両足を立てて尻をおろした座像で、寄木造の彩色像で江戸時代の作である。眉毛は太く、閉じた口から２本の牙を出し、手足には大きな爪を刻み、褌をしめている。佐賀地方の風土が育んだ河童伝説に基づく遺物の代表的なものの一つとして民俗学的な価値も高く、佐賀市重要有形民俗文化財に指定されている。

宗眼寺の木造河童像
［市重要有形民俗文化財］

また、子どもを水難事故から守るため「ひゃーらんさん」まつりも継承されている。

「ひゃーらん」とは、佐賀の方言で「入らない」という意味で、水難事故から子どもたちを守るという風習は「水網都市」ならではの歴史的風致を醸し出している。

ひゃーらんさんまつりは、水位が増える前の春に行われているが、地域によって祭事の内容は異なる。

久保田町の龍宮社は、「ひゃーらんさん」と呼ばれており、水難を避けるために子どもたちを伴って参拝を行う。特に旧暦の３月の奇数日に参拝するとご利益があるといわれている。この龍宮社の「龍宮」と刻印された石祠の扉には、「享保 16 年（1731）３月如意再建」と刻まれていることから、龍宮社がそれ以前に創建されていたことがわかる。

龍宮社（ひゃーらんさん）
久保田町

『久保田町史（平成 14 年刊行)』には、「旧暦３月 13 日から１ヶ月間行われ近郷近在からの子ども連れの参拝人で賑っていた。石祠の前にはのぼりが立てられ、仮小屋で神札の頒布、駄菓子やラムネ、名物トコロテンなどの店が出て、掛け小屋の舞台で芝居やにわかなどが上演された。境内にはむしろを敷き、持ち寄ったご馳走をひろげ酒を酌みかわした。」とある。また、『わが村のすがた（昭和 26 年発行)』には、「現在でも子供の水難よけの神様としてヒャーランさんはお祭りの時期には大へん参拝者が多いようです。」とある。

龍宮社のひゃーらんさんまつりは、現在 4 月の第 3 日曜日に開催されている。子どもたちが菓子を石祠にお供えし「ひゃーらんごと（入らないように)」と念じ唱えながら石祠の周りを 3 回巡って、お供えした菓子をいただく行事であり、現在も継

石祠の回りを念じ唱えながら回る親子
龍宮社

承されている。

　また、川副町大詫間では、松枝神社や正傳寺に重箱を持って祈願する。重箱には貝類などの海産物、野菜類を詰めて参拝するが、野菜には必ず蕗を入れる。これには、子どもが水難に遭った時、神様が吹き上げてくださるようにとの願いが込められている。また、藁でつくった円座にきゅうり、なますや豆腐、こんにゃく、魚などのご馳走を乗せ、子どもが水難から逃れることができるよう願いを込めて、円座を堀や川に流している。これは水難事故が河童の仕業という言い伝えによるもので、河童の好物を流すことにより水難防止を願っているものである。

松枝神社

ひゃーらんさんまつりの円座
松原神社

円座に並ぶ河童の好物
松原神社

河童などに関わる寺社

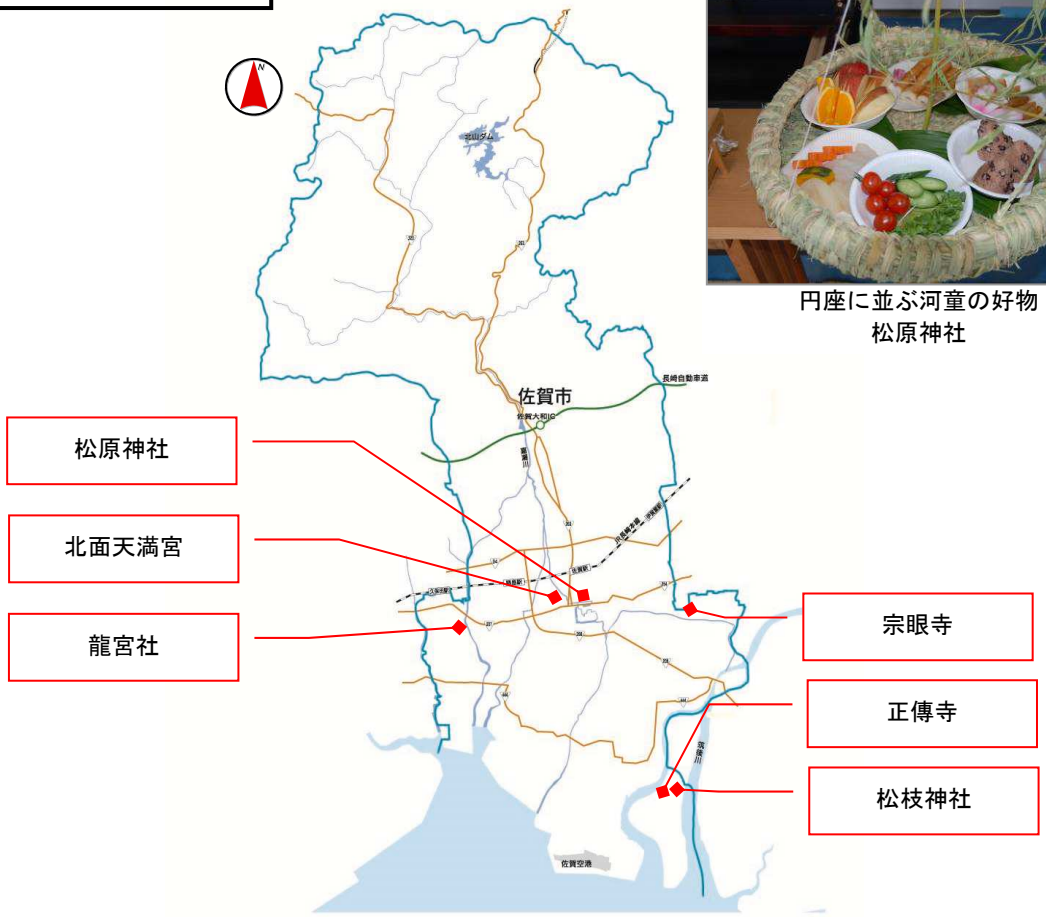

低平地である当市の城下町とその周辺は、水がもたらす恩恵とともに、水害という危険性を持ち合わせている。現在も水の恩恵を享受するため、また大雨による堀や川の氾濫を回避するために春と秋に行われる川干やごみくいと呼ばれている堀の維持活動は、自治会などを中心とした地域住民総出の活動である。

ひゃーらんさんまつり
東与賀町（昭和55年5月5日撮影）

また、水難事故から子どもたちを守るために行われているひゃーらんさんまつりも継承されており、これらは水網都市ならではの春の風物詩であり、この後、堀には満々とした水が蓄えられ、佐賀平野は田植えの季節を迎える。

6　祭事の継承から見える歴史的風致

■浮立

「5　堀文化の継承から見える歴史的風致」の項で記述したとおり、佐賀平野の農業用水の不足は、佐賀平野が抱える深刻な問題であり、江戸時代は特に顕著であった。それは、佐賀平野の北部に位置する脊振山地が 1,000m程度と低く広大な佐賀平野を潤すだけの集水面積がないため、農業用水の確保は張り巡らされた堀の水に頼るよりほかに手立てがなく、ひとたび干ばつが起これば堀の水位が下がり、このために生じる水不足は稲作に大きな影響を与えた。

米の生産は藩財政の根幹をなしており、凶作になれば藩の財政を大きく圧迫することを意味した。そのため、五穀豊穣を願う農民の祈願浮立に対しは、藩としても手厚く保護を行った。佐賀藩が明和 9 年（1772）に出した倹約令において、「踊り浮立以外の能・舞・操之類の停止」や「雨乞いの浮立には藩財政より費用を補助するのでその範囲内で行うこと」などの達しがあり、このことから、浮立は、遊芸ではなく、五穀豊穣を祈願する神事として佐賀藩が認めたものであり、佐賀藩からの財政的支援も受けていたことがわかる。

テンツキ（テンツク）
浮立玄蕃一流（掘江神社）
［市重要無形民俗文化財］

このような藩の保護もあって、当市には現在も多くの浮立が継承されている。

当市を中心として行われている浮立は、「テンツキ」または「テンツク」と呼ばれる三日月状の大きな紙張の前立を額に当て、腰にゴザをつけた者が、太鼓を打ちながら舞い踊るもので、天月舞・天衝舞・天竺舞などと呼ばれている「浮立玄蕃一流」である。

浮立玄蕃一流の起源は、掘江神社の社記によれば、「弘治 2 年（1556）5 月、雨乞いの祈願に同社神職の山本玄蕃が玄蕃一流の浮立を始めたが、その後各村の雨乞いには産土神の祭りにこれを献ずるようになった。」と伝えられている。

このほか、干ばつの際に行われる雨乞い浮立として、徐福伝説が残る金立神社で行われていたものがあり、次のような興行記録がある。

元文 2 年（1737）　金立社、稲佐社へ雨乞いの浮立興行
宝暦元年（1751）　金立社へ雨乞いの浮立興行
明和 8 年（1771）　金立社へ雨乞いの浮立興行

金立神社 上宮

佐賀市北部に位置する富士町の「市川の天衝舞浮立」は、佐賀に継承される浮立の中でも特に大きなテンツキを付けて激しく舞い踊る浮立であり、佐賀県重要無形民俗文化財に指定されている。

市川の天衝舞浮立

市川の天衝舞浮立の起源については、市川天衝舞浮立保存会がまとめた『市川のまつりー天衝舞浮立ー』（昭和 53 年 9 月 15 日発行）によると次のようにある。

昭和 47 年に富士町須田部落がまとめた『須田部落浮立由来記』には、明治 6 年（1873）の大干ばつの際に雨乞い浮立を思い立ち、市川の浮立人を招いて伝授を受けたことが、市川の指導者の名前とともに記されている。また、現存する最も古い市川の浮立鉦には、天保 10 年（1839）6 月と刻印されており、さらに市川浮立行事の最初に演じられる棒ツキャーの杖術の伝授絵巻の末尾には、元禄 8 年（1695）8 月吉日と記されている。このことから、市川の浮立の起源は少なくとも 200 年ないし 300 年以上と推定することが妥当ではなかろうかと、市川の天衝舞浮立の起源が紹介されている。

市川の天衝舞浮立は、三日月にかたどって雲龍を画いた直径１メートル余りのテンツキと呼ばれる大きな紙張りの前立を額に付け、腰の後にゴザを吊るした踊手が両手にバチをもって大太鼓を打ち、テンツキを振り回しながら囃子に合わせて激しく舞い踊る民俗芸能で、富士町の市川地区 6 集落の当番集落持ち回りで行われ、毎年 10 月に諏訪神社と西福寺（さいふくじ）へ奉納される。

諏訪神社

諏訪神社は、当社の口碑によると、信濃国諏訪の諏訪神社の分霊を請うて、当地に勧請した神社である。また、西福寺は、寛文 3 年（1663）に現在地に移され、吉祥山西福寺と号した。現在の社殿は、大正 14 年（1925）に改築されたものであり、正面の左右に２つの兎の鏝絵（こてえ）が描かれている。鏝絵は当市では珍しいものであり、当時の建築意匠を知ることができる貴重なものである。同寺には明応 6 年（1497）大内義興に攻められ、市川で自刃した少弐高経（しょうにたかつね）の位牌があることでも知られる。

吉祥山 西福寺と兎の鏝絵
（大正 14 年改築）

浮立の主役は、テンツクミャー（天衝舞）と呼ばれ、青年１名が行う。白の袖付き襦袢の上に肩をぬいて腰で着た黒紋付きの長衣姿で、たっつけ袴に白手甲をはめ、白

足袋にワラジを履く。頭と口元に白布を巻き、額にはテンツキを付け、腰裏にはゴザを付ける。

腰裏に吊るしたゴザは、伝承では舞を失敗した時、切腹の際に敷くためのものとも言われるが、『玄蕃一流奥傳巻』には、「大口狩衣着用之事」として、大口の代わりに藺筵（いむしろ）を腰に当てても良いと記してあることから、大口の代用とも考えられる。

奉納当日の午後 1 時頃、当番集落のスブソ（祭りの世話人）の家から諏訪神社へ向けて道行きを始める。道行きの行列の順序は、次のとおりである。

旗、高張提灯、バレン（長い青竹竿の先に松の枝とケイトウを差し、稲・大豆・キビ・アワなど根こぎの五穀を下げる）、傘鉾（６つの各集落から1 本ずつ、先頭の当番集落の傘鉾には、笈（おさ）をつける）、棒ツキャー（棒使い）、ホンバンウチャー（小謡）、笛、大太鼓、パンパコ（横もりゃーし）、テンツクミャー、鉦打ち、モリャーシ打ち、子どもの鉦打ち、銭太鼓、扇子舞、にわか連中と続く。総勢 100 名を越す行列である。

行列が諏訪神社の参道に近づくと、参道の下を流れる川の手洗い口に待機していた古老が、長い真竹の笹の先につけた円形のハライヌサ（祓幣）を清流の水に浸し、行列の人々に振り掛けて祓い清める。その後、一行は、しめ縄を低く下げ付けた鳥居の下をくぐって諏訪神社境内に入り、拝殿前の広場を右回りに 3 回まわり、所定の円陣の体制をつくる。ここで浮立は一時休止となり、棒ツキャー、やっこ踊り、にわかとそれぞれの演技が執り行われる。

にわかが終わると、休息していた浮立の出演者は、笛の音にあわせ一斉に立ち上がり演技に入る。

テンツクミャーは、太鼓のバチを持ち、左手を前に右手を後にして、小躍りしながら右回りに回ったり、あるいはテンツキを振り回しながら、激しく舞う。また、拝殿正面に端座をし、祓いの所

高張提灯、バレン、傘鉾

テンツクミャーとパンパコ

鉦打ち

モリャーシ打ち

銭太鼓と扇子舞

作をして、大きなテンツクが地面に付かないよう拝礼を行い、また立ち上がると太鼓を打つ。

テンツクミャーが大太鼓から離れている間は、副太鼓打ちが大太鼓を打ち続ける。ホンバンウチャーの最後の小謡をもって諏訪神社での奉納が終わる。

その後、諏訪神社から西福寺へ、囃子にあわせて行列は進み、西福寺境内でも浮立を奉納する。

西福寺を出た行列は、道行きをしながらスブソ（祭りの世話人）の家に戻る。

棒ツキャー

やっこ踊り

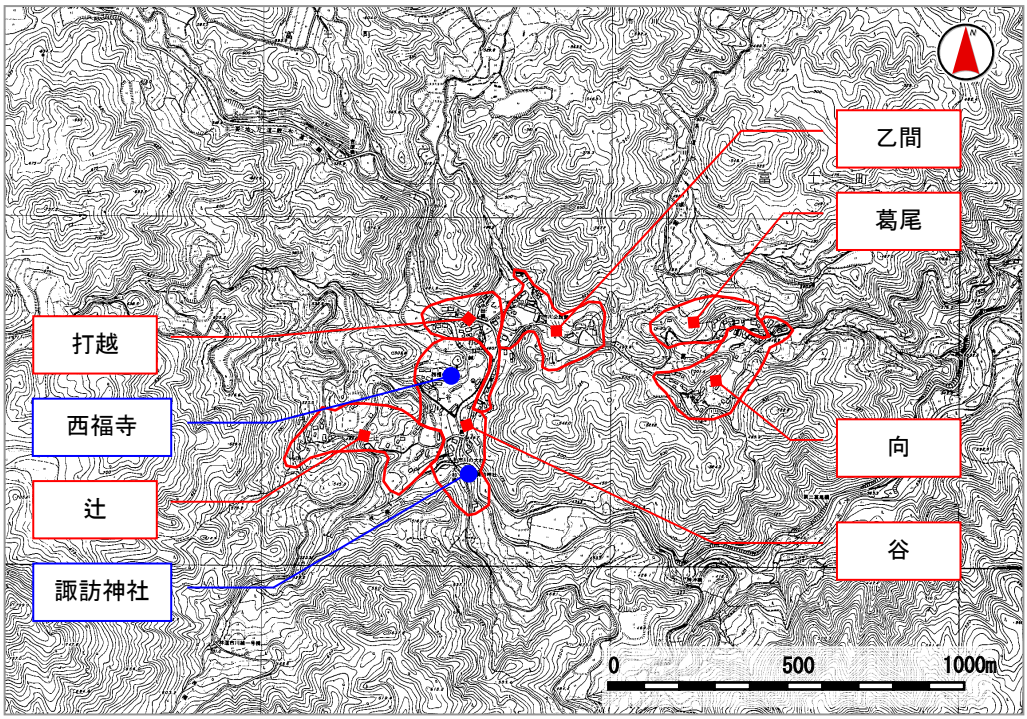

市川地区 6 集落（赤色）と奉納場所（青色）　［市川の天衝舞浮立］

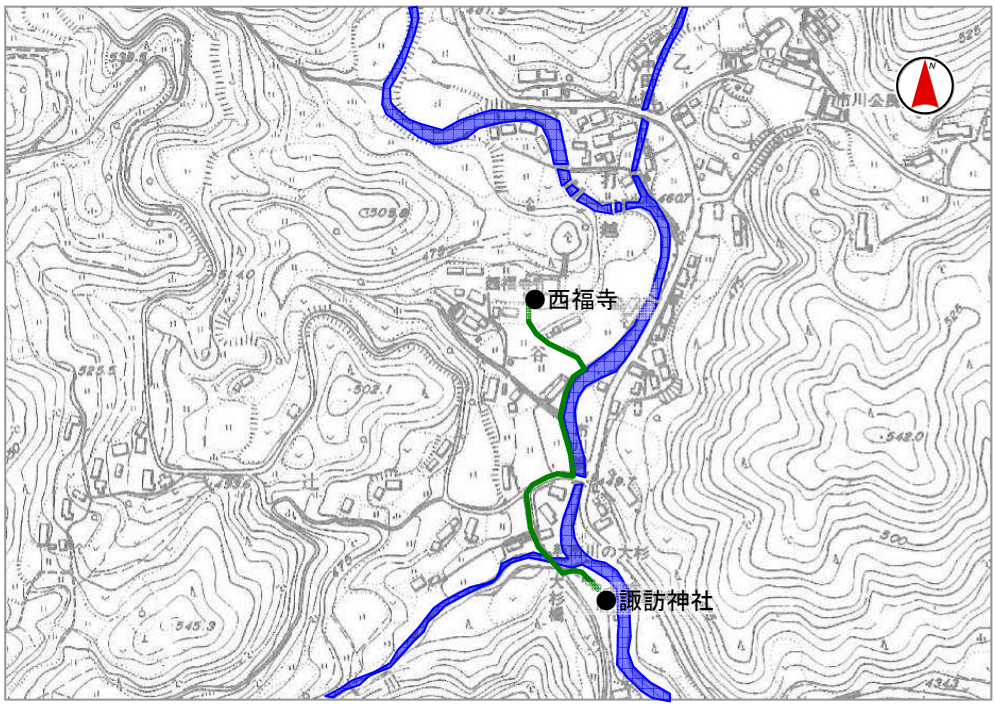

諏訪神社から西福寺への道行き　［市川の天衝舞浮立］

奉納の様子（諏訪神社）

西福寺への道行きの状況

佐賀平野は米どころである。米作りをはじめとした農業は、降雨や台風といった、現代においても人知では制御できない自然に大きく影響されるものであるため、農家の豊穣への祈りや自然への感謝の念は今でも強い。

佐賀藩が雨乞い行事として保護した浮立は、現在も多くの集落で継承されており、9 月から 10 月にかけての休日には、市内の何れかの集落や神社から鉦や太鼓の音が秋風にのって聞こえてくる。

浮立の奉納場所

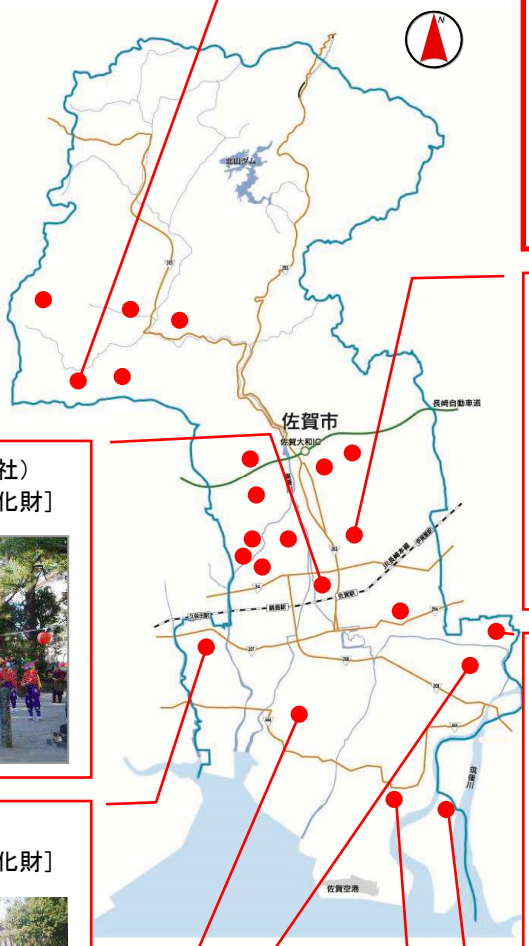

市川の天衝舞浮立
［佐賀県重要無形民俗文化財］

高木八幡ねじり浮立
［佐賀市重要無形民俗文化財］

小松の浮立
［佐賀市重要無形民俗文化財］

松枝神社奉納浮立
［佐賀市重要無形民俗文化財］

海童神社奉納浮立
［佐賀市重要無形民俗文化財］

太田の浮立
［佐賀市重要無形民俗文化財］

浮立玄蕃一流（掘江神社）
［佐賀市重要無形民俗文化財］

快万浮立
［佐賀市重要無形民俗文化財］

東与賀銭太鼓
［佐賀市重要無形民俗文化財］

■白鬚神社（しらひげじんじゃ）の田楽〔久保泉町〕

久保泉町の白鬚神社で行われている田楽は、農事の豊作を予祝する行事である。稚児田楽という種類のひとつで、演者の化粧にも特色があり、九州地方では珍しい田楽として、重要無形民俗文化財に指定されている。

白鬚神社　拝殿

白鬚神社は、明治35年に書かれた社伝によれば、敏達天皇4年（575）に鎮座したとされている。一方、『佐賀縣神社誌要』には、継体天皇18年（525）10月に近江からの移住者が近江国滋賀郡吹下村白鬚大明神の分霊を奉じた、とされている。いずれにせよ、これらの記録からは、白鬚神社の創建は6世紀中頃に遡る。本殿は、大永5年（1526）の建築で、切妻造屋根の前面が長く延びて向拝を成す流造、また身舎（もや）の丸柱には朱が塗られており、修理を行いながら今に伝わる。

白鬚神社　本殿

白鬚神社は、重要無形民俗文化財（平成12年12月27日指定）の指定説明によれば、「古代に近江の白鬚大明神の分霊を奉じて移住し、川久保の地を拓いた十九家により創建されたと伝えられている。この移住者たちは白鬚神社の周囲に家を構え、代々「○○丸」という名前を称した。これらの家は、「丸持（まるも）ちの家」と呼ばれ、地区の草分けとして高い誇りをもち、白鬚神社の祭を先祖祭とあわせて行い、「丸祭り」と呼んだ。白鬚神社の田楽は、長くこの丸祭りに付随して行われてきたといわれているが、現在は丸祭りとは切り離され、神社氏子総代を中心とする田楽保存会により執り行われている。」とある。

白鬚神社の二の鳥居
「時奏村田楽」と「享保十九甲寅年」
の文字を刻む

「時奏村田楽」を刻む

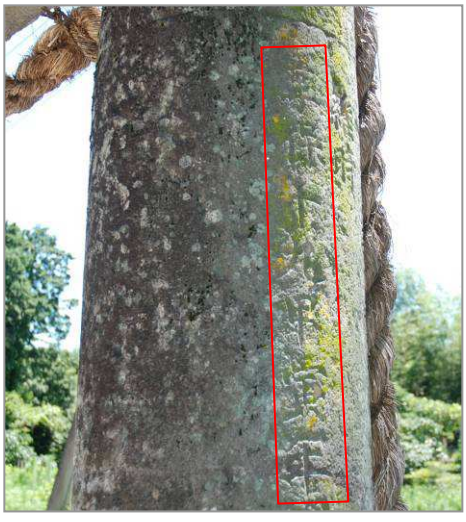
「享保十九甲寅年」（1734）と刻む

白鬚神社の田楽についての最も古い記録は、享保 19 年（1734）の造立銘を持つ白鬚神社の二の鳥居に刻まれた「時奏村田楽」という文字であるが、その起源は平安時代まで遡ると考えられている。

田楽は、毎年 10 月 18 日、19 日に行われる白鬚神社の秋季大祭に奉納されるが、その前に田楽の演者を決める行事がある。

まず、10 月 1 日に川久保地区の 9 集落から、笛担当以外のそれぞれの役に見合う年齢層の候補者名を書いた和紙が白鬚神社に寄せられる。その和紙は三宝にのせて神前に供えられ、祓いがなされる際に、宮司が持つ御幣に和紙が自然と吸い付いて上がり、スッテンテンとハナカタメ各 1 名、ササラツキ４名、カケウチ２名の計 8 名が選ばれるのである。笛の奏者は半世襲制である。そして、10 月 11 日から本番に向けた稽古が始まる。

田楽の演者を選ぶ御幣

左：スッテンテン　右：ハナカタメ

10 月 18 日の早朝、田楽衆と付添（つきそい）は、白鬚神社の西側を流れる巨勢川で体を清める。18 日と 19 日の両日は、魚肉を取らず、精進を旨とする。

田楽奉納の当日は、次のとおり執り行われる。

田楽衆は、白鬚神社近くの公民館で体制を整え、神社の参道を進む。二の鳥居（石の鳥居）の前で再度行列を整え、鳥居をくぐり、三の鳥居（木の鳥居）へ向かう。

カケウチ、ササラツキ
ニの鳥居

二の鳥居から三の鳥居までが道行きである。その行列は、スッテンテンとハナカタメが付添の肩車に乗って並んで先頭に立ち、その後、カケウチ、ササラツキ、笛と続く。この間、カケウチとササラツキは高下駄をはき、ササラツキは竹杖をつく。

三の鳥居の手前に着いたところで、高下駄から草履に履き替えて三の鳥居をくぐる。ここから、田楽の曲目が始まる。

三の鳥居前で太鼓を打つ「カケウチ」

三の鳥居に入ると、カケウチ２名が相対し、笛・太鼓・ビンザサラの囃子にあわせて活発な踊りを行い、時折「オハー」という掛声が入る。

その後、カケウチが社殿前に青竹で作られた玉垣の内に入る。玉垣は、二間半に三間の広さで、垣内にはゴザが敷かれる。これに続いて田楽衆一同も垣内に入り、所定

の場所に着き、１時間半にわたる田楽が演じられる。

演奏される曲目には一応の名称が伝えられてはいるものの、緩やかな速度の一連の長曲であり、切れ目がない。時折、カケウチの「オハー」という掛声とやや活発な踊りが加わって変化を添えるが、緩やかな所作が長く続く。

白鬚神社での奉納は 2 日間行われるが、初日の 18 日だけは、その後、勝宿神社へ向かい、同境内でも奉納が行われる。

勝宿神社は、文政 3 年（1820）の創建であり、神代勝利を祀る神社である。

神代勝利は、武勇にすぐれ、神埼・佐賀・小城の山内を領し、龍造寺氏と対抗した。一時は、龍造寺氏を筑後に追い、その勢力は佐賀平野から筑前の一部まで及んだが、その後、龍造寺隆信に追われ富士町畑瀬で病死した。その子長良の代になると鍋島家と婚姻関係を結び、佐賀藩の宿老として明治維新にいたるまで、川久保一帯を支配した。

勾欄の親柱に天保 6 年（1835）の刻銘を持つ神社後方の本殿は佐賀市重要文化財に指定されている。この本殿は、一間社造の小規模建築であるが、その木彫技法の巧緻さはすばらしく、広い重量感のある反り屋根と斗栱に支えられた廻り縁との見事な調和など、山の緑を背にしたその姿は美しく、江戸時代後期の数少ない遺構として貴重である。

この勝宿神社への道行きの途中で、「カケウチ」の笠に挿されていた「花」が、二の鳥居手前で宮司らの手により抜き取られ、各家の玄関に挿されていく。

ビンザサラを奏でるササラツキ

左：扇で鼓を打つスッテンテン
右：扇で造花の柄を打つハナカタメ

勝宿神社

勝宿神社　本殿
［佐賀市重要文化財］

「カケウチ」の笠に挿された「花」
二の鳥居の手前

玄関に挿される「花」

また､19 日朝の田楽奉納の前には､近江から移住した 19 の丸を引き継ぐ者により、丸祭りという私祭が行われる。現在、参加者は 5 軒程度になってはいるが、今でも行われている。

この祭りは、竹で組まれた籠にわらを格子状に組み、その上に和紙を敷き、供え物として日型餅、月型餅、栗、みかん、みょうたん柿、ごっくうさん（餅米を蒸して円錐状に盛ったもの）を置き、同時に御幣、花米と御酒を神殿に奉げ、昔ながらの方法でお祈りを行うものである。

神事後には、直会として、煮た里芋・蒟蒻・結び昆布、煎り大豆、はり生姜を御酒とともにいただく。

丸祭り

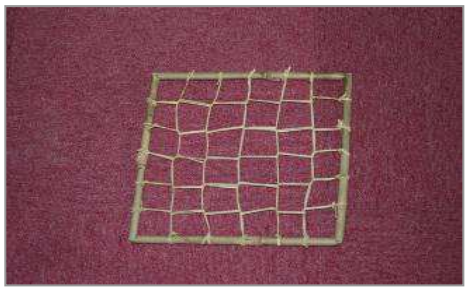

丸祭りで使用する竹の籠

お供え物

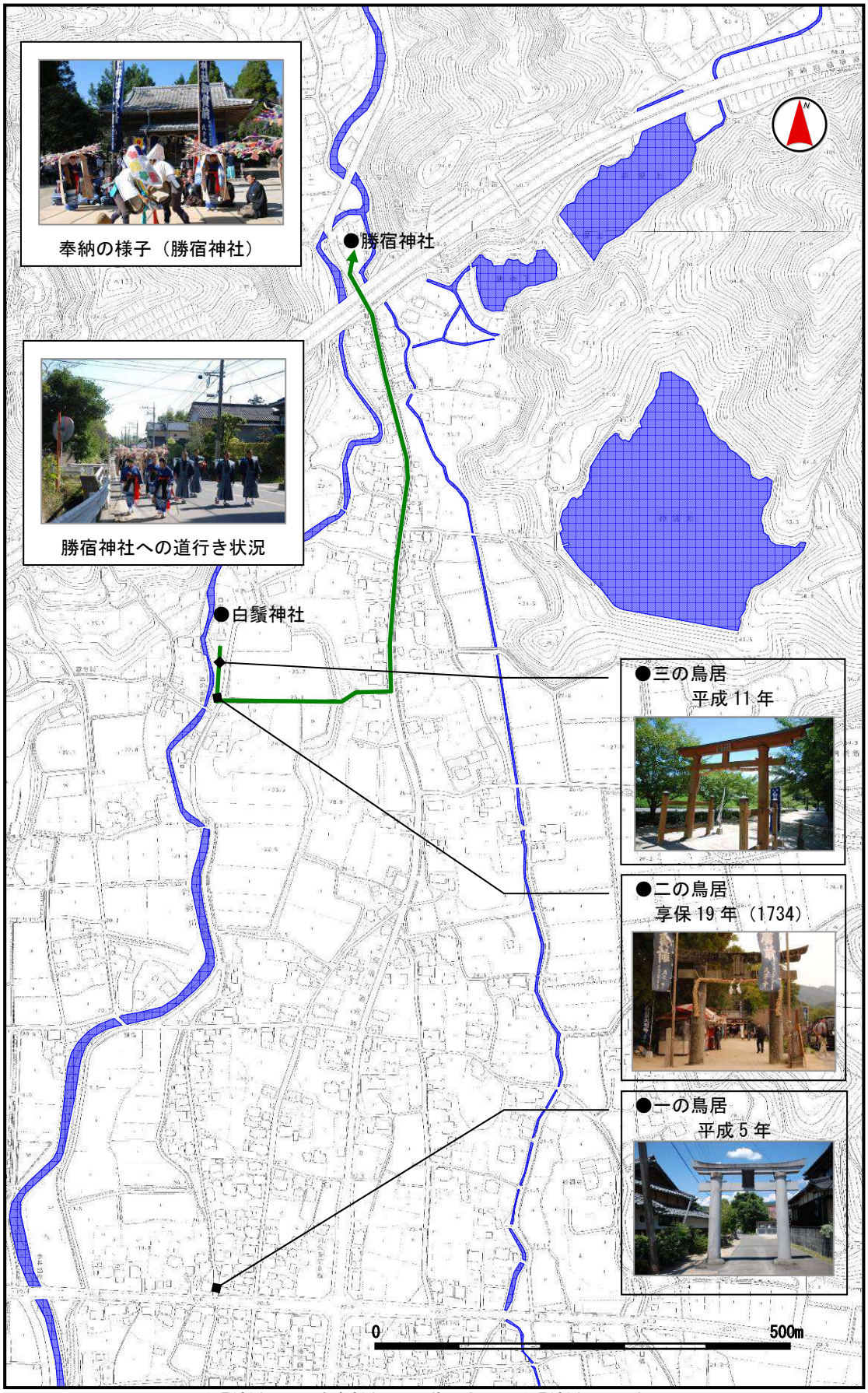

白鬚神社から勝宿神社への道行き　［白鬚神社の田楽］

毎年 10 月 18 日、19 日に行われる白鬚神社の田楽は、農事の豊作を予祝する行事であり、農家の豊穣への祈りや自然への感謝の念が込められた祭事である。

ここ川久保の集落の行事として現在も継承されており、笛の音にあわせた緩やかな所作が長々と続く中、カケウチが時々発する「オハー」という独特の掛声とササラツキが奏でるビンササラの「シャラ、シャラ」という音が晩秋の山々に響きわたる。

■見島のカセドリ〔蓮池町〕

蓮池町の見島のカセドリは、佐賀藩支藩である蓮池藩の見島地区で行われる小正月の行事である。笠を被り、藁蓑（わらみの）をまとった「カセドリ」と呼ばれる青年２名が、夜間に地区の家々を順番に訪れ、各戸に勢いよく走り込み、先を細く割った青竹を無言で激しく畳や床に打ち鳴らして悪霊を祓い、その年の家内安全や五穀豊穣を祈願する行事であり、重要無形民俗文化財に指定されている。平成 30 年 11 月には、見島のカセドリを含む 10 件が「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

見島のカセドリ

見島のカセドリの起源について、重要無形民俗文化財（平成 15 年 2 月 20 日指定）の指定説明には、「蓮池一帯は、かつては有明海の干拓地であったが、寛永 16 年（1639）に佐賀藩の三支藩の一つである蓮池藩が成立し、初代藩主である鍋島直澄（なおすみ）によって蓮池城が整備されたのに伴って開墾が進められ、城下町として栄えるようになった。しかし、当時は井戸水に海水が混じり、夏になると疫病が絶えなかったことから、藩主の直澄が紀州の熊野三所権現を勧請して熊野権現社を建立し、当地の鎮守として祀ったところ疫病が途絶えたという。そして、これを機に、より一層の加護を祈念して始められたのが、このカセドリ行事であると伝えられている。」とある。

この熊野権現社は、その後も地域の守り神として地域の人々の手によって受け継がれ、今も変わらず同じ位置に祀られている。また、カセドリが回る集落内の約 20 戸の住宅の位置もほとんど変わっていない。

このカセドリ行事は、県内には他に伝承地がなく、ここ熊野権現社のみで行われており、民俗行事として価値が高いものである。

郷土 0971 神埼郡図（部分）　明治前期
佐賀県立図書館 蔵

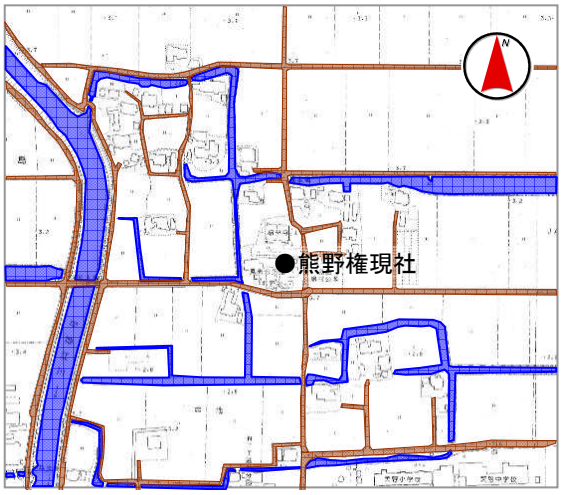

熊野権現社と見島集落　現在

0　500m

見島のカセドリは、毎年旧暦１月 14 日に行われていたが、現在は、２月 14 日に近い第２土曜日の夜に行われている。熊野権現社の神殿には、「奉再興　熊野権現　貞享五辰（1688）九月吉日」と大工の名前が記載されている厨子があり、その中に祭神が祀られている。

厨子の中の祭神

見島のカセドリは、見島地区の「加勢鳥保存会」によって今に伝承されており、カセドリは、神の使いとされる雌雄つがいの鳥である。

その装束は、雌雄とも藁蓑を身に付け、頭には目と鼻と口だけを出して白手拭いを巻き、その上から笠を被り、手足には手甲（てこう）、脚絆（きゃはん）と黒足袋を付ける。そして、直径７～８センチ、長さ２メートルほどの青竹を手に持つ。この青竹は、下半分を縦に細かく割り裂き、その上部に縄を２箇所巻き付けて握る部分を作ったもので、たたきつけるとガシャ、ガシャという音が鳴るようになっている。

このカセドリ役の２名のほかには、夜道の先頭を歩き一行を先導する役目の「提灯持ち」２名、「天狗持ち（赤天狗・青天狗）」各１名、「御幣持ち」１名、訪問した各家から貰い受ける祝儀やそのお礼に渡す大福帳を入れておく籠を棒に渡して担って運ぶ役目の「籠担い」２名、そして謡３名がいる。

行事当日の見島のカセドリは、次のとおり執り行われる。

熊野権現社の鳥居から勢いよく
拝殿に走り込むカセドリ

カセドリ役の２名は、熊野権現社の鳥居の外に待機し拝殿内での準備が整うのを待つ。提灯持ちの合図で、まず雄のカセドリが、続いて雌のカセドリが、青竹の先を地面に擦りつけながら神前目指して小走りし、敷居に足をかけることなく拝殿内に飛び込む。そして、顔を伏せて屈んだ姿勢をとると、青竹を拝殿の畳の上に小刻みに激しく打ち付けて鳴らす。このガシャ、ガシャと鳴る音は、鳥が飛び立つときの羽音を表現しているとも、またこの音で悪霊を退散させるともいわれている。

神前で青竹を打ち鳴らす
カセドリ

途中、雄から雌の順番に御神酒をいただくが、その間も青竹を打ち鳴らし続ける。謡の間だけは青竹を打ち鳴らすのを停める。その後、提灯持ちの合図で、拝殿から出たカセドリは、拝殿の周りを反時計回りに３周回り、再び拝殿に飛び込み、青竹を打ち鳴らす。

熊野権現社での一連の儀礼が終了すると、地区内の各家を訪問するため、提灯持ち、

カセドリ、天狗持ち、御幣持ち、籠担いの順で行列をつくって神社を出発する。

見島地区には氏子の家 20 数戸があり、一年交代で東回り、西回りで家々を訪問する順番が決まっている。カセドリは、この道中、青竹を地面に引きずって音を立てながら暗い夜道を歩き、その間は無言で通す。そして、敷地内に入ると、提灯持ちが家人に挨拶に行き、カセドリの到着を伝える。家での用意が整うと、提灯持ちの合図をきっかけに、カセドリの雄、雌の順で、青竹を地面に擦り付けながら家内に勢いよく走り込む。かつては、土間から座敷に上がり込むことが多かったが、近年は玄関から飛び込んで、コザなどを敷いた上がり口で、激しく青竹を打ち鳴らして悪霊を退散させる所作を行う。迫力のあるその音に驚いて、他の部屋に逃げ込む子どもや泣き出す幼児もいる。

青竹が打ち鳴らされている途中で、家の者は酒や茶を振る舞い、カセドリは顔を伏せたままの姿勢で接待に応じる。一人が酒や茶を飲む間は、もう一人が青竹を打ち鳴らし続ける。この際に「カセドリ」の顔を見た者は幸運を授かるといわれ、顔を上げさせるために底の深い酒器を用意する家もある。

そして、最後に一層激しく打ち鳴らしながら一気に屋外へ走り去る。各家では提灯持ちにご祝儀を、籠担いには菓子や飲み物を渡す。提灯持ちは、その返礼として大福帳を渡し、お礼口上を述べて次の家へと移ってゆく。

こうして約 20 戸の全ての家々の訪問が終わると熊野権現社に戻り、出発時と同じようにカセドリは鳥居の外で待機し、提灯持ちの合図で神前の前に勢いよく飛び込み、青竹を打ち鳴らし、提灯持ちの合図で停止する。これをもって祭事は終了となる。

見島のカセドリの日は、親類縁者が集まり宴を催しながら、カセドリの訪れを待っている家もあ

提灯持ちを先頭に集落を回るカセドリ

籠担い

各家の玄関で青竹を打ち鳴らす
カセドリ

カセドリの顔を覗き込む子どもたち

大福帳を渡す提灯持ち

り、地区の住民に深く根付いた小正月の伝統行事である。

祝福を与えるガチャ、ガチャという青竹を打ち付ける音とカセドリの到来を知らせる青竹を引きずるザッザーという音は、小正月の静かな見島地区に深夜まで響きわたる。

大福帳
大福帳の裏は、七福神と書かれている

カセドリを先導する提灯の二つの灯

青竹を引きずり、集落内の家屋を回るカセドリ

■三重の獅子舞〔諸富町〕

三重の獅子舞は、諸富町（もろどみちょう）の新北神社（にきたじんじゃ）の秋の例大祭で行われ、佐賀県重要無形民俗文化財に指定されている。

この獅子舞が奉納される新北神社は、用明天皇の頃（6 世紀後半）の創建で、嵯峨天皇の頃（9 世紀前半）に再建したとされる。

また、秦の始皇帝の命により不老不死の仙薬を求めて日本に来たという徐福が、中国から持参した「ビャクシン」の種をここ新北神社に植えたという伝説が伝わっている。現在、境内にそびえる「ビャクシン」は樹齢 2200 年といわれ、天に昇る龍のように身を躍らせるように立つ新北神社の御神木であり、佐賀県天然記念物に指定されている。

新北神社

本殿にもっとも近い鳥居は、慶長 13 年（1608）に佐賀藩藩祖鍋島直茂が建立した肥前鳥居であり、佐賀市重要文化財に指定されている。肥前鳥居は、笠木・島木・貫・柱がそれぞれ原則として各 3 本継で構成され、これが一体となって鳥居を形づくっているもので、この肥前鳥居もその特徴を有している。

ビャクシン（新北神社）
［県天然記念物］

三重の獅子舞の起源については、佐賀県重要無形民俗文化財指定書（昭和 39 年 5 月 23 日指定）によれば、「600 年前越後国から肥前の蓮池に伝わり、江戸時代に鍋島氏が川副郷三重の川副代官に伝授させたものであると伝えられている。」とある。

以前は、毎年 10 月 19 日、為重（3 地区）、徳富（4 地区）、寺井（4 地区）、搦（2 地区）の順番に「お下り」地区をまわし、氏子の手によって新北神社に奉納されていたが、近年は 10 月 19 日に近い日曜日に開催されている。

肥前鳥居（新北神社）
［市重要文化財］

獅子舞奉納者は、囃子方として、裃・白足袋・草履姿のドラ（太鼓）2 名、裃・笠姿の笛 8 名、演技者として、頭に鉢巻・紺の着物と獅子の色に合わせた奴袴（ぬばかま）にタスキがけ姿の獅子めずり（獅子童）2 名、黒の法被とパッチ・黄色の腰帯姿の獅子使い（雌雄各 10 名程度）で、その外世話人 30 名程度がつく。

三重の獅子舞

和紙の重ね張りの上に漆をかけた赤褐色と青緑色

の雌雄２頭の獅子が、獅子頭を振りながら前後に動き、各々ひら舞から二段継ぎ、三段継ぎと次第にせりあがっていく曲芸的な所作をもつのが特徴で、国内で伝承される獅子舞では特異な民俗芸能である。

祭りの早朝、新北神社に獅子舞奉納者は集まり、午前７時から獅子舞の奉納が始まる。

獅子舞の演目は次のとおりである。

・ひら舞（頭としっぽに各１名）
　獅子は鋭く頭を外・内に振りながら、上下左右に動き、眼光鋭い獅子が周囲を威嚇する。

・二段継ぎ（ひら舞に１名を加え３名）
　「頭使い」を肩車し、獅子は頭を左右に振り、頭を上下する。獅子が立ち上がり更に相手を威嚇する。

・三段継ぎ（前立ちと三段目を入れ５名）
　二段継ぎを更に三段目が肩車して舞う。獅子舞最高の見せ場であり、獅子は急調子となり、百獣王が雄叫びする状態をあらわす。

・かぶり（２名入り）
　正面のめずり（獅子童）に向かって雄雌相互に飛び跳ねる。舞い遊ぶ所作をあらわす。

・蚤取り（２名）
　頭を振り、円を描きながら回る。雄獅子の誘いに雌獅子が逃げ、これを追う。やがて雄獅子の雄叫びに雌獅子が従い、元の位置に戻り眠る。雄雌一対の夫婦獅子が仲睦まじく戯れ遊ぶ姿をあらわす。

・めずり
　青・赤各１名の童（獅子童）が登場し、獅子の前でめすり竹を持ち舞踊り、獅子を夢より開放する。霊獣である獅子を童が慰め、威嚇し、獅子を従わせ、獅子の霊力を呼び込む所作をあらわす。

以上の舞が終わると、新北神社を発ち、四の鳥居、三の鳥居を通り、その年の「お下り」地区の「下の宮」まで、「獅子」、「神輿」の順で道行きを行う。

道行きの途中に「お下り」地区の２～３箇所の「お旅所」に止まる。「お旅所」に着く際には、ドラ（太

獅子を操る「獅子めずり」

「三段継ぎ」

めずり竹で威嚇するめずりと獅子

新北神社を発つ神輿

二の鳥居をくぐる道行き
新北神社参道

鼓)・笛の囃子にあわせ、獅子が頭を振りながら入っていく。また、「お旅所」では簡易な二段継ぎまでの獅子舞を奉納する。「お旅所」を発つ時も同様に、囃子にあわせ頭を振りながら獅子は次の「お旅所」へ向かう。

下の宮での神事

正午前に「下の宮」に到着し、獅子舞の奉納を行う。ひと時の休憩の後、特別崇敬者 30 件程の家々を回り獅子舞を奉納する。

午後 3 時頃、獅子舞を奉納し、その後「下の宮」を発ち、新北神社への「お上り」に伴う道行きを行う。「お上り」は、「お下り」地区に関係なく、一の鳥居から順に新北神社まで進む。

午後 5 時頃、新北神社に着き、御神体を本殿にお移しする神事の後、再度獅子舞を奉納し、祭りを終わる。

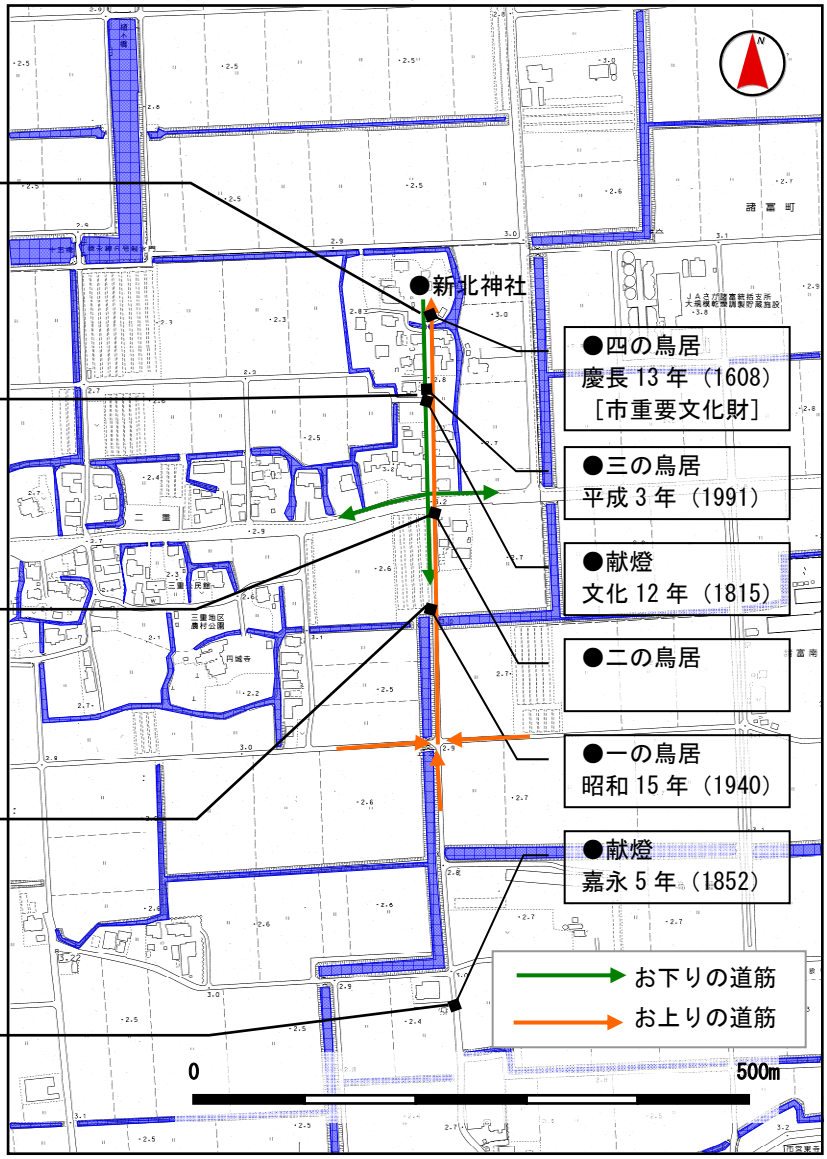

新北神社の参道　［三重の獅子舞］
参道上の建造物の位置と道行き図

獅子舞
奉納場所

蓮池の獅子舞
（八坂神社）

三重の獅子舞
（新北神社）
［佐賀県重要無形民俗文化財］

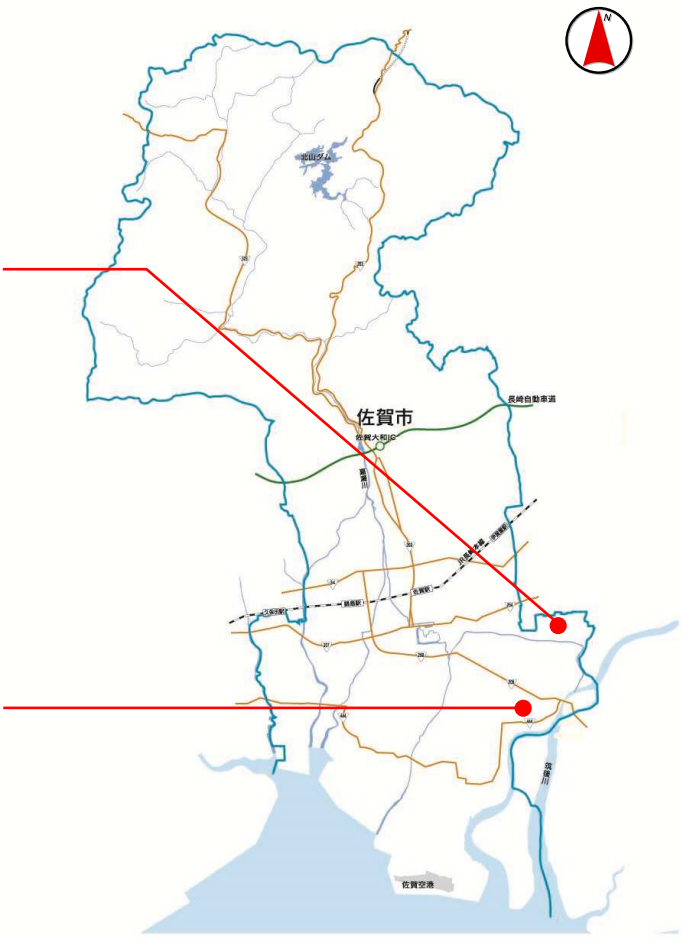

ここ新北神社の「三重の獅子舞」の祭事は秋に行われる。毎年、祭りの当番地区では、夏になり「獅子めずり」役の子どもたちの練習がはじまると、ドラや笛の音が聞こえはじめる。９月になると新北神社境内に場所を移し、また獅子も加わり、本番さながらの練習がはじまる。この頃には、ドラや笛の演者もいっそう力強い音を奏で、祭り本番まで練習は続く。

この祭りは、五穀豊穣や無病息災などを祈るものとして、広大な佐賀平野の中に位置するこの地区の祭事として継承されている。祭りが終われば、稲を刈り取られた佐賀平野は晩秋を迎える。

第 3 章　歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

1　歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用及びその周辺景観に関する課題

佐賀市歴史民俗館として活用している市重要文化財の 5 棟をはじめ、歴史的建造物が多く立地している柳町以外にも、市内には、武家屋敷、町家、寺社などの歴史的建造物が点在している。

しかし、この歴史的建造物に居住していない子ども世代に所有権が引き継がれると、使用されることなく除却されたり、また建造物に対する十分な維持管理が行われないために老朽化や損傷が著しくなったりしている。

さらに維持修理は行われていても本来有してきた歴史的な趣を損ねた改修をされているものも多く見られ、まちなみの統一感が失われつつある。

また、歴史や伝統を反映した人々の活動の場となっている歴史的建造物については、十分な活用が図られていない。

特に、歴史的建造物が多く残る柳町は、当市の観光拠点であるが、イベント開催時以外の時期に観光客が訪れておらず、活用も含めたまちなみの形成が課題である。

一方、国の登録有形文化財である徴古館は、佐賀藩鍋島家伝来の宝物を所蔵・展示する登録博物館であり、当市の歴史を語る上で重要な役割を果たす施設である。しかし、徴古館は周囲を建造物で囲まれており、場所がわかりにくく、市民や観光客にとって訪れやすい環境となっていない。

当市では、歴史的建造物などを「環境遺産」として位置付け、主に長崎街道沿いの建造物について、昭和 63 年度から平成 5 年度にかけて調査を行い、家屋内部調査 82 棟を含む 286 棟の歴史的建造物の存在を把握した。その後、平成 21 年度の「環境遺産」の追跡調査では既に 56%（161 棟）の歴史的建造物が取り壊されており、歴史的建造物の滅失が進んでいる。

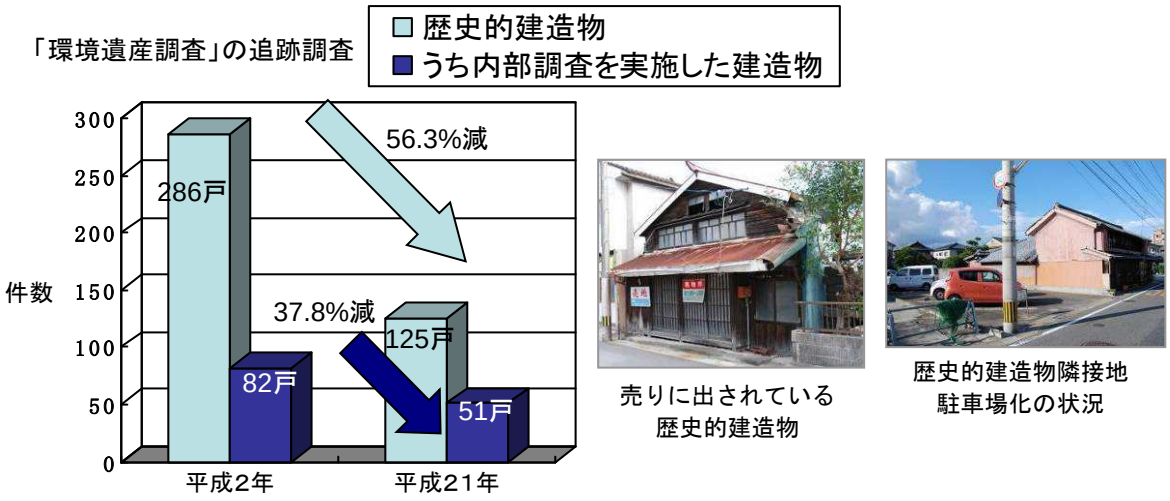

売りに出されている
歴史的建造物

歴史的建造物隣接地
駐車場化の状況

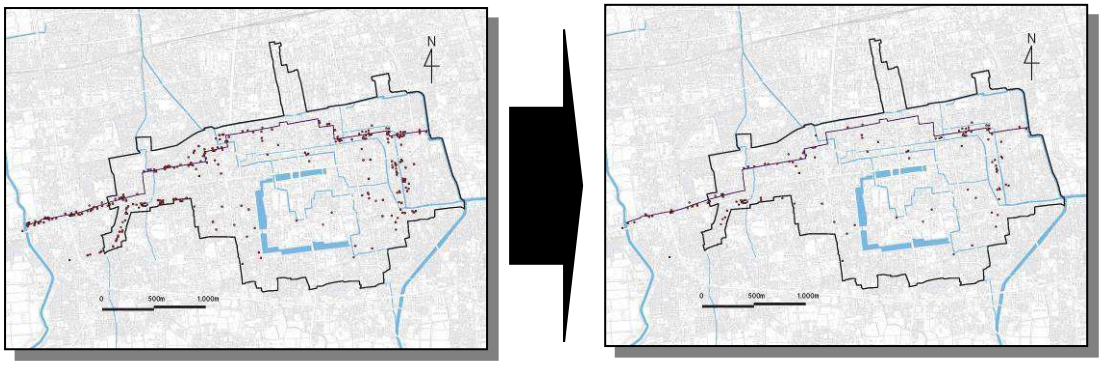

▲161 棟

歴史的建造物の現況調査による滅失状況（平成 21 年 10 月 歴史まちづくり課調査）

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化に関する課題

高齢化や人口減少に伴い地域に伝わる祭礼などに関わる人が減少し、平成 21 年には 100 年以上の歴史がある今宿町の精霊流しが高齢化と人手不足で中止となった。このように地域の祭礼などが中止となったり、お宮や祠、石塔などの維持が困難になったりするなど、地域固有の歴史文化が失われるおそれが現実のものとなってきている。

中止となった今宿町精霊流し

また、藩政時代以来の貴重な有形の歴史資産とともに、伝統文化や伝統技術は、当市の歴史的風致に厚みと奥行きを感じさせる重要な要素であるが、その後継者が不足している。

無形文化財については市の広報紙で祭事日程を知らせたり、埋蔵文化財については、発掘調査の現地報告会や考古展を開催したりするなど、文化財に対する市民啓発を実施してきたが、市民の文化財に対する意識もまだ高いとはいえない状態である。

また、文化財の保護と活用に対する市民の意識を高めていくための啓発に必要となる合併後の新市の指定文化財の概要をまとめた要覧も作成していない。

(3) 道路及びその周辺環境に関する課題

城下町には、国をはじめ県・市の指定文化財、史跡、天然記念物や登録文化財、また文化財に未指定であるが歴史的な価値を有する建造物が点在している。

長崎街道（八戸町）

また、当市の歴史や歴史資産を伝える展示施設には、佐賀城公園内にある佐賀藩の幕末・維新期を紹介する佐賀県立佐賀城本丸歴史館、松原公園内にある鍋島家伝来の国宝を含む歴史資料を所蔵・展示している徴古館、史跡である大隈重信旧宅の隣地に建ち大隈重信を紹介する大隈重信記念館がある。

しかしながら、これら歴史的建造物や展示施設を快適にわかりやすく回遊するための歩行者や自転車による周遊ネットワークが形成されておらず、休息の場である緑地や夏の暑い日差しを遮る木陰も少ない。

また、長崎街道は、佐賀城に近づくにつれ北に遠く離れるように折れ曲がっている上に、一部区間が都市計画道路や開発などにより分断されている場所もあり、道筋がわかりにくいという課題がある。また、長崎街道沿いのファサードに統一感がなく、歴史的な趣を感じられにくくなっている。

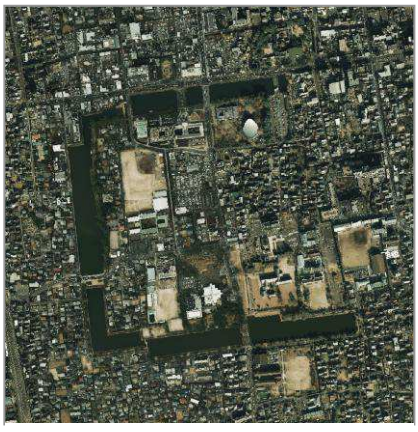

東堀が埋められた佐賀城跡

(4) 水路及びその周辺環境に関する課題

当市の重要な歴史的風致を形成する佐賀城の内堀は、昭和初期に東堀が埋められたため、堀で囲まれていたという城内らしさが感じられない。特に東から城内に入る場合、どこからが城内か気付くことができない。

一方、水汲み場として使われた宅地内の「棚路」は、家屋の増築や再築の際に撤

去されたり、埋められたりしているものも多い。これは堀の水質悪化と水量不足が要因のひとつと考えられる。水質については、公共下水道などの整備により改善したが、堀の川底が見えている場所も多く、水量不足は改善されていない。

また、町割が藩政時代からほとんど改変されることがなかったため、堀を跨ぐ道路部分には石橋が多く残っている。しかし、これら石橋は老朽化によりコンクリート橋に架け替えられている。また道路のかさ上げにより、石橋の上にアスファルトが重ねられ、一見して、石橋と気付かない橋も多くある。

さらに、堀の埋立てや暗渠化、建物による占用により、堀の存在そのものが見えないところも多く、城下町としての風情を感じることができない。

埋められた棚路

アスファルトで橋面が覆われている長崎街道の思案橋

使われている棚路

思案橋の側面

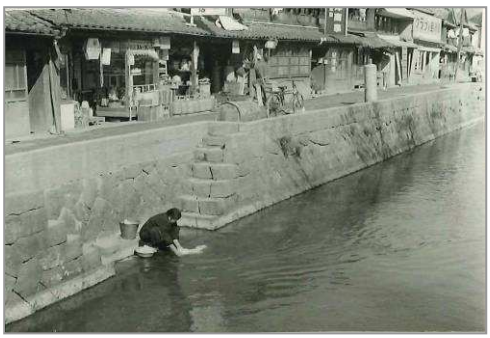

多布施川
佐賀県護国神社北側（多布施一丁目）
昭和 39 年撮影

2　上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

① 第一次佐賀市総合計画【平成 23 年 3 月改訂　平成 19 年～平成 26 年】

平成 17 年に 1 市 3 町 1 村による新設合併により新佐賀市が誕生し、その 2 年後の平成 19 年に南部 3 町を合併して、現在の佐賀市となった。

このため第一次総合計画を平成 19 年 3 月に策定、2 度目の合併後の平成 21 年 2 月に合併改訂版を策定、そして、平成 23 年 3 月に中間見直しを行っている。

この第一次総合計画では「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまちさが』」を目指すべき将来都市像とし、施策展開の基本方向の一つとして「佐賀藩の時代を中心に築かれたまちなみや歴史的建造物を生かし、歴史や文化に根ざしたまちなみや景観の形成を図るとともに、水網都市といわれる所以である水路やクリークを生かして、都市施設とみどりや水が共存する景観づくりに取り組みます。」と位置付けている。

② 佐賀市都市計画マスタープラン【平成 22 年 3 月改訂　目標年次 概ね 20 年後】

平成 17 年の新設合併に伴い、平成 19 年 3 月に新市の佐賀市都市計画マスタープランを作成した。その後、平成 19 年の南部 3 町の合併に伴い、南部 3 町の土地利用方針を定め、南部 3 町の都市計画区域の設定を行うために、平成 22 年 3 月に佐賀市都市計画マスタープランの改訂を行った。

都市計画マスタープランにおけるテーマを「安心と快適性を後世へと受け継ぐまち　さが」とし、6 つの方針を定めた。その一つに「美しい景観形成の方針」を掲げ、「佐賀城周辺の城下町として面影、昔ながらの町割を残す長崎街道を始めとする各地に点在する歴史・文化資源を活かしながら、風格と魅力あるまちなみを形成していきます。」と位置付けている。

③ 佐賀市景観計画【平成 23 年度変更】

当市は、平成 4 年度に佐賀市都市景観条例を制定し、平成 7 年度には市全域を対象に一定の規模を超える建築物などを建築する際の事前届出制度である「大規模建築物等の届出制度」を実施している。また、重点的に景観形成を図る地区として、平成 11 年度に「長崎街道・柳町都市景観形成地区」、平成 14 年度に「城内都市景観形成地区」を指定し、地区内の届出制度や助成制度により良好な景観形成の誘導を実施している。

平成 17 年度には、景観法に基づく景観行政団体となり、平成 18 年度に景観計画を策定した。平成 17 年及び平成 19 年の 2 度の合併により山から海までつながる市域となり、市全域にわたって魅力ある本市固有の景観が見られるようになった。

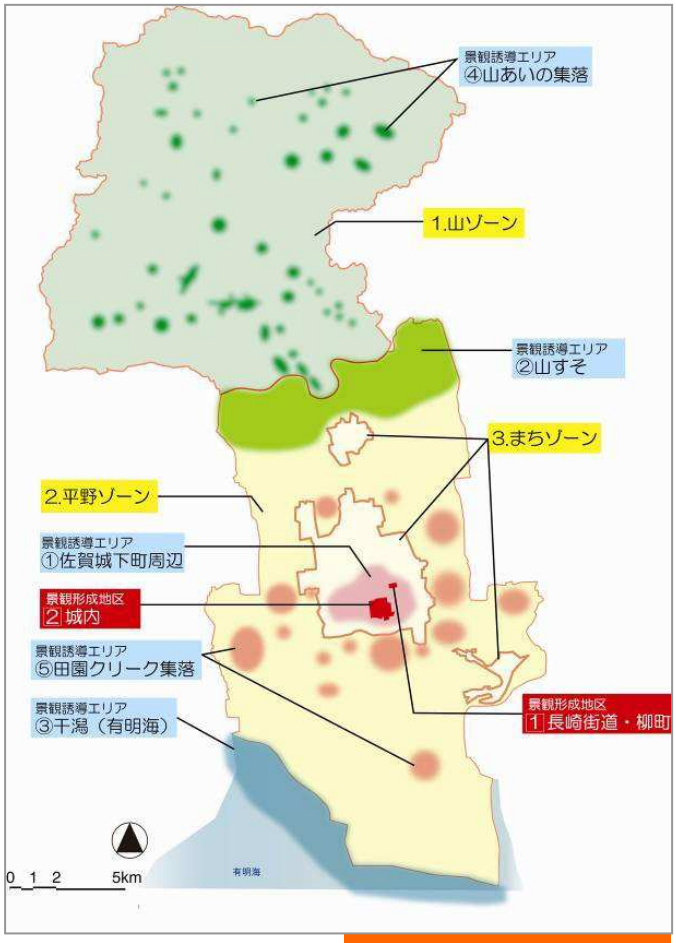

●景観計画区域図

これらの景観を大切にし、次世代に継承していくために、平成 21 年度から景観計画の改訂のための調査を行い、平成 23 年度に変更を行った。

景観計画では、本計画における重点区域を含む市全域を「景観計画区域」とし、景観特性により大きく 3 つのゾーン（山、平野、まち）に分類し、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリアを「景観誘導エリア」と位置付ける。

また、「景観誘導エリア」において、景観法に基づく景観に関するルールについて住民との協議が整った地区を「景観形成地区」として指定することができるとしている。

④ 佐賀市みどりの基本計画【平成 19 年 3 月策定　平成 18 年～平成 38 年】

みどりと水が調和した佐賀の原風景を、市民・事業者・行政が協働して子どもたちの世代につなげていくため、「みどりと水・温泉のよかとこ佐賀　みんなで未来に森呼吸（しんこきゅう）」をテーマに「佐賀市みどりの基本計画」を平成 19 年 3 月に策定した。

佐賀市らしさを感じるみどりへの 3 つの基本方針として、佐賀市のみどりを「守る～みどりと水辺を守り、活かします」、「創る～潤いと安らぎのある快適なみどり空間を創造します」、「行動する～みどりあふれるまちづくりを進める仕組みをつくります」を掲げ、市街化区域の緑被率を平成 38 年に 25.1%とすることを目標とし、みどりあふれるまちづくりに取り組んでいる。

その中で具体的方針として、名木古木や鎮守の森などの歴史ある樹木・樹林地などを保全し、次世代に継承していくことや、景観が良くなったと実感できる市街地の良好な都市環境を創るため「みどり重点地区」の指定を行い、重点的に緑化の推進を図ることなどを掲げている。

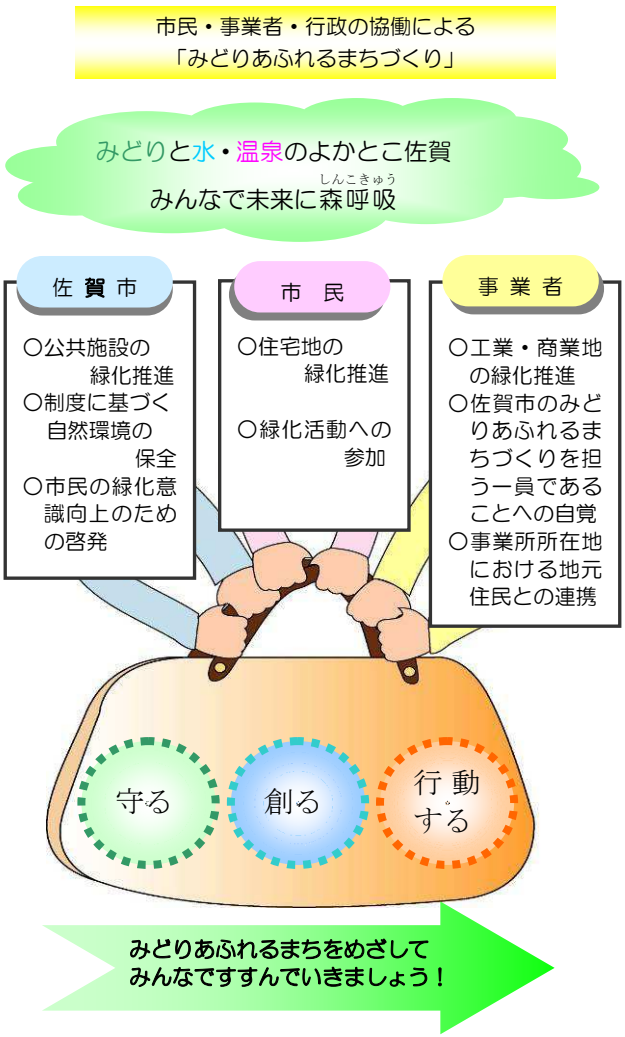

⑤ 佐賀市観光振興戦略プラン【平成 25 年 3 月改訂　平成 25 年度～平成 27 年度】

平成 17 年度の合併により、海や山などの自然、温泉、歴史などの観光資源が充実し、また九州最大のマーケットである福岡都市圏と隣接することとなったため、新「佐賀市」における観光施策を展開するための指針として、平成 19 年 3 月に「佐賀市観光振興戦略プラン」を策定し、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 ヵ年程度（1 期目）で取り組むべきものをアクションプランとして取りまとめ、同プランに基づく事業を実施してきた。(2 期目は平成 22 年度～平成 24 年度)

平成 24 年度には、以下のとおり 3 期目である平成 25 年度以降の 3 ヵ年で取り組む新たなアクションプランとして取りまとめを行った。

第 3 期（平成 25 年度～平成 27 年度）アクションプラン

１．基本方針

【観光消費の拡大】

【プロジェクト型のアクションプラン】

５つのプロジェクト

１．佐賀の日本一ブランド販促プロジェクト

２．ありあけ特産品売り上げ倍増プロジェクト

３．のり・こめツーリズムプロジェクト

４．佐賀インターナショナルバルーンフェスタの拠点形成プロジェクト

５．早稲田・大隈プロジェクト

２．戦略目標

平成 25 年度～29 年度の５年間で観光消費を 2 倍に

一人当たり観光消費（H24 年）5,720 円

目標達成のためのアプローチ

●佐賀に来る人を増やす

・観光客が増加すれば、客単価が同じでも観光消費拡大

●一人当たり客単価を増やす

・客単価が増加すれば観光消費拡大

●これらの相乗効果により観光消費拡大

・観光客 1.5 倍×客単価 1.5 倍＝観光消費 2.25 倍

⑥ 佐賀城下再生百年構想【平成 19 年 3 月策定】

本構想は、100 年後の孫の世代まで受け継げる品格ある佐賀城下再生を実現するために、平成 3 年度に策定された「佐賀城公園まち構想」における、歴史と文化の森“佐賀城公園まち”という基本コンセプトを継承しつつ、緑といった自然的な空間と、歴史的雰囲気を感じる公園、住宅地や公共公益施設との調和を図りながら、“佐賀城公園まち”を中心に佐賀城下の歴史・文化、水と緑、生活、にぎわい、文教機能を高めていくと基本コンセプトに掲げている。

本構想では、佐賀城下に存在する資源で、100 年後まで残すべきもの・景観について整理を行い、佐賀城下を形成する、城堀・多布施川・水路などの水辺空間、松原神社などの歴史的建造物、クスノキに代表される樹木群の３つの要素の継承が必要としている。

構想の 5 つの目標

1 住民と行政の協働のまちづくり
2 地域コミュニティ活性化
3 品格ある佐賀城下景観の形成
4 くつろぎ・にぎわいの空間創出
5 周辺地域との連携

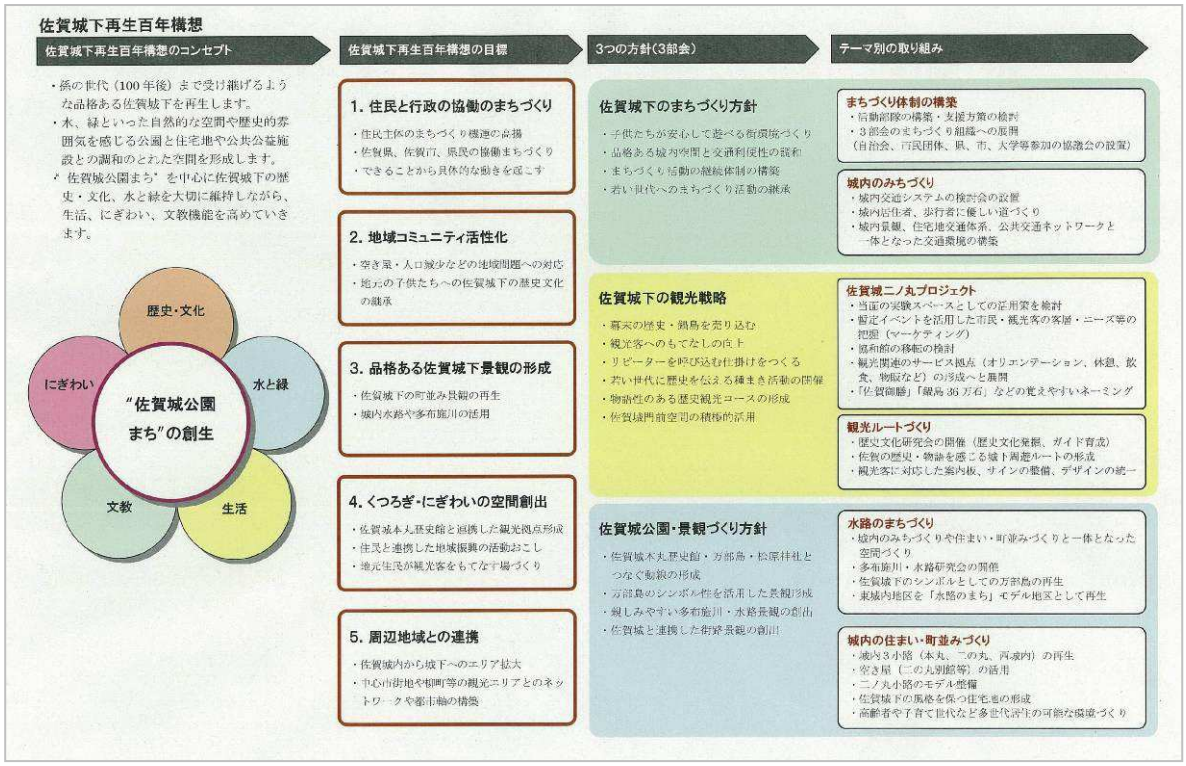

3　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

当市の総合計画や維持向上すべき歴史的風致における取り組み状況及び課題を踏まえ、今後、佐賀市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、次のとおり３つの基本方針を示す。

ア　歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用の推進
イ　伝統と歴史に対する市民啓発と個々の活動への支援
ウ　江戸期の町割を継承する道路や水路の保全と活用

①　基本方針と実現のための方策

ア　歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用の推進

歴史的風致を構成する建造物のうち、すでに文化財としての保護の措置がとられているものについては、保存・活用の充実や強化に努める。その他の歴史的建造物については「歴史的風致形成建造物」としての指定を行い、修理などへの支援を講じ滅失を防ぐ。また、調査に基づき文化財としての価値を確認し、条件が整ったものについては文化財としての指定を進める。

修理・修景の際には、地域性や各歴史的建造物が有する歴史的な趣に配慮し、統一感のあるまちなみ形成を図る。

また、歴史や伝統を反映した人々の活動の場となっている歴史的建造物についても、必要に応じて保存修理を進め、施設の活用と人々の活動とが結びついていくよう「地域文化保存・継承支援事業」などを活用し、活動の支援を図る。

特に、歴史的建造物が多く残る柳町について、歴史的建造物の積極的な保存・活用を推進し、統一感のあるまちなみの形成を図るとともに、歴史的建造物を生かした交流とにぎわいづくりに取り組む。

なお、歴史的建造物や歴史的まちなみを保存するためには、所有者だけでなく、市民の理解が重要であり、佐賀市歴史民俗館、大隈重信記念館や徴古館を活用した啓発活動を推進する。

さらに、市民や観光客にとって、徴古館を訪れやすい場所とするため、徴古館の位置する松原公園の整備を進める。

イ　伝統と歴史に対する市民啓発と個々の活動への支援

歴史的風致の維持及び向上を持続する上で欠かすことのできない伝統文化についても、その実態を的確に把握しつつ、継承活動などへの支援を行う。また条件が整ったものについては文化財としての指定を進める。

また、無形文化財も含め、文化財について市民の理解が進むよう市民啓発を引き続き行う。

このため、指定文化財の概要をまとめた「指定文化財要覧」の作成を行う。

ウ　江戸期の町割を継承する道路や水路の保全と活用

市内の歴史的建造物や展示施設を快適に周遊できる歩行者・自転車ネットワークの形成を図り、周遊ルートの整備を行うとともに、休息の場である緑地の整備をはじめとする緑化の推進を図る。

さらに、これらの整備とあわせて、景観に配慮した防護柵などの改修や、統一感のある案内板などの設置を行う。

特に、長崎街道は、城下町特有の折れ曲がった道筋で、さらに都市計画道路や開発で一部分断されており、わかりにくい箇所がある。このため、長崎街道の整備を行うとともに、街道沿いのファサードについては、景観に配慮した整備を行う。

本市の重要な歴史資産である佐賀城において、城内らしさを取り戻すため、埋められた東堀の一部を復元するとともに、復元する東堀に近い位置にある本丸及び二の丸周辺について重点的な整備を進める。

一方、江戸期の町割を継承する道路や水路は、当市の歴史的風致を構成する重要な要素であり、道路や水路・水路護岸の保全と同時に水量の確保に努め、また、水路に架かる石橋や「棚路」の保全にも努める。

② 実施主体

ア　文化財等の所有者又は管理者等の役割

自らが所有または管理する文化財などが、当市の歴史的風致を構成する重要な公共的資産であることを認識し、適切な保全と維持管理に努めるとともに、歴史的風致に関して市民や観光客の理解を深めるため、一層の公開や活用を行うことが求められる。

イ　市民・民間事業者等の役割

市民や民間事業者などは当市の歴史的風致に関して理解を深め、その維持及び向上のため市の施策などに協力し、自らもその施策などの実現に向けて、ＮＰＯやまちづくり市民団体などの実施する多様な事業及び取り組みに積極的かつ主体的に参加することが求められる。

また、市民や民間事業者などは、当市が有する歴史性を理解し、これまで継承されてきた町割とともに護岸や「棚路」といった歴史的資産の重要性を十分理解をした上で、開発や建築を行う際には、その行為が良好な市街地環境を阻害することがないように十分に配慮することが求められる。

ウ　行政の役割

歴史的風致の向上に資する建造物などの整備、舗装の高質化、まちなみの修景事業などを推進し、歴史的風致の向上に努めるとともに、伝統工芸や伝統芸能の継承に関して、多くの市民や民間事業者などの参画を促し、それらの活動を行う人材や組織の育成に努める。

また、地域に残る伝統芸能、慣習、祭事などを支援するために平成 21 年度に新設した「地域文化保存・継承支援事業」により積極的に支援する。

さらに、啓発活動を積極的に行いながら、市民や民間事業者などとの協働による歴史的風致の維持及び向上に積極的に取り組む。

第４章　重点区域の位置及び区域

1　重点区域の位置

本計画における重点区域は、第２章で記述した歴史的風致や第３章で記述した課題・方針を踏まえ、また、当市がこれまで歴史的風致を活かすために実施してきた各種取り組み、中心市街地の活性化や観光振興についての各施策を踏まえる。

その上で、歴史的風致の維持及び向上を重点的かつ一体的に推進していく必要がある区域で、国・県・市指定の重要文化財だけでなく、その他、歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在でも展開されており、それが歴史的建造物と一体となっている区域に設定する。

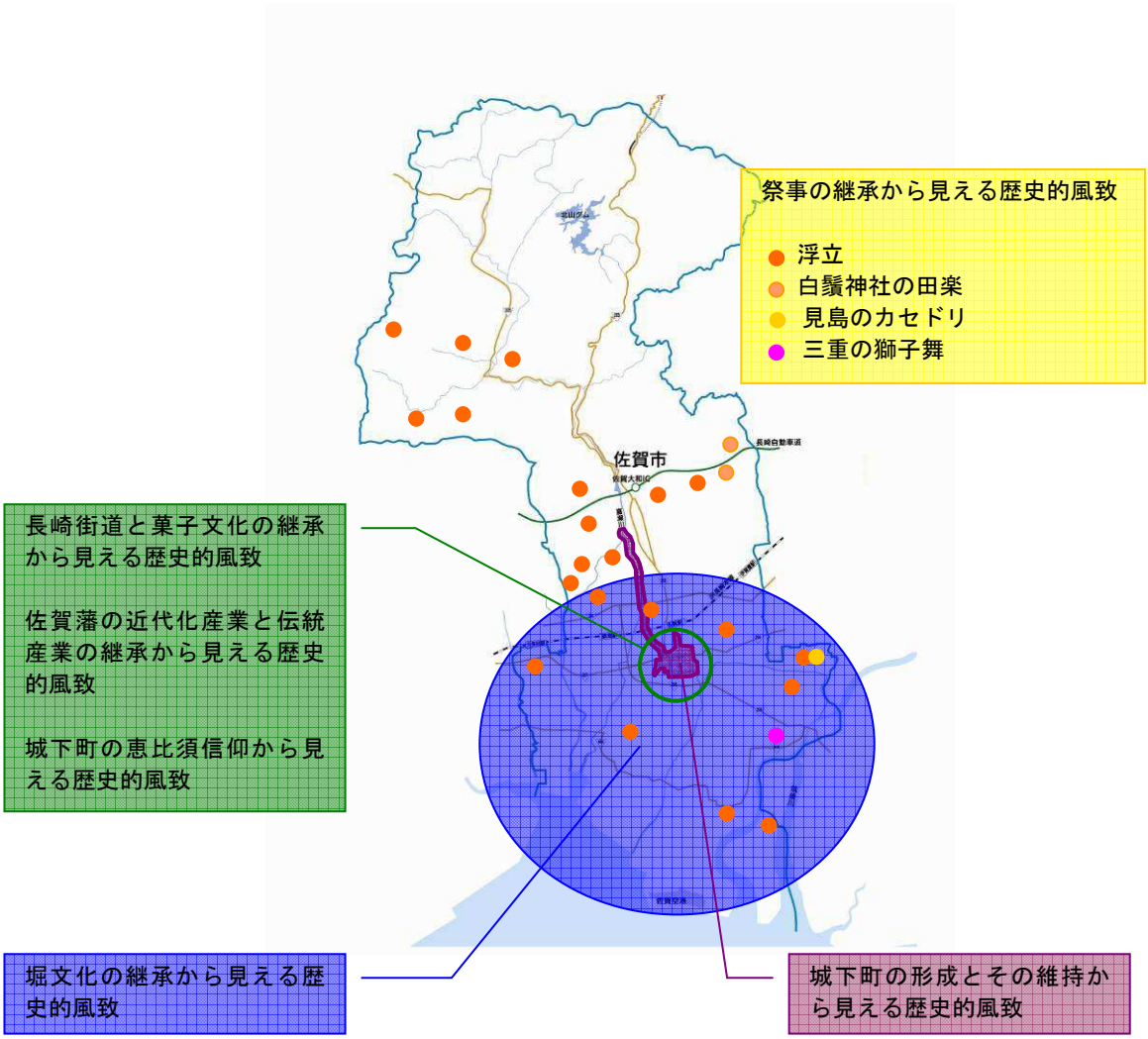

歴史的風致の分布状況

「佐賀城下町」は、一部が戦災により家屋延焼の被害を受けているものの改変はほとんどされておらず、藩政時代の町割がそのまま残っており、現在の地図に重ねることができる。

市街地を東西に通る長崎街道は、一部を除き藩政時代の道幅のままで、佐賀城に近づくにつれ、城から遠く離れるように、北へ北へと直角に折れながら配されており、道筋も当時のまま継承されている。また、その長崎街道が水路をまたぐ橋も、表面はアスファルトなどに覆われ、一見してそれとわからないものの、その下には石橋がしっかりと残っている。

城下町に生活用水を供給するため、石井樋で嘉瀬川から分岐した多布施川の流れも昔と変わらず清らかな水を今も城下町に供給している。そこには当時の町割の痕跡を残す赤石の護岸や水面に近づくための「棚路」も継承されており、また、その堀や水を大切に維持しようする人々の活動も継承されている。

静かな佇まいを残す城下町の辻々には、多くの恵比須像が鎮座し、地域住民による恵比須信仰が今も継承され、商売繁盛、家内安全のために大事に祀られている。

一方、丸ぼうろに代表される菓子文化、びーどろといった伝統文化も城下町の文化を支える重要な産業として継承されている。

このような「佐賀城下町」は、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づき各種措置や景観形成地区の指定を通じ、周辺環境保全や歴史的建造物の保存を講じてきたが、歴史的建造物の減少、伝統産業や祭礼に関わる人々の減少、道路・水路の改変などにより、徐々に佐賀市固有の歴史的風致が失われつつある。

このため、地域における歴史的建造物や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している城内と佐賀城下町及び長崎街道の一部を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

2　重点区域の区域

重点区域とする区域では、城下町の町割が残り、町割を維持する活動が続けられ、丸ぼうろを代表とする菓子文化と伝統的な技法を継承するガラス器づくりなどの伝統産業や恵比須信仰が今も継承されている佐賀城及びその城下町の範囲を基本として設定する。

具体的には、公益財団法人 鍋島報效会が複数所蔵する御城下絵図の中で、最も時代が下がる文化年間（1810 年頃）と推定される「文化御城下絵図」に描かれている城下町の範囲及び東側は構口から西側は本庄江川に架かる高橋までの長崎街道の道筋とし、この「文化御城下絵図」に基づき、現在の道路・水路などの公共構造物で区域を定める。

この重点区域の中には、重要文化財「佐賀城鯱の門及び続櫓」、「与賀神社楼門」、「与賀神社三の鳥居及び石橋」及び史跡「大隈重信旧宅」が位置する。

重点区域の名称と面積は次のとおりとする。

重点区域の名称　**佐賀城下町地区**
面　　積　約 400 ha

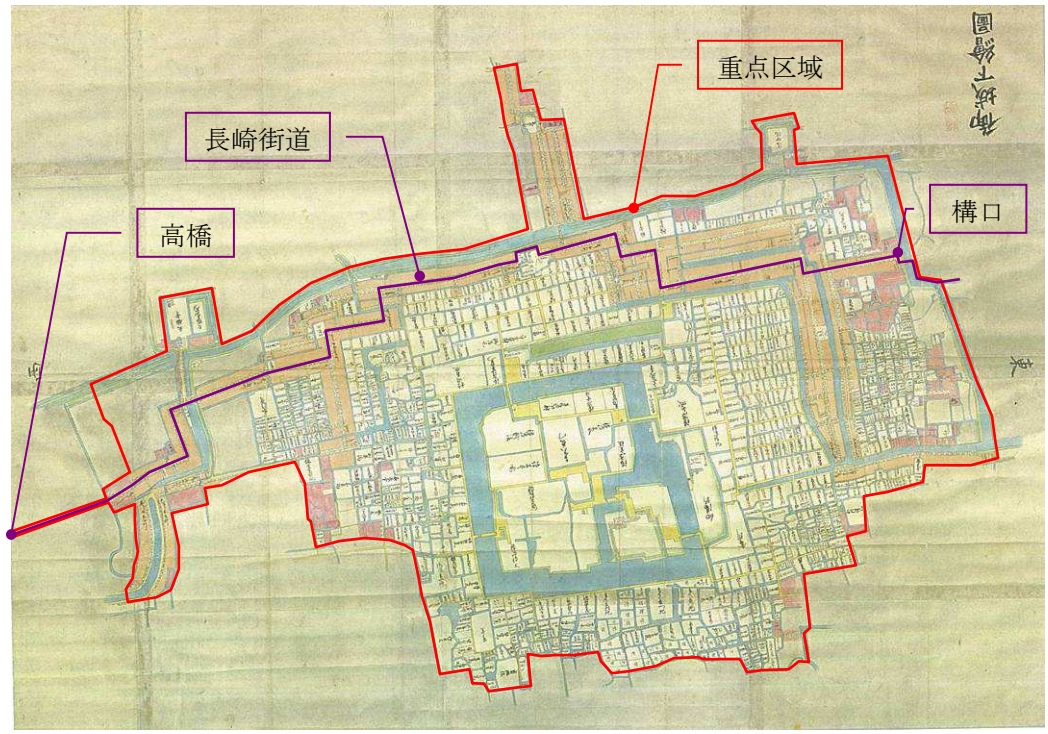

重点区域の区域　　【文化御城下絵図（1810 年頃）】
公益財団法人 鍋島報效会 蔵

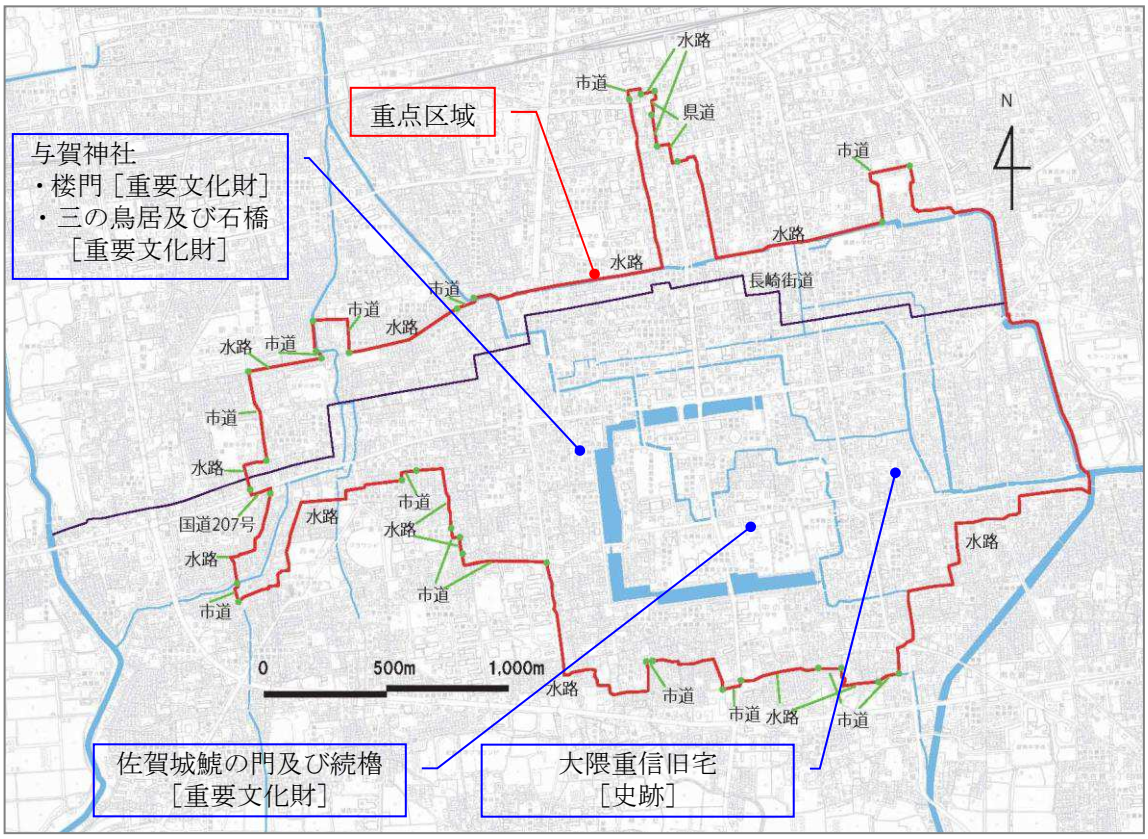

重点区域の境界

与賀神社　楼門・石橋
［重要文化財］

佐賀城鯱の門及び続櫓
［重要文化財］

与賀神社　三の鳥居
［重要文化財］

大隈重信旧宅
［史跡］

3　重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果

佐賀市は、藩政時代には鍋島家が治める領地の中心であり、佐賀城内・佐賀城下町を中心に政治経済が発展してきた。以後、今日まで当市は佐賀県の県都として、また城内及びその周辺は当市の行政・経済・文化などをリードする中心地としてあり続けた。

当市が平成 21 年度に市民に対し実施したアンケート調査では、「佐賀市全体において、今後重点的に整備を進めたり、積極的に守っていくべき景観」として、

「シンボルロードや中心市街地の景観」

「城内周辺の景観」

「多布施川やクリークなどの水辺の景観」

「自然の緑を身近に感じる森林景観」

「柳町などの長崎街道沿いの景観」

と回答している。

このことから、当該重点区域での歴史的風致の維持向上の取り組みにより、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることができるとともに、市域全体に広がっている歴史的風致についても、それらを活かしたまちづくりに向けた取り組みを進めることが期待できる。

さらに、このような取り組みの結果、市域全体の魅力が高まり、地域に住むことの誇りへとつながり、地域活力の増進や交流人口の増加による経済活動の活性化などにより地域の活性化を図ることができると考える。

佐賀市全体において、今後重点的に整備を進めたり、積極的に守っていくべき景観　（上位 5 地区）

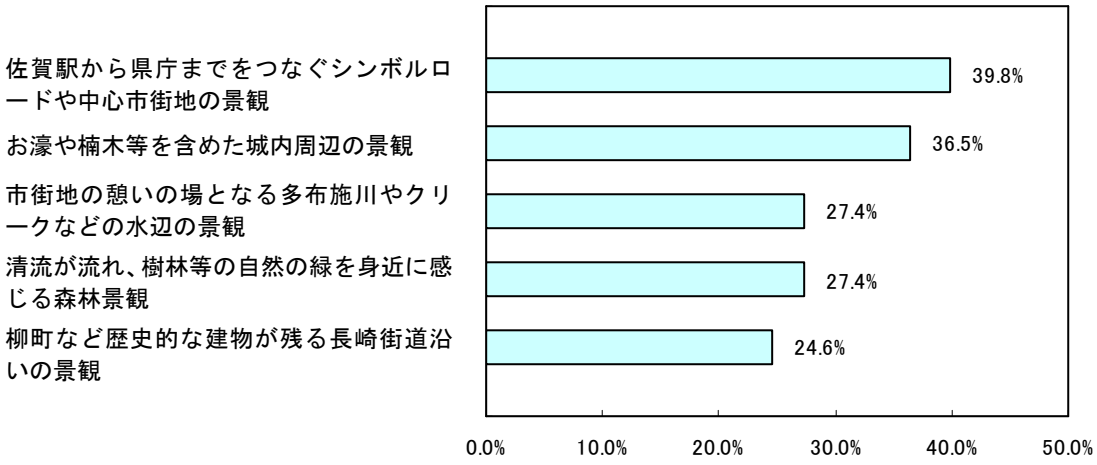

出典：佐賀市の「景観」・「歴史まちづくり」に関する市民意識調査
（平成 21 年度）　サンプル数 1073

4　重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

① 都市計画法

区域区分及び用途地域

当市は、市域約 43,184ha のうち、約 51%に当たる 22,085ha が都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、旧佐賀市の市街化区域 2,466ha、旧大和町の市街化区域 230ha、旧諸富町の市街化区域 254ha を合わせて、2,950ha を市街化区域に指定している。

重点区域の「佐賀城下町地区」は、全域が市街化区域に位置している。主な用途地域は、古くから町地であった唐人町、長崎街道沿いの町地が商店街として発展した白山町、呉服元町、松原町や柳町などを商業地域に指定している。また、佐賀城内は一部を除き、第一種住居地域に指定している。

南堀の南西側の低層住宅が建ち並ぶ地区には、第一種低層住居専用地域を指定しており、これにより建造物の高さ制限を 10 メートルとしている。

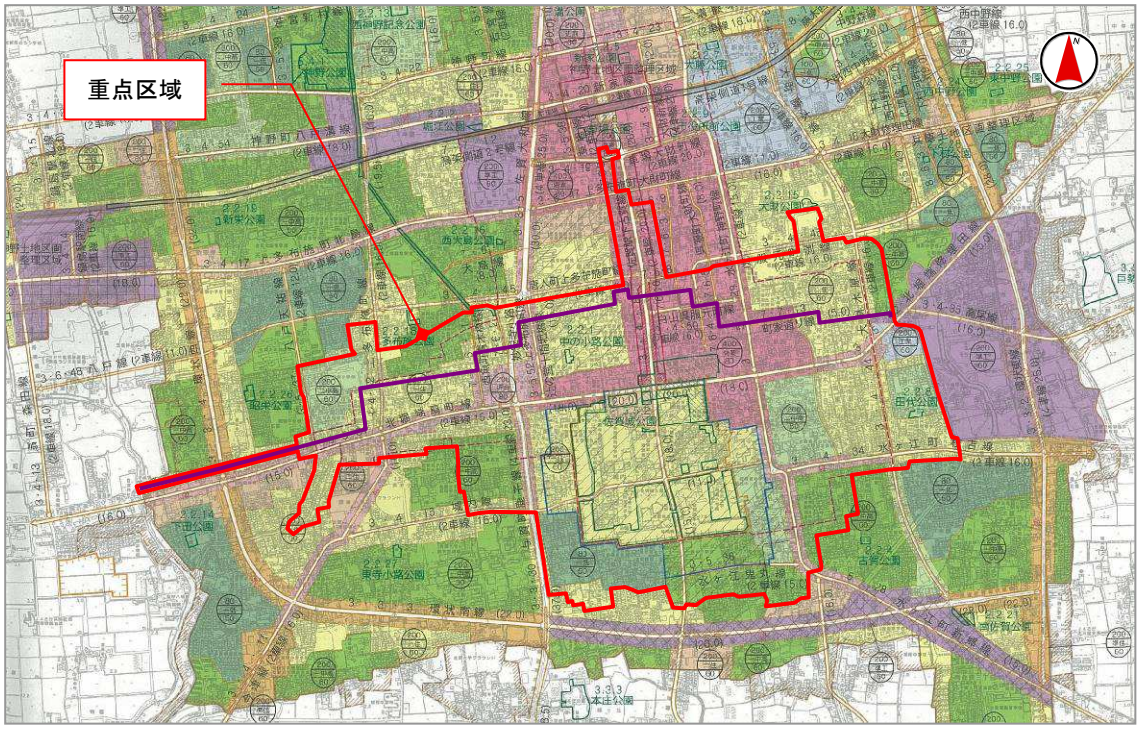

都市計画図

城内の景観は市民の誇りであり、当市ではこれまで都市計画法の様々な制度を用い、城内及びその周辺について景観の保全に努めてきた。今後、歴史的景観の保全のために、城内及びその周辺以外で建築物の高さの制限が必要と認められる場合には、高度地区などの指定を検討する。

城内周辺の都市計画による区域指定の状況

ア　高度地区

城内の環境を保全するために、平成 14 年度に「高度地区」の都市計画決定を行った。建築物の高さの最高限度を決定する際には、城堀周辺の大楠の高さを考慮し、城内各地点からの景観シミュレーションを行い、建築物の高さの最高限度を 15 メートルと定めた。

また、この良好な景観は城堀の内側から外側への景観も含まれているため、城堀の内側のみならず、第一種低層住居専用地域以外の城堀外側の一定の範囲についても「高度地区」に含めた。

■高度地区の名称：城内周辺地区　面積：約 92ha

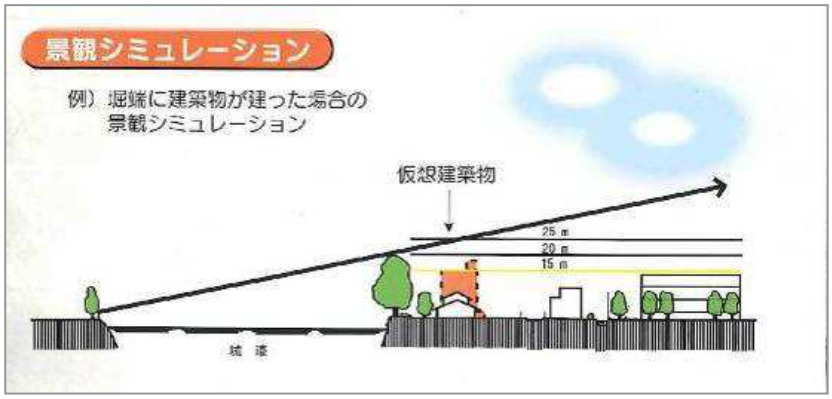

イ　地区計画

「高度地区」の指定後、「高度地区」及び「高度地区」指定と同時に定めた「都市景観形成地区」の景観形成基準に合致した高さ 15 メートル以下のマンション建設に対する反対運動が起こった。このため、建築物の高さの最高限度を 10 メートルとして強化を行い、また共同住宅をはじめ城内にふさわしくない用途の制限、それに屋外広告物の制限を取り入れた「地区計画」の都市計画決定を平成 19 年度に行った。

同時に建築物の高さ制限と建築物などの用途制限の 2 項目については、建築条例で定め城内の景観を担保している。

■地区計画の名称：佐賀城内地区地区計画　面積：約 64ha

ウ　風致地区

市街地に残る貴重な緑地空間の保全のため、当時松原公園と呼ばれていた松原神社・佐嘉神社と一体となった区域を昭和 25 年度に「風致地区」として都市計画決定を行った。

平成 26 年度には、決定当初から地形地物や土地利用の状況が大きく変化していたことから、区域の見直しを行っている。

また、建築物の高さの最高限度を 15 メートルとし、建ぺい率、壁面後退の強化及び緑地率などを定めて、市街地の良好な環境を保全している。

また、徴古館の周辺の一部を「松原公園」として平成 21 年に都市計画決定し、都市公園整備を実施した。今後、当該事業により「松原公園」の区域の拡大を予定している。

■風致地区の名称：松原公園風致地区　面積：約 7 ha

エ　特別用途地区（文教地区）

城内全域及びその周辺の都市環境を保全するために、「文教地区」として昭和 48 年度に都市計画決定を行い、ホテル・旅館及び遊戯施設などの建築物の用途を制限している。

■特別用途地区：文教地区　面積：約 132ha

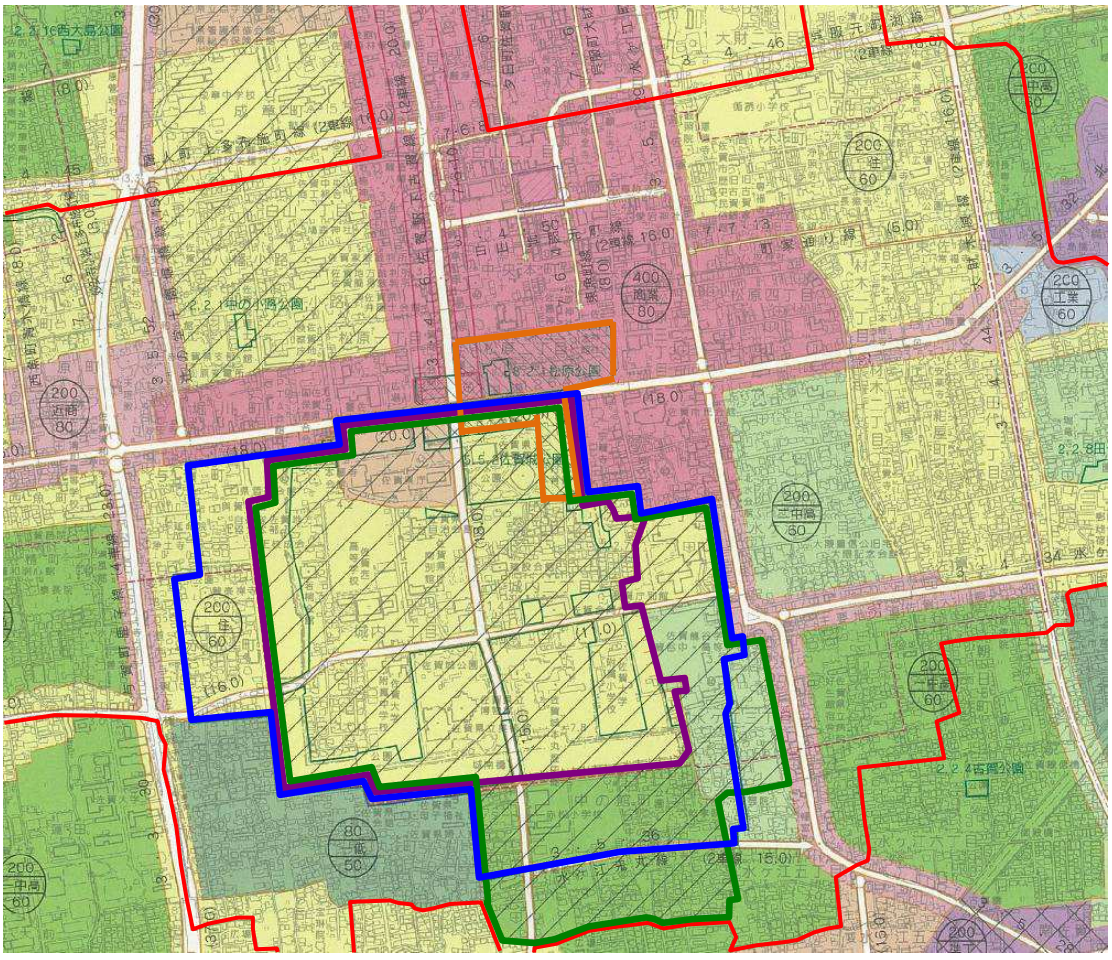

城内周辺の都市計画による区域指定の状況

凡　例			
	高度地区 （高さ15m以下）		風致地区 （高さ15m以下）
	地区計画 （高さ10m以下）		特別用途地区

※ ——— は重点区域

② 佐賀市都市計画道路網再編【旧佐賀市の都市計画道路見直し案の公表 平成 17 年 12 月】
【旧大和町の都市計画道路見直し案の公表 平成 18 年 10 月】

経済の低成長、今後の人口減少の予測から、市街地の拡大も収束へと向かうことが予想される。このため、既決定の都市計画道路の中には、その必要性を改めて検討する路線も存在する。

このため有識者による「佐賀市都市計画道路網再編検討委員会」を設置し、未着手や未整備の路線について検討を行った。

評価方法として、当該対象路線が有する交通処理機能の評価と防災、環境、景観、文化財といった付加的な効果での評価とさらに道路の機能・事業の難易度からの 3 つの視点で行った。

今回の見直しでは、多布施川などに代表される緑あふれる自然環境への影響、良好な住環境やまちなみへの影響を重要視した内容となっている。

廃止に向けての説明会を開催し、地元の理解を得られた路線から順次廃止の手続きを進めており、平成 25 年度末までに 10 路線 9 区間で廃止または計画の見直しの手続きが完了している。

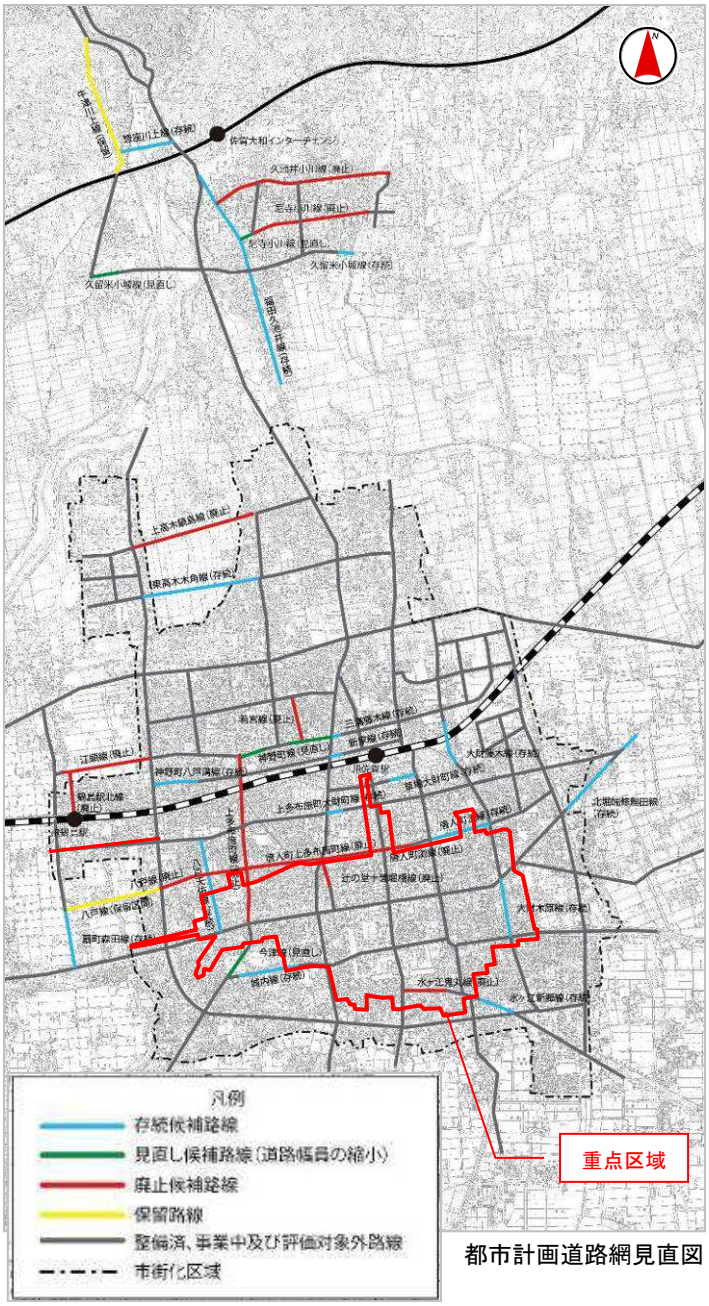

都市計画道路網見直図

都市計画道路の見直しの結果は次のとおりである。

旧佐賀市の都市計画道路

見直し対象路線　：25 路線 27 区間（約 17.22 km）

見直し結果　　：存続 14 区間、廃止 10 区間、見直し 2 区間、保留 1 区間

旧大和町の都市計画道路

見直し対象路線　：6 路線 8 区間(約 7.75 km)

見直し結果　　：存続 3 区間、廃止 2 区間、見直し 2 区間、保留 1 区間

③ 景観法

当市では、市町村合併に伴い、平成 18 年度に策定した景観計画を見直し、平成 23 年度に変更を行い、平成 24 年度から景観法に基づく佐賀市景観条例を施行した。景観計画では、市全域を「景観計画区域」とし、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリアを「景観誘導エリア」と位置付ける。また、「景観誘導エリア」において、景観法に基づく景観に関するルールについて住民との協議が整った地区を「景観形成地区」として指定していく。

「景観誘導エリア」のひとつに「佐賀城下町周辺エリア」を位置付けるが、このエリアは、当該歴史まちづくり計画の重点区域を包括した範囲としている。

このエリアは、歴史的風致維持向上計画、みどりの基本計画、中心市街地活性化計画、佐賀城下再生百年構想などの様々な計画をもつ重要な地区であり、それぞれの計画に基づき、堀の復元、公園や道路の公共空間整備など、様々な事業が行われている。これらの事業や取り組みにおける相互連携により、デザインの一貫性や連続性を確保しながら、「城下町佐賀」にふさわしい景観の保全と創出、中心市街地の活性化に寄与する質の高い景観形成を図る必要がある。

そのために、このエリア内において公共事業を行う際は、景観アドバイザー制度などを活用し、整備内容について協議による誘導を図っていく。特に、堀、水路などの水辺とその周辺においては、そのみどりの環境を大切にしながら、これらを活かした公共空間整備を推進していく。

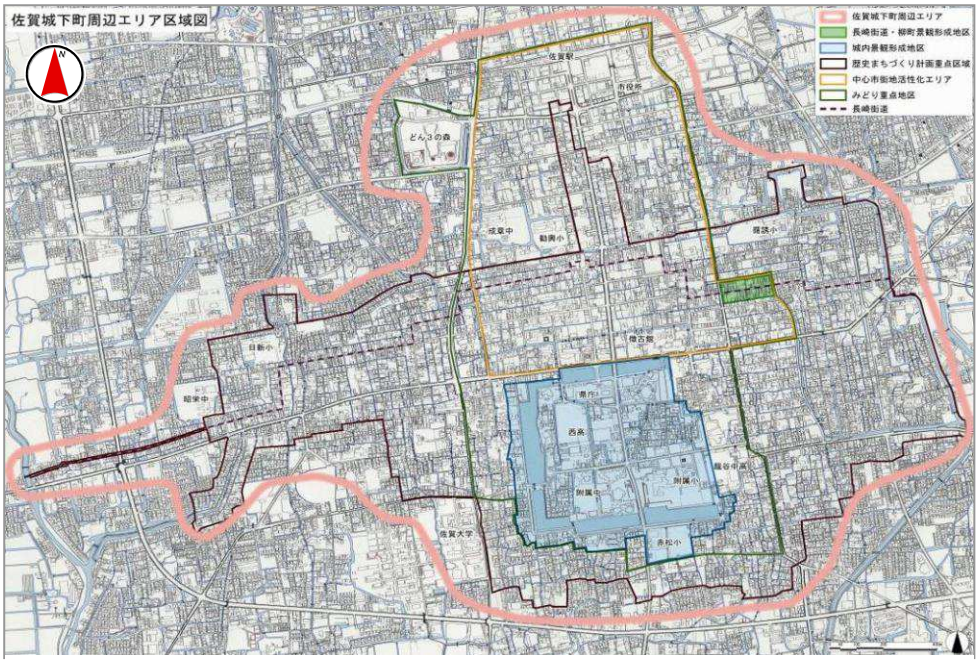

景観計画における「佐賀城下町周辺エリア」

凡　例					
	佐賀城下町周辺エリア		長崎街道・柳町 景観形成地区		城内 景観形成地区
	重点区域 （歴史まちづくり計画）		中心市街地 活性化エリア		みどり重点区域

また、このエリアの建築行為等の際の景観形成方針として、「歴史的建造物、樹木、城跡、お堀、長崎街道、街道沿いのまちなみ、クリーク・水路、石橋、寺社などの優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする」と記載し、周辺景観に配慮した景観誘導を図っていく。

また、当該重点区域内には、景観条例における「景観形成地区」が 2 地区（長崎街道・柳町地区、城内地区）あり、それぞれに景観基準を定め、地区内の良好な景観形成を図っていく。

④ 屋外広告物法

当市は、平成 17 年 6 月に景観行政団体となり、平成 20 年 4 月に佐賀市屋外広告物条例を施行した。条例対象を市域全域とし、地域の特性や土地利用状況から、原則として広告物を表示できない禁止地域（2 分類）と許可地域(3 分類)に区分を行い、それぞれの地域に屋外広告物の面積、高さ、色彩、個数などについて基準を設けて、広告主・屋外広告業者などに対し、適切な掲出がなされるよう規制誘導を行っている。

特に、違法広告物に対しては積極的に対応しており、違法広告物の指導を進めている。

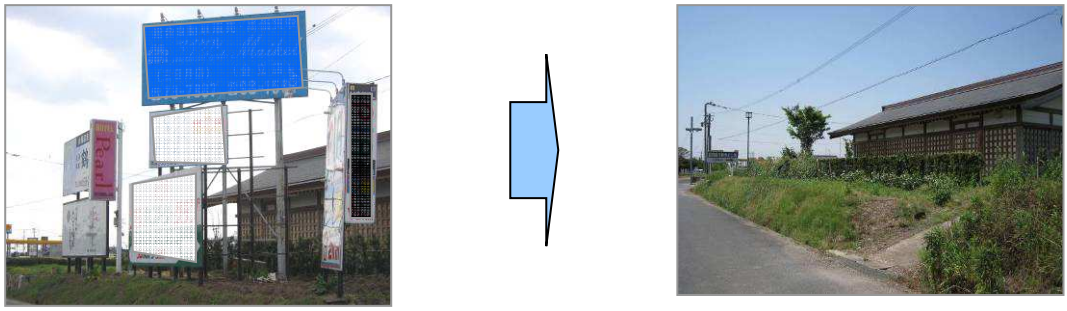

肥前国庁跡（史跡）前の屋外広告物の撤去状況（写真 1）

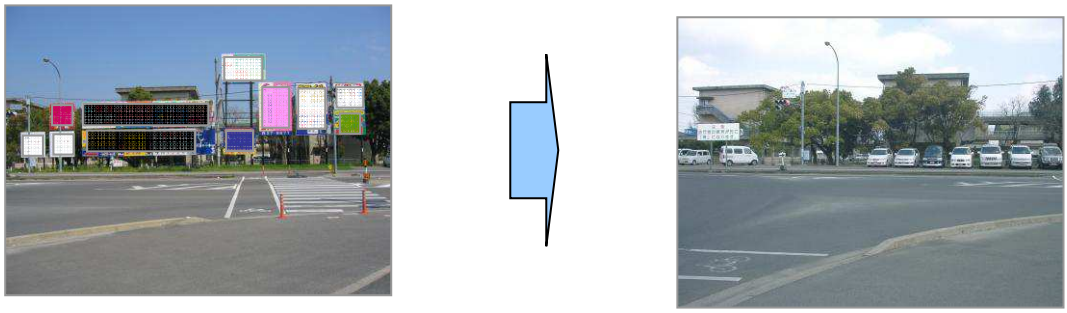

主要交差点の屋外広告物の撤去状況（写真 2）

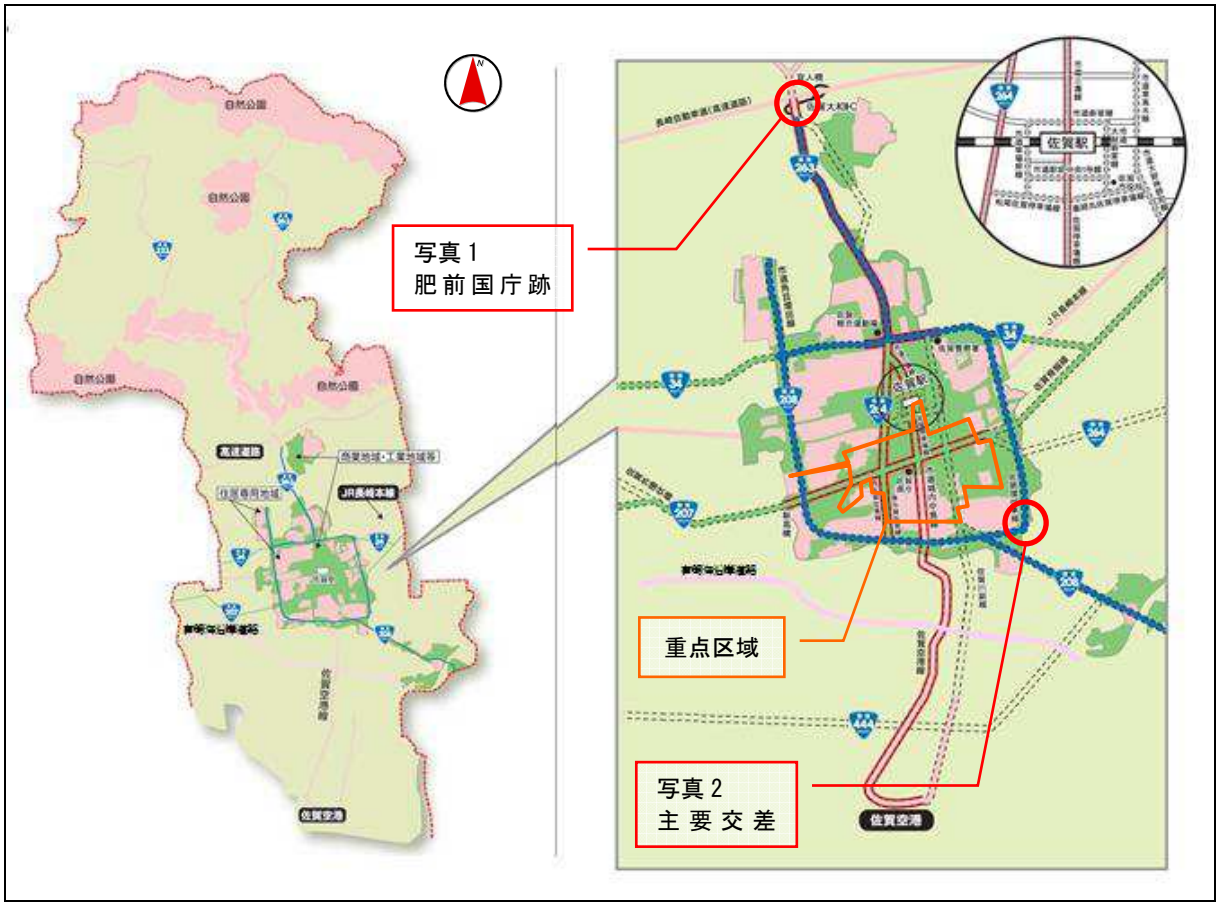
写真１
肥前国庁跡
重点区域
写真２
主要交差
佐賀駅
佐賀空港

屋外広告物規制図

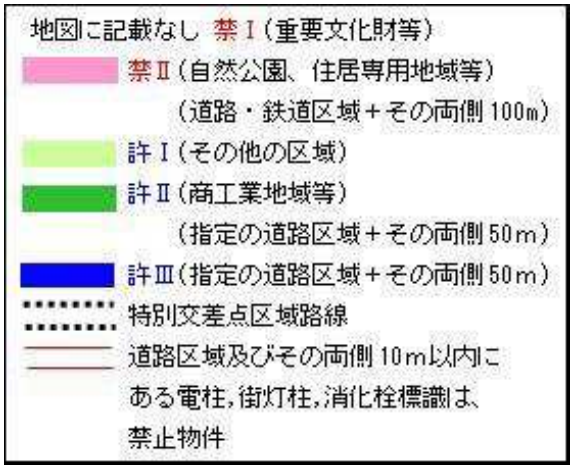
地図に記載なし 禁Ⅰ（重要文化財等）
禁Ⅱ（自然公園、住居専用地域等）
（道路・鉄道区域＋その両側 100m）
許Ⅰ（その他の区域）
許Ⅱ（商工業地域等）
（指定の道路区域＋その両側 50m）
許Ⅲ（指定の道路区域＋その両側 50m）
特別交差点区域路線
道路区域及びその両側 10m以内にある電柱，街灯柱，消化栓標識は、禁止物件

⑤　市独自条例の取り組み

佐賀市みどりあふれるまちづくり条例

みどりあふれるまちづくりは、市民、事業者、そして行政のそれぞれがみどりの持つ役割を理解し、協働して進めていかなければ実現できないため、平成 20 年 6 月にその共通となるルールを定めた「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」を施行した。目に見えるみどりを増やすため、道路に接する部分（接道部）や多くの市民が見たり感じたりすることができる空間からみどりを増やすようにしている。例えば、民間施設においては、一定規模以上の敷地において開発行為などをする場合には事前に市と緑化の協議を行い、公共施設においても公共施設の緑化マニュアルを作成し、積極的に緑化を推進している。

また、今ある歴史的みどりを守るため、古木や巨木を市保存樹として指定し、樹木の治療を行うなどの保護事業や、地域での緑化活動のリーダーとなる人材の育成及び緑化ボランティア活動への支援を行っている。

平成 23 年 8 月には中心市街地及びその周辺に「みどり重点地区」を指定しており、これにより、さらなる市街地の緑化を推進する。

≪条例施行後の緑化状況≫

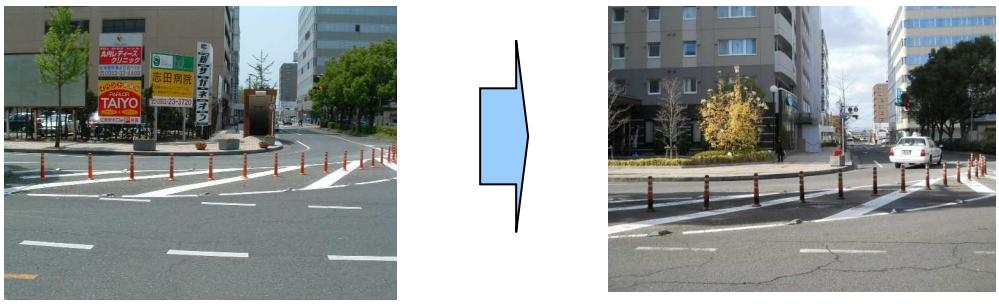

佐賀駅南のホテル建設に伴う緑化

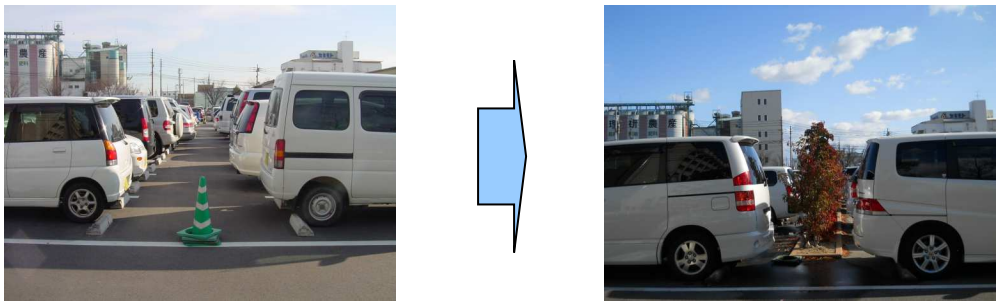

市役所東側駐車場の緑化

市保存樹（与賀神社のクスノキの治療）

第 5 章　文化財の保存又は活用に関する事項

1　佐賀市全体に関する事項

①　文化財の保存・活用の現況と今後の方針

当市は 1 市 6 町 1 村による平成 17 年及び平成 19 年の 2 度の合併により、面積 431.84 平方キロメートルの市となった。この市域には全体的に文化財が分布し、それぞれの地域における生活の中で密接に関わりながら継承・保存されている。このうち、指定文化財については、「第 1 章　3 佐賀市の文化財等の分布状況」で示したとおりであり、令和 3 年 2 月 28 日現在、国・県・市合わせて 224 件の指定文化財と 5 件の国の登録有形文化財がある。

有形文化財（建造物）は、国指定 6 件、県指定 6 件、市指定 21 件の計 33 件の指定があり、特に佐賀城内及び城下町には、重要文化財である「佐賀城鯱の門及び続櫓」、「与賀神社楼門」、「与賀神社三の鳥居及び石橋」をはじめとする指定文化財が数多く所在する。

有形文化財（美術工芸品）は、国宝 1 件を含む国指定 14 件、県指定 52 件、市指定 52 件の計 118 件の指定があり、工芸品が 31 件と最も多く、重要文化財である健福寺の「和鐘」をはじめ、実相院の「金剛宝塔」、与賀神社が有する「太刀」などがある。

民俗文化財は、重要無形民俗文化財である「白鬚神社の田楽」、「見島のカセドリ」の国指定 2 件、県指定 2 件、市指定 8 件の計 12 件の指定があり、地域に伝わる祭礼行事などが市域に広く保存・継承されている。

史跡・天然記念物は、佐賀城下町に所在する史跡「大隈重信旧宅」や史跡「帯隈山神籠石（おびくまやまこうごいし）」、天然記念物「エヒメアヤメ自生南限地帯」など、国指定 10 件、県指定 7 件、市指定 29 件の計 46 件の指定があり、広く市域全域に点在している。

これらの文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であるが、その維持・管理・保存・継承は、文化財の所有者・管理者の努力や経費負担によるものが大きい。このため当市では、市指定の重要文化財・史跡・天然記念物の所有者及び管理者に対し年間の維持管理謝礼金を、また無形民俗文化財については、国・県・市指定を問わず、保存会などに対し継承支援補助金を交付し、文化財の維持管理・保存に対する支援を行っている。

歴史的風致の維持向上を図るためには、文化財の所有者及び管理者、活用を行う市民や市民団体との連携が重要であるため、市、所有者及び管理者、市民や市民団体 4 者の協働による保存・活用を図る。

当市は保存活用計画を策定していないため、今後、個々の文化財の状況を確認しながら、保存活用計画の策定に向けて検討を進めていく。それまでの間は、

文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、佐賀市文化財保護条例及び「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」を基本理念として策定した文化振興基本計画に基づき、適切な文化財の保存・活用を行うものとする。

また、未指定の文化財については、文化財としての価値調査を行い、その結果に基づき指定・登録を行うとともに、その保存と活用に努める。

祭礼や伝統行事などの無形民俗文化財については、高齢化やこれらの祭礼などを行う地域の人口減少に伴い、その維持・保存が困難になってきている。このため、維持・管理を行う保存会などに対する財政的支援などについて今後も努めていく。現在、無形民俗文化財の保存会などが一堂に会する場（指定無形民俗文化財保存会代表者会）を年 1 回設け、研修会や専門家からの助言を通して、保存継承の一助としている。

今後の文化財指定については、国・県・市による指定文化財数を増やしていくため、指定候補の調査を検討する。

当面の指定に関する候補として、日本の近代化に大きく貢献した幕末佐賀藩の産業遺産である「築地反射炉跡」、「多布施反射炉跡」、「精煉方跡」がある。

また、広域にわたる一連の遺跡として捉えられる嘉瀬川からの取水堰である「石井樋」、そこから取水した水を城下に送る「多布施川」、その流域にある「佐賀城跡」については、一括して文化財としての価値の調査を行う。

② 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理については、その価値を保存することが最も重要であるため、基本的には本来の姿に修復するものとしている。大規模な解体修理などにおいては、詳細調査及び史料調査などを実施し、文化財の価値を損なわないように配慮している。

史跡の整備については、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの成果を踏まえた総合的な見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財において必要な修理に対し、関係機関との連携を図りながら補助するとともに、必要な技術的支援を今後とも行っていく。

近年の指定文化財の修理のうち、重要文化財の「旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）（昭和 10 年竣工）」は、国の補助事業の採択を受け平成 21 年・22 年度に橋脚の補修や平成 5 年以来の塗装などを実施した。

鮮やかな色に戻った「旧筑後川橋梁」
［重要文化財］

同じく重要文化財である山口家住宅は、「じょうご造」と呼ばれている形式の 19 世紀初頭の建築と推定される建造物である。「じょうご造」は、県東南部と福岡県

西南部に分布する極めて地方色の強い民家建築で、中でもこの山口家は建築年代が古く旧状を良く留めている。昭和 53 年度(1978)に全面解体修理を、平成 22 年度(2010)度に屋根の芦葺などの修復を、国の補助事業の採択を受け実施した。

修復後の山口家住宅
［重要文化財］

市重要文化財では、平成 20 年度に「武家屋敷の門」の解体修理修復を、歴史的建造物の専門家の指導を受けながら実施し、解体時に引き戸であったことが判明したため本来の姿に復原を行った。また、国内最大級の「高伝寺所蔵大涅槃像（巾 6.1 メートル、高さ 15.2 メートル 1706 年作)」においては、平成 20 年・21 年度に九州国立博物館において国宝修理装潢師連盟による修復を 167 年ぶりに行った。

市史跡については、富士町に所在する「大野代官所跡」の保存整備を平成 20 年～22 年度の 3 ヵ年をかけて実施した。当史跡の全体面積は約 8,000 ㎡を超えるものであるが、今回の保存整備では公有化されている約 1,100 ㎡に限定して行った。将来的には残りの民有地部分についての対応策が必要となる。

修復された「高伝寺所蔵大涅槃像」
［市重要文化財］

各種文化財の修理に際しては、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例及び佐賀市文化財保護条例を順守し、必要に応じて文化庁・佐賀県に事前指導を受け対応している。また、特に高い専門性が必要な場合には、九州国立博物館や佐賀県立博物館などの専門家に助言を受けている。

今後も修理にあたっては、文化財保護法が定める現状変更許可などの法令を順守し、必要に応じて、文化庁をはじめ関係機関、専門家の助言を仰ぎ、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図る。

平成 21 年度から「地域文化保存・継承支援事業」を開始し、指定文化財以外の地域文化財に関しても経費的な助成の仕組みを構築した。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の持つ価値を広く公開することは、文化財の保存・活用を図るために重要なことである。

当市は埋蔵文化財の発掘調査による出土品が多く、公開・活用できる貴重な資料も数多くある。しかし、それを展示公開できる施設は少なく、展示施設の設置について検討を行う。

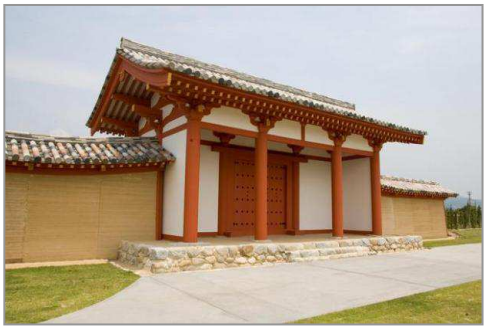
史跡「肥前国庁跡」南門（復原）

当市の展示施設のうち肥前国庁跡資料館では、史跡「肥前国庁跡」の門と築地塀が復原され、出土した瓦などをはじめ肥前国庁の成り立ちなどを展示し、子どもたちをはじめとする学習拠点として活用している。

また、約 8,000 年前の縄文時代の貝塚遺跡である東名遺跡（ひがしみょういせき）では、木製の編みかご、骨角製の装身具をはじめとする貴重な遺物が出土し、同遺跡近くの佐賀導水操作室内にガイダンス展示を整備し、代表的な土器、石器、木製編みかご、貝や鹿角でつくった装身具のほか、貝塚断面の剥ぎ取り土層などを展示している。

この東名遺跡は、平成 20 年度をもって現地での発掘調査を終了し現地保存しており、現在、これまでの発掘調査成果の分析、出土遺物の保存処理、調査報告書の作成を行っている。

埋蔵文化財の発掘調査成果については、佐賀市立図書館ギャラリーで毎年考古学展を開催し、最新の埋蔵文化財の出土品の展示解説を行うなど、文化財の活用・啓発を行っている。

なお、平成 21 年度には、福岡県太宰府市に所在する九州国立博物館で東名遺跡出土遺物の展示を行い、多くの人に東名遺跡の重要性を感じてもらった。

民間施設として公益財団法人鍋島報效会が運営する徴古館（登録博物館）では、学芸員 3 名を配置し、鍋島家伝来の国宝や重要文化財を含む歴史的資料の調査研究を行うとともに、公開展示を行っている。

その他、当市では、史跡「大隈重信旧宅」隣地に大隈重信侯に縁のある資料を展示する「大隈重信記念館」、川副町には日本赤十字社をつくった佐野常民の偉業を顕彰する「佐野常民記念館」、富士町に伝わる 5 地区の「浮立」の保存と伝承を目的とした「浮立の里展示館」を有し、文化財などの歴史的資料を公開しているが、これらの施設は展示内容や展示規模が限定されたものであり、広範囲にわたる分野の展示・情報発信には、別途展示施設を検討する必要がある。この展示施設については、新規設置と支所建物の有効活用の双方を視野に入れた検討を行う。

なお、文化財に関する案内・説明板などの設置については、市町村合併後統一された様式となっておらず、また老朽化している案内板などもあるため、年次計画を立てた上で、設置を進めていく。

④ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

建造物や遺構などの文化財を保護するためには、周囲の環境もあわせて保全することが重要であり、文化財と一体となった周辺景観の保存及び良好な景観形成が特に重要である。

そのためには、文化財保存・活用に向けての啓発、担い手育成、保存会などの組織支援を通して、文化財保護のための支援を推進するとともに、周辺環境を保全するために、都市計画法や景観法の活用を積極的に推進する。

また、景観条例や屋外広告物条例などによる周辺環境の適切な規制・誘導を行うとともに阻害要因の排除を進める。

さらに、今後は文化財周辺の開発行為について、都市計画部署、開発指導部署、文化財部署が情報を共有し常に連携がとれる体制整備を図る。

⑤ 文化財の防災に関する方針

文化財所有者などに対し、火災や盗難を防止するため、定期的な見回りや火の後始末の確認や施錠の確認について文書による啓発を実施しており、今後とも日常管理の徹底についてさらに啓発を行う。

昨今、全国的に意図的な毀損や盗難の被害の発生が報じられており、文化財の防犯対策の必要性が高まっている。そこで、美術品などの文化財所有者などに対して、施錠の確認や安全性の高い鍵への付け替えなどに関する注意喚起の文書を送付し、防犯対策の強化を促している。

また、毎年実施している「文化財防火デー」にあわせ、文化財に指定された建造物の防災訓練を文化財所有者、消防署や消防団との連携により実施しており、今後も防災訓練の充実を図るとともに地域住民への防災意識の啓発を強化する。

なお、指定文化財の周辺における防火水槽または消火栓の設置について、消防署などの関係機関と協議を進めていくことにしている。

佐賀市域の防火体制については、行政の組織として佐賀市広域消防署がその任に当たっているが、消防団もその体制に組み入れている。消防団の組織体制は以下のとおりである。

消防団の組織体制　（令和２年 10 月 1 日現在）

	佐賀市消防団名	配置			定数（人）
		本部	分団	部	
北部方面隊	三瀬	1	5	8	3,800
	富士		5	22	
	大和		6	28	
中部方面隊	第 1～5（佐賀）		12	75	
南部方面隊	諸富		5	23	
	川副		5	26	
	東与賀		4	15	
	久保田		5	16	
合計	合計	1	47	213	3,800

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の存在とその価値を広く理解を得るために、文化財の公開に努め、また積極的に情報を発信することが必要である。

平成 19 年から 3 ヵ年にわたり、地域の方々によるワークショップにより新佐賀市全域の指定文化財を含む地域資産の情報収集を行ってきた。

そして、情報収集を行った地域資産を紹介する「さがの歴史・文化お宝帳」や佐賀市の文化財などをわかりやすく紹介する「佐賀市歴史探訪」を市ホームページで公開している。

埋蔵文化財の発掘調査に関しては発掘の成果を報告する現場説明会や出土遺物の展示、シンポジウム等を開催しており、今後も継続して開催することにより文化財とふれあう機会を創出する。

現地説明会（村中城跡）　城内一丁目
発掘成果の説明

当市の城下町の現在の姿は、藩政時代の町割を継承しており、公益財団法人鍋島報效会が所蔵する「文化年間御城下絵図」と現在の地形図を重ね合わせて作成したマップの頒布は、当市の城下町が藩政時代からの町割を継承していることが再確認できると市民から好評であり、まち歩きマップとして活用されている。

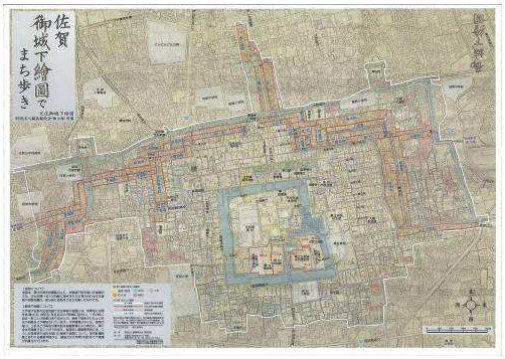

まち歩きマップ
文化年間御城下絵図と現在の地形図の重ね図

今後、合併に伴う新佐賀市の指定文化財の周知と保護啓発のため、国・県・市指定の文化財をとりまとめた「佐賀市の文化遺産（指定文化財要覧）」を刊行することにしている。

また、旧市町村でそれぞれ市・町・村史を刊行しているが、合併後の新市における市史の作成を検討する。

当市の歴史について、より深く市民に理解してもらうため、出前講座を開設しており、佐賀城の歴史、佐賀藩の歴史、東名遺跡（ひがしみょういせき）や世界遺産関連の遺跡などについて市民ニーズが多い。また、平成 24 年度から市内の小学校を対象に出前授業を実施しており、出土遺物を使った授業は大きな成果をあげている。このような講座をはじめ、文化財に関する啓発に関する事業について更に充実を図っていく。

⑦ 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

現在、当市には、655 箇所に及ぶ周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する。その時代区分の内訳は、旧石器 7 件、縄文 180 件、弥生 296 件、古墳 318 件、古代 426

件、中世 412 件、近世 152 件、近代 5 件で、古墳から中世が多く、また旧石器の出土もあることから、市域が昔から生活の場として利用されていたことがわかる。

埋蔵文化財については、開発審査部署や建築確認部署などと連携し、開発に関する事前の情報が文化財担当部署に提供される仕組みとなっており、これらの情報をもとに開発計画を把握できる体制をとっている。

周知の埋蔵文化財包蔵地で計画される開発については、事前協議の中で、指導を行い、確認調査を実施した上で必要に応じて本発掘調査を実施し、開発と文化財保護との調整を図っていく。

周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺で実施される開発行為についても、事前に確認調査の協力を求めており、確認調査により遺跡が発見された場合には開発事業者などに理解を求め、現地保存や記録保存について協議を行っている。

文化財保護法に基づく埋蔵文化財の取り扱いについては、佐賀県と密接な連絡体制をとり、今後とも埋蔵文化財の保護と開発との調整を図っていく。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地で新たに遺跡が発見された場合には、遺跡発見通知を提出し、遺跡地図に追加記載する。

なお、遺跡地図（周知の埋蔵文化財包蔵地表記地図）については、平成 21 年度事業でデータベース化を行い、市ホームページで閲覧できるよう準備している。

埋蔵文化財発掘調査で得られた出土遺物などは、Ⅰ種（貴重で活用できるもの。）、Ⅱ種（Ⅰ種以外で参考となるもの。活用できる可能性が低いもの。具体的には土器の細片などを指す。）に分類し、佐賀市文化財資料館にⅠ種、富士収蔵庫にⅠ種の一部とⅡ種、諸富収蔵庫などにⅡ種を保管している。

周知の埋蔵文化財包蔵地

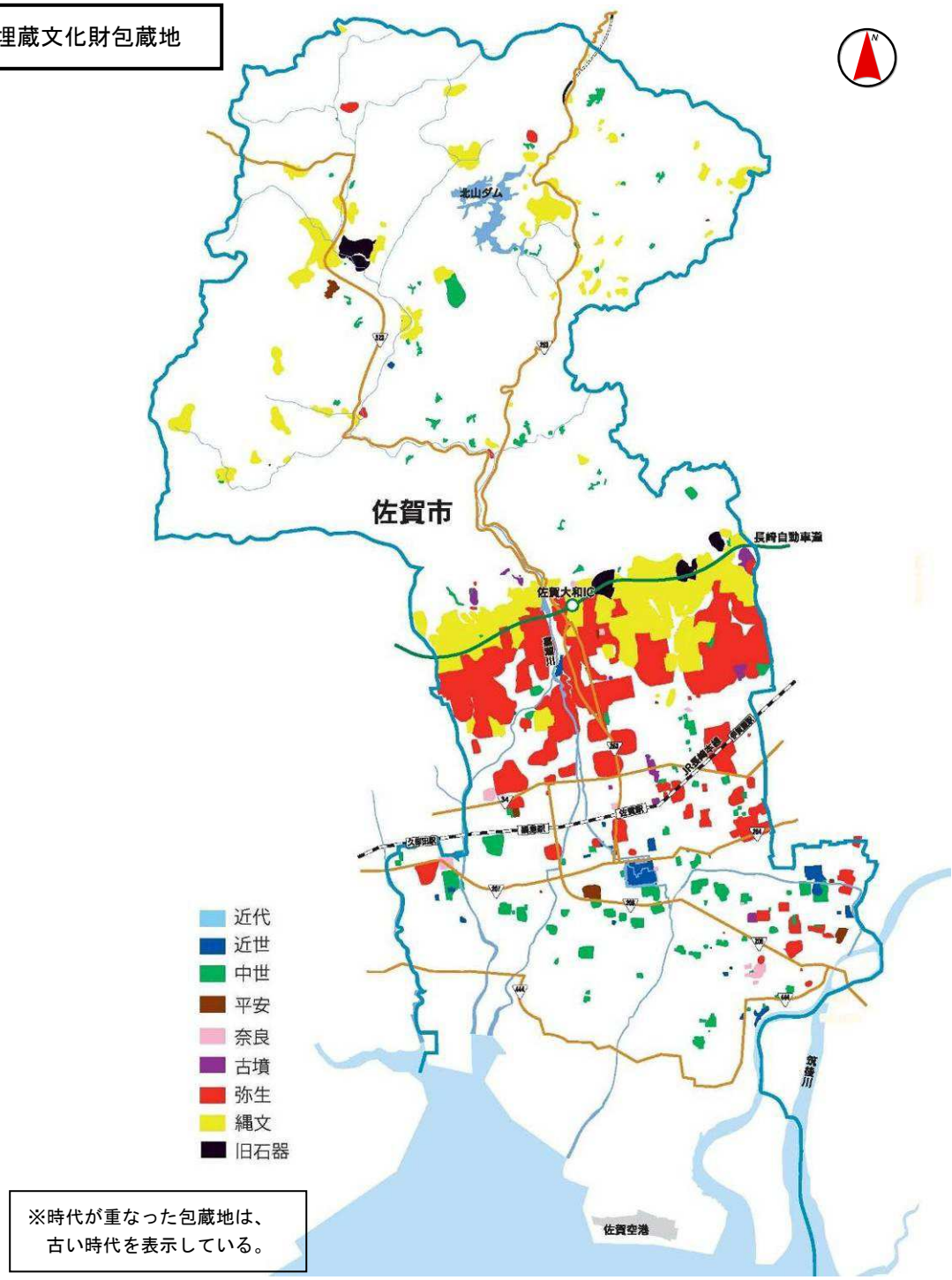

⑧ 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制と今後の方針

当市では文化財の指定及び指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するために佐賀市文化財保護条例に基づく佐賀市文化財保護審議会を設置している。

同審議会委員は中世史１名、近世史１名、近現代史１名、民俗１名、美術工芸１名、建築１名、考古学１名、工芸技術１名の８名で組織している。

また、当市の体制としては、文化財担当部署である教育委員会文化振興課に、文化財専門職員（考古学系）11 名と幕末産業遺産関連の近世古文書類調査のための文献調査専門職員１名、平成 27 年７月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のひとつである三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関するを担当する市長部局企画調整部歴史・世界遺産課に、文化財の専門職員（考古学系）１名を配置している。

文化財保護の体制

教育委員会教育部

部長―副部長―文化振興課長―　　文化振興係　５名
（文化財専門職員）　　文化財一係・二係　12 名
（文化財専門職員 11 名＋文献調査専門職員１名）

企画調整部

部長―副部長―歴史・世界遺産課長―　三重津活用係　２名
三重津整備係　３名
（文化財専門職員１名）
歴史政策係　　２名

※文化財専門職員は考古学系

【佐賀市文化財保護審議会】

中世史１名、近世史１名、近現代史１名、民俗１名、美術工芸１名、建築１名、考古学１名、工芸技術１名　計８名

⑨ 文化財の保存・活用に関わっている住民、ＮＰＯ等の状況及び今後の体制整備の方針

当市には、無形民俗文化財の保存会、まちづくり協議会、歴史研究会などの文化財関係団体をはじめ、歴史・文化の保存・活用に係る各種まちづくり団体が活動している。

今後とも、これらまちづくり団体との意見交換を重ねながら、お互いの連携を図るとともに、歴史・文化の担い手育成などについても検討を行う。

2　重点区域に関する事項

①　文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、重要文化財（建造物）3 件、史跡 1 件、県史跡 1 件、市重要文化財（建造物）12 件が所在し、これらの文化財は全て公開されている。

この指定文化財 17 件の所有は、重要文化財 2 件（与賀神社の楼門、三の鳥居及び石橋）が与賀神社、市重要文化財のうち、石造肥前鳥居 1 基は龍造寺八幡神社、石造肥前鳥居及び肥前狛犬像は伊勢神社、鐘楼は真覚寺、旧佐賀城本丸御座間・堪忍所は佐賀県、武家屋敷の門（中の小路）は国の所有であり、そのほかの指定文化財は、佐賀市の所有である。

これら指定文化財の保存修理にあたっては、佐賀市以外の所有の場合は、所有者などとの連携を図りながら適切な保存修理を行い、また市所有の指定文化財については計画的な保存修理を行う。

佐賀城鯱の門及び続櫓（重要文化財）、佐賀城跡（県史跡）、旧佐賀城本丸御座間・堪忍所（市重要文化財）は佐賀城公園の公園施設として活用されており、大隈重信旧宅（史跡）は、隣接地の大隈重信記念館とともに公開している。

柳町地区に所在する旧古賀銀行・旧古賀家・旧牛島家・旧福田家住宅・旧三省銀行（全て市重要文化財）は、佐賀市歴史民俗館として、佐賀城下ひなまつりの会場や伝統工芸である「佐賀錦」の教室などに活用している。この柳町地区は景観形成地区に指定されており、指定文化財以外の建造物の活用についてもその継承や活用について検討を行っている。

水ヶ江二丁目に所在する武家屋敷の門（市重要文化財）は、佐賀市に寄贈されたことを契機に平成 20 年度に保存修理を行い公開している。

修復された「武家屋敷の門」
［市重要文化財］

文化財は地域の貴重な歴史資産であり、これを活かし積極的な活用を推進することが地域の活性化に寄与するものと考える。

このため、文化財の周知や広報、文化財を結ぶ道路などの動線の整備、そして文化財そのものを、その保存・活用を行う拠点施設として整備する。

また、文化財指定を受けていない建造物について、その価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財の指定を進め、また必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定を行い、その保存と活用を図る。

重点区域には、「肥前びーどろ」、「佐賀錦」や「鍋島緞通」などの伝統工芸が継承されている。そのうち「肥前びーどろ」については、宙吹き技法が貴重として佐賀市重要無形文化財に指定されているが、その他の伝統工芸については、未だ調査不足の観があり、今後は調査を進めながら指定の可能性を探っていく。ま

た、これらの伝統工芸などの地場産品の普及・ＰＲのため、さらに販路拡大のために平成 21 年度に設置した「佐賀市地場産品交流会館」では、製品展示を行っている。また、「肥前びーどろ」、「佐賀錦」、「鍋島緞通」をはじめ、市域にある「諸富家具・建具」、「名尾手漉和紙」は、伝統的な技術や方法でつくられているとして「佐賀県指定伝統的地場産品」に指定されており、広報誌への掲載などにより、市民や来訪者の関心が高まるよう今後も支援していく。

無形民俗文化財については、重点区域内に指定されたものはないが、恵比須信仰をはじめ各地域に根付いた行事や伝統文化などの無形の文化財が継承されている。これらの無形の文化財についても継承する地域の方々や保存団体などの担い手との連携を強化し、必要な調査の実施や記録に努めるとともに市民に対する普及活動に努める。

当市では、このような市域に点在する地域固有の歴史文化を支援することを目的に、平成 21 年度から実施している「地域文化保存・継承支援事業」を今後も継続し、地域資源を維持・保全及び継承する地域活動に対する財政支援を行っていく。

＜具体的な事業名＞

28. 地域文化保存・継承支援事業

② 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

本計画の実施期間中に歴史的風致を維持向上するための保存修理などを積極的に実施するため、重点区域に点在する歴史的建造物については、所有者や管理者との協議の上、取得や保存・修理に対する助成を行う。

特に、重点区域内で歴史的風致形成建造物の指定基準に合致する歴史的価値が高い建造物については、歴史的風致形成建造物に指定した上で、所有者などの意向や損傷状態の調査を行い、修理に対する助成を行う。

現状変更を伴う事業については、文化庁長官並びに県及び市の教育委員会の許可を得て実施する。

なお、保存修理については修復検討委員会に諮り、本章の１の②の方針沿って実施するものとする。

＜具体的な事業名＞

2. 重要文化財「佐賀城鯱の門及び続櫓」保存修理事業
   - 昭和 36 年 11 月～38 年 6 月にかけて大規模な保存修理工事を行ったが経年劣化により門扉を中心に小修理が必要となったため、保存修理を行う。
   - 平成 30 年度～平成 33 年度（予定）

9. 史跡「大隈重信旧宅」保存修理事業
   - 耐震補強を含めた保存修理の検討を行った後、保存修理を行う。

・ 平成 26 年～平成 29 年度

10. 重要文化財「与賀神社楼門」保存修理事業
・ 昭和 49 年度に塗装の塗り替えを行ったが、塗布されている赤色顔料の経年劣化による退色が認められるので保存修理を行う。
・ 平成 28 年度～平成 31 年度（予定）

11. 重要文化財「与賀神社三の鳥居及び石橋」保存修理事業
・ 経年劣化による石材の緩み補正のための保存修理を行う。
・ 平成 28 年度～平成 31 年度（予定）

12. 武家屋敷の門（松原二丁目）保存修理事業
・ 老朽化による破損状態を把握した上で、保存修理を行う。
・ 平成 27 年度～平成 28 年度

15. 歴史的風致形成建造物保存修理事業

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、佐賀県立佐賀城本丸歴史館、博物館、美術館（以上佐賀県所管）、大隈重信記念館、佐賀市歴史民俗館（以上佐賀市所管）及び公益財団法人鍋島報效会が運営する徴古館などの展示施設がある。

文化財に関する情報提供を行う案内板や文化財を有機的につなぐ誘導看板の設置、周遊ルートの整備などを行う。

また､佐賀市と公益財団法人鍋島報效会との間で平成20年10月に締結した｢徴古館を活かしたまちづくりに関する基本協定｣及び平成 31 年３月に締結した｢まちづくりに関する基本協定｣に基づき、徴古館が有する歴史資産を活用した徴古館の事業に対し支援を行う。

具体的な事業としては、歴史的建造物が集積する柳町に所在し、歴史的価値が高い建造物である「旧久富家住宅」、「旧森永家住宅」「旧中村家住宅」を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を行い、各建造物が有するそれぞれの価値を活かし、まちづくりに資する施設として活用する。

柳町で「佐賀市歴史民俗館」として既に活用している「旧古賀銀行」、「旧古賀家」、「旧牛島家」、「旧三省銀行」、「旧福田家住宅」の 5 棟については、整備後 10 年以上が経過し、雨漏りや漆喰落ちなどの経年劣化が見られるため、平成 24 年度から必要な保存修理を行う。

また、「佐賀市歴史民俗館」を結ぶ周遊ルートや 2 箇所の駐車場についても、快適に周遊できるように整備を行う。

＜具体的な事業名＞

5. 旧久富家住宅取得保存修理事業
6. 旧森永家住宅取得保存修理事業
7. 佐賀市歴史民俗館（5 棟）保存修理事業

13. 旧中村家住宅保存修理事業
17. 佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業

④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

城内地区は都市計画法に基づく地区計画を指定しており、地区計画により建造物の高さの最高限度を 10 メートルとし、用途制限及び屋上広告物などの禁止を定めている。また城内周辺についても都市計画法に基づく高度地区の指定により、建造物の高さの最高限度を 15 メートルと定めている。また、城内の北側の一部には都市計画法に基づく風致地区に指定し、建造物の高さの最高限度 15 メートル、建ぺい率・壁面後退の強化及び建造物の色彩の制限また緑地率を定めている。城内の南西側の一部には第一種低層住居専用地域を定め建造物の高さの最高限度を 10 メートルとしている。さらに、城内及びその周辺には、教育・文化の環境を保護する目的で都市計画法に基づく文教地区に指定しており、ホテル・旅館、マージャン屋、ぱちんこ屋などの立地を制限しており、周辺環境を保全するためにこれらの規定について今後とも厳格な運用を行っていく。

平成 23 年度に変更した景観法に基づく景観計画では、城内地区及び歴史的建造物が多く残る柳町を「景観形成地区」に指定しており、良好なまちなみを保全するために適切な誘導を行っていく。

具体的な事業としては、良好な緑地を創造するため、国の登録有形文化財である徴古館周辺の松原公園を区域拡大する整備を平成 30 年度から実施する予定である。一方、佐賀県が昭和 43 年度から引き続き実施している佐賀城公園事業については、昭和初期に埋められた東堀の一部復元に取り組む。また、佐賀城堀の水位の低下により、城内の水路に水が流れ込まないため、堀の水位を保つ樋門などを設置するとともに城内の水路改修を行い、堀の水を城内の水路に循環させる取り組みを平成 25 年度から取り組む。さらに、城内及び城内周辺のまちづくりの方向性を示した「佐賀城下再生百年構想」に基づく、ホタルの再生や城堀のハスの再生などの城内の資産を活用したまちづくりについても今後も取り組んでいく。

また、重点区域内の歴史的建造物やまちなみを見ながら、徒歩や自転車で快適に周遊できるよう長崎街道の再整備を平成 26 年度から実施し、市民団体によるまちづくりが進められている松原神社参道の新馬場通りの整備は平成 30 年度から実施する。

重点区域内に点在する石橋再生事業も平成 25 年度から、水路の赤石積護岸、「棚路」の再生保全に対する取り組みも平成 25 年度から行う。

また、周遊ルートの防護柵などの環境整備や駐輪場などの整備を平成 25 年度から行い、錦通りをはじめとする長崎街道の沿線のファサード整備については平成 25 年度から取り組む。

さらに、重点区域に多数所在する歴史資産の周知化を図るため案内・説明看板や誘導看板の設置が必要であり、設置する位置の検討及びそれらの統一デザインについての検討を平成 25 年度から行う。

緑化の推進については、平成 23 年度に当該計画の重点区域の一部とその周辺を「みどり重点地区」に指定し、沿道環境の保全のため、民有地の緑化を進める。

また、長崎街道沿いの佐賀城下の東の入口で当時架かっていた橋の土台の石垣の遺構が発見されたため、この遺構を活かした公園整備を行う。

長崎街道と交差する柳町紺屋川の北西側で発見された石垣護岸と雁木についても、遺構を活かした広場整備を実施する。

＜具体的な事業名＞

1. 佐賀城公園整備事業
3. 佐賀城堀の水の循環事業
4. 松原公園整備事業
15. 長崎街道再整備事業
16. 石橋再生事業
18. 新馬場通り（松原神社参道）整備事業
19. 周遊ルート環境整備事業
20. 案内・説明看板及び誘導看板整備事業
21. ファサード整備事業
22. 水路保全整備事業
23. 緑化推進事業
24. 構口公園整備事業
25. 柳町思案橋広場整備事業

⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災に関しては、火災や震災などの災害から文化財を守るために、個々の文化財について防災上の課題を把握し必要な対策を検討する。

文化財に指定された建造物は、消防法に基づく消防設備の設置が義務づけられており、既指定文化財建造物のうち、消防施設が老朽化しているものや型式が適合しないものについては、速やかに消防設備の更新を図ることとする。また、新たに文化財に指定する建造物については、速やかに消防設備の設置を図る。

柳町地区コミュニティ消防センター
（柳町）

さらに、耐震対策として、改修時に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行うものとする。

なお､佐賀市指定文化財などの歴史的建造物が集積している柳町には消防団の消防ポンプ積載車などを常設する格納庫を設置し、火災発生時の対応を素早くする体制を整えている。

また、重点区域内の文化財防火意識の市民への浸透については、毎年「文化財防火デー」に合わせて防火訓練を行っており、重点区域内に位置する重要文化財や史跡である「佐賀城鯱の門及び続櫓」、「与賀神社楼門」、「大隈重信旧宅」を対象とし、毎年輪番で防火訓練を実施している。

文化財防火デー　佐賀城鯱の門及び続櫓
［重要文化財］

防犯に関しては､史跡「大隈重信旧宅」は､機械警備システムを導入している。建造物以外の重要文化財については､最近頻発する盗難事件を防止するため､機械警備システムの導入について啓発していく。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域は当市の中心部であり､市民憩いの場であると同時に観光拠点でもあることから、当市の歴史資産である文化財を磨き上げ、交流人口を増やし地域経済を活性化することは、この計画策定の目標でもある。

このため､まちづくりの市民団体と連携し､市民や来訪者に対する歴史資産の情報提供を積極的に行い、当市の魅力を伝えることが重要である。

小学校校区単位にある市立公民館が主催事業として開催している地域の歴史資産を巡る探訪会や講座には、常に多くの参加者があるため、今後も市立公民館に対して歴史資産に関する情報提供を積極的に協力していく。

具体的な事業としては、史跡の「大隈重信旧宅」隣地に建つ「大隈記念館」の展示施設及び展示物の更新を平成 24 年度から取り組み、まちづくりの啓発の場とする。また、指定文化財の重要性を理解してもらうために、その概要を記した「指定文化財要覧」を市町村合併により新たに編纂する必要があり、平成 23 年度から取り組んでいる。

＜具体的な事業名＞

8. 大隈記念館改修事業
29. 指定文化財要覧作成事業

⑦ 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内には､「佐賀城跡」など面的に広がりを持つ周知の埋蔵文化財包蔵地が 13 箇所ある。この包蔵地内の開発行為に当たっては確認調査を実施した上で、必要に応じて現地保存・区域除外・記録保存のための発掘調査を実施する。

重点区域は、公益財団法人鍋島報效会が有する藩政期の絵図である「御城下絵図」に描かれた城下範囲に相当する地域となっている。そのため、区域内には江戸時代の遺構の存在が想定されるので、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、歴史的な建造物の近辺や長崎街道の沿線などで開発行為が計画される際には、開発原因者に埋蔵文化財確認調査の実施に向けて理解・協力を求めている。また、確認調査の結果、遺構が確認された場合には、文化財保護法に基づき発見通知を提出し遺跡としての周知化を図っており、今後も同様に実施していく。

遺跡一覧

番号	遺跡名	時代区分
0424	多布施館跡	中世・近世
0426	多布施反射炉跡	近世
0427	松原一丁目遺跡	弥生
0428	呉服元町遺跡	近世
0429	大財端城跡	中世
0552	築地反射炉跡	近世
0553	伊勢町遺跡	近世
0554	与賀城跡	中世
0555	佐賀城跡	近世
0556	水ヶ江一丁目遺跡	奈良
0557	水ヶ江城跡	中世・近世
0558	袋五本松遺跡	中世
0575	田代遺跡	中世・近世

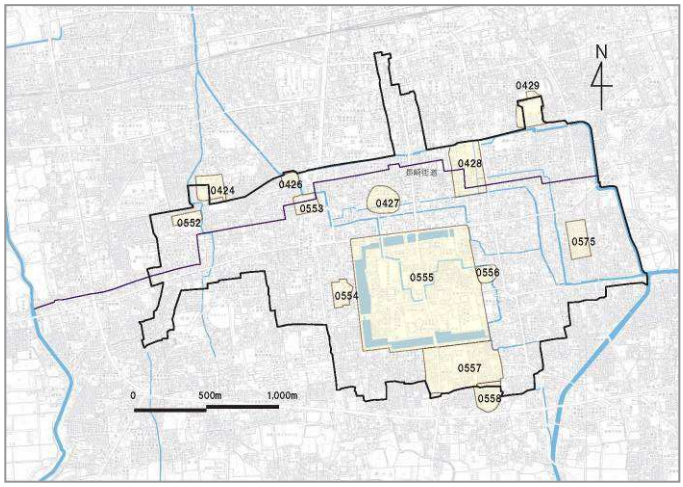

周知の埋蔵文化財包蔵地の分布図（重点区域）

【世界文化遺産に関連する埋蔵文化財について】

当市では、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産資産のひとつである「三重津海軍所跡」に関連し、当市における近代化産業遺産である「築地反射炉跡」（重点区域内）、「多布施反射炉跡」（重点区域内）、「精煉方跡」、「三重津海軍所跡」の発掘調査及び文献調査を行っている。

これらの遺跡は、わが国独自の、いわば「自力による近代化」の端緒となった遺跡であり、世界史的に見ても重要な遺跡と認識している。

そのうち「精煉方跡」については、平成 29 年度と平成 30 年度に敷地の大方を当市が取得した。今後発掘調査、文献調査を行うこととしている。「築地反射炉跡」（重点区域内）、「多布施反射炉跡」（重点区域内）についても発掘調査、文献調査を推進しているが、学校施設の地下や民有地に所在しているため発掘調査の方法や遺跡の保全について検討しながら進めていく。

⑧ 文化財の保存・活用に関わっている住民、ＮＰＯ等の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

佐賀市と公益財団法人鍋島報效会との間で平成 20 年 10 月 3 日に締結した「徴古館を活かしたまちづくりに関する基本協定」及び平成 31 年 3 月 8 日に締結した「まちづくりに関する基本協定」に基づき、当市では「徴古館を活かしたまちづくり推進事業」を展開しており、徴古館が所有する「御城下絵図」に現在の地形図を重ねた「まち歩きマップ」の作成や徴古館が実施する事業に対する支援を行っている。

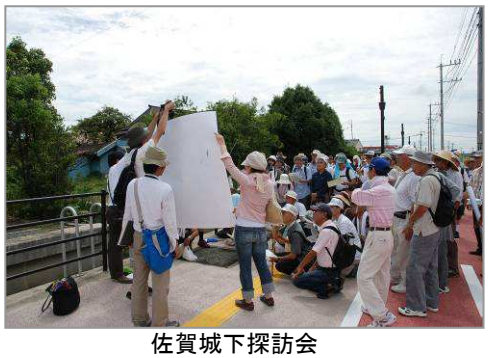
佐賀城下探訪会
（公財）鍋島報效会 徴古館 主催

また、公益財団法人鍋島報效会により設立された登録博物館である徴古館では、まちづくり団体や個人が集い、まちづくり活動を行っている。その活動に対し佐賀県・佐賀市が支援を行いながら、平成 21 年度に文化庁の「美術館・博物館活動基盤整備支援事業」の採択を、平成 22 年度には「美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業」の採択を受け、「佐賀城下絵図を読み解き、まちづくりに活かそう！」と題した事業を実施した。その事業の概要としては、徴古館が有する 7 種類の江戸期の御城下絵図をデジタル化し、現在の地形図に重ねた地図を作成、また竈帳を読み解き地図に落とす市民ワークショップを実施、さらには、デジタル化した御城下絵図を活用してまち歩きをする年 4 回の歴史探訪会、御城下絵図を一同に展示する企画展の開催などを実施し、徴古館が有する歴史資産について市民をはじめ来訪者に対し情報を提供してきた。

平成 23 年度からは、文化庁の「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の採択を受け、2 つの実行委員会が同事業を実施している。公益財団法人鍋島報效会、佐賀城を愛する会など 13 団体により構成される「さが城下まちづくり実行委員会」は、平成 22 年度までの文化庁の支援事業を踏まえ、当市に継承された文化遺産を活用し、文化遺産普及啓発事業ではお堀めぐりなどを実施し、また、歴史文化資源調査活用事業では、徴古館が所蔵する御城下絵図に書かれた文字判読作業や明和屋敷帳に記載された藩士約4,000名の居住所変遷の調査を行い、これら膨大な文献資料を一元化、検索可能な形で管理するシステムを構築し、城下の変遷を容易に調査できる環境を整備するほか、年 4 回の歴史探訪会や企画展も同事業で引き続き実施する。一方、いけばな池坊 伝統文化こども大和教室など 17 団体で構成される「佐賀市文化遺産体験活動実行委員会」は、子どもを対象とした伝統文化の体験教室を実施し、その成果を披露する合同発表会を開催する。佐賀市は、実施計画書を作成するとともに、両団体の事業実施に対し助言などを行っている。また「さが城下まちづくり実行委員会」には、佐賀市は構成団体として参画し、同実行委員会が実施する事業を一緒に取り組んでいる。

まちづくり団体「恵比須ＤＥまちづくりネットワーク」では、日本一の数といわれる恵比須像をまちづくりに活かす活動を推進しており、市域に点在する恵比

須像を調査した恵比須台帳の作成や恵比須巡りのガイドを行っている。

今後も、徴古館の取り組みや、活動している多くのまちづくり組織との連携を深めていく。

具体的な事業としては、無形民俗文化財の保存会や地域に残る歴史資産を次世代に引き継ぐ地域活動や地域資源を活かした活動を行う団体に対し支援を行う「地域文化保存・継承支援事業」を平成 21 年度に創設しており、今後も引き続きこれらの活動に対し支援を行う。また、市指定文化財を維持及び管理する個人・団体に対する「佐賀市指定文化財維持管理謝礼金」や無形民俗文化財の保存団体などに対する「佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金」についても、今後も引き続き実施していく。

さらに「まちづくりファンド」を活用した市民主体のまちづくりに対する支援も平成 23 年度から取り組んでいる。

＜具体的な事業名＞

26. 佐賀市文化遺産活用事業
27. 徴古館を活かしたまちづくり推進事業
28. 地域文化保存・継承支援事業（再掲）
30. まちづくりファンド活用事業
31. 佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
32. 佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金

第 6 章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等とされている（法第 3 条）。当市の歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、周囲の歴史資源と歴史性に十分配慮して実施するものとする。また、管理にあたっては、良好で適切な当該施設の管理を行う。

なお、整備または管理を行う上で、文化財部局とまちづくり部局の連携は重要であり、慎重に連携しながら歴史的風致の維持及び向上に努める。

当市は町割の大きな改変はなく、城下町の武家地や町地の趣は損なわれておらず、幾重にも折れながら町地を東西に貫く長崎街道の道筋もほぼ当時の姿を保っている。

しかしながら、武家地や町地に継承されてきた歴史的建造物の多くが滅失している。このため、歴史的建造物の保全を行い、また、佐賀市固有の歴史的風致を維持し、さらなる向上を図るため、行政・所有者や管理者・市民などの連携により、次の事項に関する事業を行う。なお、歴史的風致の維持向上に欠かせない新たな事業を行う必要が生じた場合には、適宜事業の追加をしていくものとする。

1　歴史的建造物等の保存に関する事項

重点区域内の大規模な都市公園は、徴古館周辺の松原公園と城内の佐賀城公園の 2 箇所である。これらの都市公園はそれぞれ歴史性を有しており、その歴史性に十分配慮した整備と適切な管理を行うことにより歴史的風致の維持向上を図る。

また、歴史的風致形成建造物は、歴史的風致を維持向上させる核となる施設であり、歴史的価値が低下しないよう十分な検証を行った上で整備又は助成を行い、適切な管理を行うことにより歴史的風致の維持向上を図る。

2　周遊ルートの整備及び道路・水路の整備に関する事項

歴史的なまちなみを維持していくために、歴史的風致形成建造物などへの保全・修景などの整備や助成をしていくとともに、長崎街道などの道路の高質化と歴史的風致形成建造物や展示・交流施設をつなぐ周遊ルートの整備を行い、来訪者が当市の歴史に触れながら周遊ルートを快適に散策できるように、自転車駐輪場、案内板の整備、石橋・護岸・棚路などの保全整備や展示施設の整備を行う。

3　その他、歴史的風致の維持向上に寄与する事項

その他、当市の歴史的風致の維持向上に寄与する事業及び文化財などに対する理解や啓発につながる事業を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

事業実施位置図

埋蔵文化財包蔵地

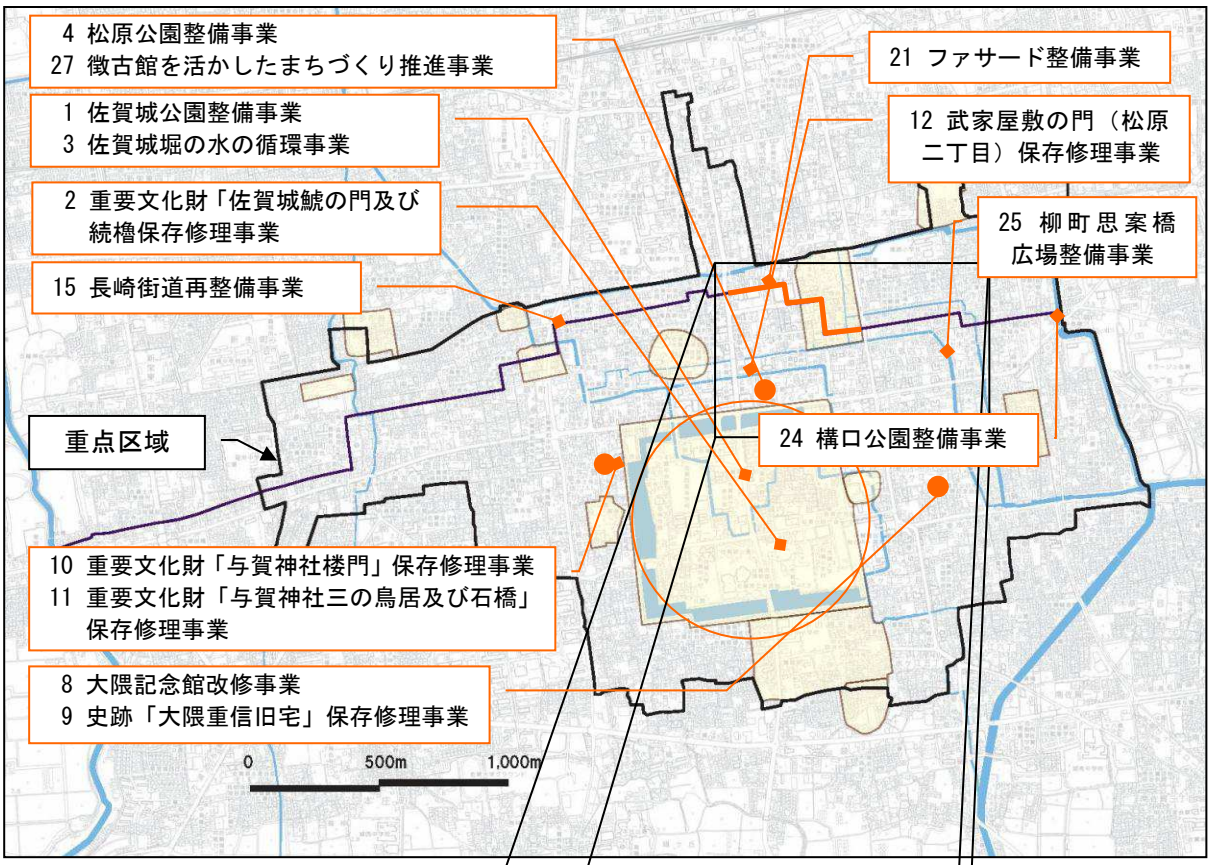

重点区域全域に関わる事業

14 歴史的風致形成建造物保存修理事業
16 石橋再生事業
19 周遊ルート環境整備事業
20 案内・説明看板及び誘導看板整備事業
22 水路保全整備事業
23 緑化推進事業
26 佐賀市文化遺産活用事業
28 地域文化保存・継承支援事業
29 指定文化財要覧作成事業
30 まちづくりファンド活用事業
31 佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
32 佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金

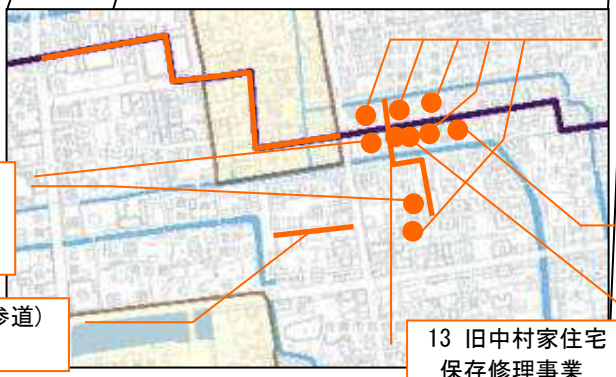

7 佐賀市歴史民俗館（5棟）保存修理事業
17 佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業
5 旧久富家住宅取得保存修理事業
6 旧森永家住宅取得保存修理事業
18 新馬場通り（松原神社参道）整備事業
13 旧中村家住宅保存修理事業

1 歴史的建造物等の保存に関する事項

事業の名称	1. 佐賀城公園整備事業
整備主体	佐賀県
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
事業期間	昭和 43 年度～
事業位置	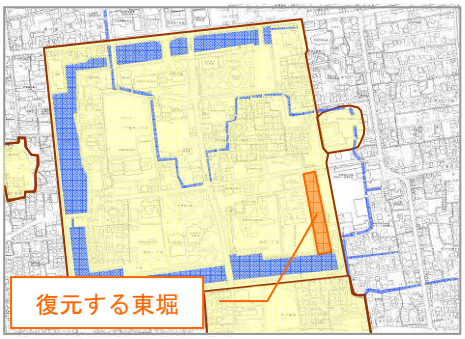 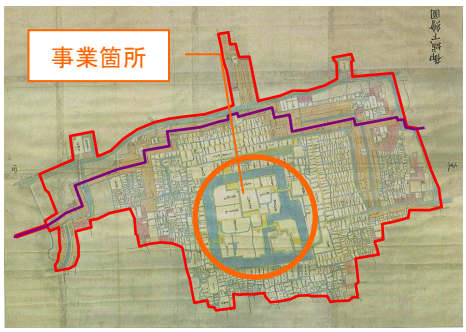
事業概要	佐賀城公園整備事業は、第一期工事を昭和 36 年に着手し、昭和 41 年に完了した。続いて第二期工事として昭和 43 年から公園計画区域を随時拡大しながら整備を続けてきており、現在、計画面積 32.39 ヘクタールで実施中である。 現在、「歴史の森」地区として位置付けた佐賀城の本丸及び二の丸周辺の重点的な整備を進めており、「佐賀城下再生百年構想」に基づき、昭和 13 年・14 年度に埋められた東堀の一部復元工事を実施する。 「歴史の森」地区 一部復元される東堀と手前は南堀（イメージ図）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	佐賀城公園は、佐賀市の中心部に位置し、三方を堀に囲まれた堀端の大楠（県天然記念物）が水面に映え、佐賀城の雰囲気を醸し出す公園である。 「歴史の森」区域では、平成 16 年に佐賀城本丸御殿及びその周辺の石垣・土塁・櫓台などの復元を行った。 今回、昭和初期に埋められた東堀の一部復元を行うことは、佐賀城の城内の範囲がより明確となり、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	2. 重要文化財「佐賀城鯱の門及び続櫓」保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	平成 30 年度～令和 3 年度
事業位置	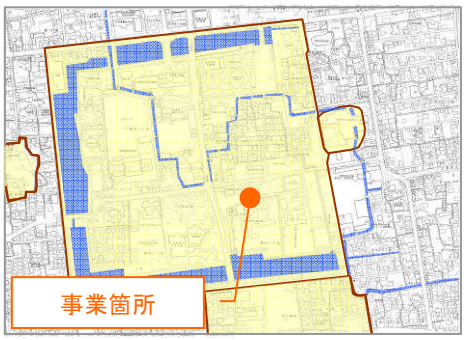 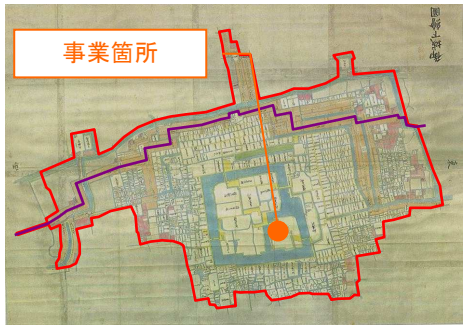
事業概要	この鯱の門は、天保 6 年（1835）から始まる本丸再建に際し、本丸の門として天保 9 年（1838）に完成したものである。また、この門は、明治 7 年（1874）の佐賀の役では銃弾にさらされ、現在でも弾痕が観察できる。 昭和 36 年 11 月から昭和 38 年 6 月にかけて大規模な保存修理工事を行ったが、経年劣化により、門扉を中心に小修理が必要となったため保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	佐賀城鯱の門及び続櫓は、本格木造建造物として復元された本丸御殿（県立佐賀城本丸歴史館）の門として、多くの人が訪れる場所であり、今回の保存修理により、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	3．佐賀城堀の水の循環事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業・効果促進事業）
事業期間	平成 25 年度～令和 3 年度
事業位置	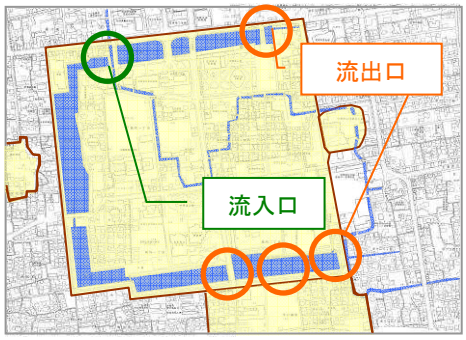 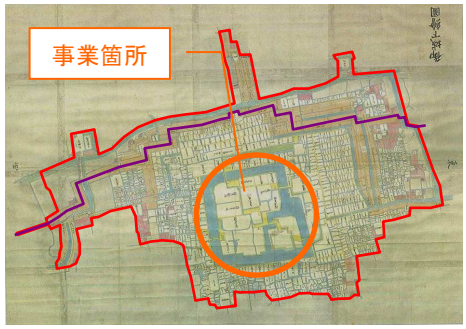
事業概要	多布施川から流入する佐賀城の城堀の水は、農業用水として管理され、城内の水路に流入していたが、現在はその機能が失われて堀の水位が下がったため、城内の水路に水が流れなくなっている。 このため、流出口に樋門などを設置し、お堀の水位管理を行うとともに城内の水路の改修を行い、堀の水を城内に循環させる。 水位が下がり、スロープを継ぎ足された北堀の水鳥小屋 管理をされていないため流れ出す北堀の水
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	佐賀城内は水を蓄えた堀に囲まれた区域であるが、現在は堀の水は城内を循環することなく、多布施川から北堀に流入した水は、すぐに城外に流れ出している。 重要文化財「佐賀城鯱の門及び続櫓」の周辺は観光拠点となっており、多くの来訪者が訪れる地区であり、水量不足で川底が見える城内の水路の状況は、景観上重要な課題である。この事業により城堀の水が城内に循環することにより、周辺環境の改善が図られ、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">4. 松原公園整備事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">社会資本整備総合交付金（関連社会資本整備事業）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 30 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 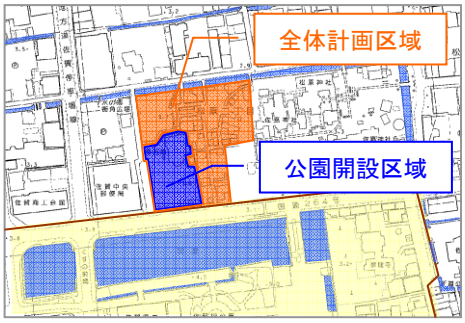
</td><td> 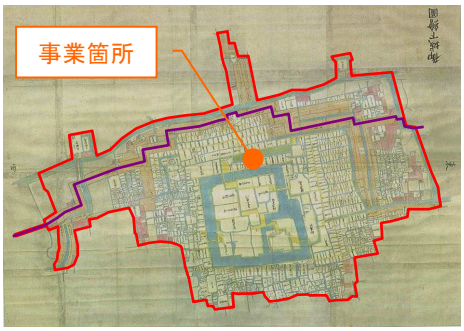
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">松原公園は、全体計画区域を定めた上で借地公園の手法を用い、整備可能な区域から公園整備を行ってきた。今後も順次公園区域を拡大しながら緑化施設・広場などの整備を行う。

右上：松原公園全体計画区域の航空写真　　左上：計画平面図
【青色：公園開設区域　赤色：全体計画区域】</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">当市の懸案だった松原公園の整備は、第一期区域として国宝を含む佐賀藩鍋島家伝来の歴史資料を所蔵・展示する徴古館（国の登録有形文化財）周辺の整備を行い、公園の開設を行っている。
松原公園は、戦前までは大正 2 年に建立された佐賀藩第 10 代藩主鍋島直正公（閑叟公）の像（戦時中に供出）がある静かな公園であったが、戦後の混乱の中で雑多な建物が建っている。このため徴古館に訪れやすくするために徴古館周辺の公園整備区域の拡大を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

事業の名称	5. 旧久富家住宅取得保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	平成 24 年度～平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 25 年度～平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成 24 年度～平成 27 年度
事業位置	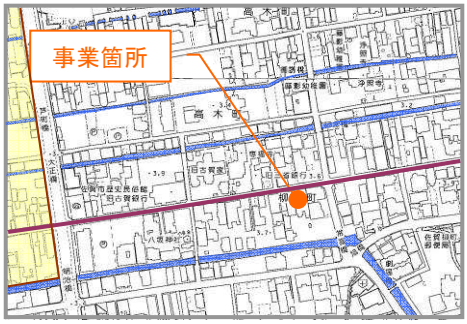 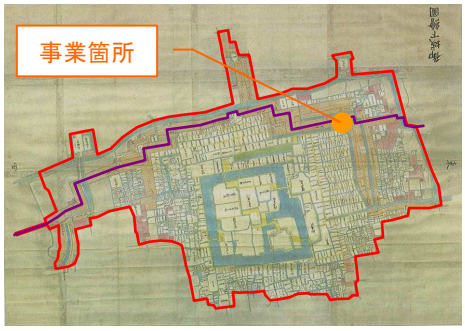
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に位置する旧久富家住宅は、大正 10 年に「履物問屋 久富商店」として建てられたもので、同商店は、県内でも有数の履物問屋であった。 外観は大棟の妻壁を大きく見せ、大正期の大型町家として力感あふれる表構えであり、主屋西側の土蔵造とともに、当時の面影を良く残している。 この旧久富家住宅を取得し、保存・公開のための修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧久富家住宅が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、新たに歴史的価値が高い建造物である旧久富家住宅を取得・保存修理し公開することにより、柳町のまちなみ景観が一層向上することになり、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	6. 旧森永家住宅取得保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	平成 24 年度～平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 25 年度～平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成 24 年度～平成 27 年度
事業位置	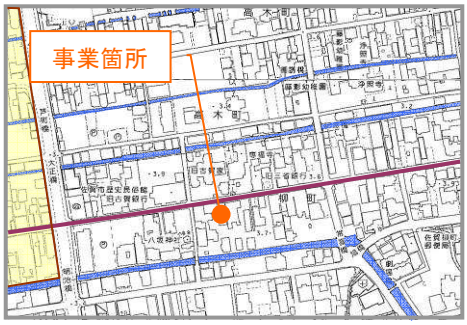 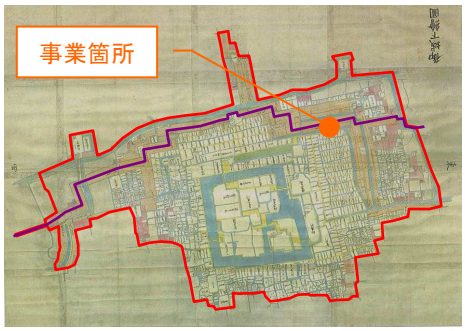
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に位置する旧森永家住宅には、明治前期の建物が 3 棟（主屋、表土蔵、裏土蔵）残されている。 旧森永家住宅は当初、煙草製造販売業を営んでいたが、明治 37 年の煙草専売化に伴い呉服商に転じ、昭和 9 年まで呉服店を営んでいた。 表土蔵は、妻入りの 2 階建で正面の森永呉服店の木看板の文字が目を惹く。裏土蔵は、妻入りの 3 階建で、敷地南側を流れる裏十間川に面して建ち、裏十間川に面した部分にも出入口を設け、船運に対応したとみられる。西側の主屋は、切妻造平屋建である。 この旧森永家住宅の建物を取得し、保存・公開のための修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧森永家住宅が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、新たに歴史的価値が高い建造物である旧森永家住宅を取得・保存修理し公開することにより、柳町のまちなみ景観が一層向上することになり、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	7-1．旧牛島家（佐賀市歴史民俗館）保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 24 年度～平成 27 年度
事業位置	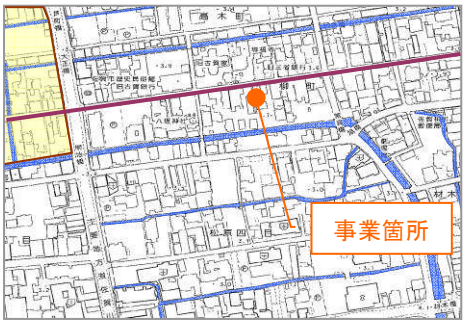 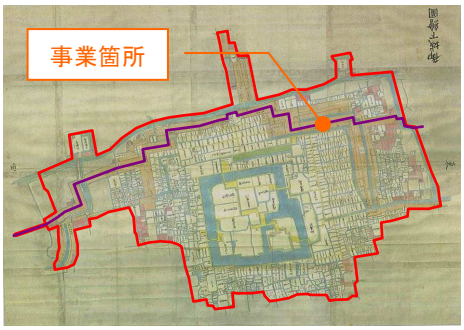
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に建つ旧牛島家は、佐賀市重要文化財に指定されており、佐賀市歴史民俗館を構成する施設の一つである。 旧牛島家は、江戸期に問屋業を営んでいた建物で、城下町南東の旧下今宿町にあった。この建物の建築年代は、18 世紀前後に遡ると考えられ、佐賀市で最も古い町家建築として重要であり、道路拡幅に伴って現在地に移築された。 移転整備後 10 年以上が経過し、雨漏りや漆喰落ちなどが見られるようになってきたため、老朽化による損傷状態を調査した上で、保存のための整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧牛島家が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、引き続き保存・公開・活用していくために必要な修理を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	7-2. 旧古賀家（佐賀市歴史民俗館）保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 26 年度～平成 29 年度
事業位置	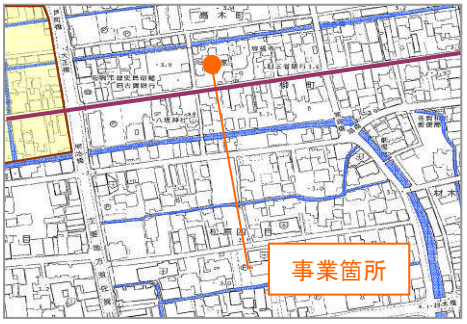 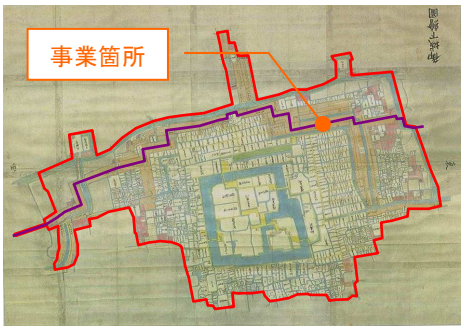
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に建つ旧古賀家は、佐賀市重要文化財に指定されており、佐賀市歴史民俗館を構成する施設の一つである。 旧古賀家は、旧古賀銀行の頭取の住宅で、銀行本店の東隣にある。周りに門と塀を巡らした白漆喰仕上げの近代和風建築で、古賀銀行開業に先立つ明治 17 年(1884)に建てられたと伝わる。 整備後 10 年以上が経過し、雨漏りや漆喰落ちなどが見られるようになってきたため、老朽化による損傷状態を調査した上で、保存のための整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧古賀家が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、引き続き保存・公開・活用していくために必要な修理を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">7-3．旧福田家住宅（佐賀市歴史民俗館）保存修理事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 30 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 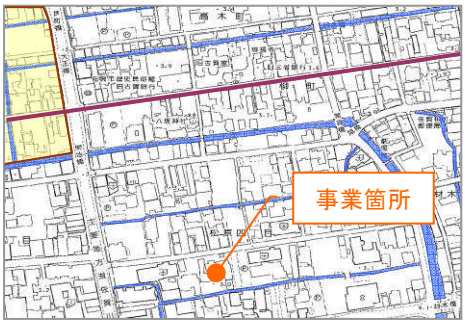
</td><td> 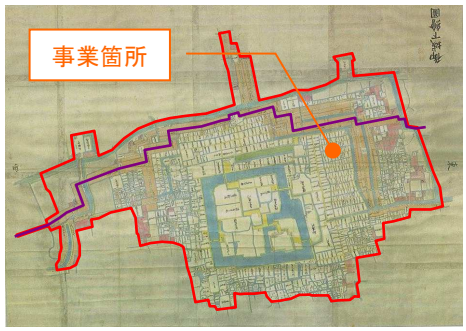
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）の近くに建つ旧福田家住宅は、佐賀市重要文化財に指定されており、佐賀市歴史民俗館を構成する施設の一つである。
旧福田家住宅は、明治末期から大正期・昭和初期にかけて佐賀を代表した実業家の住宅であり、入母屋造 2 階建を中心に、和洋それぞれの様式の応接室や数寄屋造の茶室などを配した大正期の近代和風建築である。

整備後 10 年以上が経過し、雨漏りや漆喰落ちなどが見られるようになってきたため、老朽化による損傷状態を調査した上で、保存のための整備を行う。</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">旧福田家住宅は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ柳町の近くにあり、多くの人が訪れる建造物である。
今回、引き続き保存・公開・活用していくために必要な修理を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

事業の名称	7-4. 旧古賀銀行（佐賀市歴史民俗館）保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 29 年度～令和元年度
事業位置	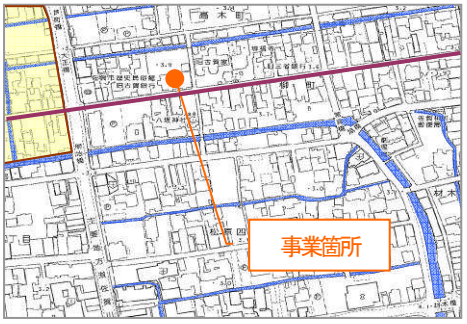 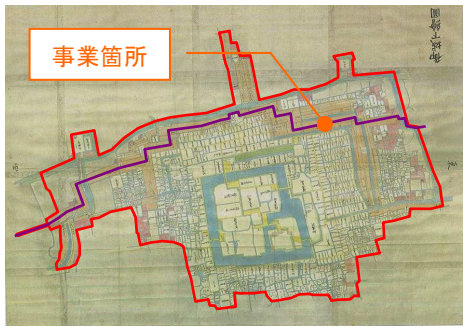
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に建つ旧古賀銀行は、佐賀市重要文化財に指定されており、佐賀市歴史民俗館を構成する施設の一つである。 旧古賀銀行は、明治 18 年（1885）に現在地斜め向かいに設立された銀行で、明治 39 年（1906）に本店として現在地に新築された。当時は洋風を模した漆喰仕上げの外観であったが、大正 5 年（1916）に西側に大きく増築され、木造ながら二つの塔屋を備えたタイル張りの外観と堂々とした吹き抜けを備えた今の姿となった。 整備後 10 年以上が経過し、内壁漆喰の割れ、床の老朽化などが見られるようになってきたため、老朽化による損傷状態を調査した上で、保存のための整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧古賀銀行が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、引き続き保存・公開・活用していくために必要な修理を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	7-5. 旧三省銀行（佐賀市歴史民俗館）保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和元年度～令和 3 年度
事業位置	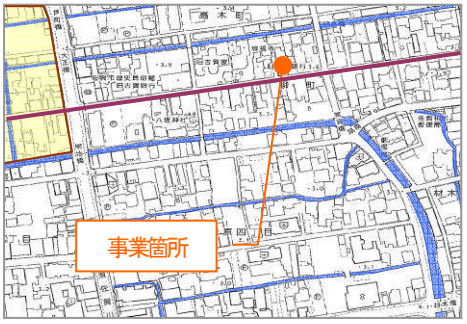 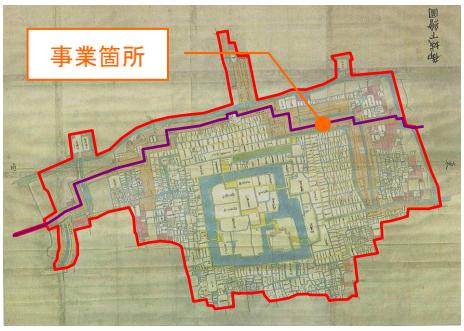
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に建つ旧三省銀行は、佐賀市重要文化財に指定されており、佐賀市歴史民俗館を構成する施設の一つである。 旧三省銀行は、明治 15 年（1882）に設立された三省社を、明治 18 年（1885）に正式の銀行に改めたものであり、明治 26 年（1893）に廃業、その後、医院として昭和 51 年（1976）まで使用された。医院時代に大きな改造が行われたが、解体修理により新築当時の形状に復原した。外観は上方に向かってふくらみを持つ屋根や大胆な形状の窓など人目を引く特異な表情を持ち、他に類例のない個性豊かな建造物である。 整備後 10 年以上が経過し、漆喰落ちなどが見られるようになってきたため、老朽化による損傷状態を調査した上で、保存のための整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧三省銀行が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、引き続き保存・公開・活用していくために必要な修理を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	8. 大隈記念館改修事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	平成 24 年度～平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 内部及び設備改修等 平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成 24 年度～平成 26 年度
事業位置	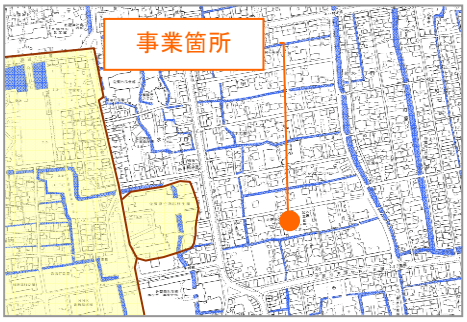 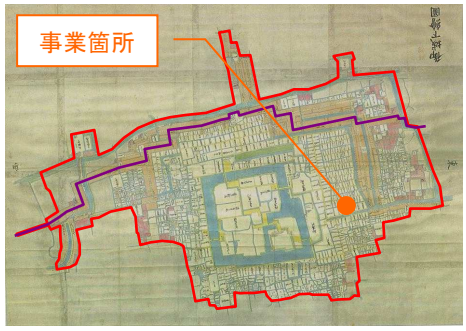
事業概要	史跡「大隈重信旧宅」の隣に建つ大隈記念館は、昭和 42 年（1967）に開館した大隈重信侯にまつわる歴史資料を展示する施設である。同館の設計者は、早稲田大学建築学科教授であった今井兼次氏であり、氏は合理的・機能的なモダニズム建築からは距離を置き、彫塑的、絵画的な独特の作品を生み出している。 同館は氏の代表作であり、どっしりとした独特の意匠は、大隈侯の動かざる姿をイメージしたものといわれている。 同館は、平成 21 年度に外観の改修工事を行ったが、内部や設備などの改修は開館以来行っておらず、今回内部及び設備の改修と展示施設の更新を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	多くの人が訪れる展示施設である。これまでは大隈重信侯に関する展示内容であったが、今回の展示施設の更新とあわせ、佐賀城下の町割について啓発する展示も行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	9. 史跡「大隈重信旧宅」保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	平成 26 年度～平成 28 年度
事業位置	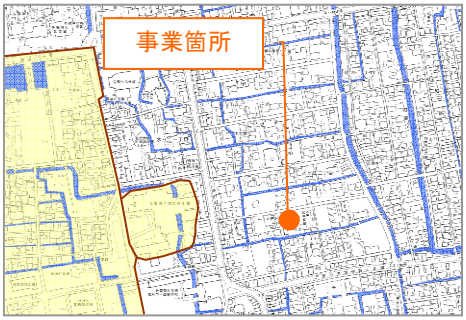 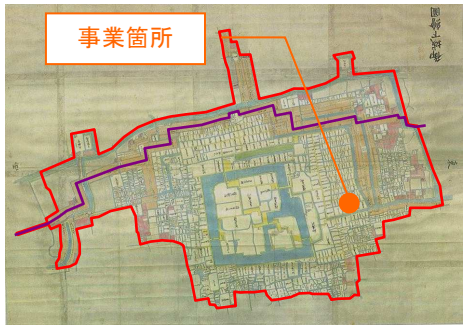
事業概要	この大隈重信旧宅は、佐賀城下の東部にあって東西に通る片田江横小路のうち、南から二番目の会所小路の南側に建つ。七小路は佐賀藩の中流クラスの石高の武士が住まいしたところである。 大隈重信は、天保 9 年（1838）この家で長男として生また。誕生以来ここを住居とし、幕末の動乱期国事に奔走した。慶応 4 年（1868）3 月に新政府の徴士となり、参与職外国事務局判事として抜擢され、活躍の場を国政の舞台に移していった。 今回、耐震補強を含めた保存修理の検討を行った後、保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	佐賀城下の武家屋敷は、屋敷門を除いて、ほとんど残っていない。そういう意味からは大隈重信旧宅は佐賀城下の一般的な武家屋敷の有り様を示すものとして貴重であり、今回の保存修理により、歴史的風致の維持向上を図るものである。

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">10. 重要文化財「与賀神社楼門」保存修理事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">与賀神社</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">国宝重要文化財等保存整備費補助金</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 28 年度～令和元年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 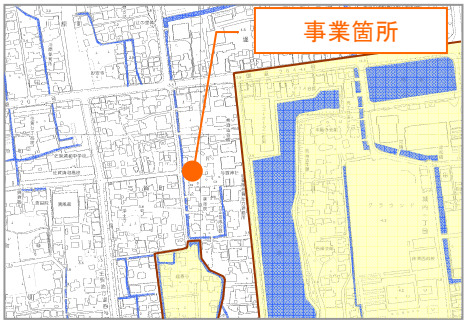
</td><td> 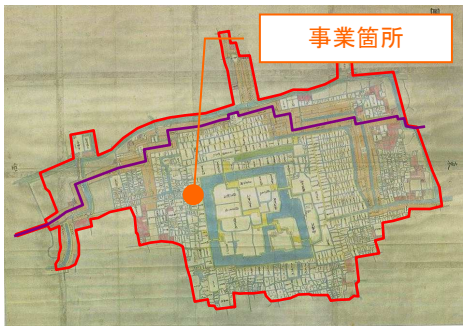
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">この楼門は、構造形式からみると室町時代前後のものと推定される。この楼門がある与賀神社は、与賀城の鬼門の鎮守とされている。
この楼門は、建築以来これまで数回の修理が行われ、現在まで継承されてきた。最近では、昭和 25 年～昭和 27 年に全解体修理が行われた。その後、昭和 49 年に塗装の塗り替えを行ったが、塗装されている赤色顔料の経年変化により退色が認められるため、今回保存修理を行う。
 </td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">与賀神社楼門は、佐賀県下では現存する最古級の木造建造物であり、今回の保存修理で、鮮やかな丹色に蘇らせることにより歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

事業の名称	11. 重要文化財「与賀神社三の鳥居及び石橋」保存修理事業
整備主体	与賀神社
活用する事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業期間	平成 28 年度～令和 2 年度
事業位置	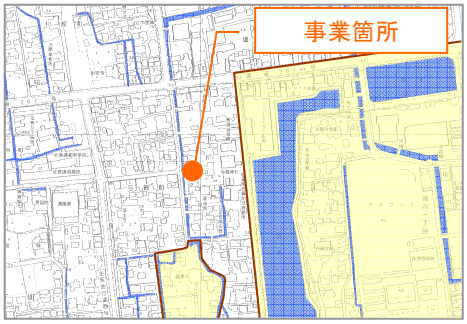 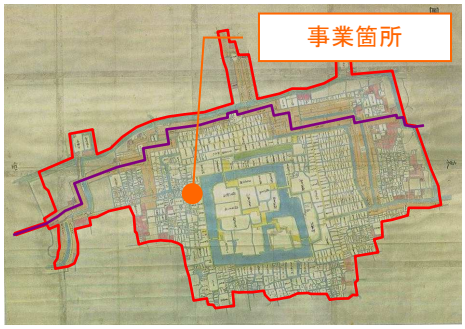
事業概要	この石橋は、橋脚は 3 本併立の 6 列で、擬宝珠 10 個がついている石造反橋であり、勾欄唐金製擬宝珠の陰刻銘に慶長 11 年（1606）佐賀藩藩祖鍋島直茂が寄進したとある。 今回、経年変化による石橋の石材の緩み補正のための保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	与賀神社の石橋は、桃山時代の特徴を表す県下最古の銘を有する石橋であり、今回の保存修理により、石橋の安全性を確保し、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	12. 旧嬉野家の武家屋敷の門（薬医門１棟）保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 27 年度～平成 28 年度
事業位置	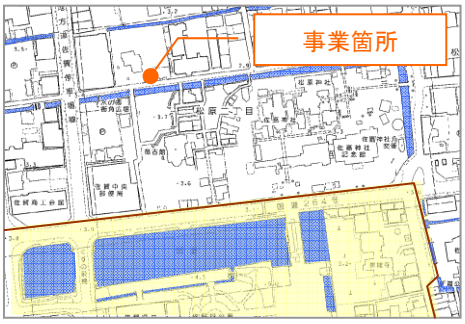 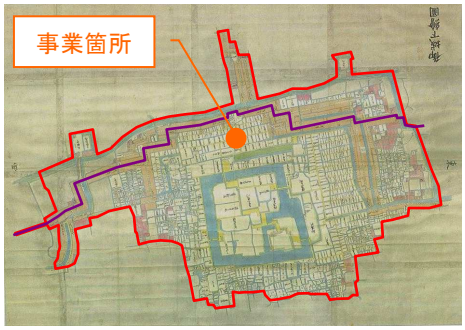
事業概要	武家地のなかでも格段に広い敷地が並んでいる佐賀城堀の北側の松原小路に建つ門である。 この門は、重厚な構えを見せる三間一戸の薬医門で、切妻造の本瓦葺である。中央一間に両開きの杉戸を入れ、その両脇に竪板をはめている。 今回老朽化による破損状況を調査した上で、保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	敷地が広い武家屋敷は、開発が進みやすく武家屋敷のほとんどが取り壊されている。このようななか、現存する屋敷門は、武家屋敷の風格を示す貴重な歴史的建造物であり、今回の保存修理により、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	13. 旧中村家住宅保存修理事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 29 年度
事業位置	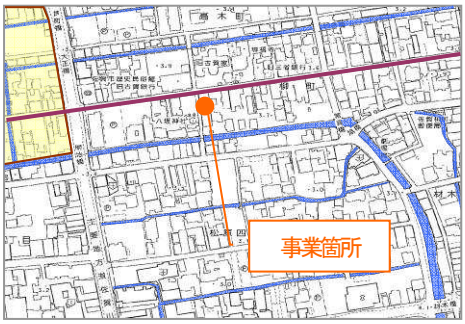 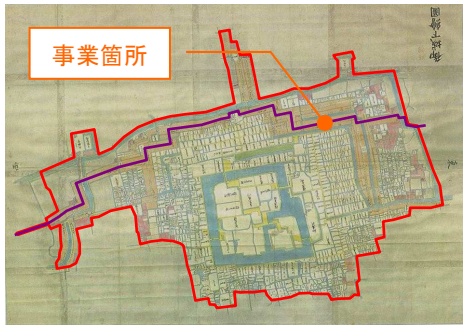
事業概要	長崎街道沿いの柳町（景観形成地区）に位置する旧中村家住宅は、古賀善兵衛が、呉服商を廃業し、銀行経営に乗り出し、古賀銀行が明治 18 年に開業した際、社屋として利用した建物と伝えられる。古賀銀行の事業拡大に伴い長崎街道向かいに新築移転するまで古賀銀行本店として使われた。 表構えは本二階建て、屋根は寄棟造りの本瓦葺平入りの直屋である。 整備後 10 年以上が経過し、漆喰落ちなどが見られるようになってきたため、保存のための整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧中村家住宅が位置する柳町は、長崎街道沿いで歴史的建造物の建ち並ぶ区域として景観形成地区に指定しており、多くの人が訪れる地区である。 今回、引き続き保存・公開・活用していくために必要な修理を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	14. 歴史的風致形成建造物保存修理事業
整備主体	所有者・団体
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 25 年度～令和 3 年度
事業位置	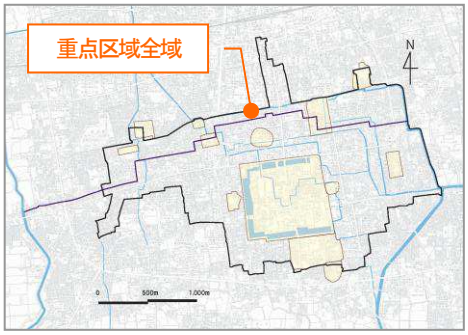 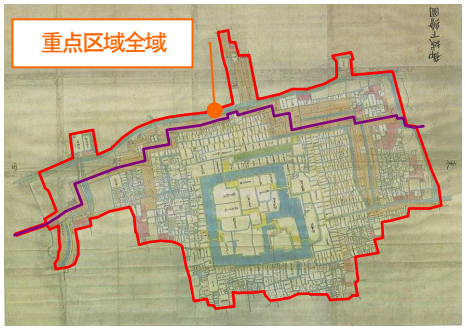
事業概要	重点区域に点在する伝統家屋や寺社建築などの歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、修理に対する助成を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	修理費用の負担などによる歴史的建造物の滅失や荒廃といった課題を本事業により解決することは、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

2 周遊ルートの整備及び道路・水路の整備に関する事項

事業の名称	15. 長崎街道再整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 26 年度～令和 3 年度
事業位置	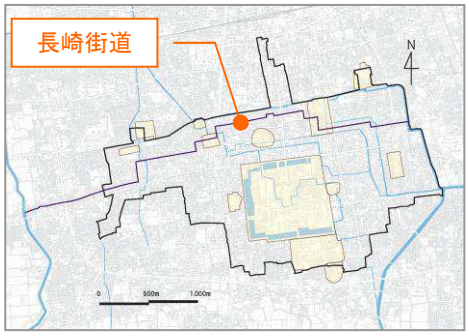 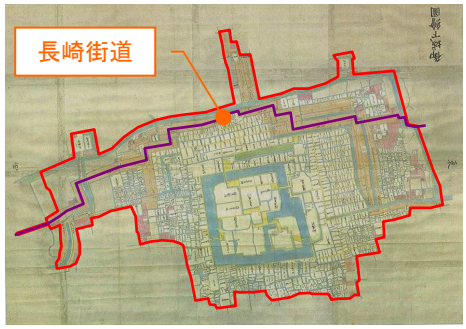
事業概要	曲がり角が多い長崎街道は道筋がわかりにくい上に、新たな都市計画道路や開発で分断されている部分もある。このため長崎街道沿線に残る歴史的建造物や赤石護岸、棚路を探訪しながら、気軽に長崎街道を歩けるように、長崎街道の道筋を明確化する舗装の高質化事業を行う。 長崎街道　八戸町　　長崎街道　上今宿町（現柳町）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	城下町を東西に通る長崎街道は、一部を除き道筋も道幅も江戸時代のままの姿で継承されており、散策する来訪者も多い。 長崎街道は城内に近づくにつれ折れ曲がり、道筋がわかりにくい構造となっている。また、道案内のため一部区間に整備したカラー舗装も老朽化し、長崎街道と他の道路との区別がはっきりしなくなっている。 長崎街道の道筋を明確にし、容易に長崎街道を散策しながら、点在する歴史的建造物などを訪ねることができるよう統一した再整備を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。 なお、整備にあたっては、法定協議会に図りながら進めていく。

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">16. 石橋再生事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 25 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 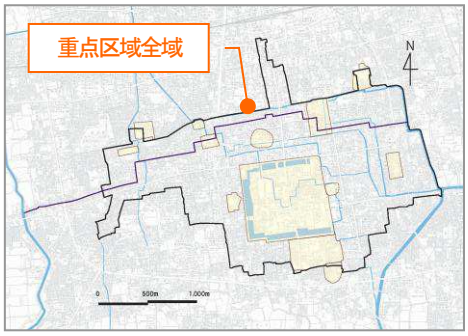
</td><td> 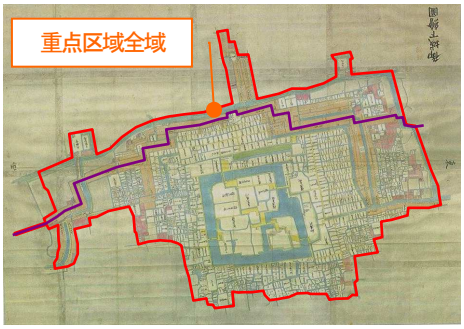
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">水路に架けられている橋は、上面はアスファルトなどに覆われているが、その下には今でも石橋が残っている。
このため城下町の石橋の悉皆調査と再生方法の検討を行い、石橋を表面に出す再生事業を、特に長崎街道や周遊ルートを中心として行う。

アスファルトで橋面が覆われている長崎街道の思案橋

橋面に石橋が見える成就院橋
柳町

4 径間の思案橋
石の橋脚</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">アスファルトの下に眠る石橋は、当市が江戸時代からの町割を継承してきたことの証拠でもあるが、その石橋の表面は見えず、江戸時代の町割の風情を感じることでできない。
このため重点区域内の全石橋の悉皆調査を行う。その上で、車の通行の安全性との兼ね合いを図りながら、石橋の表面を見せる再生事業を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">17．佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">令和２年度～令和３年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 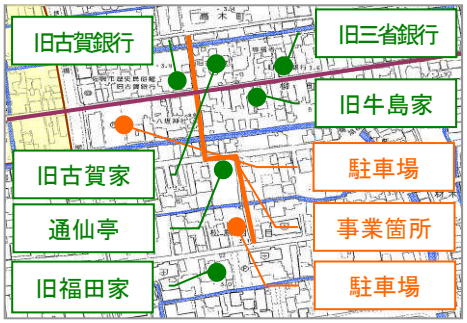
</td><td> 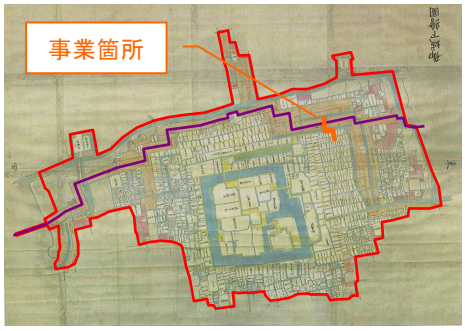
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">来訪者のための２箇所の駐車場の再整備と佐賀市歴史民俗館を結ぶ周遊ルートの舗装の高質化事業及び木橋の架替と橋の取付護岸などの整備を行う。

駐車場

連絡通路　奥は駐車場
架替する木橋

連絡通路

取付護岸整備</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">佐賀市歴史民俗館がある柳町周辺は、歴史的建造物が建ち並び、当市の歴史を感じ取ることができる景観を継承している地区でもあり、当市の来訪者の多くがこの地区を訪れる。
このため来訪駐車場と佐賀市歴史民俗館を結ぶ周遊ルートを整備することにより、訪問者が快適に散策するとともに、景観の向上を目指した整備を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">18. 新馬場通り（松原神社参道）整備事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 30 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 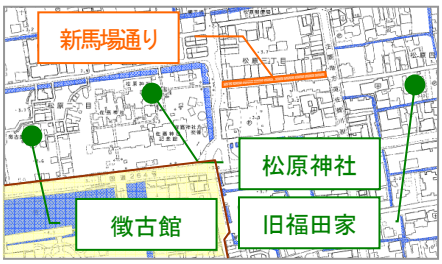
</td><td> 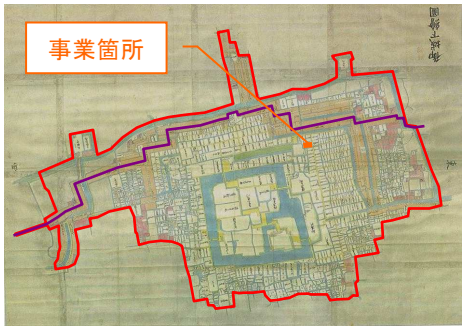
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">松原神社参道は、かつては東から木の鳥居、銅の鳥居、石の鳥居が、そして、両側の脇参道には灯籠などが立ち並び、沿線には旅館などが建ち、賑わっていたが、現在は石の鳥居が唯一残っている状況で、木と銅の 2 基の鳥居は撤去され、灯籠は松原神社に移された。
現在、市民団体による参道の復活を目指したまちづくりが進められており、この運動と連携した松原神社参道の高質化事業を行う。

現在の参道（東からの写真）

大正頃の参道（東からの写真）</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">この道路（市道）は、佐賀藩藩祖鍋島直茂、初代藩主勝茂、龍造寺隆信などを祀る松原神社の参道であるとともに、徴古館（佐賀藩鍋島家伝来の宝物を所蔵・展示する博物館）と旧福田家住宅（佐賀市指定文化財）の観光拠点を結ぶ周遊ルートでもある。今回、参道として整備を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">19. 周遊ルート環境整備事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 25 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 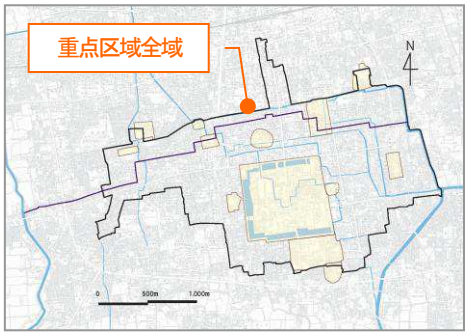
</td><td> 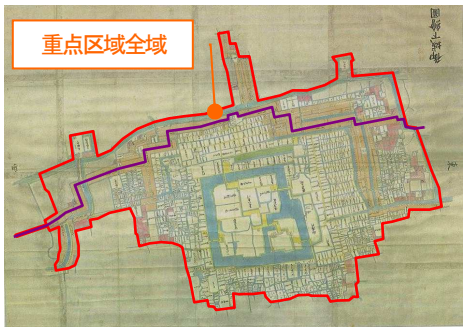
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">歴史的建造物やまちなみを見ながら、自転車で快適に周遊できるよう周遊ルートや駐輪場などの整備を行う。
また、多布施川などや周遊ルートの沿道には、ガードレールなどの防護柵、標識が設けられているが、景観への配慮が足りないものが多い。このため景観に配慮した防護柵などへの改修を行う。

ガードレールの現況

景観に配慮した防護柵
（イメージ）</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">当市は平坦な土地であり、自転車に適したまちである。このため、快適に自転車を活用して歴史的建造物やまちなみを訪ねることができる。しかし、安全性を確保するために水路や周遊ルート沿道に設置されたガードレールなどの防護柵や標識には、景観への配慮が足りないものがある。
このため、自転車による周遊ルートの整備、駐輪場の整備や防護柵などを景観に配慮したものに改修整備を行うことにより、歴史的風致の周辺環境の改善及び歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">20．案内・説明看板及び誘導看板整備事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">佐賀市</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">重点区域内：
平成 26 年度～平成 33 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
重点区域外：市単独事業</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 25 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 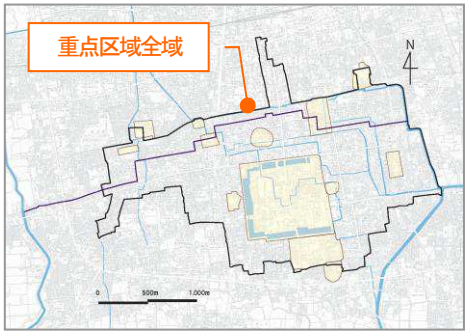
</td><td> 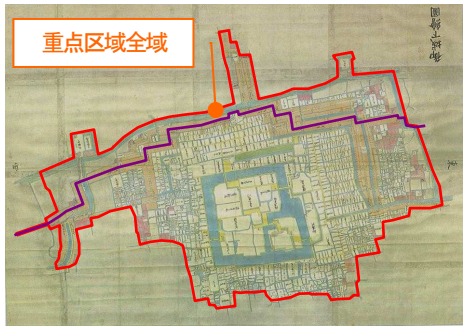
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">案内・説明看板や誘導看板に関して、統一感あるデザインを作成し設置を行う。
重点区域外において、合併前の各市町村それぞれのデザインで設置されてきた案内・説明看板や誘導看板についても、同じデザインの看板の設置を進める。

長崎街道に建つ誘導看板

指定文化財の説明看板</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">指定文化財や歴史資産の案内看板や説明看板は、設置時期の違いや設置者が異なるため統一性がなく、また老朽化しているものもある。
案内・説明看板や文化財などをはじめとする歴史資産への誘導看板をまちなみに配慮した統一感あるデザインとし、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の名称</td><td colspan="2">21．ファサード整備事業</td></tr>
<tr><td>整備主体</td><td colspan="2">建物所有者</td></tr>
<tr><td>活用する事業名</td><td colspan="2">佐賀市ふるさとづくり基金</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 25 年度～令和 3 年度</td></tr>
<tr><td>事業位置</td><td> 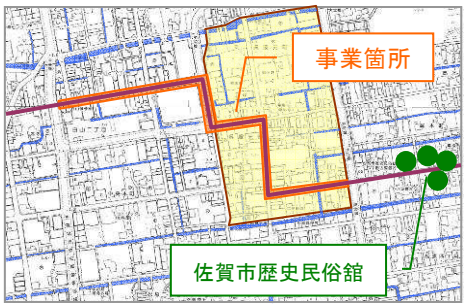
</td><td> 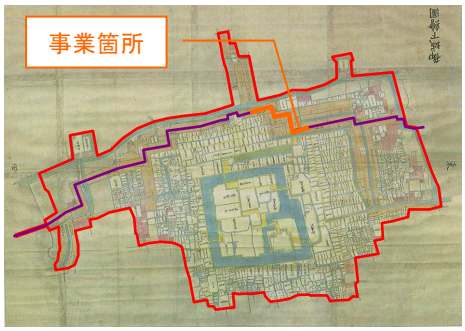
</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="2">事業箇所は長崎街道の一部であり、まちなかと佐賀市歴史民俗館とを結ぶ周遊ルートとして重要な道路である。
この通りには、江戸時代から昭和にかけての様々な意匠の建造物があるものの、現在看板に覆われており、直接その外観を見ることができない。このため、各建造物が持つ意匠を活かす改修などに対する支援を行う。

長崎街道　呉服元町</td></tr>
<tr><td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td><td colspan="2">事業箇所は、まちなかと歴史的建造物が残る佐賀市歴史民俗館とを結ぶ長崎街道の一部であり重要な周遊ルートである。
このファサード整備を行うことにより、訪問者が快適に散策するとともに、まちなみ景観の向上を目指した整備を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図るものである。</td></tr>
</table>

事業の名称	22. 水路保全整備事業
整備主体	佐賀市・所有者
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）　新規整備事業 社会資本整備総合交付金（効果促進事業）　修復事業
事業期間	平成 25 年度～令和 3 年度
事業位置	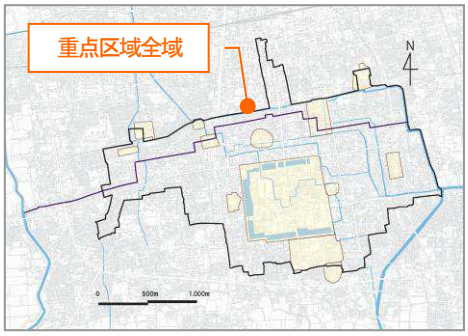 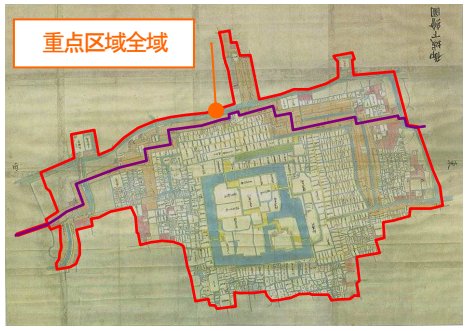
事業概要	長崎街道や周遊ルートの橋上から見える水路の範囲を指定し、石積護岸や水辺に下りる階段状の棚路の保全と復元・整備のための事業やそうした事業に対する助成を行い、橋上などから見える景観を保全する。 江戸時代から使われて 現在も残っている赤石の護岸 埋められた棚路
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当市は、江戸時代の御城下絵図の町割をそのまま現在まで引き継いでおり、城下町を東西に通る長崎街道をはじめ、道筋、水路がほとんどそのまま残されている。 水路が見える風景は、当市の歴史の深さを感じとることができる重要な歴史資産である。 このため水路に残る石積護岸や棚路の保全を行うとともに石積護岸や棚路再生の整備や助成を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	23. 緑化推進事業
整備主体	佐賀市・敷地所有者
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）　公共敷地等の緑地整備 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）　助成制度
事業期間	平成 24 年度～令和 3 年度
事業位置	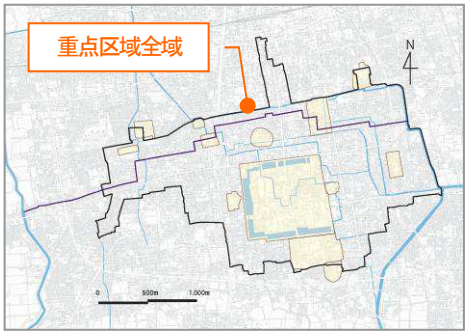 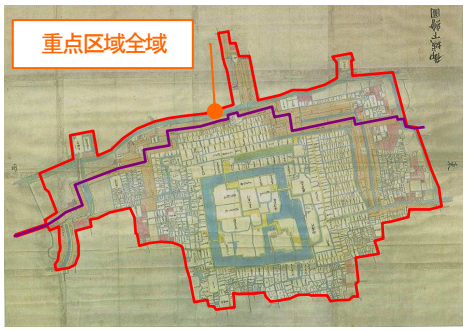
事業概要	平成 20 年に施行した「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」に基づき、緑化を重点的に推進する区域として、当該計画の重点区域の一部とその周辺を対象に平成 23 年 8 月に「みどり重点地区」を指定した。 これにより、公共施設敷地や周遊ルートにおける緑化の推進や民有地の緑化の推進を行う。 生垣や高木の緑
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	目に映るみどりの美しさと暑い日差しを遮る木陰は、来訪者に対する重要なおもてなしである。 特に来訪者が周遊するルート上の生垣や高木のみどりは、歴史的風致の改善につながる重要な要素である。 このため、今あるみどりを守るとともに、これまでの緑化助成制度を拡充し、緑化助成の対象を広げた緑化の推進を図る。 このことにより歴史的風致の周辺環境の改善が進み、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	24. 構口公園整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 27 年度～平成 30 年度
事業位置	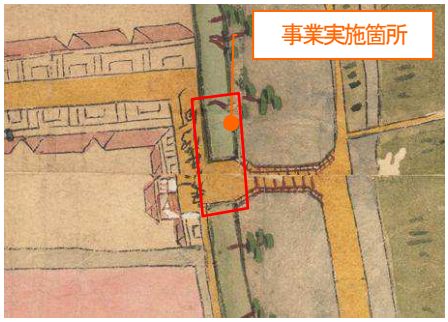 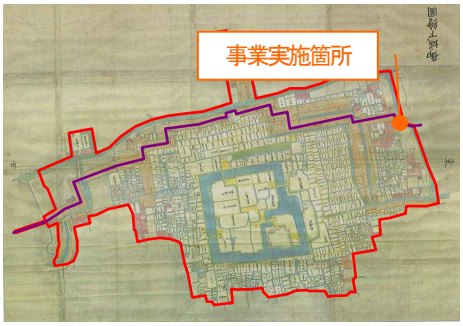
事業概要	事業箇所である構口は、佐賀城下を東西に貫く長崎街道沿いの東の入口あたる。今回、文化財発掘調査により、当時架かっていた橋の土台に石垣の遺構が発見されたため、この遺構を活かした公園整備を行う。 石垣（南面） 石垣（全景）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	今回発見された橋の土台の石垣の遺構は、当時の佐賀城下の歴史を感じることができる重要な歴史資産であるため、この遺構を活かした公園整備を行い、歴史的風致の維持向上を図るものである。

事業の名称	25．柳町思案橋広場整備事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和２年度～令和３年度
事業位置	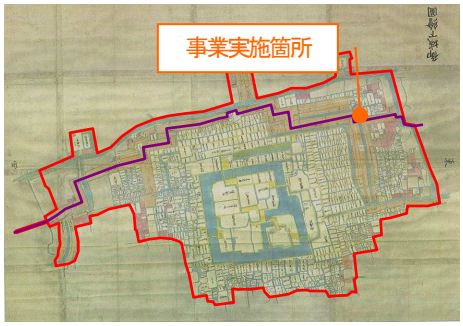
事業概要	佐賀城下を東西に貫く長崎街道と紺屋川が交差する思案橋北西側で、江戸時代中期から後期及び幕末から明治期の２時期に構築されたとみられる石垣護岸と雁木（がんぎ）が発見されたため、この遺構を活かした広場整備を行う。 長崎街道（思案橋側）から 石垣護岸と雁木
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	今回発見された雁木は、商家の「船着き場・荷場げ場」とみられ、佐賀城下では初めての発見となる貴重な歴史資産であるため、この遺構を活かした広場整備を行い、長崎街道沿い・柳町周辺の歴史的風致の維持向上を図るものである。

3 その他、歴史的風致の維持向上に寄与する事項

事業の名称	26. 佐賀市文化遺産活用事業
整備主体	さが城下まちづくり実行委員会 平成 23 年度～平成 25 年度：佐賀市文化遺産体験活動実行委員会 平成 26 年度～：伝統文化親子教室実施団体
活用する事業名	平成 23 年度～平成 24 年度： ・文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 　地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 　ミュージアム活性化支援事業 平成 25 年度： ・文化遺産地域活性化推進事業 　文化遺産を活かした地域活性化事業 ・地域と協働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 平成 26 年度～： ・地域と協働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 ・伝統文化親子教室事業
事業期間	平成 23 年度～
事業概要	文化庁補助事業として、次の事業を実行委員会等が実施する。 ・御城下絵図活用事業 　絵図に記載されている文字を判読し、城下の膨大な文献資料を博捜し、これらの情報を一元化し、検索可能なシステムを構築 ・探訪会開催事業 　年 4 回程度の城下の探訪会を実施 ・展覧会等開催事業 　徴古館（登録博物館）において、展覧会、ワークショップ、講演会等を開催 ・伝統文化親子教室事業 　次世代を担う子どもたちを対象に、伝統文化を体験できる教室を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当市の多様で豊かな文化遺産を活用する取り組みを市民団体が実施することにより、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	27. 徴古館を活かしたまちづくり推進事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 21 年度～
事業概要	（公財）鍋島報效会と佐賀市との間では、平成 20 年 10 月 3 日に「徴古館を活かしたまちづくり基本協定」を締結し、さらに、平成 31 年 3 月 8 日に「まちづくりに関する基本協定」を締結した。 この基本協定に基づき、徴古館周辺の都市公園整備と徴古館が有する鍋島家伝来の歴史資産を活用した次のようなまちづくりを進める。 ・御城下絵図と現在の地図を重ねたまち歩きマップ作成 ・古文書の解読 ・佐賀城下探訪会への支援 ・佐賀城下ひなまつり時のワークショップなどのイベント支援 佐賀城下探訪会
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鍋島家伝来の歴史資産を有する徴古館は、当市の重要な歴史資源でもある。市民や来訪者に対し、徴古館が有する歴史資源を活用した取り組みを行うことは、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	28. 地域文化保存・継承支援事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 21 年度～
事業概要	地域資源を次期世代に引き継ぐため、地域資源を維持・保全及び継承するための地域活動又は地域資源を活かした地域活性化の活動を行う団体に対し財政的支援を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	合併後、広くなった当市の各地域では、地域資源を維持・保全及び継承する地域活動などが行われており、このような地域の活動に対し財政的な支援を行うことは、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	29. 指定文化財要覧作成事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～平成 26 年度
事業概要	市町村合併後、当市の指定文化財の概要を記したものがないため指定文化財要覧の作成を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当市の全ての指定文化財の概要を記した指定文化財要覧を作成し公開することは、当市の指定文化財の概要や重要性の理解が進み、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	30. まちづくりファンド活用事業
整備主体	佐賀市
活用する事業名	佐賀市ふるさとづくり基金
事業期間	平成 23 年度～令和 3 年度
事業概要	佐賀市ふるさとづくり基金を活用し、次の事業を実施する。 ① 市民主導のまちなか「通り」導線づくり事業 ② 歴史的建造物等を生かした交流とにぎわいづくり事業 ③ 重要建造物等活用事業
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民主体のまちづくりに対し、佐賀市ふるさとづくり基金を活用し、歴史的建造物などを生かした交流とにぎわいづくり事業を進めることは、当市の歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	31. 佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 20 年度～
事業概要	佐賀市指定文化財を維持及び管理する個人・団体に対し、謝礼を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	破損、盗難及び火災などから指定文化財を守りながら、日々の維持及び管理をしている佐賀市指定文化財を有する個人・団体に対して謝礼を行うことは、指定文化財の継承を図り、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業の名称	32. 佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金
整備主体	佐賀市
活用する事業名	市単独事業
事業期間	平成 21 年度～
事業概要	国・県・市指定無形民俗文化財の保存団体などに対し、同団体などが実施する無形民俗文化財を継承していく取り組みを支援する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する民俗文化財は、若年層の減少などにより、次世代の担い手不足が懸念されている。このため保存団体などの担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することにより、民俗文化財の継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

第７章　歴史的風致形成建造物に関する事項

1　歴史的風致形成建造物の指定の方針等

① 歴史的風致形成建造物の指定の方針

佐賀市では、これまで歴史的建造物などについては、その状態などを調査し、歴史的な価値に応じて市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用を図ってきた。

今後も市域に点在する未指定の歴史的建造物などについては、歴史的な価値を調査し、市の文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用を図っていくものとする。

重点区域内においては、佐賀市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくため、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的建造物について、歴史と伝統を反映した市民の活動との関連性を踏まえ、「歴史的風致形成建造物」として指定することとする。

具体的には、城下町の歴史が息づく町家・武家屋敷、寺社建築や歴史的価値が認められる門を指定する。また、鳥居、狛犬、石橋、棚路、石積護岸などの構造物も指定の対象とする。

市の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者などの合意を得られた上で指定を検討する。

なお、重点区域において、今後とも歴史的建造物の継続的な調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定基準及び指定方針に合致するものについては、随時追加指定を行う。

② 歴史的風致形成建造物の指定基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

ア 意匠、形態、技術性がすぐれているもの

イ 歴史性、地方の固有性、希少性などの観点から保存が必要なもの

ウ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

・概ね築 50 年程度経過しているもの

・所有者または管理者などにより、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開などの諸活動が継続的に行われる見込みがあること

③ 歴史的風致形成建造物の指定条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

ア 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく国の登録有形文化財

イ 佐賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく佐賀県重要文化財

ウ 佐賀市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく佐賀市重要文化財

エ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物

オ 22 世紀に残す佐賀県遺産の認定建造物

カ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして佐賀市長が特に認めたもの

歴史的風致形成建造物及び指定候補

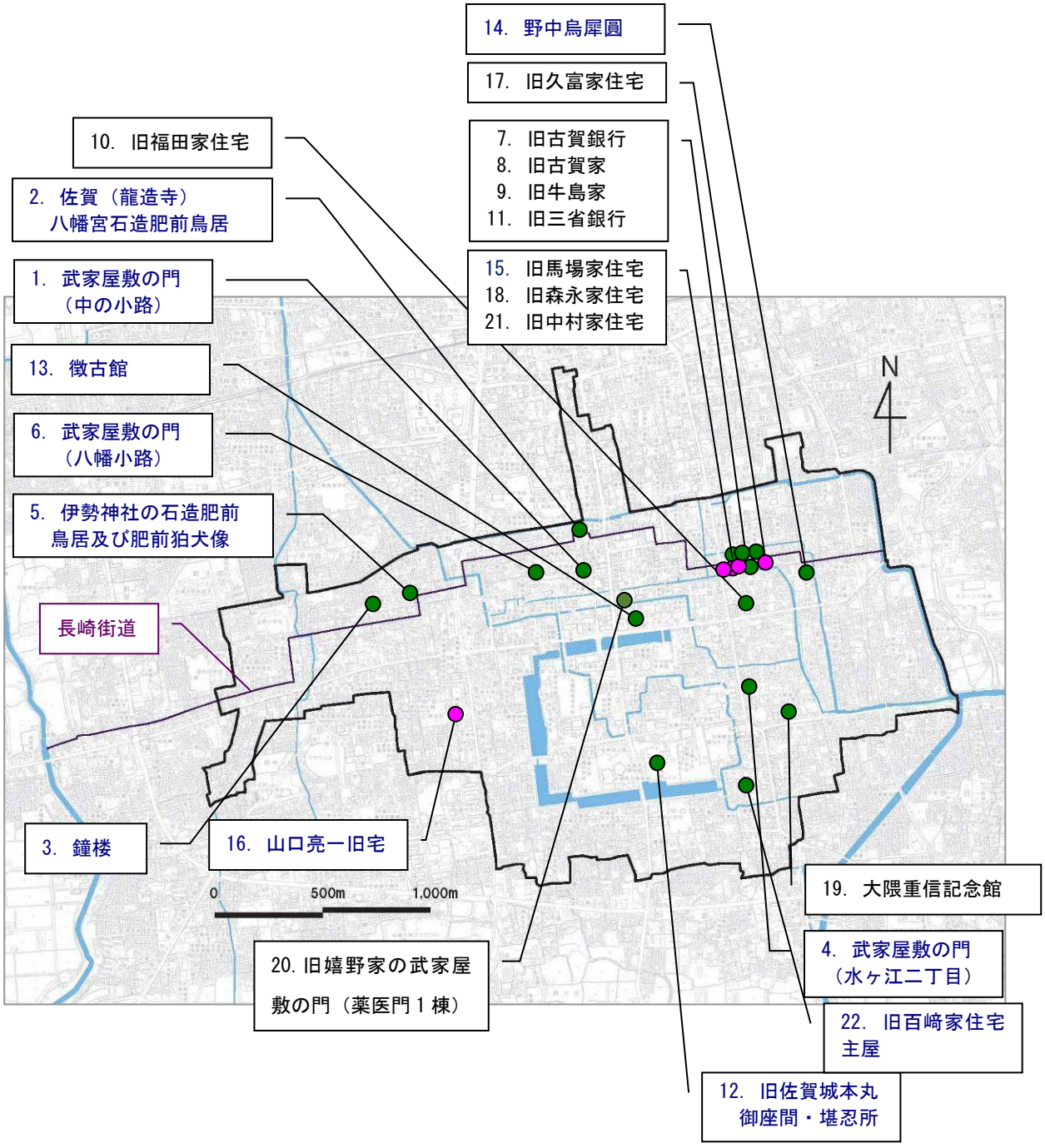

名　称	建築年代	建造物の概要
1．武家屋敷の門 （中の小路）	江戸時代	中の小路に面している武家屋敷の門で創建の年代は明らかでない。 門の中央は、両開きの板戸で、左右の脇間は片開きのくぐり戸である。木組みは比較的大きく安定しており、両側の破風（はふ）に懸魚（げぎょ）が用いられている以外は、飾金具もなく、装飾的な構造は全くみられず極めて簡素な造りである。 門の両側には、桟瓦葺（さんかわらぶき）の塀も残存し、保存状は良く藩政時代における武家屋敷の遺構が極めて少なくなった今日、その価値は高いものがある。
所在地	文化財指定等	
中の小路	市重要文化財 （S46．2．11）	

名　称	建築年代	建造物の概要
2．佐賀（龍造寺） 八幡宮石造肥前鳥居	江戸時代 慶長９年（1604）	鳥居は慶長９年（1604）佐賀藩藩祖鍋島直茂の北方藤女が奉献したもので、笠木の長さ4.8メートル、高さ3.4メートルである。石柱の下部は生け込みとなっていて、笠木は太い柱に対して薄手で木鼻はゆるやかに反る特有の様式である。 貫は三本継ぎで中央部分は後補により原形が若干改変されている。 この鳥居は、造立年代の古いものの一つで、また、笠木の曲線などに独特な華やかさをもっており、肥前鳥居として最も典型的なものの一例として価値が高い。
所在地	文化財指定等	
白山一丁目	市重要文化財 （S47．2．11）	

名　称	建築年代	建造物の概要
3. 鐘楼	江戸時代 元禄 12 年（1699）	鐘楼がある浄土真宗真覚寺は、元禄年間に創建され、鐘楼は元禄 12 年(1699)に建立されたものである。 楼門の屋根は本瓦葺、照り屋根で切妻造である。屋根の重厚さに対して、吹き放しの四本柱の架構が簡明すぎる感じはするが、上中下三段の貫で絞め固められた柱は、やや内側に倒れて踏ん張っていて、いかにも男性的な力強さを表現しているようである。また、外観も調和がとれて美しい。用材はすべて欅材である。 時代とともに消えてゆく古建築の中で、300 年もの長い間、風雪に耐えてきたこの鐘楼は県内の寺院建築の中でも、その価値は高く評価される。
所在地	文化財指定等	
伊勢町	市重要文化財 (S50. 2. 11)	

名　称	建築年代	建造物の概要
4. 武家屋敷の門 （水ヶ江二丁目）	江戸時代後期	この武家屋敷門は、元鍋島家の家老水町氏の屋敷門として、多良の名工、詫田の番匠の手によって建築されたと伝えられている。 この門の様式は薬医門に属し、もともと医師の家の門として使われたもので、後に公家や武家の門としても使われている。 建築年代は不明だが、構造形式から江戸時代後期と推定される。 経年劣化と台風による損傷のため、平成 20 年度に保存修理を行った。
所在地	文化財指定等	
水ヶ江二丁目	市重要文化財 (S54. 3. 1)	

名　称	建築年代	建造物の概要
5. 伊勢神社の石造肥前鳥居及び肥前狛犬像	江戸時代	石造肥前鳥居は、慶長 12 年（1607）の造立銘があり、造立年代の古いもののひとつとして価値が高い。 石造肥前狛犬は、一般に小形で、姿態は静的であり、また、その彫法は簡潔で素朴なものである。側面、背面は極度に簡素化され、毛髪なども数条の線で表され、前肢、後肢を浮彫的に表現しているのみである。 寛文 7 年（1667）の造立銘があるこの狛犬は、在銘のものは少ないなか、市内でも最も古い作として注目すべき価値を有する。
所在地	**文化財指定等**	
伊勢町	市重要文化財 （S57. 3. 1）	

名　称	建築年代	建造物の概要
6. 武家屋敷の門 （八幡小路）	江戸時代	この門は、潜戸付長屋門で正面向かって左側に 2 階建の番所があり、右側には駕籠を納める倉庫がある。屋根は本瓦葺入母屋造で、外壁は漆喰塗り、左側の番所の 2 階正面には出格子窓が設けられている。 門扉は両開き板唐戸で、扉の釣元に入八双金具が、閂の金具隠しに饅頭金具が装飾されている。 建築年代は明らかではないが、江戸時代の様式をとどめた武家屋敷の長屋門として、当時を物語る貴重な遺構である。
所在地	**文化財指定等**	
八幡小路	市重要文化財 （S58. 3. 1）	

名　称	建築年代	建造物の概要
7. 旧古賀銀行 (H24.5.28 指定)	明治 39 年（1906）	両替商 古賀善平が明治 18 年(1885)に現在地斜め向かいに設立した銀行で、明治 39 年（1906）に現在地東寄りに本店が新築された。当初は洋風を模した漆喰仕上げの外観だったが、大正 5 年（1916）に西側へ大きく増築され、木造ながら二つの塔屋を備えたタイル張りの外観と堂々とした吹き抜けを備えた今の姿となった。 佐賀市の建築家 舟木右馬之助の設計で当市に残された数少ない本格的洋風建築として貴重である。 古賀銀行は九州の 5 大銀行の一つに数えられたが、昭和 8 年(1933)に解散し、建物はその後佐賀市商工会議所さらに佐賀県労働会館、自治労佐賀県本部として使われた。
所在地	**文化財指定等**	
柳町 (佐賀市歴史民俗館)	市重要文化財 (H7.3.22) 22 世紀に残す佐賀県遺産 (H23.2.10)	

名　称	建築年代	建造物の概要
8. 旧古賀家 (H24.5.28 指定)	明治 17 年（1884）	旧古賀銀行の頭取 古賀善平の住宅で、銀行本店の東隣にある。古賀銀行開業に先立つ明治 17 年(1884)に、この住宅を建てたと伝えられる。 周りに門と塀を巡らした白漆喰仕上げの近代和風建築で、西隣の銀行本店と一体となって残る点に価値がある。黒漆喰仕上げの玄関や西側の煉瓦塀は大正期に改築されたようである。 戦後は料亭として使われた。
所在地	**文化財指定等**	
柳町 (佐賀市歴史民俗館)	市重要文化財 (H7.3.22) 22 世紀に残す佐賀県遺産 (H23.2.10)	

名　称	建築年代	建造物の概要
9. 旧牛島家 (H24.5.28 指定)	18 世紀前期	江戸期に町の𠮟役を務めた足軽高柳伊助が問屋業を営んでいた建物で、佐賀市朝日町（旧下今宿町）にあった。 明治後期に今のような姿に整えられたが、建築年代は 18 世紀前期に遡ると考えられ、佐賀市で最も古い町家建築として貴重である。 外観は、土壁と漆喰で仕上げられた土蔵造であり、一部 2 階建、通りに面した下屋庇を大きな持ち送りで支えている。 内部は、建物面積の 2 割以上を土間が占め、主屋西側を南北へ通っている。 道路拡幅に伴って平成 9 年に歴史民俗館の一館として開館した。
所在地	**文化財指定等**	
柳町 （佐賀市歴史民俗館）	市重要文化財 (H7.10.23) 22 世紀に残す佐賀県遺産 (H23.2.10)	

名　称	建築年代	建造物の概要
10. 旧福田家住宅 (H24.5.28 指定)	大正 7 年（1918）	明治末期から大正期・昭和初期にかけて、佐賀を代表する実業家として活躍した福田慶四郎の居宅である。戦後の一時期は佐賀県議員会館として利用されたこともある。 北面して建つ入母屋造 2 階建の主屋を中心に、和洋それぞれの様式の応接室や数寄屋造の茶室などを配し、南側には庭園、東側には土蔵が設けられている。 江戸期に完成した伝統的建築技術は、近代には技術と芸術がその頂点を極めたとされる。この旧福田家住宅はこうした特徴をすべて備えた大正期の近代和風建築である。
所在地	**文化財指定等**	
松原四丁目 （佐賀市歴史民俗館）	市重要文化財 (H10.5.26) 22 世紀に残す佐賀県遺産 (H23.2.10)	

名　称	建築年代	建造物の概要
11. 旧三省銀行 (H24.5.28 指定)	明治 15 年（1882）	三省銀行は、明治 15 年（1882）7 月に佐賀藩士柿久栄次を頭取として設立された三省社を、明治 18 年（1885)に正式の銀行に改めたものであり、明治 26 年（1893）に廃業した。その後、医院として昭和 51 年（1976）まで使用された。 医院時代が大半であるため、そのための改造が大きかったが、平成 10 年（1998）の解体修理により新築当時の形状に復原した。 外観は上方に向かってふくらみを持つ屋根や大胆な形状の窓など人目を引く特異な表情を持ち、他に類例のない個性豊かな建築物である。
所在地	**文化財指定等**	
柳町 （佐賀市歴史民俗館）	市重要文化財 (H11.5.25) 22 世紀に残す佐賀県遺産 (H23.2.10)	

名　称	建築年代	建造物の概要
12. 旧佐賀城本丸御座間・堪忍所	江戸時代	「御座間（ござのま）」は佐賀城の中の藩主の日常の居間で、「堪忍所（かんにんどころ）」は御座間の東側にあった警備の詰め所である。 明治 42 年（1909）以降、赤松小学校の校舎の一部として使われ、後に水ヶ江に移築され南水会館として使用されていた。その後、佐賀県立佐賀城本丸歴史館の整備に伴い、佐賀城本丸跡の本来の位置に御座間・堪忍所として移築・復元されている。 藩主の日常生活の場という重要な機能を果たしたものであるにもかかわらず、比較的質素なたたずまいを有し、幕末・維新期を代表する建築物として高く評価できる。
所在地	**文化財指定等**	
城内二丁目 （本丸跡）	市重要文化財 (H13.2.20)	

名　称	建築年代	建造物の概要
13. 徴古館	昭和２年（1927）	昭和２年（1927）に鍋島家所蔵資料を展示するための博物館施設として建てられた。 正面玄関は、二本一組の列柱を持つ半円形の車寄せと 2 階の列柱からなり、背面は簡素な意匠である。 佐賀県内の鉄筋コンクリート建造物としては早期のものであり、また、本格的な洋風意匠をもつ点にも特徴がある。
所在地	**文化財指定等**	
松原二丁目	国の登録有形文化財 （H9.12.3）	

名　称	建築年代	建造物の概要
14. 野中烏犀圓	江戸時代 寛政８年（1796）	野中家は、「野中烏犀圓」の製造販売を家業とする老舗で、初代源兵衛氏が寛永３年(1626)に創業した。 現存する建築物は、寛政 8 年（1796）に生薬「烏犀圓」の製造販売を藩から許された際に建てられたとされ、「冷善楼（れいぜんろう）」と呼ばれる座敷では、藩の役人が薬の検査を行ったと伝えられている。 街路に面する漆喰壁と屋根の大破風（はふ）及び看板を吊す屋形が江戸期の商家の風情を今に伝えている。
所在地	**文化財指定等**	
材木一丁目	国の登録有形文化財 （H12.3.2） 22 世紀に残す佐賀県遺産 （H17.11.18）	

名　称	建築年代	建造物の概要
15. 旧馬場家住宅 （R2.2.18 指定）	18 世紀末～19 世紀初頭	佐賀藩の藩医を努めた漢方医の高宗弘堂が居住し、この家で開業したと伝えられる。また嘉永 7 年（1854）の『佐嘉城下町竈帳』によると、岡部杢之助組侍の古賀元恭が居住していたとある。 表構えは土蔵造で、他の町家とさして変わらないが、間取りは武家屋敷に近いものになっている。 表の腕木門も同時期のものであると考えられる。
所在地	**文化財指定等**	
柳町	22 世紀に残す佐賀県遺産 （H17.11.18）	

名　称	建築年代	建造物の概要
16. 山口亮一旧宅	天保期（1830～1843）	主屋は、佐賀美術協会の創設者である山口亮一画伯（1880～1967）の養祖父にあたる梅堂が十代藩主鍋島直正公の御典医としての地位を得た天保期（1830～1843）に、白石の須古にあった建物を解体し、現在地に移築したと伝えられている。 この旧宅は、山口画伯の創作活動の場として使われた。また、洋学研究所を創立し後進の指導の場として使用するなど、当時の佐賀の美術界の拠点であった。
所在地	**文化財指定等**	
与賀町	22 世紀に残す佐賀県遺産 （H18.10.30）	

名　称	建築年代	建造物の概要
17. 旧久富家住宅 (H25.1.28 指定)	大正 10 年（1921）	大正 10 年（1921）、県下でも有数の履物商を営む久富亀一によって、長崎街道沿いの柳町に「履物問屋久富商店」として建てられた。 外観は大棟の妻壁を大きく見せ、大正期の大型町家として力感あふれる表構えを造っている。 また、主屋の西側は土蔵造で、主屋とその土蔵の間は今も南側の裏十間川沿いへ通り抜ける通路となっており、柳町の風情を醸し出している。
所在地	**文化財指定等**	
柳町	22 世紀に残す佐賀県遺産 (H21. 2.17)	

名　称	建築年代	建造物の概要
18. 旧森永家住宅 (H24.9.28 指定)	明治前期・中期	森永家は、初代森永十助が、当初、煙草製造販売を営んでいた。明治 37 年（1904）の煙草専売化に伴い、二代作平が呉服商へ転じ、昭和 9 年（1934）に作平が亡くなるまで呉服店を営んでいたという。 建物は、明治前期から中期の町家建築遺構で、通りから後退して建つ平入りの切妻造平屋建の主屋、妻入りの入母屋造桟瓦葺の離屋と土蔵 2 棟で構成されている。土蔵は、後に内部に改造を加え、呉服店として利用された表土蔵と 3 階建の裏土蔵からなる。 表土蔵の欄間に設けた森永呉服店の文字が目を惹く。
所在地	**文化財指定等**	
柳町	22 世紀に残す佐賀県遺産 (H24. 9.6)	

名　称	建築年代	建造物の概要
19.大隈重信記念館 （H24.5.28 指定）	昭和 41 年（1966）	「大隈重信記念館」は、史跡「大隈重信旧宅」東隣に建つ。 この建物は、昭和 41 年（1966）に完成し、翌年大隈侯にまつわる歴史資料を展示する「大隈記念館（平成 29 年 10 月 25 日に「大隈重信記念館」と」改称）として開館した。 設計者は建築家で早稲田大学建築学科教授であった今井兼次氏である。氏は、アントニ・ガウディの紹介者としての草分けであり、合理的･機能的なモダニズム建築からは距離を置き、彫塑的、絵画的な独特の作品を生み出した。 この建物のどっしりとした独特の意匠は、大隈侯の動かざる姿をイメージしているともいわれて、氏の代表作のひとつである。
所在地	文化財指定等	
水ヶ江二丁目	国の登録有形文化財 （H29．6.28）	

名　称	建築年代	建造物の概要
20.旧嬉野家の武家屋敷の門（薬医門 1 棟） （H27．8.10 指定）	江戸時代	武家地のなかでも格段に広い敷地が並んでいる佐賀城堀の北側の松原小路に建つ門である。 この門は、重厚な構えを見せる三間一戸の薬医門で、切妻造の本瓦葺である。中央一間に両開きの杉戸を入れ、その両脇に竪板をはめている。
所在地	文化財指定等	
松原二丁目	市重要文化財 （H27．6.25）	

名　称	建築年代	建造物の概要
21. 旧中村家住宅 (H29.8.18 指定)	明治 18 年（1885）	古賀銀行が明治 18 年（1885）に開業した際、社屋として利用した建物である。表構えは本 2 階建てで、屋根は寄棟造りの本瓦葺平入りの直屋である。明治 39 年（1906）に古賀銀行の事業拡大に伴い北側斜め向かいに新築移転するまで古賀銀行本店として使われた。
所在地	**文化財指定等**	
柳町	―	

名　称	建築年代	建造物の概要
22. 旧百﨑家住宅主屋	明治初期	南堀端から東西に延びる虎次西横小路に北面して建つ。屋敷の北側に前庭と主屋を置き、ほぼ中央に昭和初期増築の建物と泉水式の庭園が並んでいる。主屋は武家屋敷の形式を継承しつつ明治初期に建設されたものと伝えられ、木造平屋建（一部二階）の茅葺寄棟造で全体的に建ちの低い造りである。上質の武家住宅の様子を伝える貴重な建造物である。
所在地	**文化財指定等**	
水ヶ江三丁目	国の登録有形文化財 (H29. 5.2) 22 世紀に残す佐賀県遺産 (R1.11. 5)	

2　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物は、「歴史的風致形成建造物の指定の方針」に示したとおり、文化財保護法に基づく国の登録有形文化財、県及び市文化財保護条例に基づく指定重要文化財、景観法に基づく景観重要建造物の各法令により指定・登録されている歴史的建造物を基本とし、これに佐賀県が認定する「22 世紀に残す佐賀県遺産」の認定建造物及び歴史的風致の維持及び向上に資するものとして佐賀市長が特に認めたものを加えたものである。

歴史的風致形成建造物の管理は、個々の建造物の価値や用途に応じて適正な維持と管理に努める。特に外観については、歴史的風致を形成する重要な要素となるため、その変更については、十分な検討と配慮が必要である。

また、歴史的風致形成建造物は、一般公開や諸活動が行われることにより歴史的風致の維持及び向上に寄与するため、積極的な公開・活用が進められるよう、所有者や利用者などからの問い合わせや相談に積極的に対応できる体制を整えるとともに、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動や市民団体などが実施している歴史探訪会との協働による啓発活動を継続的に実施していくこととする。

ただし、公開・活用にあたっては、建造物の耐震性などの防災的見地からの配慮や文化財的価値が損なわれることがないよう十分に配慮する。

① 国の登録有形文化財、景観重要建造物

国の登録有形文化財、景観重要建造物は、それぞれの法に基づき、現状変更などの手続きが定められている。

国の登録有形文化財については、文化財保護法に基づき現状変更の届出が、景観重要建造物については、景観法に基づき現状変更の許可が必要であり、その際には、適切な指導・助言を行う。

具体的には、建造物の外観を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置などを実施するものとする。

なお、国の登録有形文化財の内部については、居住者の快適な住環境の維持や一般公開に伴う改築に限り改修を認めることとする。

② 県及び市指定重要文化財

県及び市指定重要文化財については、佐賀県及び佐賀市の文化財保護条例に基づき、現状変更などの制限が既に行われている。

具体的には、建造物の内部及び外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用のために必要な防災上の措置などについて、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

③ その他保全の措置が必要な建造物

その他保全の措置が必要な建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、当該建造物の維持・保存を基本とする。

具体的には、外観は本来の建造物の意匠を尊重した範囲で実施する小規模な改変は可能とする。

届出不要の行為

法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出不要の行為については、次の場合とする。

- 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく国の登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- 佐賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく県重要文化財について、同条例第 13 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 14 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- 佐賀市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく市重要文化財について、同条例第 13 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 14 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- 「22 世紀に残す佐賀県遺産」制度要綱第 2 条第 1 項第 2 号に基づく佐賀県遺産について、同要綱第 7 条に基づく現状変更の届出を行った場合

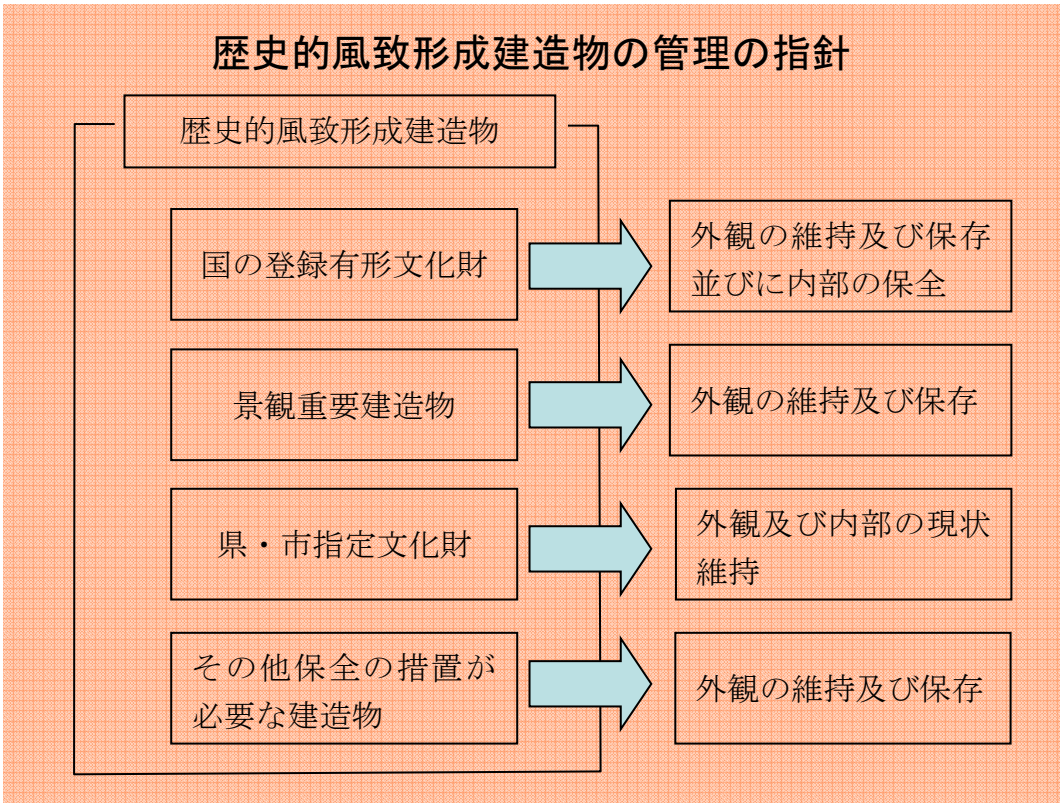

資料

令和３年２月 28 日現在

国指定文化財　一覧表

国宝

書跡・典籍	催馬楽譜	平安	公益財団法人鍋島報效会	昭和 27 年 11 月 22 日

重要文化財

建造物	与賀神社楼門	桃山	与賀神社	昭和 25 年 8 月 29 日
〃	佐賀城鯱の門及び続櫓	江戸	佐賀市	昭和 32 年 6 月 18 日
〃	与賀神社三の鳥居及び石橋	江戸	与賀神社	昭和 45 年 6 月 17 日
〃	吉村家住宅	江戸	個人	昭和 49 年 2 月 5 日
〃	山口家住宅	江戸	個人	昭和 49 年 2 月 5 日
〃	旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)	昭和	佐賀市・福岡県大川市	平成 15 年 5 月 30 日
彫刻	木造圓鑑禅師坐像	鎌倉	高城寺	昭和 25 年 8 月 29 日
〃	木造普賢延命菩薩騎象像　康俊作	鎌倉	龍田寺	昭和 32 年 2 月 19 日
工芸品	銅鐘　建久七年十一月ノ銘アリ	鎌倉	健福寺	昭和 25 年 8 月 29 日
〃	太刀　銘康（以下不明）伝康光	室町	与賀神社	昭和 25 年 8 月 29 日
〃	金銅宝塔	南北朝	実相院	平成 9 年 6 月 30 日
〃	色絵　山水竹鳥文輪花大皿　鍋島１枚 （附指定）色絵　山水竹鳥文輪花大皿　景徳鎮	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 25 年 6 月 19 日
〃	色絵　椿文大皿鍋島　二枚	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 30 年 10 月 31 日
書跡・典籍	紙本墨書東遊歌神楽歌	平安	公益財団法人鍋島報效会	昭和 9 年 1 月 30 日
古文書	河上神社文書（二四七通）十四巻	平安～室町	与止日女神社	昭和 55 年 6 月 6 日
〃	松浦山代家文書（六十六通）二巻	鎌倉・南北朝	公益財団法人鍋島報效会	昭和 56 年 7 月 2 日
〃	深堀家文書（三八六通）九巻	鎌倉・南北朝	公益財団法人鍋島報效会	昭和 56 年 7 月 2 日
考古資料	舟形石棺（附あり）	古墳	佐賀市	平成 元年 6 月 12 日
〃	佐賀県築山経塚出土瓦経　二二九枚	平安	佐賀市	平成 11 年 6 月 7 日

重要無形民俗文化財

	白鬚神社の田楽		白鬚神社の田楽保存会	平成 12 年 12 月 27 日
	見島のカセドリ		加勢鳥保存会	平成 15 年 2 月 20 日

重要有形民俗文化財

	有明海漁撈用具　二九三点		佐賀県立博物館	昭和 40 年 6 月 9 日

史跡、名勝、天然記念物

史跡	帯隈山神籠石	飛鳥	佐賀市	昭和 26 年 6 月 9 日
〃	大隈重信旧宅	江戸	佐賀市	昭和 40 年 6 月 4 日
〃	西隈古墳	古墳	佐賀市	昭和 50 年 6 月 26 日
〃	銚子塚古墳	古墳	個人他	昭和 53 年 3 月 11 日
〃	肥前国庁跡	奈良・平安	佐賀市	平成 元年 9 月 22 日
〃	三重津海軍所跡	江戸	佐賀市	平成 25 年 3 月 27 日
〃	東名遺跡	縄文	佐賀市	平成 28 年 10 月 3 日
天然記念物	カササギ生息地		佐賀県	大正 12 年 3 月 7 日
〃	エヒメアヤメ自生南限地帯		民有地	大正 14 年 10 月 8 日
〃	下合瀬の大カツラ	平安	個人	昭和 37 年 5 月 16 日

佐賀県指定文化財　一覧表

県重要文化財

建造物	香椎神社四脚門	江戸	香椎神社	昭和 33 年 1 月 23 日
〃	石像肥前鳥居 慶長八年の銘あり	江戸	本庄神社	昭和 39 年 5 月 23 日
〃	銅造明神鳥居 寛永十七年の銘あり	江戸	大堂神社	昭和 46 年 6 月 23 日
〃	實相院仁王門	江戸	實相院	昭和 55 年 3 月 21 日
〃	與止日女神社西門	室町	與止日女神社	昭和 61 年 3 月 19 日
〃	高伝寺釈迦堂	江戸	高伝寺	平成 12 年 4 月 28 日
絵画	絹本著色普賢延命菩薩騎象像	南北朝	實相院	昭和 50 年 2 月 24 日
〃	紙本著色福満寺古図	室町末・桃山	福満寺	昭和 51 年 2 月 25 日
〃	紙本著色竜造寺隆信像	安土・桃山	宗龍寺	平成 7 年 5 月 26 日
〃	釈迦・迦葉・阿難図　狩野探幽筆	江戸	高伝寺	平成 9 年 5 月 9 日
〃	マンドリンを持つ少女 百武兼行筆	明治	公益財団法人鍋島報效会	平成 9 年 5 月 9 日
〃	山水図襖　谷文晁筆	江戸	個人	平成 10 年 5 月 11 日
〃	矢調べ　岡田三郎助筆	明治	佐賀県立美術館	平成 10 年 5 月 11 日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉	三学寺	昭和 53 年 3 月 20 日
〃	無著妙融像	南北朝	玉林寺	平成 13 年 2 月 28 日

彫刻	木造薬師如来立像	平安	中原区	平成 15 年 3 月 10 日
〃	木造大日如来坐像	平安	妙福寺	平成 20 年 3 月 14 日
工芸品	水上懸仏	鎌倉	水上地区(佐賀市教育委員会)	昭和 28 年 11 月 3 日
〃	短刀 肥前国住藤原忠広 寛永八年八月日吉日の銘あり	江戸	佐嘉神社	昭和 42 年 4 月 22 日
〃	刀 肥前國住藤原忠廣 寛永七年八月吉日	江戸	公益財団法人鍋島報效会	昭和 48 年 4 月 23 日
〃	仏具類(戒体箱・説相箱・如意)	室町	實相院	昭和 49 年 2 月 25 日 平成 9 年 5 月 9 日追加
〃	薙刀 銘貞治元年十二月日 備前長船政光	南北朝	個人	昭和 51 年 2 月 25 日
〃	刀 長巻なおし 銘正平十□肥州末貞	南北朝	公益財団法人鍋島報效会	昭和 54 年 3 月 31 日
〃	太刀　國行の朱銘あり	鎌倉	佐賀県立博物館	昭和 59 年 3 月 21 日
〃	太刀　来國光の朱銘あり	鎌倉	佐賀県立博物館	昭和 59 年 3 月 21 日
〃	色絵{流水文碗(台付)、瑠璃地桜花散らし文碗(台付)}二組	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 13 年 2 月 28 日
〃	青漆塗萌黄糸威二枚胴具足	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 22 年 3 月 12 日
〃	小袖地ドレス　１着	明治	公益財団法人鍋島報效会	平成 31 年 4 月 26 日
書跡・典籍	正法寺所蔵大般若経	平安~江戸	正法寺	昭和 49 年 2 月 25 日
〃	紺紙金字法華経	平安	高伝寺	平成 8 年 5 月 29 日
〃	紺紙金字法華経	高麗	公益財団法人鍋島報效会	平成 8 年 5 月 29 日
〃	紺紙銀字法華経	高麗	公益財団法人鍋島報效会	平成 10 年 5 月 11 日
古文書	泰長院文書	室町～江戸	泰長院	昭和 59 年 3 月 21 日
〃	高城寺文書	鎌倉～江戸	高城寺	昭和 61 年 3 月 19 日
〃	正法寺文書	鎌倉～室町	正法寺	昭和 61 年 3 月 19 日
〃	深江家文書	鎌倉～室町	個人	昭和 62 年 3 月 16 日
考古資料	関行丸古墳出土遺物	古墳	佐賀県立博物館	昭和 48 年 4 月 23 日
〃	銅戈	弥生	個人	昭和 52 年 3 月 11 日
〃	佐賀市上高木出土銅鉾		公益財団法人鍋島報效会	昭和 55 年 3 月 21 日
〃	佐賀市花納丸古墳出土遺物	古墳・江戸	佐賀県立博物館	昭和 56 年 3 月 16 日
〃	丸山遺跡一・二・六・七号墳石室及び出土遺物	縄文・弥生	佐賀市教育委員会	昭和 59 年 3 月 21 日
〃	西山田二本松遺跡二号住居跡出土銅釦	弥生	佐賀県教育委員会	昭和 62 年 3 月 16 日
〃	惣座遺跡出土遺物	弥生	佐賀市教育委員会	平成 2 年 3 月 30 日
〃	丸山遺跡三号墳舟形石棺	古墳	佐賀県教育委員会	平成 3 年 3 月 30 日
〃	鍋島本村南遺跡出土遺物	弥生	佐賀市教育委員会	平成 4 年 5 月 27 日
〃	西原古墳出土石製表飾遺物	古墳	佐賀市教育委員会	平成 4 年 5 月 27 日
〃	本村籠遺跡出土遺物	弥生	佐賀市教育委員会	平成 5 年 3 月 31 日
〃	石塚一号墳出土遺物	古墳	佐賀市教育委員会	平成 8 年 5 月 29 日

考古資料	一本木遺跡出土湖州鏡	鎌倉	佐賀市教育委員会	平成 10 年 5 月 11 日
〃	増田遺跡甕棺墓出土多鈕細文鏡	弥生	佐賀市教育委員会	平成 13 年 2 月 28 日
〃	十三塚遺跡出土鏡	古墳	佐賀県立博物館	平成 18 年 3 月 31 日
〃	牟田寄遺跡出土銅印	奈良・平安	佐賀市教育委員会	平成 24 年 4 月 27 日
〃	牟田寄遺跡出土ト骨	弥生～古墳	佐賀県教育委員会	平成 24 年 4 月 27 日
〃	地蔵平遺跡出土石器４７点	旧石器	佐賀県教育委員会	平成 25 年 4 月 30 日
歴史資料	蒸気車雛形	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 17 年 3 月 30 日
〃	蒸気船雛形（外輪船）	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 17 年 3 月 30 日
〃	蒸気船雛形（スクリュー船）	江戸	公益財団法人鍋島報效会	平成 17 年 3 月 30 日
〃	鍋島直正肖像写真６枚	江戸	公益財団法人鍋島報效会	令和 2 年 4 月 30 日

県重要無形文化財

	名尾紙		名尾紙保存会	令和 2 年 4 月 30 日

県重要無形民俗文化財

	三重の獅子舞		諸富町無形文化財保存会	昭和 39 年 5 月 23 日
	市川の天衝舞浮立		市川の天衝舞浮立保存会	昭和 40 年 7 月 23 日

県重要有形民俗文化財

	大堂神社奉納北前型弁才船模型	明治	佐賀県立博物館	平成 10 年 5 月 11 日
	佐賀県内農耕生活用具五一二点	江戸～昭和	佐賀県	昭和 52 年 3 月 11 日

県史跡、県名勝、県天然記念物

史跡	船塚	古墳	国（佐賀市教育委員会）	昭和 28 年 11 月 3 日
〃	大願寺廃寺跡	奈良	五社明神社(佐賀市教育委員会)	昭和 33 年 1 月 23 日
〃	関行丸古墳	古墳	個人	昭和 47 年 3 月 29 日
〃	小隈山古墳	古墳	個人	平成 9 年 5 月 9 日
〃	佐賀城跡	江戸	佐賀市	平成 13 年 2 月 28 日
天然記念物	佐嘉城阯の楠（群）	江戸	佐賀市他	昭和 28 年 11 月 3 日
〃	与賀神社の楠	室町	与賀神社	昭和 40 年 7 月 23 日
〃	新北神社のビャクシン	古墳	新北神社	令和 2 年 4 月 30 日

佐賀市指定文化財　一覧表

市重要文化財

建造物	神野のお茶屋	江戸	佐賀市	昭和 42 年 2 月 11 日
〃	武家屋敷の門（中の小路）	江戸	佐賀地方検察庁	昭和 46 年 2 月 11 日
〃	佐賀（龍造寺）八幡宮石造肥前鳥居	江戸	龍造寺八幡神社	昭和 47 年 2 月 11 日
〃	御位牌所　附木造阿弥陀如来坐像・御位牌（202 霊分）	明治	高伝寺	昭和 49 年 2 月 11 日
〃	鐘楼	江戸	真覚寺	昭和 50 年 2 月 11 日
〃	勝宿神社本殿	江戸	勝宿神社	昭和 52 年 2 月 11 日
〃	武家屋敷の門（水ヶ江）	江戸	佐賀市	昭和 54 年 3 月 1 日
〃	肥前鳥居	江戸	新北神社	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	肥前鳥居	中世末～江戸	若宮神社	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	伊勢神社の石造肥前鳥居及び肥前狛犬像	江戸	伊勢神社	昭和 57 年 3 月 1 日
〃	武家屋敷の門（八幡小路）	江戸	佐賀市	昭和 58 年 3 月 1 日
〃	與止日女神社三ノ鳥居	江戸	與止日女神社	昭和 58 年 10 月 17 日
〃	久留間六地蔵	室町	蔵福寺	昭和 62 年 7 月 25 日
〃	旧古賀銀行及び旧古賀家	明治	佐賀市	平成 7 年 3 月 22 日
〃	旧牛島家	江戸	佐賀市	平成 7 年 10 月 23 日
〃	旧福田家住宅	大正	佐賀市	平成 10 年 5 月 26 日
〃	神代勝利公の墓（石造宝篋印塔）	室町	宗源院墓地	平成 10 年 5 月 27 日
〃	旧三省銀行（付属棟含む）	明治	佐賀市	平成 11 年 5 月 25 日
〃	旧佐賀城本丸御座間・堪忍所	江戸	佐賀県	平成 13 年 2 月 20 日
〃	旧嬉野家の武家屋敷の門（薬医門一棟）	江戸	佐賀市	平成 27 年 6 月 15 日
〃	香椎神社肥前鳥居	江戸	香椎神社	平成 14 年 1 月 21 日
絵画	絹本淡彩金立神社縁起図	江戸	金立神社	昭和 47 年 2 月 11 日
〃	絹本着彩与賀神社縁起図	江戸	与賀神社	昭和 53 年 3 月 1 日
〃	涅槃図	明治	東光寺	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	（高伝寺所蔵）大涅槃像	江戸	高伝寺	昭和 59 年 3 月 26 日
〃	實相院絵図二幅	室町	實相院	平成 9 年 5 月 23 日
彫刻	石造十六羅漢像並びに石造釈迦三尊像付石造駒形標柱	江戸	岩松軒	昭和 48 年 2 月 11 日
〃	木造鍋島忠直坐像	江戸	高伝寺	昭和 48 年 2 月 11 日

彫刻	石造十一面観世音菩薩立像	安土桃山	個人	昭和 49 年 2 月 11 日
〃	銅造地蔵菩薩立像	鎌倉	西峰院地蔵寺	昭和 49 年 2 月 11 日
〃	一木七仏薬師如来立像	室町	東光寺	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	光専寺	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	木造不動明王坐像	江戸	宝光院	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	木造阿弥陀如来坐像	室町	土師公民館	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	木造金剛力士像（仁王像）	江戸	實相院	平成 6 年 2 月 27 日
〃	春日山高城寺仏像五躯	南北朝	高城寺	平成 8 年 3 月 5 日
〃	實相院彫刻十二躯	平安～江戸	實相院	平成 9 年 5 月 23 日
〃	神變社仏像	江戸	神變社	平成 9 年 5 月 23 日
〃	大串社(櫛田神社)の肥前狛犬	江戸	大串社	平成 10 年 11 月 26 日
〃	木造湛然梁重坐像	江戸	通天寺	平成 13 年 9 月 11 日
工芸品	石造六地蔵	室町	個人	昭和 49 年 2 月 11 日
〃	（本庄神社）石燈籠	江戸	本庄神社	昭和 50 年 2 月 11 日
〃	石造六地蔵	安土桃山	東善寺	昭和 50 年 2 月 11 日
〃	石造六地蔵六観音像	室町	坪の上天満宮	昭和 52 年 2 月 11 日
〃	（太田神社）肥前狛犬	江戸	太田神社	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	大黒天坐像	江戸	宝光院	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	道祖神「なんじゃもんじゃさん」	江戸	安龍寺	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	銅造弁財天坐像	江戸	安龍寺	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	一石五輪塔	室町	多聞院	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	六地蔵	室町	多聞院	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	天女絵柄半鐘	江戸	東光寺	昭和 57 年 4 月 1 日
〃	(四天社)石造四天王像立像四躯、石造宝篋印塔一基・石塔残欠一個	室町	池上地区	平成 9 年 5 月 23 日
美術工芸	木彫毘沙門天立像	室町	本行寺	昭和 43 年 2 月 11 日
〃	鬼丸聖堂の聖像三体と天縦殿の額	江戸	公益財団法人鍋島報效会	昭和 45 年 2 月 11 日
〃	不動明王立像	鎌倉	清心院	昭和 46 年 2 月 11 日
書跡・典籍	島義勇の旅日記	江戸	個人	昭和 47 年 2 月 11 日
〃	大興寺所蔵大般若経	南北朝	大興寺	昭和 57 年 3 月 1 日
〃	副島種臣の書	明治	願正寺	平成 5 年 3 月 31 日
古文書	長尾山年譜	江戸	長尾山福満寺	昭和 43 年 2 月 11 日
〃	末代念仏授手印	南北朝	大覚寺	昭和 45 年 2 月 11 日
〃	有田家文書九〇通	安土桃山・江戸	個人	昭和 49 年 2 月 11 日
〃	上林家文書一〇五六通	江戸	個人	昭和 59 年 3 月 26 日

考古資料	佐熊遺跡出土（鐸形土製品）	弥生	佐賀市	昭和 62 年 7 月 25 日
〃	本村籠遺跡 310 号土壙墓出土遺物（青磁椀二個、土師器小皿四個、刀子一口）	鎌倉	佐賀市	平成 2 年 5 月 30 日
〃	大願寺ニ本松遺跡出土（八花鏡・青銅製鉈尾）	奈良	佐賀市	平成 3 年 5 月 29 日
〃	上和泉遺跡出土瓦塔	奈良・平安	佐賀市	平成 16 年 3 月 23 日
〃	尼寺一本松遺跡甕棺墓出土遺物（一括）	弥生	佐賀市	平成 29 年 3 月 13 日
歴史資料	多久安輝の墓誌	江戸	龍雲寺	昭和 62 年 3 月 25 日
〃	木造了意和尚像	江戸	静元寺	平成 5 年 3 月 31 日
〃	木原隆忠の墓誌	明治	大覚寺	平成 5 年 3 月 31 日
〃	赤松小学校の校務日誌	明治～昭和	佐賀市教育委員会	平成 7 年 10 月 23 日
〃	石長寺中興記碑	江戸	石長寺	平成 31 年 1 月 7 日
〃	江里天満宮石造多宝塔	鎌倉	江里桜自治会	平成 31 年 1 月 7 日

重要無形文化財

	ガラス工芸技術（宙吹き等）		個人	平成 5 年 3 月 31 日

重要無形民俗文化財

	小松の浮立		小松浮立保存会	昭和 42 年 2 月 11 日
	浮立玄蕃一流		掘江神社	昭和 43 年 2 月 11 日
	海童神社奉納浮立		海童神社奉納浮立保存会	昭和 56 年 12 月 15 日
	松枝神社奉納浮立		松枝神社奉納浮立保存会	昭和 56 年 12 月 15 日
	太田の浮立		諸富町無形文化財保存会	昭和 63 年 3 月 1 日
	東与賀銭太鼓		東与賀銭太鼓を育てる会	平成 19 年 9 月 26 日
	快万浮立		快万浮立保存会	平成 19 年 9 月 27 日
	高木八幡ねじり浮立		高木八幡ねじり浮立保存会	平成 20 年 11 月 12 日

重要有形民俗文化財

	掘江神社神像群	鎌倉	掘江神社	昭和 42 年 2 月 11 日
	石造えびす坐像	江戸	西ノ宮社	昭和 44 年 2 月 11 日
	木彫彩色婦人坐像（観世音胎内仏一躯）	江戸	慈音寺	昭和 44 年 2 月 11 日
	旧城下町の道標	江戸	個人	昭和 46 年 2 月 11 日
	有蓋類形板碑（鳥獣供養塔）	桃山	杉神社	昭和 49 年 8 月 22 日
	六尊六地蔵塔	室町	詰瀬地区	昭和 49 年 8 月 22 日
	木造河童像	江戸	宗眼寺	昭和 52 年 2 月 11 日
	虫供養塔	江戸	個人	昭和 55 年 3 月 1 日
	鳥類供養塔	江戸	地元管理	昭和 63 年 5 月 14 日
	石造恵比須半跏像	江戸	相応下自治会	平成 7 年 10 月 23 日

史跡、名勝、天然記念物

史跡	築地反射炉跡	江戸	公益財団法人鍋島報效会	昭和 42 年 2 月 11 日
〃	葉隠発祥の地		佐賀市	昭和 42 年 2 月 11 日
〃	鍋島直茂誕生地	室町	公益財団法人鍋島報效会	昭和 42 年 2 月 11 日
〃	高伝寺墓所		高伝寺	昭和 42 年 2 月 11 日
〃	龍造寺隆信誕生地	室町	佐賀市	昭和 43 年 2 月 11 日
〃	万部塔と六地蔵	室町・江戸	公益財団法人鍋島報效会	昭和 43 年 2 月 11 日
〃	金立神社上宮		金立神社	昭和 48 年 2 月 11 日
〃	初代肥前国忠吉の墓地	江戸	真覚寺	昭和 48 年 2 月 11 日
〃	鍋島家発祥の地　御館の森		蛎久天満宮	昭和 56 年 3 月 1 日
〃	導善寺古墳	古墳	池上地区	昭和 58 年 10 月 17 日
〃	燈堂	室町	佐賀市	昭和 60 年 2 月 25 日
〃	此荷大明神	室町	個人	昭和 60 年 2 月 25 日
〃	高麗人の墓碑・逆修碑	江戸	佐賀市	昭和 60 年 12 月 12 日
〃	華蔵庵跡	江戸	通天寺	昭和 62 年 7 月 25 日
〃	肥前国分寺跡	奈良	宗龍寺	平成 2 年 5 月 30 日
〃	乱斗山古墳群	古墳	松尾学園	平成 5 年 3 月 31 日
〃	大野代官所跡	江戸	大野地区	平成 14 年 6 月 24 日
天然記念物	国相寺の楠	室町	国相寺	昭和 44 年 2 月 11 日
〃	牛島神社の楠	平安	牛島神社	昭和 53 年 3 月 1 日
〃	大小野の石楠花	江戸	個人	昭和 54 年 3 月 1 日

天然記念物	楠木ＮＯ．１	古墳	新北神社	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	楠木ＮＯ．２	江戸	新北神社	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	えの木ＮＯ．１	江戸	個人	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	大堂神社楠ＮＯ．１	平安	大堂神社	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	大堂神社楠ＮＯ．２	江戸	大堂神社	昭和 54 年 6 月 30 日
〃	高伝寺の梅	江戸	高伝寺	昭和 55 年 3 月 1 日
〃	日枝神社の楠	鎌倉	日枝神社	昭和 58 年 3 月 1 日
〃	浄円寺のイチョウ	江戸	浄円寺	平成 7 年 3 月 22 日

国の登録有形文化財　一覧表

建造物	徴古館	昭和	公益財団法人鍋島報效会	平成 9 年 12 月 3 日
〃	野中烏犀圓	江戸	個人	平成 12 年 3 月 2 日
〃	与賀神社本殿・弊殿・拝殿	江戸	与賀神社	平成 26 年 5 月 21 日
〃	旧百﨑家住宅主屋	明治	個人	平成 29 年 5 月 2 日
〃	大隈重信記念館一棟	昭和	佐賀市	平成 29 年 6 月 28 日

22 世紀に残す佐賀県遺産　指定一覧表

	野中烏犀圓	江戸	個人	平成 17 年度
	旧馬場家住宅	江戸	個人	平成 17 年度
	山口亮一旧宅	江戸	佐賀市	平成 18 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧久富家住宅	大正	佐賀市	平成 20 年度
	東与賀の干潟を望むシチメンソウ群生地		シチメンソウを育てる会	平成 21 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧福田家	大正	佐賀市	平成 22 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧古賀銀行	明治	佐賀市	平成 22 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧古賀家	明治	佐賀市	平成 22 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧三省銀行	明治	佐賀市	平成 22 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧牛島家	江戸	佐賀市	平成 22 年度
	佐賀市歴史民俗館　旧森永家住宅	明治	佐賀市	平成 24 年度
	旧百﨑家住宅	明治	個人	令和元年度

佐賀市都市景観重要建築物等　指定一覧表

	野中烏犀圓	江戸	個人	平成 14 年度
	願正寺	江戸	願正寺	平成 14 年度
	佐嘉神社、松原神社のクスノキ群	江戸	佐嘉神社、松原神社	平成 14 年度
	竹下邸	明治	個人	平成 15 年度
	山下邸	明治	個人	平成 15 年度
	竹下邸	明治	個人	平成 16 年度
	本行寺	江戸	本行寺	平成 16 年度
	高伝寺	明治	高伝寺	平成 17 年度
	伊勢神社	江戸	伊勢神社	平成 18 年度
	大坪邸	江戸	個人	平成 18 年度
	大覚寺	江戸	大覚寺	平成 19 年度
	護国神社境内の楠と石造物群	明治	護国神社	平成 19 年度
	牛嶋天満宮	江戸	牛嶋天満宮	平成 20 年度
	藪内写真館	明治	個人	平成 20 年度
	龍造寺八幡宮	江戸・明治	龍造寺八幡宮	平成 21 年度
	北島邸	明治	個人	平成 21 年度
	与賀神社	江戸	与賀神社	平成 22 年度
	三浦邸	明治	個人	平成 22 年度
	松野邸	明治	個人	平成 23 年度
	江口邸	江戸	個人	平成 23 年度
	西村邸	江戸	個人	平成 23 年度
	蛎久天満宮	江戸	蛎久天満宮	平成 23 年度
	古賀邸	明治	個人	平成 23 年度
	千鳥屋総本家原田邸	明治	個人	平成 23 年度
	横尾邸	大正	個人	平成 23 年度
	九州電力株式会社川上川第二発電所	大正	九州電力株式会社	平成 23 年度
	新北神社	江戸	新北神社	平成 23 年度

佐賀市景観重要建造物　指定一覧表

	平安山龍泰禅寺	大正	平安山龍泰禅寺	平成 24 年度
	與止日女神社	江戸	與止日女神社	平成 24 年度
	南里邸	江戸	個人	平成 25 年度

参考資料　　順不同

佐賀市史　上巻　佐賀市役所（昭和 20 年 1 月 5 日）　復刻　佐賀市（昭和 48 年 2 月 19 日）
佐賀市史　下巻　佐賀市役所（昭和 27 年 10 月 1 日）　復刻　佐賀市（昭和 48 年 2 月 19 日）
佐賀市史　1 巻　佐賀市（昭和 52 年 7 月 29 日）
佐賀市史　2 巻　佐賀市（昭和 52 年 7 月 29 日）
佐賀市史　3 巻　佐賀市（昭和 53 年 9 月 30 日）
佐賀市史　4 巻　佐賀市（昭和 54 年 4 月 28 日）
佐賀市史　5 巻　佐賀市（昭和 56 年 2 月 21 日）
富士町史　下巻　富士町（平成 12 年 3 月 31 日）
川副町誌　川副町（昭和 62 年 2 月 28 日再販）
久保田町史　久保田町（昭和 46 年 10 月 1 日）
久保田町史　下巻　久保田町（平成 14 年 3 月 31 日）
東与賀町史　東与賀町（昭和 57 年 11 月 3 日）
市報さが〈縮刷版Ⅰ〉　佐賀市（平成元年 4 月 1 日）
城下町佐賀の環境遺産Ⅰ　佐賀市教育委員会（平成 3 年 1 月 31 日）
城下町佐賀の環境遺産Ⅱ　佐賀市教育委員会（平成 3 年 3 月 31 日）
城下町佐賀の環境遺産Ⅲ　佐賀市教育委員会（平成 7 年 1 月 31 日）
佐賀市の文化遺産（指定文化財要覧）　佐賀市教育委員会（平成 15 年 3 月）
佐賀県の文化財　佐賀県教育委員会（昭和 61 年 3 月）
最新版 佐賀県の文化財　佐賀県教育委員会（平成 6 年 3 月 31 日）
佐賀県近世史料　第一編第五巻　佐賀県立図書館（平成 9 年 3 月 18 日）
佐賀県近世史料　第一編第六巻　佐賀県立図書館（平成 10 年 3 月 20 日）
佐賀県近世史料　第一編第七巻　佐賀県立図書館（平成 11 年 3 月 27 日）
佐賀県近世史料　第一編第八巻　佐賀県立図書館（平成 12 年 3 月 20 日）
佐賀県近世史料　第一編第九巻　佐賀県立図書館（平成 13 年 3 月 20 日）
佐賀県近世史料　第一編第十巻　佐賀県立図書館（平成 14 年 3 月 20 日）
郷土 0971 神埼郡図　佐賀県立図書館
肥前路を行く－江戸時代の佐賀の道－　佐賀県立博物館（平成 18 年 10 月 27 日）
佐賀県の地名　平凡社（昭和 55 年 3 月 10 日）
角川日本地名大辞典　41 佐賀県　角川春樹　株式会社 角川書店（昭和 57 年 3 月 8 日）
佐賀県大百科辞典　佐賀新聞社（昭和 58 年 8 月 1 日）
佐賀藩の総合研究－藩制の成立と構造－
藤野保 編　株式会社吉川弘文館（昭和 58 年 1 月 10 日　第 2 版）
続佐賀藩の総合研究－藩政改革と明治維新－
藤野保 編　株式会社吉川弘文館（昭和 62 年 2 月 25 日）
御城下絵図に見る佐賀のまち　財団法人鍋島報效会（平成 21 年 9 月 21 日）
佐賀城下町みて歩き　福岡博　佐賀市（昭和 57 年 11 月 1 日）
佐賀城下長崎街道ひとり案内　福岡博　佐賀市（昭和 59 年 3 月 1 日）
目で見る佐賀百年史　明治・大正・昭和秘蔵写真集　佐賀新聞社（昭和 59 年 10 月 3 日）
佐賀城下法令資料集　公益財団法人鍋島報效会（平成 26 年 3 月）

■気候
佐賀の天気　山崎道夫 編　佐賀新聞社（昭和 52 年 6 月 15 日　第 2 版）
■恵比須
佐賀のエビス　佐賀市教育委員会（昭和 53 年 12 月 10 日）
肥前路を行く　佐賀県立博物館（平成 18 年 10 月 27 日）
佐賀市の恵比須台帳　恵比須ＤＥまちづくりネットワーク（平成 21 年 3 月）
■橋
佐賀市の川と橋　佐賀市建設部河川課　第 2 版（平成 16 年 10 月 20 日）
■農業
佐賀県農業史　佐賀県（昭和 42 年 5 月）
■菓子文化
肥前の菓子　株式会社村岡総本舗（平成 11 年 2 月 19 日）
南蛮から来た食文化　江後迪子　弦書房（平成 16 年 10 月 15 日）
佐賀の甘味読本　佐賀市（平成 17 年 3 月 1 日）
肥前の菓子 シュガーロード 長崎街道を行く　村岡安廣　佐賀新聞社（平成 18 年 3 月 3 日）
「鶴屋文書」にみる江戸時代の佐賀の菓子　鶴屋菓子舗（平成 18 年 10 月 1 日）
九州国立博物館　Ｗｅｂオリジナルサイト　知識の散歩道　路地
連載：異国由来の名菓たちー九州の菓子を訪ねて 第三回　橋爪伸子
■伝統工芸
佐賀錦解説書　佐賀錦振興協議会（平成 19 年 11 月）
季刊　ふでばこ 11 號　株式会社白鳳堂（平成 19 年 6 月 5 日）
ＦＵＫＵＯＫＡ　ＳＴＹＬＥ　Vol.26【特集】洋学の九州
福博総合印刷株式会社（1999 年 9 月 21 日）
■寺院
佐賀県神社誌要　佐賀県神職会（大正 15 年 11 月 5 日）
復刻　小宮博康　洋学堂書店（平成 7 年 6 月 30 日）
■祭事
芙蓉　芙蓉校百周年記念事業実行委員会（昭和 49 年 4 月 29 日）
市川のまつりー天衝舞浮立ー
執筆者 矢俣九洲男　編集兼発行者 市川天衝舞浮立保存会（昭和 53 年 9 月 15 日）
佐賀民俗学　第 4 号　編集兼発行者 佐賀民俗学会（昭和 55 年 11 月 1 日）
「田楽」奉納の白鬚社の「丸祭」　古川文士
祭礼行事・佐賀県　編集 高橋秀雄・佛坂勝男　株式会社東京桜楓社（平成 3 年 9 月 25 日）
日本祭り文化事典　編集 社団法人全日本郷土芸能協会　東京書籍株式会社（平成 18 年 7 月 13 日）
江戸時代人づくり風土記　㊶ふるさとの人と知恵　佐賀
社団法人農山漁村文化協会（1995 年 2 月 25 日）